金光教學

金光教教学研究所紀要

26

1986

金光教教学研究所

金 光 教 学 ——金光教教学研究所紀要——

1986 No. 26

戊申詔書下の金光教団		
――地方改良運動との関連を中心に――	14 →	rh Way 1
	水	忠 次 1
「不浄・汚れ」に関する金光大神理解		
その背景と意味について		
	岩 本	徳 雄35
明治二年三月十五日の神伝に関する一考察	ta %=	光 明60
	······/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	JL ₱J00
資料概説		
本所における資料収集の経緯とその概要		
	堤	光 昭94
資料 金光大神事蹟集曰		117
教団史資料目録(9)——教団史資料七	••••••	154
昭和60年度研究論文概要		183
紀要掲載論文検討会記録要旨		194
集 報 ——昭和60.4.1~61.3.31——		197
(第25号正誤表 P.208)		

期は、

外的進出の見られてゆく時期でもあった。とりわけ、

すでに、日本近代史の諸研究においても明らかにされてきている通り、

日本の産業革命にともなう経済社会の確立のみられる時期であり、

戊申詔書下の金光教団

――地方改良運動との関連を中心に―

過重との関連を中心に――

は

U

8

に

坂本忠次

は、 その特徴点と問題状況を浮き彫りにできると思われる。 としての金光教の場合、 内岡山県浅口郡大谷村の一農民金光大神(本名赤沢文治、一八一四 — 一八八三) によって創唱され成立をみた民衆宗教 組織され、社会的な布教実践が行われる場合にもたらされる教団布教をめぐる歴史的制約と世俗化への問題性について 従来から多くの指摘がみられるところである。なかでも、この点については、近世末期とりわけ幕末維新期に瀬戸 教団・宗団において、 明治後期の教団独立(一九〇〇年)後の国家と教団の布教体制との関係をめぐって最も鮮明に 創唱者・創始者(=教祖)によって創唱され貫かれた信仰の純粋性と、それが教団-教会に

(4474)

日露戦争は一七億円の戦費の支出によって遂行されたのだが、そ

対外的には、

台湾、

韓国等での権益確保と対日露戦時・戦後までの時

日清「戦後経営」、

の戦費の大部分を英・米など当時の先進国からの外債募集によって賄い、

〇八年 する地方改良の事業と運動が、 各種団体の活動を通ずる地域住民の自発的な協力と運動を通じて国家統治のエネルギーを底辺から引き出してゆとうと 作争議が発生するなど危機的な様相が見られ出した。危機は、都市・農村の両面で見られたが、こういった世相の中で、 清戦争時と異なり、 (明治四一) 一○月一三日、明治天皇により戊申詔書が渙発されたのを契機に、この地方改良の事業と運動は都 戦勝にともなう賠償金もなく、戦後の経済不況と農村疲弊の中で国民の不満は増大し、 内務省を中心とした専門官僚の手で進められ、主要な国内施策となったのである。一九 農村では小

市及び農村で具体化されて行ったが、近年学界におけるとの時期の研究も漸次進展してきているところである。

び朝鮮国布教(一九〇二年)、満州(現中国東北部)布教(一九〇七年九月)などを開始している。 念大祭 (一年延期) 独立後の教会数、教師数、教信徒数の推移をみても、 おける内外への布教体制整備と近代化・組織化への過程でもあった。ちなみにこの点は第1表及び第1図によって教団 び私立金光中学校の設立(一九〇五年二月)、布教興学基本財団認可(一九〇七年六月)、台湾布教(一九〇一年一〇月)、び私立金光中学校の設立(一九〇五年二月)、布教興学基本財団認可(一九〇七年六月)、台湾布教(そうして、一九〇〇年一〇月には、 祭(一九一三年一〇月) 務省より認可(一九○○年六月一六日)されてから教団独立一○年記念祭(一九一○年六月)を執行し、教祖三○年記念大 金光大陣(金光萩雄) 黒住などと共に民衆宗教・創唱宗教の一に数えられている金光教にとっても、教団の別派独立並びに教規・教則を内 日清「戦後経営」から日露戦争並びに戦後の戊申詔書発布から明治末の大逆事件などの起った時期にかけては、 教祖二〇年大祭記念巡教を一九〇二年四月から一九〇三年一月まで行うなど布教体制の拡充・整備に努めている。 の執行された一九一三年(大正二) が管長並びに大教会長に就任、教団の教務・教政をとり行うこととなった。以来、 に向かってゆく時期であった。 金光大陣・金光貫行共著『金光教祖神誡正伝』が刊行された。また、 との間には、内務省による宗教統制制度としての管長制度のもと までの教会数は二五三から四八四へ約一・九倍に増大し、 ほぼ明らかであろう。教団独立時の一九〇〇年から教祖三〇年記 いわば、 独立後の教団 各地教会所の 教義講究所及 同期間

一部は国民からの増税に頼った。

しかし、

第1表	教団独立後の教会・	教師	教信徒数の推移	$(1900 \sim 1913)$
70 1 12	が国が北区の状式	AN HIM	以旧ルメンルツ	(T900, - T9T9)

	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906
	(明治33)	(" 34)	(" 35)	(" 36)	(" 37)	(" 38)	(" 39)
教 会 数	253	260	283	312	329	343	366
	(100)	(103)	(112)	(123)	(130)	(136)	(145)
教 師 数	954	939	958	999	1,027	1,042	1,034
	(100)	(98)	(100)	(105)	(108)	(109)	(108)
教 信 徒 数	460,860 (100)	489,660 (106)	486,745 (105)	498,709 (108)	508,486 (110)		556,392 (121)
(内)教徒数	45,794	49,053	49,715	49,708	50,159	55,091	57,170
	(100)	(107)	(109)	(109)	(110)	(120)	(125)
信徒数	415,066 (100)	440,607 (106)	437,030 (105)	449,001 (108)	458,327 (110)	470,601 (113)	
	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913
	(" 40)	(" 41)	(" 42)	(" 43)	(" 44)	(大正元)	(" 2)
教 会 数	380	387	399	411	429	453	484
	(150)	(153)	(158)	(162)	(170)	(179)	(191)
教 師 数	1,030	1,032	1,023	1,031	1,065	1,073	1,149
	(108)	(108)	(107)	(108)	(112)	(112)	(120)
教 信 徒 数	562,670 (122)	559,244 (121)	559,704 (121)		560,516 (122)		562,378 (122)
(内)教徒数	58,180	56,488	56,739	56,682	56,810	56,979	57,193
	(127)	(123)	(123)	(124)	(124)	(124)	(125)
信徒数	504,490	502,756	502,965	503,268	503,706	504,359	505,185
	(121)	(121)	(121)	(121)	(121)	(121)	(122)

注) 金光教本部教庁「昭和17年末教勢統計」による。

教会には、本部教会を含み、1903年(明治36)より、台湾、さらには朝鮮国、満州(中国東北部)等海外の教会所を含んでいる。なお数字は、年度末。

教化活動や都市・農村で 改善・改良の事業―国民 衆統合政策としての地方 家官僚の手による国内民 との時期はまた、 てゆく時期であったが、 教団の整備拡張の見られ 教団にとっては独立後の 立を見せ始めた。 増大している。とくに教 鮮国、満州にも教会の設 外にも台湾はもち論、朝 会数の増大が著しく、海 七八人へと約一・二倍に 倍に、教信徒数も四六万 八六〇人から五六万二三 に教師数も九五四人から 一一四九人へと約一・二 以上にみるように金光 明治国

教教団の布教活動との融合、 の社会的な救済活動一が見られ、 国内各種宗

かに、 十字社、婦人会、青年団、 なども組織され、各地で地方改良の幻灯会、 の教化組織としての母姉会、 政補助組織とみなされていた在郷軍人会、 種団体としての農会、 行政団体、 戊申詔書の渙発下、 報徳会、青年会(団)、 国民の精神的統合、 日清戦争後から顕在化してゆく各 産業組合、さらには行 府県・郡・ 貯蓄組合などのほ 地方改善と町村内 夜学会、 矯風会、 市町村など 処女会 教育

時期でもあったのである。 懇談会等が行われるに至った。 民間の宗教団体にも様々な反応と影響をもたらしつつ浸透してゆく。 相剋の見られた 中央報徳会の機関紙 教会・教師・教信徒数の推移指数 第1図 (1900~1913) 指数 200 『斯民』第七編の掲載記事を例にみると、 数 教 信 徒 数 師 100 日露戦争後の "危機" 一九一三 (幹祖三〇) 同紙は その一部を 九〇四 九〇五 九〇〇(教団独立) 九〇八(戊申詔書 九〇九(十〇年祭)

究の興味ある一問題」と題して岡山県下の宗教団体の地方改良の教化活動について次のように記している。 として位置づけられたからであった。いま、 村疲弊の過程で、明治天皇制国家の行った国民統合と国民教化の政策の一環に、各種の宗教団体もその有力な教化機関 戊申詔書の趣旨は、

紹介しておとう。

焦点を当てて若干の考察を加えておきたいと思う。

浮上してくるのであり、

以下とれらの諸点を念頭に、

明治末期の国家と独立後の金光教団との関係をめぐる問題状況に

をなしつ、あるもの、如く、二派各々完全なる中等教育の機関をも有し、地方風化の上に進取的活動を試むる所また少からず。 天理教、黒住教、 金光教等もまた相応に流行し、殊に黒住教及び金光教の如きは、 本県は到る所に日蓮宗の帰依者多かりしとのことなるが、今日にては、 本県を根拠地として、 仏教各派を始めとして、 目覚ましき発展

皆な其感化力の偉大なるに推服する所ありといふ。 因みに金光教の先達、 佐藤範雄氏は、傍ら教育家 (同派創立に係る中学長を兼務す)として、また社会改良家として令聞あり。 世

改善事業における国家的政策の枠組みのもとでの教団布教の位置とその歴史的制約などの問題をめぐって多くの論点が 教化と国民統合政策との関係を中心に、 というのである。 自主的」対応をめぐる問題、国民道徳の涵養・国民教化と宗教的救済との関係、 について検討を加えておきたい。そとでは、日露戦争後の国家官僚の指導の下に行われる地方改良事業と教団布教の「 民』などからも注目を集めていたところであった。 務める)は、単に宗教家・教育者にとどまらず社会改良家としても広く知られ、当時の地方改良運動の代表的機関紙 的リーダーとしても重要な位置を占めた佐藤範雄(一九〇一年から一九〇六年まで専掌、一九〇七年から一九一七年まで教監を 本稿では、金光教団の独立後明治末までの一〇年余の期間―とりわけ日露戦争後から戊申詔書渙発、 明治末の三教会同の時期―において教団の教政・布教体制の整備・確立の過程で遭遇した明治国家による国民 みられる通り、 別派独立時並びにその後明治末期にかけて教団における教務・教政並びに当時 明治期における国家と教団の関係、 明治の宗教的救済と社会事業との関係など 宗教的救済と社会事業との関連、 教団独立一〇年 地方

、戊申詔書の発布と金光教団

1、『戊申詔書大意』の刊行

韶書は、 鮮明にあらわされていった。一九○八年(明治四一) 一○月一三日、第二次桂内閣のもとで発布された明治天皇による 独立後の教団の社会対応は日露戦争時や戦後の「非講和」問題への対応にもあらわれていたが、戊申詔書渙発後より⑩ 国内の「人心ノ作興」「国民道徳ノ涵養」などに大きな意義をもった。いま、参考までにこの詔書の全文をか

詔書

かげておこう。

益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤倹産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサ ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内国運ノ発展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政 朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ将ミ東西相倚り彼此相済シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々国交ヲ修メ友義ヲ惇シ列国ト与ニ永

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ国運発展ノ本近

ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ封揚セムコトヲ庶幾フ爾臣

在名 在雪

民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣 侯爵 桂

太郎

みられる通り、 日露戦争後国家のとる政策に対し、「上下心ヲ一」にし、 「忠実業ニ服シ勤倹産ヲ治メ」 「醇厚俗

(4479)

だして産業の振興につとめ、もって「国運発展ノ本」を築くことが必要だと述べている。そのために必要な国民教化の ヲ成シ華ヲ去リ」とある通り、全国民が共同一致の体制をもって協力し、天皇のもと質素倹約、 勤労を旨とし風俗をた

精神、それが戊申詔書なのであった。

どを集め詔勅の奉読式を行っている。 する必要を訴えた。また、岡山県では谷口留五郎知事のもとこの詔勅を受けとめ、一〇月二四日県庁にて高等官県属な そうして、岡山県下でも、『山陽新報』が一九〇八年 (明治四一) 一〇月一六日の社説で詔書の趣意を体し「国運発展 克く詔書の御趣旨に副ひ奉」るよう努めるべく内訓を発し、また東西両帝国大学及び直轄諸学校などにも通牒を発した。 にとれを見よう。まず、詔書渙発にさいし第二次桂内閣小松原文相は、各地方長官に対し「聖意を奉体し―(中略)― の本」を築くため、何よりも「臣民」が「奢侈淫佚」を戒め「心機を一転」し「勤倹力行、以て聖旨の存する所を恪守」 との詔書渙発のもとで、詔書の趣意と金光教団の教政=布教体制とは一体如何なるかかわり合いをもったのか。つぎ

早速「大詔を奉拝す」る記事を掲げている。そうして、教団をあげてとれに対応する事を決め、一一月には、『戊 当時事実上の「教報」であり機関紙に相当していた『大教新報』は、一九〇八年(明治四一)一〇月三〇日号の一面で 派がそれぞれの教団事情もあり異なったニュアンスの対応を示す中で、教団ではいち早く対応することとなった。まず、 する上に消極的に流」れつつある傾向があり、内務省は細心の注意を払って各宗派にも普及協力を依頼したのであった。 える感化の大きさからして、まず「詔書」の謄本を全国各教派管長に向け下付したが、 戊申詔書が全国各教宗派に及ぼした影響はきわめて大きかった。内務省宗教局では、その宗教家を通じて全国民に与 折しも金光教団では、 別派独立一〇周年の記念祭を翌年六月(一九〇九年六月一六日執行) に控えた年であった。 「各教派とも詔書の聖旨を解釈

下の各郡役所各警察所等へも贈呈したのである。とれに対し各警察署は所轄各巡査駐在所に、ある郡においては各町村 (4480)

書大意』と題する冊子を刊行し各教会所へ配布した。また、その普及貫徹に努めしめるため各官省及各府県庁及岡山県

7

冊子だが、同年一一月から翌一九〇九年六月までに六版の発行を数え実に四万五〇〇〇部にも達したのである。。って求めに応じて頒布した。『戊申詔書大意』は監修権大教正佐藤範雄、謹述少教正山本豊となっている。四六頁の小 に何れも「備へ付置度旨を以て配本を請求」してきたので、それぞれ贈呈した。また、 って求めに応じて頒布した。『戊申詔書大意』は監修権大教正佐藤範雄、 一般希望者には、

2、独立十年紀年·詔書普及講演会

ヲ派シテ斯旨ヲ効サシム」というのであった。 教徒信徒ノ列ニアルモノ弥々進テ信心ヲ篤クシ―(中略)―以テ教祖立教ノ大旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期セヨ茲ニ巡教師 テ信念ヲ研キ皇上ノ聖旨ヲ体シテ忠実業ニ服」すると共に「我カ教師教会長ニ奉スルモノ益々奮ツテ教運ノ発揚ニ努メ 「既往ノ成績ヲ顧ミルニ本教ノ今日ハ未ダ其神意ノ一端ヲ顕現セルニ過キス将来尚遼遠タリ爾今一層真神ノ大道ヲ奉シ - 教書」を発表した。それによると、「本年ハ別派独立後ノ十年ニ当ルヲ以テ来ル六月ヲ期シ記念祝典ヲ挙行」するが、 一九〇九年(明治四二)の教団独立一〇年祭の年の二月一七日、金光教本部では、金光教管長大教主金光大陣名にて

徹二努メ」させることとなった。ここに、® 派遣が教団を挙げて決められたのである。 国運発展ノ基ヲ鞏固ナラシムベキヲ通牒」したので、この謄本の写を作って「各教会所ニ奉持セシメ愈々詔書ノ普及貫 また、 昨年の戊申詔書換発に対しては、金光教管長名で各教会長宛に「聖旨ヲ奉戴シテ一層教導ニ努メ民心ヲ振作シ 教団独立一〇年記念をめざす内外への布教と戊申詔書普及のための巡教師の

橋茂久平、 で巡教師派遣の達が発せられたのである。とれをみると、「本教独立十年紀年布教及戊申詔書御趣旨普及ノ為巡教師 京都をはじめ各地教会所にて奉読式がひきつづき行われると共に、二月一七日を期して、金光教管長大教主金光大陣名 戊申詔書奉読式は、まず金光教本部において一九○九年(明治四□) 一月一○日午前一○時より行われた。そうして、● 巡教師八木栄太郎、巡教師片岡幸之進、巡教師吉田新太郎、 巡教師中野辰之助、 巡教師林保太ヲ別紙日割表

戊由詔書講演会一覧表 (1908 11 22~1909 4.30)

书2表	戊甲韶	手講	演会一 舅	記表 (1	908.11	$.22\sim1909$.4.30)
教区	府リ件	具 数	箇所数	日数	回数	聴衆数	巡教師数
	岡山	県	29	29	29	8,912	2
一教区	兵庫	県	8	8	8	3,966	2
	大 阪		6	6	6	3,070	2
二教区	奈 良		4	4	4	257	1
	和歌山	県	13	13	13	1,627	1
	京 都	府	7	7	7	1,654	3
→ +//. I==	滋 賀	県	8	. 8	8	951	1
三教区	三重	県	5	5	5	873	1
	福井	県	4	4	4	262	1
	愛 知	県	17	17	17	2,149	2
四教区	岐 阜	県	2	2	2	148	1
	静岡	県	18	18	18	1,490	2
	東京	府	14	14	14	1,414	3
五教区	神奈川	県	5	5	5	328	1
	千葉	県	1	1	1	66	1
六教区	福島	県	1	1	_ 1	133	1
	宮城	県	1	1	1	. 88	1
七教区	秋田	県	1	1	. 1	. 72	1
八教区	北海	道	4	4	4	1,582	1
九教区	石川	県	3	3	3	166	3 1
	山山	県	13	13	13	1,310) 1
十教区	広島	県	15	15	15	3,919	9 3
	香川	県	10	10	10	3,158	3 2
十一教	愛 媛	県	10	10	10	2,562	2 1
Z X	高知	県	3	3	3		1
	徳島	県	5	5	5 5	676	5 1
十三教 区	台	湾	2		2 2	2 404	1 :
合		計	209	209	209	41,53	39
-							

注) 『大教新報』第167号及び『戊申詔書講演会状況報告 綴』(1909年) による。

教は一九○九年六月一六日の独立一○年記念祭前月まで続けられたのである。巡教は植民地台湾にまで及ぶと共にとく れる通り、巡教は、まず、高橋茂久平、八木栄太郎、 政府による韓国併合(一九一〇年八月)前後には、 畑徳三郎、 (四二達第四号 山本豊、 明治四二年二月一七日 韓国・大連等への視察・巡教も行われるに至っている。 浜田安太郎、 片岡幸之進、吉田新太郎、中野辰之助、林保太の各師らによって 和泉(森定)乙三、入江(長谷川)雄次郎らも加わり巡 金光教管長大教主 金光大陣) となっている。

(明治四一)

二月から始められた。さらに、

ノ通巡教為致候条此旨相達ス」

17

月二二日から一九〇九年

(明治四二)

四月三〇日までの戊申詔書講演会一覧を同時に添付している。

聴衆四万一五三五名、

あった。第2表にみる通り、講演会の開催は大教会所の所在地第一台湾を含む一二教区に二〇九カ所、日数二〇九日、回数二〇九回、

また、

教区四国香川県、

つづく、七月七日にも管長名で平田内務大臣に臨時報告を行っているが、 ◎I国香川県、愛媛県各一○ヵ所となっている。第五教区東京府でもこの間

七カ所、

静岡県の一八カ所、

第一〇教区広島県の一

五カ所、

山口県の一三カ所

第二教区和歌山県の一三カ所、

四カ所講演会が開かれた。

同年五月一日より七月四日までの講

教区岡山県の二九カ所をはじめ、

第3表 戊申詔書講演会一覧表 $(1909.5.1 \sim 1909.7.4)$

	府	県	箇所数	日数	回数	聴衆数	巡教 師数
	岡	山県	12	12	12	2,641	3
一教区	鳥	取 県	6	6	6	2,010	2
-	兵	庫県	17	17	17	3,204	1
	岐	阜県	2	2	2	381	1
四教区	Щ	梨 県	1	1	1	91	1
六教区	栃	木県	2	2	2	225	1
九教区	長	野県	5	5	5	415	1
十教区	島	根県	1	1	1	670	1
合		計	46	46	46	9,637	11

注) 『大教新報』第172号、及び『戊申詔書講演会状況報 告綴』(1909年) による。

第4表 戊申詔書講演会一覧表 (1909.2.21~1909.5.30)

	府	県	箇所数	日数	回数	聴衆数	巡教 師数
	福	岡県	17	17	17	6,630	2
	大	分 県	8	8	8	3,550	2
十二教	佐	賀 県	3	3	3	645	2
区	長	崎 県	4	4	4	755	2
	熊	本 県	1	1	1	_ 17	2
	鹿	児島県	2	2	2	370	2
合		計	35	35	35	11,967	12

『大教新報』第174号による。

日数三五

回数三五

П

各県については、三五カ所、

さらに、

第一二教区九州

てい 巡教師数一二名、 いる (第4表)。 九六七名の報告が行わ 以上のように戊申詔書普 聴衆一万

第一〇各教区など四六カ所 第一、第四、第六、第九、 巡教師数一一名で、 六三七名に達している。 日数四六日、 回数四六回 聴衆九

演会は、第3表の通りで、

(4483)

で

これによると、

巡教師数三九名を数えたの

第四教区愛知県の

西の大阪にも、大阪青年会(一九〇二年二月二三日)、難波教会の藤蔭青年会(一九〇七年七月一一日)ほかが生み出され、

団布教にとっては、 外者からも比較的多数の出席を得てひとまず『感激的』かつ『成功裡』に進められたのであった。それは、 東京市をはじめ京都講演会、神戸講演会、 国家のもたらす『大きな援護』であり『又とない機会』でもあったことは否定できない点だろう。 岡山県下の講演会など独立一〇年記念布教ともかかわりつつ教 独立後の教

3、有志伝道

内部落寄合所、 りて其方面を撰び部署を定めて活動」すること、つまり、教会所並びにそれ以外の街頭、学校・市庁舎役場ホール、町 いうのは、 ところで、独立後一〇年目の教団においていま一つ注目すべきものに「有志伝道」というものがあった。有志伝道と 「教師が教祖の御代理として敷居三寸動くととなく、専念一意御取次に肝胆を砕ける間に、信者有志が外にあ 「耶蘇教に於ける有志の伝道」や仏教における「僧侶以外有志の力」による布教などに金光教信者も学び、 さらには遊廓、 宿屋、 被差別部落集団等における主として教徒、信徒による自主的な布教活動を意味し

江(長谷川)雄次郎、佐藤一夫、高橋正雄らが参加したが、この中に、後金光教教師となり巡教講師となる人々も多数 創刊したのであった。との『新光』には当初佐藤のほかに中野辰之助、山下鏡影、寺田金次郎、森定(和泉)乙三、入 もみられる。佐藤は大学を卒業する直前金光教青年会を結成し、一九〇六年(明治三九)五月、その機関紙 同志会をつくり、土曜日に東京の各教会で伝道講演をはじめたのであり、これが教内における「有志伝道」の始まりと 学に学んだ佐藤金造らが、当時のキリスト教や仏教の学生青年会活動に啓発されて、東京に在学する教内学生らと青年 たことが注目される。 明治後期には、 時あたかも、教内の各教会所、教区に青年会の自主的な動きがあった。首都東京においては、 帝国大

神訓等の研究を始めたり、各教会で幻灯、講演などを行っていた。大阪青年会は、一九〇七年には機関紙『青年布教 |戊申詔書発布時の一九〇九年(明治四二)| 一〇月にはこれを拡張し月刊雑誌『道の嫩葉』に改めている。

まって展開した。 目的とした各教区での講演は、これらの有志伝道にもまた一定の啓発効果を生み出し、教団の巡教と有志伝道とはあい の中から、教団の巡教教師の資格を得る人たちが多く生み出されると共に、戊申詔書普及・教団独立一〇年記念布教を は、当初国家目的とは無関係にいわば素朴な信仰青年学生の運動として出発したものであった。しかし、これらの人々 とのようにして、有志伝道は、まず、各地青年会の結成と幻灯講演・機関紙活動の中にその端緒が見出された。 それ

支部救護員養成所教員を委嘱されたが、同年三月には第三教区内有志が地方改良をめざす美風会を結成した。そうして られ出していたのである。 同年四月には、 なお、一九一○年(明治四三)二月には、佐藤範雄(一九○七=明治四○年四月五日より教監に就任) は、 東京に金光教青年会寄宿舎を開設するなど、教団内にも明治末期の地方改善政策の影響が様々な形で見 赤十字社岡山

二、地方改良運動と教団の対応

『国民講演』から三教会同へ

光大神を拝し「人を助ける身となれよ」との裁伝を受けて大工職をやめて以来、広島県芸備教会広前にて御用を務めて はそれぞれ少しずつ異なっていた。就中とれを、一八七五年(明治八) 秋金光教に入信、翌年二月四日はじめて教祖金 祝典、全国教会長会が開催された。ところで、戊申詔書を奉読し教団独立記念布教を行う教監、専掌、各巡教師の立場 教団独立一○年記念祭は、一九一○年(明治四三)六月一六日大教会所で盛大に執行され、同時に管長就職一○周年

山県令第五六号と宗教取締への教団の対応、第3に、感化救済事業における佐藤範雄の働きとその評価をめぐる問題 ち入って検討してみよう。その特徴は、第1に、『国民講演』から明治末の三教会同期に至る佐藤の役割、 きた佐藤範雄の講演内容、 その感化救済活動などに即しつつ内務省の行う地方改良運動の教団的展開について今少し立 第2に、岡

そとで、まず第1の点から順次検討を加えてみたい。

どにあらわれているといえよう。

参拝者約三○○○人ともいわれている。同趣旨の講演を兵庫、広島、京都府などでも行い、一九○九年六月には島根県 中国の大連、旅順に至る間、「維新の元気と国民の自覚」と題した講演を行った。例えば一九〇九年(明治四二) 松江市ほかで詔書講演と共に「迷信覚醒講演」をも行っている。 二四日岡山県上道郡角山村(現、岡山市才崎)金光教才崎教会所にて戊申詔書奉読式及び講演を行ったが、との時の聴衆 を尽すこととなり同年一〇月二二日備後松永教会所を始めとし一九一四年 (大正三) に至るまで、遠く北海道旭川より 国家の為め御尽力を請ふ」との依頼を受け、詔書の書写を交付されたのである。以来管長の命により「聖旨普及」に力・ 催感化救済事業講習会の講習を終え、一〇月一三日詔書渙発されて後に上京し、平田東助内務大臣より直接口頭にて「 いうまでもなく当時教監の地位にあった佐藤範雄であった。佐藤は、戊申詔書渙発直前の一〇月七日、すでに内務省主 戊申詔書奉読並びに各地での講演会を通じてとの時期に教団内外において最も大きな働きをなし影響力をもったのが、 一月

以来四〇余年、日本が「国運頻りに発展」したことを述べつつ「戊申詔書渙発」にさいし、 は、巡教に随行した早稲田大学卒業の文学士高橋正雄の講述によるものであった。高橋はこの中で、明治維新の「大業」 申詔書などが全文かかげられている。そうして「維新の元気と国運の発展」と題するとの本の序論第一章「維新の元気」 集があるのでとれにふれておとう。との冊子は一八八頁に及ぶもので、その最初には、五ケ条の御誓文、教育勅語、戊 との時期の佐藤の立場を最も鮮明に集約しているものに一九一一年 (明治四四) 六月三〇日発行の『国民講演』 「精神的維新」が必要なと (4486)

14 では帝国臣民の道徳的涵養の側面が強調されていたといえるが、佐藤はとの考え方を骨子として文明と国交(第三章)、 とを訴えている。 し給ひ」、「戊申詔書」は「我国運の発展を期し大国民として世界列国に対する態度を示し給へる」としている。 の関係にある点にふれる。そうして、「教育勅語」は、 高橋の講述に続く本論において佐藤はまず明治の「教育勅語」 (1八九〇年) と「戊申詔書」 (1九〇 「我帝国臣民が遵拠すべき道徳の大方針を示

国運の発展に対する国民の態度」を明らかにすることの必要を訴えている。 佐藤は『国民講演』を述べる立場について、先にもみた通り、自分は一宗教家としては金光教教師であり又一面

国民の覚悟 (第五章)、 国体の尊厳 (第六章)、 青年と国家 (第七章) を論じ、結論として「

国力と徳義(第四章)、

者としては金光中学校黌長の職についているが、そのどちらでもなくただ「陛下より、忠良の臣民と仰せ下されてある

その資格」において「国家の急務」について相談したいと述べていることが注意される。

の教義体系へと結実してゆくプロセスとして位置づけられている。一九〇〇年六月の教団独立に際して大きな役割をしこの時期の佐藤の『国民講演』の中身は、ふつう、独立後の金光教団が教義、信条を整備し、いわば「信忠孝」一本 的には容認されるところであろう。 ○日の教祖大祭に金光大陣・金光貫行共著『金光教祖神誠正伝』が刊行された事実からみれば、とのような解釈も原則 立にさいして、教規中の教義の所依の典籍の中に『道教乃大綱』『信心乃心得』がかかげられた。とくに同年一〇月 た佐藤はこの時期、教監(一九〇七=明治四〇年四月五日~一九一七=大正六年一月二〇日) の要職にあった。また、教団独

は決定的な対立ではあり得ず、 への「おもい」や教団の「課題と展望」はそれぞれ少しずつニュアンスを異にしていたのであった。 枚岩ではなかった。 しかし、すでに若干みた通り、「戊申詔書」を奉読し巡教講演に参加した専掌をはじめ各巡教師の立場は必ずしも一 巡教師畑徳三郎、 大筋としての教団の布教体制にはほぼ共通のものがあったといわねばならない。 山本豊をはじめ、 高橋茂久平、 片島幸吉…らの教団独立一○年目に際しての教団 しかし、 との相違

議会には金光教団からは教監佐藤範雄が出席し、 た後者の懇親会には、 八日上野精養軒での懇親会にはさらに宗教学者、 基三宗派の七○名余が、さらに翌二六日の同会館での三教協議会にもほば同数のメンバーが出席した。そうして同月二 ととであった。一九一二年(明治四五)二月二五日の東京麹町区山下町の華族会館における政府招待の会合には、 日本の伝統的な思想信仰との調和を通じ前者の後者への同化を図ることによって宗教を通じての国民教化の実をあげる をめざし進められた。つまり、 竹二郎が述べた通り第一に、 宗教統合政策としての神仏基のいわゆる「三教会同」の事態へと帰結してゆく。との「三教会同」は、 気風を興さしめ」、第二に「各宗教家の接近を益々密ならしめ以て時代の進運を扶翼す可き一勢力たらしむる」、こと 内務省の進める宗教統合政策としての「三教会同」への参加には、 ずれにしても佐藤の 教団からは、 『国民講演』に象徴されているような明治末期の教団と国家をとりまく事態は、 「宗教と国家との結合を図り宗教をして更に権威あらしめ、 国家のめざす国民道徳の涵養への役割を宗教と教育に求め、 専掌畑徳三郎、 佐藤はこの会合の設定にもかなり大きな役割を果たしたのである。 新聞記者等を含む多数の参加者が見られた。 巡教師和泉(森定)乙三、同長谷川(入江)雄次郎らも出席した。 各宗派それぞれの立場があった。 国民一般に宗教を重んずるの さらには欧米の思想信仰と 前者の三教会同、三教協 とくに少数派の 内務省次官床次 内務省 ic による

果的にはかなり大きかったと見られることである。 りつける政策的意義を有していたのであり、金光教団におる佐藤範雄 治国家の宗教政策上の意義は大きかった。それは、 との時期に神仏基三派が会同し内務省のめざす宗教統合と国民教化の政策にひとまず合意をかち得たことにみられる明 キリスト教会側では、 無条件では同意できず、また仏教界側、 内務省の主導による地方改良事業に対し宗教各派の同意と協力を取 神道系も一枚岩ではなかったといわれている。 (さらには高橋正雄らの協力) らの積極的役割は結 しかし、

ことの有無 信徒又は教徒の会合に関する事項、 地及建物坪数、内部の構造、所属の信徒・教徒数(第二条)、斎神又は安置所の称号、信徒又は教徒となるべき手続、 場合の規準を定め、 神道、 祭の行われた同じ日の一九〇九年(明治四二) 六月一六日、岡山県知事谷口留五郎は、 ところで、 仏道ノ教務所、 (第六条) 内務省の宗教統合政策の一環として、岡山県令第五六号による宗教取締の強化がみられた。 知事の許可を受けるべきものとした。これには、 等、かなり細かい規則が定められた。とれは、内務省による宗教統制の拡大の一環で、 説教所設立、移転、廃止及変更ニ関スル規則左ノ通定ム」とし、 役員、 総代等の名称、 人員、 職務権限等 教務所・説教所等の設立を要する理由、 (第五条)、 守札・神符を配布・授与する 教務所または説教所を設立する 岡山県令第五六号をもって、 教団独立記念

八九五年

なり」とひとまず歓迎の意を述べている。 て現」われた県令第五六号について、「十二条より成りて簡単なる割合に内容豊富- (中略) -極めて完備せるを覚ゆ」 との論説をかかげており、これが一つの手がかりを与えている。山下は、「本教独立記念祭当日を以て愈々事実となり れについては『大教新報』七月二日号が一面において、山下鏡影の署名による「岡山県令第五六号に就て当局者に望む」 「該県令の出づるに就いては其深意云ふまでもなく神仏教会の廓清にありて ― (中略) ― 如何はしき教会を一掃すると とういった内務省―岡山県による宗教取締の強化に対して当時の教団としてはどのように対応しようとしたのか。 吾人は斯く解するが故に該県令に対しては大に歓迎することを辞せず、実に一日も発布の速かならんことを祈りし 惰気を催せる教会に活気を与へて、其の負へる国民輔道の任務を尽さしめんとするの親切心に出づるや明らかな (明治二八) 二月の「岡山県令第二号教務所説教所設置ニ関スル事項」は廃止された。

弊あり善良なる教会を束縛して発展の自由を害せんとするものなれば恐るべき誤解とすべし」と述べて県当局者が 理を正し来」った教会との取締の差違をめぐる問題があった。この点について山下は、 ここで県令発布にともなって、 多数の県内の曖昧なる教会ないしは迷信的な教会と(本教のような) 「教会の取締といふ言葉には

して吾人の要求する処に合するに至るべし、社会に害毒を流さゞる限りに於て大目に見ざる可らざる点も極めて多かる るのであり「現下神仏の教会に集り来る者は大部分御祈禱を乞はんとするものなる、それも知識の開発と共に漸次絶滅 とするのは問題で、「我国の教会は今や特に過渡の時代」にあり「固定の形式を備ふるまでには尚幾多の歳月を要」す 会の圧制者迫害者とな」らないよう求めている。そうして、とくに当局者が「教会と云へば直ちに耶蘇教の教会を標準」 「吾人は県当局者が本県教会のために破邪顕正の槌を最も公平に最も円滑に居眠せずに振回すべきに深く信頼す」と結 当局者は深き同情と真の親切とを以て成るべく円満に運用することあらんを切望す」と述べている。 そして、

危惧を述べ、県当局側の同情と親切をもった円満な運用へ希望を表明したのであった。 のことでは、県令第五六号による国民補導と教化の方向に歓迎の意を表しつつも、当局の宗教取締の運用面には一抹の

んでいるのである。

感化救済事業と佐藤範雄

3

な役割に、感化救済事業への献身的な貢献が見られるので、次にとの点を検討しておきたい。 つは分かち難く融合し総合化されていたのかも知れない。当時の社会改善・地方改良事業において果たした佐藤の大き が同時に認められて、極めて複雑多様な性格を示している。むしろ、佐藤という人間個人の中では、少なくともとの三 宗教家」(教団の教政者と共に芸備教会広前における取次者)としての立場、「教育者」(金光中学校黌長)としての立場など をたずねてみても、佐藤自らも述べるような「天皇の忠良な臣民」ないしは「国民」としての立場のほかに、さらに「 民道徳の涵養」の側面のみにとどまるものでもなかった。その活動分野はきわめて幅広くかつ佐藤の社会活動の立脚点 業家としても広く社会的に知られるに至った。しかし、社会改善事業家としての佐藤の活動は、単に「国民教化」「国 さて、先にも見た通り、この時期の佐藤範雄は、内務省官僚の目ざした地方改善事業に積極的に協力し、社会改善事

17

、社会改善事業への出発

が、戊申詔書渙発前夜の一九〇八年(明治四一)一〇月から一九一五年(大正四)三月に至る間、 佐藤はこの時期、 社会改善事業にも献身した。すでに早くから日本赤十字社の幻灯講演その他を積極的に行って 岡山県浅口郡三和村 しい た

く受けていたとはいえ、きわめて特異でもあった。それは、佐藤が「宗教と警察との協力」をめざすことを提唱してい (現金光町) など広島県をあわせ二二カ村の社会改善に努めたことが 報告されている。 ところで宗教家としての佐藤の社会事業に対する考え方は、当時の内務省の地方改良事業に対する考え方の影響を強

業は「直接に国家の手を借らず、個人又団体に於て人類救済の目的、又は公共の利益のために営む事業、 人類を打って一団となし、之を人間社会といふとともある」と述べた後、社会事業について次のように述べる。社会事 た点に端的にその特徴点があらわれていたのであり、まずとの点から見ておこう。 佐藤の講演「社会事の一斑」によって佐藤の社会事業への考え方をみよう。佐藤は、まず社会について「社会とは通 各種の慈善博愛に関する事業の如き、之を社会事業といふのである」としている。 へば世の中 少し理論的にいへば、 相互の間に利害の関係を有する人間の集合体」と定義し、さらに「全世界の 即ち日本赤十

即ち宗教は人心の内部から、 福を増進するに在り」とし、 如何なる点に於てするか」を探求する。まず「宗教の目的は信仰に依りて、人に死生の安心を与ふると共に、 改善を企つべき」ととを提唱するのである。 佐藤は、この社会事業について、「国家の一機関たる警察と我々が従事しつつある宗教との提携協力によって社会の 人生の幸福を増進するに在り」としている。 社会人生の幸福を増進し、 この両者が「其の取る所の手段は違っても、 佐藤は「宗教と警察とは、 警察は人の外部の行為を取締る上から、社会人生の幸福を図る」 一方、 「警察の目的は公共の安寧を維持し、以て社会国家の幸 一致協力し得べきものであるが、 究竟の目的は同一点に帰着するではない į 社会の風 (中略) —

う点で目的を一致する以上、相扶け協力して行くべきだ、とする持論を展開するのである。 「内と外との区別はあるが、 社会の幸福といふ帰着点は一である」との前提に立って、このように「社会の幸福」とい

には一九○○年(明治三三) 公布の治安警察法体制下の権力認識における "甘さ" が感ぜられることを否定し得ないが、® いずれにしても、「警察権の根源は勿論大権の発動に存し、憲法第九条に掲げられてある」として、その権力の根源を 罪人の捜査を司るとし、警察の活動の十中八九は行政警察に属するとしている。とのような佐藤の警察=国家権力認識 「天皇大権」に求めていることが示されている。 ことで宗教家佐藤の警察権力認識が問題となるが、佐藤は、警察の機関は「行政、保安、司法」の三大要部に区分さ 行政警察は衛生、風俗、其他一二、三に区別され、保安警察は公安私安の二つ、司法警察は別に細目がなく、

ところで、行政警察のうちの宗教警察について佐藤が警察犯処罰令についてあげたところをみると、

祭事、祝儀又は其行列に対し悪戯又は妨害を為したる者(第二条第九項)

は三〇日以下の拘留又は二〇円以下の科料に処せられるとしている。また、

人を誑惑せしむる流言浮説又は虚報を為したる者(同第十六項)

は罰せられ、また 妄りに吉凶禍福を説き又は祈禱符呪等を為し若くは守札を授与して人を惑はしたる者(同第十七項)

病者に対し禁厭、祈禱、

符呪等を為し又は神符、

神水等を与へ医療等を妨げたる者

(同第十八項)

うととに定められてあるとするのである。 などを指摘し、教会長、教師が「若し病気平癒の祈念を頼まれた折には、先づ最初に医師の診察を受けたか否や」を問

彼は社会事業の方法について主に次の二つをあげる。それは、 不良少年感化事業

却って中等以上の資産あるものゝ子弟に多い」こと、「宗教家の職分として先づ個人の家庭を改善するの方法」を取る べきこと、不良の少年の感化は宗教家の仕事でもあり「若し不良の少年があったなら拙者引取って之を感化してやりた の二つであるが、まず前者については、多年の金光中学黌長としての経験から「学校における犯罪は貧家の子弟よりも から御通知を願ふ」と警察に申し出るとしている。

正当の職業につき、正当の人間にかへることを勧誘奨励しなければならぬ」とするのである。 こらが宗教家たるものゝ大いに注意すべき処で、 のなく、全くよるべを失った捨小舟の有様で、失望の極、とこに自暴自棄に陥り、再び犯罪を敢てするようになる。 を訴えている。「一旦出獄したる者も東西南北いづれを見ても皆自己の仇敵ばかりで、一人半個も温情を以て遇するも 方後者については、 キリスト教信者や真宗本願寺の事業であったが、これに (金光教も) 積極的に対応すべきこと ― (中略) ― 此頼りない憐むべき免囚者を保護し、正当の筋道を踏み、

味でも注目されるところであろう。そとには宗教者と共に教育者としての佐藤の真骨頂もみられることである。 もいくつか見られ出していたが、佐藤の感化救済活動は、今日の教団における児童保護・教誨師活動等の原型をなす意 県下では、キリスト教の石井十次などによる孤児院をはじめ救貧・養老・医療事業など宗教者による民間社会事業など 事業への主要関心は不良少年感化事業、出獄人保護事業など人間救済に直接関連する分野に向けられていた。 彼の社会事業観は、宗教と警察との協力を前提とするものであり、それ自身特異性を有していた。しかし、 彼の社会

部落改善の講演活動

b

間佐藤は、 ところで、佐藤の社会改善事業への協力は、さらに、当時「特殊部落」とされた被差別部落の改善にも及んだ。との 一九〇八年(明治四一) 一〇月に始まり一九一五年(大正四) 三月頃まで岡山、 広島、 愛媛各県下二二カ所

業への積極的協力の一環であり「国民道徳の涵養」をめざすものであるとはいえ、そこに宗教家としての側面からみれ ていたともいえるのである。 遊廓改善講話を行っている。とのような佐藤の部落及び遊廓改善の講話活動への積極的参加は、佐藤の内務省の教化事 にて部落改善につき講演を行った。また、一九〇九年(明治四二) 三月から翌年四月にかけ八回、岡山市中島遊廓にて 一面また当時の貧民、社会の下積みの民衆の心の救済活動においてきわめて注目すべき積極的な働きの一面を有し

て起てと嘱せざるを得ぬ。諸君それ之を収るゝや否や、敢て問ふ敢て問ふ」というのである。 ふるの理由がない。 - (中略) - 天が下に他人といふことはなきものぞとの神訓を生命とせる教徒に向って、奮然とし 特殊部落民といふ、彼等は与し難き人物、済度し易からざる人物、懶惰 - (中略) - けれどもこれは彼等の特性ではな 影名の論説「特殊部落布務(布教か―筆者)」と題し次のように訴えている。「成程、昔の穢多、今の新平民、近来は かの社説、解説記事を連載している。例えば同紙の一九〇九年(明治四二)三月五日号についてみよう。同紙は山下鏡 当時の教団布教において部落布教はどのように位置づけられていたのか。との点について『大教新報』 (中略) ― 神より云へば同じく天が下の氏子、国より云へば同じ瑞穂の国の民、如何にしても彼等にのみ侮辱を加 には、 いくつ

来てくれ……」「又本月六日には浅口郡三和村六条院村等の部落の婦人会も出来て、発会式を挙げましたが……」と当 即ち「当春一月十二日、富原矯国会第六回の総会に参りし後、婦人会を起し、三月五日其発会式を挙げるから是非とも 不徳ながら力を尽しつつありますが」と前おきして、まず第一に、部落改善における婦人会の活動の役割をあげている。 郡長などの来会のもとで開かれている。この時の講演内容で佐藤は、 業視察として来県中の床次内務省地方局長に随行している長谷川地方局書記官、児玉県警部長、村沢同保安課長、 との趣旨を受けた佐藤の部落問題講演は、岡山、広島、愛媛などを中心に各地で行われたが、とれを岡山県都窪郡 (現倉敷市) 自重同倫会発会式における佐藤の講演「独立自営」についてみよう。同日の発会式は、 「近年社会改善の一として、処々の部落に参りて、

21

独立自営には、 時のいわゆる〝部落〟における婦人会の誕生を祝しつつ「此の風俗改善の事は、男子は固よりの事なるが婦人と云ふも ては一家を持ち其一家の内の事は自分で働いて喰物を作り、金を儲けて他人の助力を借らず子孫の教育をなし、人たる のが大に力を尽さねばならぬものである」と述べたのである。第二に、部落の「独立自営」について述べている。との 精神的独立自営と物質的独立自営とがあるが、両者が相まってゆくことが必要であり、まず「人と生れ

の道を行ひ生活して行くのをいふのである。」としている。

られたといわねばならないだろう。 述べる時、そこに彼の部落観、 佐藤が、部落民は「先祖以来屈辱を受けて居ったものを、明治天皇陛下の大御恵によって屈辱の縄張りを解かれた」と 税と兵役とに努めねばならぬー(中略)―それから平等の教育とて、みんな子供が学校にて教育を受ける事となった」。 民となったのである。民権といふ事は天皇陛下より吾人に与へて下されたのである。それで国民の権利義務としての納、 についても次の様に述べている。 すなわち、「百姓の子も町人の子も諸氏の子も、 役人にでも学者にでもなれる平等の 文と共に「何と有難い事」ではないかと述べている。佐藤の維新観の一面が明白となると共に、いま一つ、その人権観 人の称を廃し、身分職業とも平民同様」とするいわゆる身分解放令の意義を、明治当初の天皇陛下による五ケ条ノ御誓 佐藤の講演は、さらに、一八七一年(明治四)七月の廃藩置県の後八月二八日に出された太政官布達、 「四民平等」の維新への全幅の信頼と明治絶対主義的天皇制国家へのいわば楽観論が見 即ち「穢多非

に国民道徳涵養をめざす佐藤の立場を鮮明に示すものでもあったのである。 ず強調したことも教祖信仰的でありユニークな見方であった。そうして、講演の最後を「先ずとの独立自営の一として 観や天皇観を別にすれば彼の教祖信仰把握に由来するものであったろう。そうして、部落改善における婦人の役割を先 (部落民が) 精神的に人格を高める手初めとして、金銀の要らぬ言葉遣ひからでも改めるがよい」としているのは、 佐藤は、 部落民が維新と戊申詔書の精神にのっとり、先ず「独立自営の心をもたねばならぬ」としたのは、 同時

佐藤は、

との講話の中で、遊女達

事に力を致すの外、

現代に処して別に妙策なかるべし」というのである。

(佐藤は「嬢等」と呼ぶ)を前に、遊廓が義理の世界であり、

席主

(経営者)

は親と

遊廓改善と『旭水講話』

際を調理せんとするものは、 減ぜしむると共に、 済の立場を述べている。「要は、 理論は必ずしも実際の得失と相伴はず、是れ不完全なる人生に於て免るべからざる遺憾なるを以て、苟も事に当りて実 などが出たことにふれつつ、「余つらく〜これを思ふに、公娼を非とするの論もとより美なり、 ― (中略) ― 然れども 自叙」において、 略)一嗚呼、 則チ可ナル。只是廓中ノ改善ヲ計リ、 奈何セン。之ヲ行フモ弊害ノ之ニ伴フヲ奈何セン。 ― (中略) ― 苟モ之ヲ認ムル以上ハ、之ヲ処治スルノ道ハ如何 察部長児玉利實の序がついているがそれによると、「廃娼ハ人道上ノ定論ナリ。唯夫レ云フ可クシテ行フ可カラサル 請により、 ノ婦ト為リ、人ノ母タルモノニシテ、常ニ人道ノ何タルヲ知ラシメサル可カラス……」と記している。また、佐藤も 佐藤は、 岡山県立中島病院長鈴木昌平君ノ需ニ応シ、中島遊廓ノ為ニ修身講話ヲ開キ、 一九〇九年 岡山市東中島、 人ノ子ヲ賊フモノ娼妓ヨリ甚シキハ莫シ。彼モ均シク是レ人ナリ。一旦堕落ノ境界ヲ蟬脱スレハ、 一二月五日、 「売淫公認制度」の沿革と一八九〇年頃における廃娼論、その後の反動としての存娼論、 社会に流れ出でんとする害毒を未然に防ぎ、一面一般社会男女の道義心を高め人格を向上せしむる (明治四二) 三月一八日から一九一〇年 西中島町遊廓改善の為、中島病院楼上女紅場において講演した。 単に理論の一面のみを見ずして、別に他の一隻眼を開かざるべからず」として、現実的救 『遊善 旭水講話』として中島病院長により発行されている。との本の最初には、 処置其の中庸を得、一面次第に廓内の改善を図り、可憐の女子をして成る可く痛苦を 以テ社会ノ進歩ヲ俟ツノ外ナキナリ。金光教権大教正佐藤範雄君夙ニ此ニ見ル所 (明治四三) 四月まで、 其筆記積テ一冊子ヲ為ス。 岡山県立中島病院長鈴木昌平 この講演は、 遊廓改良論 後一九一一 岡 即チ人 山県警 Ó

24 我が生命を奪ひ取って捨てるといふことは、天理に背くのである……」とも説いている。また、遊女の病気にも心を使 しての人情を尽すべきとと、遊女らは、金光教祖の教えの通り「吾心で吾身を救い助けよ」と切々と訴えたのであり、 - 若しも病にでも罹れば神にも祈り医師にもかゝり、手の尽せる限り生きる事に力めねばならぬのである。それを吾と

いつつ遊廓の公衆衛生についても多くを指摘している。

たのかの点については、今後の検討にまたねばならない。 あった廓清運動を刺激し促進する役割を果たしたのか、あるいはその運動を改良主義的側面に押し止める役割を果たし 員の共営等、共稼業―いわば「あいよかけよ」の共存―をめざす佐藤の立場が、大正期にかけ全国や県下にも起りつつ と記している通り、その感化救済活動は一定の成果があった。ただ、娼妓方、席主、呼込屋、娼妓、仲居といった構成 佐藤は、「この講話により廓内大に改善せられ、其の後三年間余、娼妓の心中、足抜等絶えたるは、快感を覚えたり」

d、社会主義者の「救済」活動

ころである。いま、この点を改めて簡単に紹介しておくとすれば、佐藤は一九一○年 (明治四三) 四月の箇所には、 った森近運平の感化救済については、すでに『信仰回顧六十五年』上巻に掲載の史料等からほぼ明らかにされていると った。とくに岡山県井原市高屋出身で県内・県外で社会主義的運動を行ない無政府主義者幸徳秋水らと一時期交際のあ 佐藤範雄の果たしたいま一つの救済活動に、大逆事件連座者森近運平や武田九平らの感化救済活動をめぐる問題があ

四月九日 森近運平の感化救済を始む

治四十一年より、 森近運平 (郡高屋町) は、社会主義者幸徳秋水の一派なり。 余は、帰宅の度毎に同人を呼びて、飲食を共にしつゝ、その転向改悛に力め、或時は、余、 彼一人を感化せば、 皇国の御為、千萬人の教導に勝ると決心し、 森近の為に半生を犠

を得たり。本人も悦び、大に楽みとし居たり。

性にすと申聞かせ、 又 森近は信仰なき者なれば、余代りて信心もしてやることゝし、会ふ度毎に思想緩和に尽す。

救済と重層させつつ、感慨をこめて次のように記している。 このような佐藤らからの働きかけも少しは影響があったのであろうか。佐藤は、森近の感化救済を金光教の信仰による 大正・昭和初期の岡山県上道郡出身のキリスト教信者・農民運動家山上武雄においてもほぼ同じ側面がみられた―は、 になれり」と記している。森近が社会主義者であると共に郷土の土を愛する〝精農家〟でもあったこと―との点では、 首肯せり。依って、佐藤信淵翁『農政本論』『種樹園法』『土性弁』を貸与せしに、読書後、余の言を心より聴くやう 宗教家の立場からすれば、 の御為、千萬人の教導に勝る」というのである。森近の「改心」を如何に重視しているかが分ると共に、また信仰者= 動した同郷(後月郡高屋村)の森近運平の感化救済は、先の戊申詔書の精神、教化活動の具体化であり、それは、「皇国 と記している。みられる通り、岡山県庁職員でありながらも幸徳秋水らと交際し、 佐藤は、森近の〝転向〟を促すため色々と努力した。「或時『君は読書が偏して居る』と言ひしに、此一言を大いに 「森近は信仰なき者なれば、余代りて信心もしてやることゝし……」と述べている。 「岡山いろは倶楽部」を創設して活

の時森近「私は今まで心に針がありましたが、心から取れました。今後先生の随行をして、農事の講演をさせて頂きたい」といひ に奉献したるが、能くもとゝまでになりしものぞと自ら涙下り、大祭済むや帰宅して、同人と御直会を共に頂き、共に悦べり。そ 余は夜間視察に行きたることもあり。同人言ふに、「明年(四十三年)四月十日御本部の御大祭には、苺を熟らして献る」と。果 四十二年の冬となり、彼は高等園芸と称して、高屋町筋、南裏に温室を建て、トマト、苺、胡瓜、茄子などの栽培を始めたり。 精神を籠めて栽培し、二個の鉢植を四月九日晩芸備教会所まで持参る。教会所よりは徹夜金光に運び、余はそれを御大祭 「貴殿を随行とするには其の筋に手続を要する」とて、上京の際、 当時の警保局長有松英義氏と懇談して、 その了解

کے€

たのである。

名死刑執行) は一九一一年(明治四四) 一月一一日と意外に早く行われた。佐藤らの助命嘆願運動の努力も空しく終っ 大審院による幸徳秋水ら無政府主義者など二四名への大逆事件死刑判決の後、 森近を含む一一名の死刑執行 (のち)

なかろうか。 ® 会事業の構想は、 その最後に佐藤は「森近の事に関しては余は省く」とだけ記している。森近の感化救済が成功していたとみられた矢先 の国家司法権力による処刑、地方改善を「宗教と警察との協力」により実現しようと考えた当初の佐藤の社会改善・社 を忖度することはできないが、青天白日となったと思ふ。佐藤先生へ宜しく言ってくれ』と認めありたり」としていた。 『信仰回顧六十五年』の森近運平の最後の箇所には、「森近は、公判が済むや妻に宛てたる端書中に、 冷酷な国家権力の論理の前に、その見通しの"甘さ"をいかんなく見せつけられたとも言えたのでは 『判官の心中

た。ここにも佐藤の救済者としての一面を見ることが可能であるが最早紙数も尽きたことでもあり、この点、の じて大杉栄系の活動家武田伝次郎と出会い、その兄大逆事件連座者の武田九平の出獄請願の運動に奔走することとなっ た「社交桜心会」には、当時の著名な労働運動家、無産者団体リーダーも一時期多数参画した。佐藤はこの桜心会を通 末期の一九二五年 (大正一四)の「思想緩和懇談会(社交桜心会)」 の活動へと発展してゆく。大阪を中心に活動をみ 佐藤の社会主義者の転向促進をめざす感化救済の活動は、その後自ら主唱結成した「壬戌会」の活動、 さらには大正 別稿にゆ

ずらざるを得ない。

むすびにかえて

なものに止らざるを得なかったのである。 団管長制度のもとでは、 なった。当時の教団教政者の対応は個々人としては決して一枚岩とはいえなかったが、明治国家の宗教政策における教 面が見られながらも他面ではまた漸次「矛盾」の局面も見られ出してゆく。この点では、教団の布教が国家政策に順応 政策目的と創唱宗教・民衆宗教教団のめざす本来的な布教―民衆救済目的との間には一面では「調和」と「ゆ着」の局 ては他宗団に比べた金光教団の明治後期の教政上における一つの特徴点をなすといえる。 もあり、布教目的の巡教講演と詔書普及目的とをワンセットで進めたことであった。これは国家と宗教との関係におい して検討を加えてきた。そこでは、 れた地方改良運動と独立後の金光教団との対応関係の特徴点について、当時の主要な教団教政者佐藤範雄らの動向に即 (又は先取り) して進められる場合の布教上のメリットと共に結果的にはいくつかの問題点をも浮上させてゆくところと 日露戦争後の明治末期、 個人教政者の相対的な役割には自ら大きな限界があり、その独自性への萠芽はきわめて消極的 都市・農村の疲弊の中で発布された戊申詔書等を背景に内務省官僚の主導の下に行わ 第一に戊申詔書下の金光教団の対応が折しも独立一○年記念祭の前年に当ったこと しかし、内務省主導型の 国家

立場と宗教的救済者、教育者としての立場の区別、さらにいえば国民的道徳涵養と人間の心の救済を目ざす宗教家とし 三教会同」への道においても個人的には大きな役割を果たした。また、 社会改善のリーダーとしても広く知られるに至った。ただ、佐藤においては、 第二に、教政者佐藤範雄の、 きわめて大きいものがあった。 独立教団の整備期つまり戊申詔書前後からの「国民講話」 内務省のリードする地方改良運動の過程で佐藤は、 地方改良運動にも深くかかわり、 「忠良な臣民」「国民」としての自らの 宗教統合政策の一環をなす ―三教会同に到る過程での役 社会改良家

大きく立ちはだかっていた。

28 えなかったことであろう。その点において、佐藤の宗教的実践には―その精力的な働きにもかかわらず―歴史的制約が くに教会所の設立―には大きな貢献をなしながらも教祖信仰の本質に迫りその純化を図ってゆく点では決して十分とい ての立場とが分かち難く結びついており、また、ある意味では前者の立場が優先していたために、 教団組織の拡充

らわされていたと思われる。同時に、佐藤は、社会主義者の「転向」を促すことを自らの宗教的救済の目的とも考えて しかし、宗教家としての佐藤の国家権力認識は楽観的であり、その見通しの『甘さ』が、大逆事件問題等に集約してあ とには、地方改良を「宗教と警察との協力」のもとで行うといった佐藤の特異ともいえる社会事業観が見られてい いたとみられ、そこにはなお道徳的救済と宗教的救済との混同が認められた。 第三に、佐藤の感化救済活動は、「地方改善」「国民道徳の涵養」といった、国家的枠組みのもとで進められた。

だろう。 に学び、宗教的救済と民間社会事業との関係に独自の地平を切り開いた点も、それ自身では評価できる側面だといえる には「人を助ける身」=救済者としての佐藤の真骨頂がいかんなく示されていた。また、佐藤がキリスト教の社会事業 地方改良の道徳的枠組みをはるかに超えて、社会の下積みの虐げられた民衆の心の中に深く及んでいたのであり、こと 部落問題、婦人問題を含む遊廓改善問題、不良少年感化・出獄人保護その他の救済活動に及ぶ時、それは国家のめざす とはいえ、さいごに、佐藤の社会事業活動は、国家的な枠組みのもとで進められたにもかかわらずその救済活動が、

迫るものともなった。 り方への根源的な問いをも同時に内包していたのである。 題性についての歴史的な教訓と問いかけを提起できるだろう。 明治末戊申詔書下の金光教団の活動には、戦時期とあわせ国家と教団布教との関係におけるいわば「政教一致」の問 しかし、他面ではまた、そとに民衆宗教が本来もつべき救済活動―社会の人が助かること―のあ それは、 戦後 「信教自由」下の教団教政に多くの反省を (教学研究所嘱託)

(4501)

- ① この点金光教においては、教祖金光大神と本稿でふれる佐藤の こ八八―二九二百参照。 の対話が教団組織化の原点的問いかけを示すものとして伝えらの対話が教団組織化の原点的問いかけを示すものとして伝えられている。例えば金光教本部教庁刊『概説金光教』一九七二年、二八八―二九二頁参照。
- ② 教団独立以前にさかのぼるが、教団設立にともなう神道金光教学』第一二号、一九七二年、がある。 を完成立、教団組織化と教義形成などの問題性を扱ったもの 教団独立以前にさかのぼるが、教団設立にともなう神道金光
- 研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資恵が高などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも大田での無点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資の研究』大田では、古く石田雄『明治政治は、古いのは、古いのでは、古く石田雄『明治政治展示が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資

九一三年に延期された。 明治天皇の崩御などにより教祖三〇年記念大祭は一年後の一

4

- との論文は一九〇七年(明治四〇)頃までの巡教の問題性を中として―」 紀要 『金光教学』 第一四号、 一九七四年がある。った研究に山田実雄「巡教の様相とその問題性―明治期を中心は従来見当らないが、明治後期の教団巡教と国体との関係を扱り この時期の宗教教団に対する国民統合政策の視角からの論稿
- ⑥ 一九○一年(明治三四)一○月二三日、斎藤俊三郎が台湾布心に扱っており、拙稿はそれ以後の時期に焦点を当てた。との論文は一九○七年(明治四○)頃までの巡教の問題性を中

教に着手している。

- の 一九○二年秋、朝鮮国釡山浦に教会所設立の認可を得ている。 ○一九○二年秋、朝鮮国釡山浦に教会所設立の第一号であった。金光教本部教の ○一九○二年秋、朝鮮国釡山浦に教会所設立の認可を得ている。
- の 出稿をも参照されたい。の 中央報徳会機関紙『斯民』第七編第一号、(明治四五年四月の)中央報徳会機関紙『斯民』第七編第一号、(明治四五年四月の)中央報徳会機関紙『斯民』第七編第一号、(明治四五年四月の)中央報徳会機関紙『斯民』第七編第一号、(明治四五年四月の)出稿をも参照されたい。
- 国威宣揚祈願祭を行ったり、戦時巡教を行うなど戦争への協力での地位にあった佐藤範雄は、『日露宣戦大詔説教』を刊行し、の地位にあった佐藤範雄は、『日露宣戦大詔説教』を刊行し、『日本記録の書記録の地位にある

29

料集成』(全六巻、柏書房)も復刻された。

の戦争への不満の表現だった日露「非講和」の市民大会の動き なお、大正デモクラシー期の民衆運動の出発点ともされる民衆 研究会』記録6・7・8号別冊・資料集、一九七二年、参照。 動については、金光教本部教庁刊『政治・社会問題等に関する を発行したりした。教団の日清・日露戦争時の時局への協力活 佐藤はまた、「克復大詔講演要領」(『戦捷後国民の心得』) 克復祭と「明治三十七八年役戦病死者吊慰祭」を執行している。 に対しては、教団では「妄に軽挙暴騒以て国家の煩ひを為す」 に努めている。また、戦争終結時には大阪難波教会所にて平和

『山陽新報』明治四一年一〇月一六日付社説。

ことがないよう『みかげ』誌などを通じ戒めている。

- 12 『山陽新報』明治四一年一〇月二五日。
- 13 『大教新報』第一四九号、明治四二年一月二九日。
- 三六号、同一〇月三〇日。 『大教新報』第一三五号、 明治四一年一〇月二三日。及び第
- 時詔書講演をなしその梗概をなす小冊子『戊申詔書講演』を三 書大意刊行以前の一九〇八年一〇月二六日の定期説教日に、臨 同紙によると、例えば、金光教東京教会所においては、戊申詔 戊申詔書謄本は一二月一六日内務大臣より教団に下付された。 ○○○部刊行して地方信徒に無料配布している。 『大教新報』第一六七号、明治四二年六月四日。 『大教新報』第一四一号、明治四一年一二月四日。時報欄。

『大教新報』第一五七号、明治四二年三月二六日。

- 『大教新報』第一五三号、明治四二年二月二六日、
- 18 『大教新報』第一四八号、明治四二年一月二二日。
- 三和村役場をへて地方住民にも参集方を勧め、午前一〇時より 演を行った。 教殿にて挙行。戊申詔書奉読、奏上詞を奏上し、佐藤教監が講
- 20 前掲『大教新報』第一五三号、明治四二年二月二六日、付録。
- との覚悟」を以て二月から全国各教区一斉に大挙伝道をなすこ 励するはたゞに国民としての本分のみならず、神と皇上との大 ととなったとしている。 恩を知るを教是とする教祖の信者の尽さざる可らざる本務なり 国家百年世界万世の鏡とすべき大教訓なれば、之れが普及に精 金光教と大挙伝道―戊申詔書普及の為」と題して戊申詔書は「 『大教新報』第一四八号、明治四二年一月二二日は、
- 『大教新報』第一六七号、明治四二年六月四日。
- 『大教新報』第一七二号、明治四二年七月九日。
- 『大教新報』第一七四号、明治四二年七月二三日。
- 合の下に、戊申詔書の普及を図り、その実行を期するために、 第三教区の京都では、すでに一月三〇日、京都伏見各教会所連 神戸、岡山などの事例から拾い、その特徴点をみよう。まず、 も一時杜絶する有様」であったが、幸いにして「意外なる盛況 日朝は、「市街已に八九寸といふ数十年来の積雪」で、「交通 京都市議事堂において奉読式をかね一大講演会を開催した。当 独立一〇年記念・戊申詔書普及「大講演」の特徴を、

また、二月二一日には、東京市神田区和泉町一番地の金光教

二年二月一九旦)。 すべきなり」と記している(『大教新報』第一五二号、明治四 手に迎へられて登壇せらる」「実に今回の雪は数十年来の大雪 開会の辞を述べ、次に君が代の合奏、続いて高橋巡教師登壇詔 堂は早くも四五百の人を以て充されたり」「先づ中野部長登壇 掌畑徳三郎ら三名計一○名であった。「愈午后二時に至れば会 市会議員、警察署長、日の出新聞記者ら教外者八名、教内者専 たが、来賓は京都府事務官補、社寺課属、学務課属、府会議員、 を呈し参集者無慮一千人」という状態であった(『大教新報』 儀なくされし中に、此の盛況を以て終りしは空前の大成功と称 にして、比較的雪には馴れたる京都人も炬燵を守るの外なく余 はじめ府会議員、市会議員、区長、警察署長等に案内状を出し 第一五一号、明治四二年二月一二日)。当日は府知事、 次に戊申詔書の歌合唱、終りて佐藤教監堂に溢るゝ拍 市長を

下に、佐藤教監を招へいして、二月二〇日午后一時から神港倶 了を悲み帰るを忘る。」という風に記している。 拍手急霰の如く襲ふ、 …場内は霜に眠れるが如く水を打ちたるが如く、感興湧く毎に 名。遺憾ながら入場謝絶の札を掲げたり…此の長時の大講演中 り―中略―開会二十分に至るや場内全く塞り入場者実に千五百 楽部にて戊申詔書大講演会を開催した。「当日は天気も晴麗な 京都の講演会の大成功により神戸市でも市内各教会所連合の 実に愉絶快絶の光景、聴衆只管酔ひて終

> び神奈川県下の各教会長、本部出張所詰巡教師等によって戊申 本部出張所でも管長の諭達に基づいて畑専掌のもと東京府下及 詔書奉読式を挙行している(以上、『大教新報』第一五四号、

明治四二年三月五日)。

なお、二月二八日には、岡山県の平井、三蟠、

操陽、

沖田四

開催した。佐藤教監を講師としたが、来会者は郡視学、 新報』第一五五号、明治四二年三月一二日)。なお、 の者で「多大の感動を惹起」した点が特筆されている(『大教 吏員、各小学校職員以下一二〇〇余名、その大部分が信者以外 書講演会状況報告」(明治四二年)をあわせ参照。 カ村及び三蟠、操陽の二金光教会所連合にて戊申詔書講演会を 関係村

うが、金光教団の社会的イメージ―いわば明治末期までに形成 されるとみられる「信忠孝一本」の教義―はこの時期にほぼ骨 直ちに各教区の教信徒数の拡大に結びついたとは言えないだろ 礼的に出席したものもかなり多かったと見られるので講演会が 村関係者などいわば「教外者」を招いて公開講演風に行ってい 格ができ上ったといえるのではなかろうか。 ることが特徴的である。府県市町村の招待者の中には役柄上儀 に比較してもかなり独自に行われた。しかも、府県、 以上の例にも見られる通り、戊申詔書普及講演会は、 郡

『大教新報』第一五一号、明治四二年二月一二日。

出版、一九六三年、一三—一四頁、山県二雄『百年物語—教祖 との点、 『文書布教九十年』、金光教徒社創立五〇年記念

28 29

- れ機関紙『神人』を発行している。なお、金光教台湾伝道会も一九○八年(明治四一)六月結成さ没後の金光教』上巻、金光教徒社、一九八五年、第一章参照。
- 佐藤照師の生涯と教話』金光教徒社、一九七九年、を参照。下巻、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわ下巻、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわ下き、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわ下き、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわ下き、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわ下き、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわ下き、同刊行会、一九七九年、を参照。

前掲『信仰回顧六十五年』上巻、四八九頁

(33)

- ③ 同右書、四九○頁。
- った。

 少し過大とも思われるが、当日は上道郡長も講演し大盛況であ少し過大とも思われるが、当日は上道郡長も講演し大盛況であ
- 本書の序論をなす高橋正雄の維新観も佐藤範雄とほぼ同様で
- く結びついていたとみられるが、師がわざわざとの点を断っては、師の宗教家、教育者、社会改良家としての立場と分かち難邸 佐藤の「国民講演」における「忠良なる臣民」としての立場あった点注意される。

いる点については、なお検討と吟味が必要であろう。

-) この時期の教団と国家の問題、教団の政治社会問題―信忠孝一本の教義の形成との関連―を扱った論文に、内田守昌「教団一本の教義の形成との関連―を扱った論文に、内田守昌「教団の意義―教団形成過程における思想的背景」金光教教学研究所昭和三八年度研究報告、藤井記念雄「政治社会問題と本教―信昭和三八年度研究報告に表
- である「国際間の友義を敦く」し「国運の発展を図」る基礎と体が元なり」などを例としてあげ、この教えは戊申詔書の精神家業を疎にし物事に驕る事」「体の丈夫を願へ体を作れ何事も解を披瀝しているが、そこでは、金光教祖の御神誡「壮健な時解を披瀝しているが、そこでは、金光教祖の御神誡「壮健な時解を披瀝しているが、そこでは、金光教祖の御神誡「壮健な時解を披瀝しているが、そこでは、金光教祖の御神誡「壮健な時解を対しているが、その発展を図」る基礎と

『大教新報』第一七〇号、明治四二年六月二五日、

同第一七

主義)との関連で論じている(『新光』第三五号、明治四二年) なった側面から論じている。ただいずれも国家と教団との関係 が、片島幸吉は「病友に報ずる書」(同上紙)と題し戊申を異 する明治国家の内外に向けての「国威宣揚」の意義を強調して 四二年)などによってみると、佐藤と同じ五ケ条の御誓文に発 の本部出張所での「戊申詔書講演」(『新光』第三八号、明治 なる「家業」の大切さを教え、「勤勉、質素・倹約の徳」を説 いる。佐藤薇洞(金造)も戊申を「二宮尊徳翁の信仰」(報徳 の中身を充実してゆくことの重要性を指摘しているが一面東京 いたものとしている。一方、専掌畑徳三郎(準一等巡教師)は 「紀念布教金光教成立の一斑」と題し、教団独立にさいし、教義「独立十年金光教成立の一斑」と題し、教団独立にさいし、教義

- である。 の宗教』発行者安部喜三郎、明治四五年三月の付録資料が便利 における大筋の路線では共通していたと見られる。 これについては、佐藤範雄講述、高橋正雄編、 『会局と将来
- りて輸入されたるととを記憶せざる可らず。併し吾々は新しき メヌやうにして兄弟分と思ひ御手柔らかに願ひたい」と述べて だけ弟なり。弟は腕白なるものなれども、何卒余りイヂ(ジ) 日本に最も新しき宗教にして、然かも此の宗教は吾々同胞に依 の本多日本メソヂ(ジ)スト教会監督は「吾々は少数なれども 同右書、付録、一四―一五頁参照。同資料によれば基督教側

- 一号、七月二日。
- 自負」に似たものがみとめられる。当時、佐藤教監が「迷信覚 は異なる―」ことへの「期待」と多少の「不安」、さらには「 と、さらに金光教団が「社会に害毒を及ぼさない―迷信邪教と 当時の教団当局者の考えの中には、権力への一定の「信頼感

醒」の講題にて松江市ほか各地で講演し教義の「近代性」を強

調していた点とも関連していたといえないだろうか。

- 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、四九〇一四九一頁。
- 44) 『大教新報』第二〇五号―第二一一号、明治四三年二月二五
- **46** 日一四月八日。 とのような権力認識は、佐藤の平田内務大臣、県知事、

警察

部長らとの個人的な交際に発していたかも知れない。

- れらについては省略したい。 任天などの部落問題への論評を掲載している。紙数の関係でと 県下の「特殊部落」のくわしい調査記事を掲載し、また、笠井 年一月―明治四三年九月九日)まで、実に三三回にわたり岡山 『大教新報』は、その第一九八号から第二三三号(明治四三
- 48 日一六月二四日。 佐藤範雄講述 『遊夢旭水講話(全)』発行者 岡山県立中島 『大教新報』第二二〇号―第二二二号、明治四三年六月一〇
- **娼運動への動きが漸次見られ出してゆくことが雑誌『廓清』な** 同右書、一二頁、七五頁。大正期に入ると、岡山県下でも廃

病院長鈴木昌平、明治四四年、八頁。

を県知事に提出し自らの自覚を高めたことも注目される。表して公娼制度の不合理非人道と待遇改善などを訴える陳情書表して公娼制度の不合理非人道と待遇改善などを訴える陳情書といら明らかであるが、とくに一九二三年(大正一二)七月、どから明らかであるが、とくに一九二三年(大正一二)七月、

- ⑥ 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、五一○頁以下を参照。なお、森近に関連する研究については古く吉岡金市『森近連平』日本文教出版株式会社、一九六一年があり、その後、森山誠一他のいくつかの研究成果が出たが、近年の吉岡他編『森近運平研究基本文献上・下巻』同朋社出版、一九八三年に集大成されている。ただ、金光教との関連については、前掲資料のほかに内田さ。ただ、金光教との関連については、前掲資料のほかに内田さいたが、金光教との関連については、前掲資料のほかに内田さいたが、近に関連する研究にあるのみで、なお不明の部分もいくつかある。
- ❷ 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、五一○─五一一頁。
- 朝廷に背きたる大罪、誠に恐懼に堪へざる旨訓誡」している。方教政者の立場からは佐藤は森近の家族らに「日本臣民として「成功」していたと見られていただけに、佐藤の教監としての「成功」していたと見られていただけに、佐藤の教監としての「成功」していたと見られていただけに、佐藤の教監としての「成功」している(同書点を佐藤の森近への「愛惜無限」の心情だと記している(同書点を佐藤の森近への「愛惜無限」の心情だと記している(同書店者、五一四頁。前掲山県二雄、『百年物語』には、この「荷書、五一四頁。前掲山県二雄、『百年物語』には、この
- いる。高橋は「大逆事件は、我国有史以来の恨事であって、国は、「大逆事件につきて」と題する高橋正雄の論説を掲載しては、「大数新報』(第二五三号、明治四四年一月二七日)

民たるもの朝野を挙げて憤慨し悲傷するは、さもあるべき事で 民たるもの朝野を挙げて憤慨し悲傷するは、さもあるべき事で 民たるもの朝野を挙げて憤慨し悲傷するは、さもあるべき事で 民たるもの朝野を挙げて憤慨し悲傷するは、さもあるべき事で 民たるものを排除しやうと努める方が、国家社会堅実の為に効果が多い. 悪なるものを排除しやうと努める方が、国家社会堅実の為に効果が多い. 悪なるものを排除しやうと努める方が、国家社会堅実の為に効果が多い. と内在批判とも受け取れる論述をしている。 と内在批判とも受け取れる論述をしている。

『一事貫行』、井上昌直著、一九七八年)に紹介されている。照。なお、その一部は、金光教豊岡教会設立八〇年記念出版(

意味を明らかにしていきたい。同時にそれが、「三つとと理解」の持つ意味をより明らかにしていくとと、ひいては金

不浄・汚れ」に関する金光大神理解

――その背景と意味について―

岩本徳

雄

はじめに

では、そうした予測に立って、可能な限り金光大神在世当時の情況との関わりにおいて「不浄・汚れ」に関する理解 た。「不浄・汚れ」という言葉は、 する理解については、先に拙論「金光大神における食の教義」においてその意味を考察し、右の「お知らせ」における を受けている。(「覚帳」二二-9)そして、金光大神に接した人々による金光大神理解についての伝承には、との「三 つこと理解」と指示されたところの「理解」の内容を窺わせるものが数多く見られる。とのうち「毒断て毒養生」に関 「毒断て毒養生」に関する理解がそうであったように、かつてそれは極めて実体的なものであったと考えられる。本稿 「毒断て毒養生」の内容と深い関連性を持つとと、また、広く食について教義的に重要な意味を持つととを明らかにし 明治十一年五月、金光大神は「日柄方角、不浄汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解」という神の「お知らせ」 「毒断て毒養生」と同様、今日では死語となり内実も風化してきている。しかし、

光大神理解に込められた教義の体系的解明に結びついていくものとなることを期待したい。 なお、 『金光教教典』からの引用については、「金光大神御理解集」「お知らせ事覚帳」「金光大神御覚書」を、そ

れぞれ「理解」「覚帳」「覚書」と略記し、類・章・節番号を付して本文中に示すこととした。

、死穢と忌服に関する理解

備中国浅口郡西阿知村(現倉敷市)の農民であった斎藤宗次郎 (h̪ངང)つカ) は、金光大神から聴き受けた多くの理解の言

葉を後年(明治二七年)書き留めているが、次に示すのはその一つである。

り。万一、はやり病気で家内中寝て、その中で一人死んだら、どうするか。四十九日神様が拝まれねば、後の者はみな死んでも、汚りをおろすなり。その年の飾りというものは、一年中の先行き繁栄を祝うのに、元日から泣き泣き飾りを切りおろして先を待つな ばず。とかく平生のとおりにして、その日から願うがよし。また、神々様へは、天地金乃大神様からお断りを申してもらえよ」と 代々のど無礼許してくだされ、四十九日の忌み汚れを許してくだされと頼めよ。また、後の繁盛を頼めよ。飾りは、おろすにおよ れておると言うて拝まんか。よく考えてみよ。死人や汚れた物を、あなたのど地内にいける (煙め)のは、汚れはせんか。これまで しておることは、みな天地金乃大神様へは大ご無礼なり。これからは、正月一日に親が死んだら、飾りはおろさずにおいて、親々 して、それでも、 金光様ど理解に、「万一死人ある時には、いずれの氏子も四十九日の間は神様へ張り紙をして閉門いたし。神様には手も合わさず (「理解」 I あなたのど地内は踏まずにはおれぬ。いろいろにしてど無礼いたし。また、正月元日に親が死んで、泣き泣き飾 斎藤宗次郎の伝え26)

その背景と実態を把握し、との理解をはじめ同様の理解の意味を明らかにしていきたい。本章では、右に示した理解に窺われるような、当時の死穢と忌服に関わる情況について、成立の歴史をも辿りながら

切り落として正月飾りを取り除く。また、忌明けまでの間、井戸水を汲んではならないとされていた所もある。 が別々に定められていた所もある。 数については、四十九日、五十日、五十三日など、まちまちであるが、子・孫・配偶者などその対象に応じて忌服期間 を沸かして笹の葉に付けて振って浄める「湯抜い」を行う所もあった。正月(注連のうち)に死者の出た家では、 の浄め等をするといったことが一般的に行われたようである。との「忌明け」では、炉の灰を替える「火替え」や、湯 供え物や灯明をせず、神社への参拝や祭事への参加を憚り、忌明けには法事や宮参り、神職を招いての「服祓い」、家 に白紙を貼ったり仏壇を閉じるなどし、四十九日または五十日間の「汚れ」「中陰」「忌中」が終わる「忌明け」まで、 岡山県下各地の習俗・伝承についての報告によると、死者が出た家では、 「不浄除け」とか「目隠し」と称して神棚 注連を 期間 日

自宅の神棚への接触を忌み憚るなどの習俗が、広く各地に伝えられている。 は四十九日あるいは五十日間の「中陰」「忌中」は鳥居をくぐってはならない、などと言って、宮参り、祭事への参加、 全国的にも、死者が出た家では、神棚や祠に白布・白紙を貼ったり扇や笹の葉で覆う「目隠し」をし、三十五日また

代・中世・近世と、各時代の汚穢と斎忌についての研究成果を通して、死穢にまつわる禁忌の歴史は、 高取正男は次のような見解を提示している。 そとで、そうした面の手がかりを得るために、次に、関連する歴史史料に基づいた研究の成果に目を向けてみよう。古 の伝承は、そのほとんどが行為自体については明らかであるが、そうした禁忌の持つ意義については漠然としている。 一人歩きする形で、 とのような習俗化された死穢にまつわる禁忌は、元来、どのような意味を持つものであったのだろう。 とれら 人々の内発的な信仰内実とはほとんど無関係に展開されてきたととが窺われる。その点に関して、 規範そのものが

かでも死穢がその眼目であった。
のあたりで作られたと思われる。その禁忌類の中心に据えられたのは三不浄とよばれる死穢、産穢、血穢の忌みであり、なは、このあたりで作られたと思われる。その禁忌類の中心に据えられたのは三不浄とよばれる死穢、産穢、血穢の忌みであり、な えた……中世、民間宗教家たちは村に不幸の因が入らないようにとの願いに応え、さまざまな教説と加えて無数の禁忌を、都の貴 されたものであった。その萌芽は記紀の所伝にも散見するが、本格化したのは奈良時代の末である。……仏教政治に対する一種 族や僧侶・神官たちの手で整備されたものをさらにアレンジして村々にもたらした。現在、民間信仰とよばれているものの根幹部 反作用として、儒教や道教の排仏論を援用した神祇信仰の昻揚がはかられ、多くの禁忌の架上増幅がはじまって、貴族の心をとら 慎むのは人間に普遍の感情であっても、浄穢・吉凶の対立概念を操作して死穢を忌むのは、思想的活動の所産として歴史的に形成 を忌み避けることを連想し、斎の方は同じいみどとでも吉儀としての神事や斎戒を意味するようになった……死を怖れ、死の前に

な意味を置き去りにする程外的要因によって形成され、 々の禁忌が、神と人との関係を見失わせたり遮断するものへと変質していく歴史でもあったと言えよう。 とのように、死穢をはじめ汚穢にまつわる禁忌は、「神的な霊威とか霊験を前にして忌み慎む」という本来の信仰的 制度的・慣習的な色彩を強めていった。それは、言い換えれば、

四十九日神様が拝まれねば、後の者はみな死んでも、汚れておると言うて拝まんか。

金光大神の広前においても、 わる問題に当面してもなお、神々との関係を持ち得ないという矛盾を持つ在り方であることを指摘している。 を指摘する意味内容を持っている。金光大神は、死穢の禁忌に呪縛された人々の様を想定しながら、それは、生死に関 ことを意味するものである。そして、この問いかけは、結果的に先述のような制度化・慣習化された禁忌の持つ問題性 ことにおける「拝む」という信仰行為は、

即ち苦難に直面した人が、

禁忌という壁を越えて神との関係を持つという 同様の事態にあって、参拝を憚った者もいた。 実際に、

上道郡北方村 (現岡山市) の農民石原銀造 (lll)(-ln) は、金光大神の広前における出来事について、次のように伝え

金光様の前に出てお願いした。……(「理解」Ⅱ 石原銀造の伝える) 遠慮して参れずにいるのである。此方には忌み汚れはないから参ってもよいと言ってやりなさい」と仰せられ、その人はそれから 「金光様、あの人はどうしたのか、参りそうで参りませんが」と申したら、「あれは、親が死んで忌みの内であるからと思って、 四十歳くらいの男が子供を背負って、門まで来ては帰り、幾度も来たり帰ったりしているのを集まっていた信者が見て、

った。 東力を持っていたわけである。従って、「此方には忌み汚れはないから参ってもよい」といった理解は、慣習化された 続いて石原は、この男はそれまでは不運が続き、農具まで売って生活する程に困窮していたが、金光大神の教示に従っ 禁忌の拘束性を突き破って、人と神との限定されない関係を保障するものとして、極めて革新的な意義を持つものであ 死穢の禁忌は、様々な苦難に遭い、神仏への祈願を込めようとする当時の人々の自然な心情・信仰をも押し殺す程の拘 などへの参拝を憚り、当面する切実な苦難を打開する糸口を得ることもできない状態に甘んじていたことが窺われる。 元の状態に復興することができたと語っている。こうした伝承を通じて、多くの人々は死穢の禁忌に随順して神社

若干、 最初に掲げた理解から離れ過ぎたようであるが、再び元に戻って、 その理解の解釈を続けよう。

乃大神様へは大ど無礼なり よく考えてみよ。 死人や汚れた物を、 あなたのご地内にいける (煙) のは、汚れはせんか。これまでしておることは、みな天地金

39 ける「無礼」の意味を考えるととは、金光大神の「汚れ」観ないしは神観をも問うととにつながるだろう。との理解で ととには、 ただ単に「汚れ」の有無の問題に留まらない意味が内包されているものと思われる。そして、この理解にお

40 る次の理解は、 は「あなたのど地内」の「あなた」と「天地金乃大神様」が同一に用いられているようであるが、同じ斎藤の伝えによ 「あなた」が、金神もしくは金神の本来的な姿としての「金乃(大)神」を指すものでもあるととを示し

なり。叱る神ではない。(「理解」I 斎藤宗次郎の伝え6) 時から何時までは留守とか言うて、大神様へど無礼をいたし、必ず悪神のように言うけれど、悪神ではない。金神とは金乃大神様が 日が悪いとか方角が悪いとか、いろいろに言うて天地金乃大神様の目を忍び。または縄を引き、場取りとか、いろいろにして、何ないずれも金神様のお留守をねらい、また、日金神とか三年ふさがりとか、あるいは丑寅未申とか、または三隣亡じゃとか、今日は

在する神として語られているとも解せる。 神」が当時の人々に強く意識されていた方位神として、「金乃(大)神」「天地金乃(大)神」が方位に関わらず大地に遍 いても同様に金神・金乃(大)神・天地金乃神が同一の神として語られている。ただし、明確な区分はでき難いが、「金 建て、みな金神の地所」(「覚帳」一七―26)と示されたところの金神に相当するところがある。また、多くの理解にお との理解に示されている金神ないしは金乃大神は、明治六年十月のお知らせにおける「神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅

よっては今日になお根強く継承されている。 汚水・糞尿などが不浄物とされた。従って、便所・風呂場など、常時不浄を犯すような施設の設置に当たっては、 の鬼門・裏鬼門といった丑寅・未申の金神方、その他方位の定式に従って巡回する金神方を避けるのが常識で、 行為は災いを招くものと信じられていた。金神への不浄行為とは、土地に関わるもので、具体的には死体・後産・汚物 当時、金神は方位と直結した悪神とされ、金神が在座するとされる方角の土地への建築・土木・不浄行為などの侵犯 地方に

岡山県下では、備中・備前といった県南をはじめ各地に鬼門 (丑寅金神) 裏鬼門 (未申金神) についての伝承・ 習俗

うである。金光大神に救いを求めて来た人々の中には、そうした問題を動機とする者も多かった。 るとそれは金神の怒りによるものとして、改めて金神などの凶神への不浄行為の有無を問題にするのが通例であったよ の在世した当時は、さらに厳密にそうしたことが言われ、金神は常に人々の生活に密着して意識され、不幸災難が起と けると「障り」があるとして、常に移動する「廻り金神」に触れる不浄行為も同様であると言われた。恐らく金光大神の が伝えられている。そして、金神は非常に不浄を嫌う神と言われ、その方角に当たる土地に便所や台所・流し台など設

ては不可能に近いことであったろう。 服中であるといっても、 のが普通であったので、既に建築の時からその方角への不浄行為は避け続けていたはずである。しかし、死者が出て忌 の対象から除外されていたと考えられる。ただ、人々にとって、金神は丑寅・未申など特定の位置に在座すると考える るが、当時の人々に強く意識された足下に位置する金神については、屋敷内や神棚に祭祀した祠や社の金神以外は忌憚 死穢に関わる忌服は、一定期間の神前忌憚を主内容とするもので、その場合、神は神社や神棚の神が対象とされてはい るのは、汚れはせんか云々」という詰問は、こうした実情を背景としてなされているものと解される。先述のように、 などよりも切実で重い意味を持っていたと考えられる。「よく考えてみよ。死人や汚れた物を、あなたのご地内にいけ このように、金神と方位に関わる禁忌は、人々の具体的な営みの在り方を左右するものであっただけに、 金神方の土地を全く踏まずに生活することは、ことに日常の農作業に追われる農民などにとっ 「あなたのど地内は踏まずにはおれぬ」というのが、そうした実際を指摘する言

地金乃大神様へは大ど無礼なり」という確信に満ちたととろの、全く新たな神とその神性に関わる新たな「無礼」が語 の指摘は、それを受けた人にとって、それまでただ随順してきた禁忌の意味を失い、拠所を失った不安を抱くものとな たはずである。その不安の中で確固とした拠所を求めようとする思いに向けて、「これまでしておることは、みな天

従って、死穢の禁忌に従う人における神々への慎みとしての行為には、あくまでも不徹底なところがあるということ

41

葉であったと思われる。

り示されている。

そして、

との新たな神、

新たな「無礼」にどのように向かい克服していくべきかということが次に述

べられている。

てくだされと頼めよ。また、後の繁盛を頼めよ。 とれからは、正月一日に親が死んだら、飾りはおろさずにおいて、親々代々のご無礼許してくだされ、四十九日の忌み汚れを許し し。また、神々様へは、天地金乃大神様からお断りを申してもらえよ。 飾りは、 おろすにおよばず。とかく平生のとおりにして、その日から願うがよ

として、別の理解において斎藤に次のように語っている。 れている。とのような神々との関係の取り方、向かい方を教示するについて、金光大神は、その訳と根拠に関わること ることは不可能であるという自覚に立って、正面から神にその「無礼」の許しを願うという、全く新たな方法が教示さ とのように、従来の定式化された禁忌の遵守によって神々への「無礼」を避けようとした意識を捨て、

継いでくださると思うてど信仰したら助けてくだされた……(「理解」I.斎藤宗次郎の伝えて、 氏子で足らんで、牛馬とも七墓ならべるまで、金乃大神様へど無礼をしたものじゃ。七人の命取らっしゃる金神様なら、

即ち、 ている。その信仰の展開は、同時に、 てて切り開いたところの、体験的な実績を裏付けとしてなされているわけである。ここで詳しく述べることは差し控え 先に述べたような、 従来は、不浄をはじめとする無礼行為を忌避することで金神の怒りをまぬがれようとするのが通例で、 実際に金光大神は「金神七殺」と認めざるを得ない相次ぐ不幸を経験しているし、そこから大きく信仰を展開し 新たな神、新たな方法の提示は、 金神の神性転化を伴うものであったということが、右に示した理解にも窺える。 金神七殺という修羅場に追い詰められた中で必死の思いで身を捨 そこには

いて、 儀礼的な行為を全体的に総括し、「願う」という信仰内実の回復・獲得を促すものである。 く平生のとおりにして、その日から願うがよし」という教示は、そうした既成の禁忌・慣習の問題性を見据えた上で、 ろの、金神と人との新たな関係の在り方を促すものと言えよう。そうした関係は、具体的には「親々代々のど無礼」に象 のであった。正月に不幸があるとその飾りを除去する慣わしは、神々への祈りの断念をも意味するものとなる。「とか われる。 徴される不可知的な神への不敬行為や「四十九日の忌み汚れ」といった当面の不浄行為など、神に関わる行為の一切につ が見いだされている。「これからは……頼めよ」という教示は、との金神の守護性・救済性の保障から導き出されたとこ 正月の飾りは「おろすにおよばず」という指示も、そうした神と人との関係を基にするところから出されていると思 人が金神の本来性としての天地金乃神に「頼む」「願う」「お断り」するという姿勢・信仰として示されている。 即ち、正月飾りは、「一年中の先行きを祝う」という、本来、祈り、願いを込めて新年を迎える意味を持つも 悪神性が想定されているが、ここでは「頼めば命継いでくださる」「助けてくださ」るという守護性

一、産穢・血穢の禁忌に関する理解

うに思うておるけれど、それはきんとうにはならん。それがご無礼となり、 て、月役におると、大神様へ、私は身が汚れましたからご無礼許してくだされと言うて、お断り願え。 るとか、 えず、めいめいだけ食べて、大神様にはど無礼し。そのうえに、下の洗い水を捨てる時には、つぼへ捨てるとか、穴を掘りて捨て 川で洗い来るとか、いろいろに言うて、あなたのど地内に無礼いたし。それでも、氏子は神様にさばらねばきんとうのよ 「女が毎月の月役におる時に、いずれの氏子も身が汚れたと言うて神様へ閉門いたし。七日の間、 (中略)もうこれからは、 十人なみの言うことをやめ (「理解」 I 斎藤宗次郎

44 解を取り上げ、それらから窺える当時の情況について、その背景と実態を描くことに努め、以て、とうした理解の意味 本章では、とのような血穢に関わる禁忌についての理解と、併せて、次に示すような産穢に関わる禁忌についての理

を究明していきたい。

出産の時、 水がこぼれる。不浄になった」と言うて、神様に遠慮するようにしておる。(「理解」Ⅰ 山本定次郎の伝え22) 親神様のおかげをこうむるということを知らずに、「喜び (産) の模様じゃ。暦はどこにあるか、明き方はどちらか。

これまでは産をするのでも、明き方へ向かなければ悪いと言ってそうするけれども、だんだん難産があった。金神様は、 向いて産をすれば安産のおかげをくださる。(「理解」Ⅱ 小林財三郎・角南佐之吉・利守干代吉の伝え2)

穢・血穢に関わる禁忌が慣習化されていたことを窺わせる報告が残されている。 ® 今日では、とうした理解が物語るような習俗はほとんど行われなくなっているが、かつては広く各地でとのような産

に入ることができない、あるいは、正月の餅つきには手を出せないとされ、洗濯・干物などの制限にまで及ぶものであ われていた。とのような産穢に関わる禁忌は各地に習俗化されて継承されていたが、それは、右に示した金光大神理解 の伝承に窺える当時の情況との類似点も多いところから、概ね、金光大神の在世当時の禁忌と共通するものと考えられ いては的殺方・金神方などの凶方を避け、その年の「明き方」「恵方」を向く、あるいは、後産の処置について、やはり 「明き方」など場所を選んで壺に収めて埋め、産湯は陽に当ててはならないと言って納戸の下に流すといったことが行 産穢の禁忌としては、産後三十三日間は別火・別クドを用いて炊事をし、神前に行くことはできないとか、 それらの伝承に見られる産穢の禁忌は、一定期間の産婦の隔離・別火・別水というのがその基本的な内容である。 穢の禁忌は、月経中の女性は汚れの者として家族から隔離されて別火の生活をし、神社への参拝や神棚のある部屋 出産につ

った。

改めて血穢・産穢に関わる禁忌についての、高取正男と牧田茂の見解を取り上げて、こうした禁忌の問題性を押えてお とうした禁忌が形成されてきた歴史については、 先章において死穢の問題と併せて述べたところもあるが、ここでは

しなければ丈夫な子を安全に産むことはできないと信じられてきた。……出産はそれほど避けがたく危険をともなうものであった。 との世における新しい生命の誕生は、 慎んで産屋の神の降臨をねがい、その加護のもとにするのが本来のありかたであった。そう

信じたにすぎない。いわば、日本における神と女性との関係の、あまりにも大きな変遷であった。のうすれて、なんのために小屋に籠るのかわからなくなったとき、それを「血の穢れ」のためだと説いたものがいて、民衆が素直に 信夫は、女性の生理を古代の日本人が「神の召されたしるし」として、槻の木の下の建物にこもらせたと説いている。神の観念が 少なくとも日本の場合は、神祭る小屋も、産屋も、月事のときの隔離小屋も、そこに「籠る」ということでは一致していた。

少の違いはあるが、基本的には変わりはない。 れていったという見解を示している。 の加護を受けるという信仰内実を伴うものであったことを指摘し、汚穢に関わる禁忌によって、神と人との関係が失わ 汚穢に関わる観念と禁忌は、大陸の文化・宗教の影響を強く受けながら成立してきたもので、血穢・産穢それぞれ多 右の両説は、そうした禁忌が整備される以前の忌みには、 神を迎えてそ

女が毎月の月役におる時に、 食べて神様にはど無礼し。 いずれの氏子も身が汚れたと言うて神様へ閉門いたし。七日の間、炊き初穂も供えず、めいめいだけ (4518)

する礼儀・態度として好ましいものと信じられていたに相違あるまい。しかし、それは同時に「炊き初穂も供えず、 光大神の批判的な指摘である。「神様へ閉門いたし。……炊き初穂も供えず」とは、先に示したような、神社への参拝 いめいだけ食べ」るという、考えてみれば神への無礼を犯すことになっているではないか、というのがこの理解の指摘 や神棚のある部屋に入ることができないという神前忌憚を意味するものと解せる。そうした禁忌を守ることは、 言うまでもなくととに述べられているのは、 当時の「月役」即ち月経の汚れに関わる禁忌の実態と、それに対する金

氏子は神様にさばらねばきんとうのように思うておるけれど、それはきんとうにはならん。それがご無礼となり、

するところである。

いて、民衆が素直に信じたにすぎない。いわば、日本における神と女性との関係の、あまりにも大きな変遷であった」 て、先に取り上げたところの汚穢に関わる禁忌成立の歴史に対する見解が、一つの手がかりを与えている。ことに それがど無礼となり」という理解の言葉は、一体何を問題とし、訴えようとしているのであろうか。その点に関わっ という牧田説が注目される。 の観念がうすれて、なんのために小屋に籠るのかわからなくなったとき、それを『血の穢れ』のためだと説いたものが 態度)であると信じていたことが窺われる。 そうした人々に向けて発せられたところの「それはきんとうにはならん。 との箇所も、 当時の人々は、汚れた状態で神に「さばる」(接触する)ととを避けるのが、神に対する「きんとう」(厳重で丁寧な 意味的には同じことを述べているが、直前の具体的な内容をさらに普遍化して問題性を押さえ直してい

棚のある部屋に入ることを憚る神前忌憚、 民間伝承と金光大神理解の伝承を通じて窺うととのできる血穢に関わる禁忌の実態は、先に示したように、 神との関係を持つことを控える姿勢・態度といったことが主要なものであっ

を遵守しようとする人に対してのものであると言えよう。 大神の「……それがど無礼とな」るという指摘は、そうした神と女性、神と人との関係の遮断に外ならない禁忌とそれ た。そこには「神の観念がうすれて云々」という見解に符合するような神と女性の断絶した関係がみとめられる。

ととろで、ことまで血穢に関わる理解について述べてきたが、続いて、 産穢に関わる理解に焦点を移してゆくことに

する。

出産の時、 親神様のおかげをとうむるというととを知らずに、……神様に遠慮するようにしておる。

状態に対するものと考えられる。 ことを知らずに……神様に遠慮するようにしておる」という指摘は、神前忌憚・神前忌避における神と人の離別という いて方位神(的殺・金神など)を避けること、後産の処置についても「明き方」など選んだ上で行うこと、 ことに示されているような、そして民間

伝承を通じて窺われる当時の

産穢に関わる禁忌は、 家族と隔離された別火の生活をし、 神前に行くことができないといったものである。「親神様のおかげをこうむる 出産時の産婦の向きにつ 産後一定の期

来的な在り方・信仰を呼び起としたというだけでなく、一段と積極的に神との関わりを求め深めていく信仰を促すもの に、本来の在り方を呼びさます意味を持つものでもあったと言えよう。ただし、金光大神の説くところは、ただ単に本 神様のおかげをこうむる」即ち、神の加護を受ける産の在り方を説いており、それは、禁忌に呪縛され続けてきた人々 ではなく禁忌に離反しない安心感を求める在り方が主流となっていたわけである。金光大神は、そうした人々に、 もとにするのが本来のありかたであった」と述べているが、近世末に至っては、 先に示したように、高取正男は「この世における新しい生命の誕生は、慎んで産屋の神の降臨をねがい、その加 本来的な在り方は見失われ、 神の加護

47

……金神様は、神棚の方へ向いて産をすれば安産のおかげをくださる。

情況とも深い関連性を持つものであった。方忌の対象として主要な悪神である金神を、逆に信仰対象としていくという ととは、当時の信仰情況の中で、どのような意味を持つものであっただろうか。 先章においても述べたように、金光大神の信仰展開において金神は重要な存在であった。それは、 当時の民間信仰の

明き方に向かって産をせよと方位家などは言っているが、これからは金神のお棚の方に向かって産をせよ。産に失敗はさせない。 (「理解」Ⅱ 高橋富枝の伝え42

る金神との関係である。 は「金神のお棚の方に向かって」という指示を与えている。ことで問題になるのは、方位における金神と神棚に祀られ に向いて出産するよう指示していた。また、後産の埋場所も方位の定式によって選定されていた。ところが、 こうした理解にも窺えるように、

当時、方位家は人々に、

金神をはじめ凶神の方角を避け、

歳徳神など福神の「恵方」 金光大神

広く金神を家の中の神棚などに祀ることが行われていたことを物語っている。 今日でも、 総社市新本では、ほとんどの家で神棚などに金神が祀られているが、 右の理解や次に示す理解は、

せてくださいと言って拝めば、それでよい。 (「理解」Ⅱ 吉原良三の伝え5) 無理に参るにはおよばない。どとの家でも金神様をまつっていない家はないから、 朝夕、手を合わして、今日もおかげをいただか

るという素朴な金神祭祀が、祀ったゆえに守られるという信仰に展開していくことは可能性として十分に考えられるこ とその信仰は、 する場所・位置については、最も大事な神様ということで床の間の高い位置に棚を設けて祀ったり、上の間の神棚に祀 とのように家の中の神棚などに祀られた金神は、元々方位神金神の祟り障りをまぬがれる為に祀られたものと考えられ ったり、 総社市新本では、 他の神々と同じ棚に祀る場合は、上位に当たる位置に祀るというととが行われている。とのような金神の祭祀の神々と同じ棚に祀る場合は、上位に当たる位置に祀るというととが行われている。 右に示した理解が物語る当時の金神祭祀に結びつく面があるのではなかろうか。即ち、恐れるゆえに祀 方位の金神をはじめあらゆる神の障りから守護する神として「一切金神」が祀られている。

とである。

信仰をはじめ大陸の強い影響を受けて展開されてきた強力な信仰の浸潤によって、次第に消滅していく運命をたどって えられている。 人の関係は、とうした金神信仰などに受け継がれていたのかもしれない。 もかつてはあった。 たのではあるまいか。 岡山県下では、納戸などでの出産に際して、お産の神と言われる「六三金神」を祀り、その守護を受けるという信仰 汚穢を排除するためだけではなく、その内は神域であって、他の者を入れないということを示す意味があったと伝 高取や牧田の言うところの、禁忌が制度化される以前の本来的な忌み、あるいは産や月経における神と その場合、金神は不浄を嫌う神ではなく逆に守る神と言われた。 しかし、そうした民間の素朴な信仰は、 また、 産室の入口に注連を張るの 方位

展開する武器としながら神と人を断絶する「不浄・汚れ」意識と禁忌に対峙していったと考えられる。 金光大神は、そうした信仰情況において、 当時、 強大な力を持っていた金神を、 逆に神と人を結びつけていく信仰を

一、被浄に関する理解

みな、おかげを受けそうなものであるが、そうはいかない。(「理解」Ⅱ 被、

心経ではおかげは

受けられないから、 被ということは、罪汚れを払うということで、罪汚れさえなければ、被をあげるにはおよばない。(「理解」 わが心の一心でおかげを受けよ。被、心経でおかげが受けられるのなら、 森政さだのの伝え8) Ι 高橋富枝の伝え20 太夫や山伏は

る。 る金光大神の信仰であったことが、 の宗教と全く対照的な在り方を示している。とうした理解が示される背景となったのは「不浄・汚れ」を否定的に捉え には後者について述べられている。とうした金光大神の被についての理解は、被の意義を否定しており、 被と言っても、修被の儀礼を指す場合も、各種の被詞ないしはその奏上を意味する場合もあったが、ここでは、 位置を占めていた。金光大神は、そうした信仰情況の中で、このように核の意味を否定する理解を示したわけである。 神の利益・守護につながる方法として広く用いられていた。そして、信仰行為の中で被浄は欠くことのできない重要な 定着し慣習化していた。 歳時習俗・儀礼などにも汚穢を避け抜い浄めることによって、神との接触・交流が可能となるという観念としきたりが 今日でも神道などに継承されているが、 右の理解にも窺えるように、被は罪汚れを除去すべく行われた儀礼であったし、 「罪汚れさえなければ、被をあげるにはおよばない」という言い回しによって分か 当時は、 神社で執行される祭事だけでなく、 神楽・日待ちといった年中行事・ 神道など既成 招福の方法 直接的

その他にもあったことが、次の理解に窺われる。

信心はみやすくせよ。手を洗ったり口をすすいだりしなければ信心はできないというととはない。百姓をしていて、灰や下肥をあ

つかっている間に事が起こった時、手を洗ったり口をすすいだりしていては間に合わない。そうした時には、すぐそのままご拝を お頼み申せばよい。 (「理解」Ⅱ 大喜田喜三郎の伝え4)

に人々の間近に諸神が存在し、人々の生活と心に密着していた。例えば土公神(オドックウ様・ロックウさん)は、台所と間・あだの間の神棚・納戸・台所と、各所に天照皇大神・石鎚・大黒・金神・恵比須・土公神・水神などが祀られ、常 か大黒柱の辺りに祀られ、「ロックウさんは一家の大黒柱で、一日もなくては日がたたない」とか「ロックウさんにど そして、外出に際してはロックウさんに手を合わせて無事を祈り、帰ると「行って帰りました」と報告をするといった の蓋へど飯を据え、ロックウさんに向かって拝む」と言われるような、日常の生活に密着した信仰対象とされていた。 飯をあげないとご飯が頂けないような気がする」、「忙しい時には、草履を脱いで床の上に上がるのが億劫なので羽釜 を指すのではなく、身近な屋敷神・屋内神・仏壇等との日常的な関わりをも意味していた。岡山県総社市の場合、 「信心」を成り立たせていた。 当時の人々にとって、「信心」とは、必ずしも神社仏閣への参詣や祭礼への参加、特定の教派に所属しての活動だけ

被浄中心の信仰形式を相対化する意味を持つものと解される。「百姓」としての生活の経験という面では、 せていく信仰展開の営みを見いだすととができよう。そうした意味では、次に示す理解も同様の内容を持ち、 を重視し尊重する立場も少なからず反映していると考えられる。そして、そこに、定式化された信仰形式の意味を失わ その前半生の年月を通しての豊富な蓄積がある。従って、とのような被浄の不要が説かれるについては、日常的「信心」 の意味で重要な手がかりを与えている。 右の理解は、この土公神信仰のような、生活の中で日常化された「信心」の実情・立場から、定式化・慣習化された 金光大神も

清浄な心で拝めば、それで神様はお受け取りくださる。(「理解」Ⅱ ぬれてしまう。忙しい時には、今日は、こうこうでどざいますからと申して仕事に出て、麦を刈りながらでも肥をかけながらでも、 津川治雄の伝え10

すものとなる可能性を持つものであった。 らせていたところの、 るとともできるのではあるまいか。そして、とのように日常的「信心」と心を重視する教義は、広く深く根を張りめぐ 徹底した心重視の教義は、既成の信仰形式へのとだわりを棄てざるを得ない日常的「信心」の中で育まれたものと考え 神の理解に一貫したものであるが、究極的に「おかげはわが心にあり」(「覚帳」| 七-5)とまで表現されるところの 解において見落としてはならないのは、「清浄な心で拝めば」という言葉である。形式よりも心を重視するのは金光大 心」日常化の方向性は、そうした既成の観念・信仰の厚い壁をも打ち破っていく力を持つものであった。なお、との理 場から遠く離れた田畑においても営まれるものとして示されている。肥灰にまみれる田畑は、汚穢・抜浄にとだわる既 成の信仰観念からすると、神々を迎え交わるととなどとうてい考えられない場所であった。しかるに、金光大神の「信 ことには、先に述べたように、土公神信仰にみられる日常的な「信心」が、従来の神々の枠を越えて、神を祭祀する 儀礼・斎忌によってのみ神々と人々の交流を可能なものとした宗教的・文化的体系を根底から覆

結

S),

光大神の信仰・布教における教義的な意味について考えてみたい。 これまでに述べてきた各章の内容を踏まえながら「不浄・汚れ」に関する理解の意味を全体的に整理し、

金

これまでは、 きれいずくをする神ばかり。きれいずくをしては、人は助からず。天地日月生神金光のは、 きれいずくのない神ぞ。

済上の問題から「きれいずくのない神」即ち不浄・汚れを嫌わない神へと神性転化したということが、ここに示され 事情を物語っている。すなわち「きれいずくをする神ばかり」とは、不浄・汚れを嫌い清浄を是とする神々に支配され われる神性を堅持していれば、との新たな方法も無効なものとなろう。右の理解は、そうした問題に関わる神性転化の 不在の方角を選ぶということも、金神を避けて不浄行為をすることも不可能なこととなる。そこで方位の方法論に代わ 題であったと言えよう。 それはまた、 た世の様を示したもので、そうした中で人々が常に神の守護を受けて助かることができない状態にあって、 た。しかし、大地が全て金神の地所であり、その金神にお断りしお願いしても、依然金神が「最も不浄を嫌う神」と言 るものとして見いだされたのが、不浄行為を犯さざるを得ないという自覚に立って、金神に願う断るという方法であっ によって金神に対する不浄行為などを慎重に忌避しなければならなかった。しかし、金光大神においては、 汚れの禁忌を否定するについて、金光大神において、どうしても乗り越えなければならなかったのは、 これまでにも述べてきたように、 金神様の御地」(「理解」Ⅲ「御道案内」4)「あなたのご地内」「皆、金神の地所」とされている。従って、 代わりに金神等の神々に願う・断るという方法を教示し、神と人の交流関係を回復せしめるものであった。 被浄をはじめ、従来の儀礼的な神々との関係の持ち方を相対化していくものとなった。このように不浄 既に度々触れてきたように、方位神金神は、ことに不浄を嫌う神と言われ、人々は方位の定式 「不浄・汚れ」に関する理解は、死穢・血穢・産穢に関わる禁忌に随順することの 金神の神性 大地全てが の問

53,

し確認する必要があるが、それは後日の研究に委ねることにしたい。今として予測すれば、金神と金光大神の関係史と 点が共通している。ただし、前者については、金光大神と金神との関係史を綿密に押さえながら改めてその実態を解明 化は、それに並ぶ大きな意味を持つものであったと言えよう。そして、いずれも救済ということが深く結びつい 具体的には冒頭に示した「三つこと理解」における「日柄方角」に焦点を当てながら解明されていくべきものであ

り、その成果は、改めて本論に反映させていく要があると考えている。 そうとして、ここでは、「不浄・汚れ」の問題と金光大神の関係史を辿り、金光大神理解に示された「不浄・汚れ」

に関する教えとの関連性を考えておきたい。

断てなし」(「覚書」| 二| -3) 、明治五年、「注連かざりは此方にはいらず。年ぶん (年) 注連あり」(「覚書」二〇-12) は、笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」(「覚書」七-8)、文久三年、「女の身上こと……不浄、汚れ、毒 が、以降はそうしたものの不要を指示する「お知らせ」が示されるようになる。以下列挙すると、安政六年、「此方に 三--1) これは産後の別火を窺わせるものである。ことまでは、当時の一般的な儀礼と禁忌に従っていた様子が窺える いる。(「覚書」ニー18) また、安政二年、妻が三男宇之丞を出産し、 産後に「火合わせ」の儀礼を行っている。(「覚書」 金光大神の事蹟を顧みると、 嘉永三年、 子供の疱瘡について 「注連おろし」「注連あげ」という 抜浄儀礼を行って

しかの手本を出し」(「覚書」一1-5)、「妊娠の女六人助かり」(同一1-7)という結果と救済につながっている。 安政六年の「笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」というお知らせに従ったことが、文久二年、「此方よりは った経験と、後半生のこうしたお知らせに従う在り方が好ましい結果につながるという金光大神の体験がある。例えば、 ところが、降って明治九年、娘くらのお産に際して、「後産を例の川原へ、同人に持って行って埋めさせ。産水は日 こうしたお知らせが示される背景には、前半生において様々な既成の禁忌を遵守しながら、それでもなお不幸が重な

「拝むと言うな、願い届けいたしてあげましょうと申してよし」(「覚帳」一六-19)などである。

当時の人々にとって強く意識された金神の神性と全く無関係な方向へ神性が変化したとは考えられない。 性がその本来性としての「金乃神」「天地金乃神」へと転化されていったという見方はできるが、金光大神だけでなく 持っていると考えられる。第一章で述べたように、金光大神はあくまでも大地に対する不浄行為については、 で一貫したもの、あるいは矛盾のないものとして捉えると無理が生じるだろう。金光大神の信仰展開において金神の神 はじめてその無礼についての許しを願うという信仰が成り立っているわけで、金光大神における不浄観を、あらゆる面 していくという在り方を教示している。また、金神に対する不浄行為を避けることは不可能であるという確認に立って その水を流す場所を特に指示することも不要になるはずである。この問題については、金光大神の金神信仰が関わりを し」というお知らせと矛盾する面が出てくる。即ち、不浄・汚れがないということであれば、 どろ不浄水流す所へ捨て」というお知らせが示されている。(「覚帳」二〇--2)とのお知らせは、後産と産水の処理 ついて、不浄行為に対する慎みの姿勢を求めているとも解せるが、そうとすれば、このお知らせ以前の「不浄、 「不浄水」ということも、 お断りを

その神観に重要な意味を持った「日天四」と表された神であったと思われる。日天四と金光大神との深い結びつきに ところで何らかの巨視的な視点・視野が獲得されておく必要があったはずである。そして、それは、金光大神の信仰や するものとされていたが、金光大神理解において、「あなたのど地内は踏まずにはおれぬ」「悉皆、金神様の御地」と 浸潤していた方位における金神は、その定式によって、丑寅・未申など固定した方角及び、廻り金神の方角にのみ在座 特に第一章で述べたところと関係して、そこでは、金神の在座範囲の拡大ということがみとめられた。即ち当時一般 表されるように、 連において捉えられるところがあった。加えて、ことで金神の神性転化について考えられるところを述べておきたい。 との金神の神性転化について、一章では金光大神の「金神七殺」の体験、二章では屋内神として祭祀された金神の守 三章では土公神信仰などに見られる日常的「信心」というふうに、それぞれ金光大神の体験、信仰的土壌との関 金神の在座範囲・領域が大地全体へと拡大されている。 とのような金神の領域拡大には、

55

ている。つまり、日天四は金光大神における神の、信仰の展開に直接的に関わる神として極めて重要な位置にあったわ を押し広げていく役割を担っていると言える。また、金光大神の信仰において中核的な位置にある金神が、「天地乃神_ 四の下」という巨視的な、 けであり、先に述べたように金神の領域拡大という面での神性転化には、やはり日天四の存在が大きく関与したと考え 「天地金乃神」へと、その神性と神名を展開・進展していくについて、日天四は、月天四と併せて不可欠の存在となっ 日天四の下に住み人間は神の氏子云々」というお知らせに象徴されるように、「神の氏子」という人間観は、 拙論「日天四と金光大神」において論述しているので、ことで詳細に述べることは差し控えるが、拙論「日天四と金光大神」において論述しているので、ことで詳細に述べることは差し控えるが、 グローバルな視野の中で可能となっているなど、日天四の存在は、 金光大神の信仰そのも 慶応三年

ることができよう。

確にするというものであった。例えば、死の不浄・汚れを帯びた者は神の前を憚らねばならないとすることは、 れは同時に、 の関係が遮断された状態で、忌明けは関係の回復した状態というように、神と人の関係の断続というリズムが、 礼・斎忌に身を委ね、生活のリズムを合わせることに慣れ、それについて何の疑念も反発も抱かない状態にあった。 当時の宗教・文化情況は、日常と非日常のリズムを構成する様々な歳時習俗・祭礼・斎忌があって、人々はそうした儀 日常的な「信心」をめぐって浮かび上がってきた問題であるが、第三章では、心を重視する方向、儀礼・形式を相対化 する方向として帰結させ、 月今日」と表されるところの意味について触れておきたい。具体的には、土公神信仰に関して見いだすことのできた、 「信心」については、むしろ、「今月今日で一心に頼め」という教示の内容との関連性を捉えることがいると思われる。 神性の問題については、一応ととで区切りをつけることとして、最後に、特に第三章で述べた内容に関わって、 神々と人々が、祭り日と普通の日、普通の日と忌日、吉日と凶日といったように、 「おかげはわが心にあり」という心重視の教義との関連性を示した。しかし、 関係・交流の有無を明 との日常的な

儀礼・斎忌に伴っていた。しかるに、金光大神の提示した「今月今日」というリズムは、儀礼・斎忌と無関係に、

日日

えられる。 なる「日柄方角」「不浄汚れ」「毒断て毒養生」という各部面の意味は、それぞれにまとまりを持つものと解せるが、 様々な価値体系を切り崩していく意味を持っていたと言えるだろう。本稿のはじめに示した「三つこと理解」の内容と 部面の意味は、自ずと別の部面をも切り開いていくべき力を持つものとして、相互に深い関連性を保有していたと考 不浄・汚れに関する禁忌の不要を示していく営みは、必然的に当時の斎忌が成り立たせていたところの時間観念など

直していくことが求められるのではあるまいか。 であったと言うことができよう。そうした意味で、今日の信仰と我々を取りまく様々な情況・価値観などを、改めて見 な問題を担う意味を持つものであった。そしてそれらは全て、神と人の関係の保持というととを根本の願いとするもの ・汚れ」に関する理解の内容とそれを生み出し支えた金光大神の信仰の営みは、当時としては、 「毒断て毒養生」といった言葉と内実は、今日では風化しつつある。しかし、本稿を通じて述べてきたように、 「はじめに」においても述べたように、この「三つこと理解」の内容に込められた、当時の「日柄方角」「不浄汚れ_ 極めて現実的で普遍的

(教学研究所所員)

注

- ① 紀要『金光教学』第二四号所収
- (昭和六十年度研究報告)を著わしている。
 に「不浄・汚れに関する理解―産穢・月事穢を中心として―」との共同研究の成果をとりまとめたものである。尚、佐藤は別② 本稿の産穢・血穢に関する部面については、元助手佐藤光子

57

死穢に関わる類似の理解として次に示すものなどがある。

ならば、氏子一人と駒千匹にもかえとうもないと、例えにさえにて勢祈祷と申した時、まだ親の忌服がすまぬ四十九日のうち九日の間に病み患いをいたし、それ医者の薬じゃ、または氏神「親が死去して、四十九日の忌服ということあり。その四十

い」(「理解」Ⅱ 高橋富枝の伝え1)

金神も平等に守る。したがって、天地の神は不浄汚れは忌まな

「汚い所もきれいな所も死人の所も、日天四は平等に照らす。

、「型子」というでは、これから、お許しに相成っておる」れゆえ、との金神は汚れ不浄はおやめ、お許しに相成っておる」中す氏子を、気の毒ながら見殺しにせねばなるまいがのう。そ

(「理解」 Ⅰ 鳩谷古市の伝え1)

でも金乃神の土地じゃによって、三尺四面は願いをかけて掘れへお断りさえすれば、神の前はよけるにおよばぬぞ。埋葬の穴「天地金乃神においては、喪中じゃというても、氏子から先

い」(「理解」Ⅲ「尋求教語録」119)

方町史民俗編』など。一」『岡山民俗展望』「八塔寺周辺の民俗」、『北房町史』、『鴨「岡山民俗展望」「八塔寺周辺の民俗」、『北房町史』、『鴨」 『岡山民俗学会民俗調査報告「岡山市の民俗断片―葬制その他

- 本民俗文化大系』第四巻二三〇―二三二百参照。 ケガレの構造』八八、二〇二頁、中牧弘允「神社と神道」『日の 井之口章次『日本の俗信』二三二~二四八頁、波平恵美子『
- ⑥ 高取正男『神道界一死と救済ー』など。⑥ 高取正男『神道の成立』、岡田重精『古代の院的信仰』、池見澄
- ⑦ 高取正男『神道の成立』二〇八~二六〇頁参照。
- は、ここに、あそこにとまつっておきながら、この世はじまっを話して聞かすのぞ」(「理解」I 市村光五郎の伝え一―45)の一金光が金神様に一心に信心をしておかげを受けておることの

ての神は末座にしている」(「理解」Ⅱ 藤原嘉造の伝え2)

る場合がある。神性として示されるような内容が「金神」のそれとして示されなど、他の理解において「金乃神」「天地金乃神」についてのなど、他の理解において「金乃神」「天地金乃神」についての

波平恵美子『ケガレの構造』三九頁、高崎正秀ほか編『日本松浦琴鶴『方鑒秘傅集』(天保11~12執筆)六三頁参照。

9

① 鶴藤鹿忠『中国地方の民家』三一~三二頁参照 民俗学の視点』2、一九―二一頁参照。

⑩ 金光教教学研究所編「民間陰陽道・金神信仰に関する調査記

録付」七頁参照。

⑩ 片岡次郎四郎は、子供の相次ぐ死にあい「これは金神の祟りの」片岡次郎四郎は、子供の相次ぐ死にあい、家を何度となく作りかであると思い、家相地相を見てもらい、家を何度となく作りかったが、どうしても験が見えない」という状態にあって、人にったが、どうしても験が見えない」という状態にあって、人にったが、どうしても験が見えない。また時にあい「これは金神の祟りの「理解」Ⅱ 片岡次郎四郎の伝え1)

て次のようなものがある。 (「理解」 日 石原銀造の伝え1) 本文中に示したもののほかに、産穢・血穢に関わる理解としえ1)

儀兵衛の伝え7)どの方角へ向いて産をしても障りはない」(「理解」Ⅱ 福嶋さな物をいただいて体を作れ。産の汚れは言わなくてもよい。「腹帯をするにはおよばない。物忌み毒断ちもいらない。好

は、格別のおかげを受けねば万事成就いたすまい」(「理解」のである。……死亡の時、月経の時、ほかの神様へは遠慮してのである。……死亡の時、月経の時、ほかの神様へは遠慮していうことを親々から聞いており。それでは、恩知らずというもいうことを親々から聞いており。それでは、恩知らずというもい方ととを親々から聞いており。それでは、恩知らずというもい方との人が信心していても、月経になれば神仏が拝まれぬと

四頁、『鴨方町史民俗編』五一七~五一八頁など参照。 泰雄『産育習俗語彙』二一~二四頁、『総社市史民俗編』二六泰雄『産育習俗語彙』二一~二四頁、『総社市史民俗編』二六福川県教育委員会『岡山県民俗資料調査報告書』、倉田正邦

I 山本定次郎の伝え26)

牧田 茂『神と女の民俗学』一九八頁。高取正男『神道の成立』二九頁。

17

20 19

『総社市史民俗編』四四九頁参照。

紀要『金光教学』第一八号所収。

鶴藤鹿忠『中国地方の民家』三一~三二頁参照。

同右記録出参照。

録八」参照。金光教教学研究所編「民間陰陽道・金神信仰に関する調査記

(4532)

明治二年三月十五日の神伝に関する一考察

松

沢

光

明

じめに

は

思われるからである。 の指示は、教祖晩年の信仰的な集団構想や、その共同性の原理を考えていく上にも大きな関わりを有するものであると それと同時に、先祖祭祀が家族及び一族という集団の維持、 今後本教信仰にとっての先祖祭祀の在り方を求めていく上で、踏まえるべき不可欠な作業になると考えるからである。 を試みる。それは、との神伝のもつ意味を問うことが、教祖の信仰上における先祖の位置づけを明らかにし、ひいては、 本稿では、これまで殆ど考察されることのなかった明治二年(トカル)三月十五日の「先祖の祭り」に関する神伝の解釈 団結に作用するものであることに着目するとき、この神伝

考察を進めるに先立ち、はじめに神伝の内容を「金光大神御覚書」(以下「覚書」と略記)によって示しておく。 巳三月十五日、当年より、先祖の祭り、 毎年九月九日十日に、 身内、 親類、 此方へまいらせ。

一つ、親類勤めは子供にいたさせ、と仰せつけられ。

一つ、そのほか祝い、祭りは延引いたさせ。

(一七・2・1~3)@

関連をもって捉えられていたと判断され、従って、それらは一つの脈絡のもとに理解しなければならないものと思われ に始まり「……と仰せつけられ」で結ばれた記述のなされ方からして、ここに示した全体が教祖のところで一連の内的 神伝の内容は、新たな先祖祭祀の提示にとどまらず、それに伴う一打ち書きの部分――「そのほか祝い、祭り」の中 そして親類勤めに関する指示 ――に及んでいる。それぞれの指示は、一見独立した内容に見受けられるが、日付け

さて、神伝の記述に沿って、以下の問いを列挙することができよう。

① この時期に、先祖祭祀に関する神伝が下されたのはなぜか。

②⑦ととにいう「先祖の祭り」とは、どのような形態のものか。そのことに関連して、 回とこで祭られようとしている先祖とは、 教祖の信仰生活上に如何なる意味をもった先祖であるのか。

また、

〇この祭りに身内、親類を集わせるのはなぜか。

(3) この祭り日が九月九日十日に定められた理由は何か。

(4)由は何か。 「そのほか祝い、 祭り」とはどのようなものであり、また、それらを中止すると共に、親類勤めを子供にさせる理

明らかにし得る性質のものであると言わざるを得ない。従って、各問いについての究明が、必ずしも章ごとに明確に対 とれらの問いは、 げた問いに関しては三章で、それぞれ中心的に取り扱うこととして考察を進めていくことにする。とはいえ、 (1)の問いについては、 相互に密接な関わりをもつものであって、その多くは、前後の考察を相補的に理解することで始めて 特にその内の外的な動因に限って一章で、22に挙げた一連の問いについては二章で、 もとより (3)(4)に掲

明治元年閏四月十九日に「神職之者家内ニ至迄以後神葬祭相改可申事」という布告が達せられている。 の主体性の回復を目指して明治政府が打ち出した神仏分離政策がそれである。その政策の一環として、 して神道国教化を推し進めるため、神武創業への復古、 明治初年は、 宗教制度について次々と法令が出され、 祭政一致というスローガンのもとに、 一大改革が進められた時期であった。 仏教勢力の排除と神社側 人民支配の新たな手段と 神祇事務局から

景について触れておく要がある。 であろう。本章ではその点を、 先祖の祭祀に関する神伝が、との明治二年三月に下された理由の一端は、右の布告との関わりに求めることができる との神伝が下された外的な理由として論じてみたい。ついては、まず布告の出された背

嫡子に限ること、の二条件にとどまるものであった。そこでは、妻、次男以下の子女達は従来どおり宗門を受けること 離檀には檀那寺の同意を必要とすること、口離檀の上神葬祭を執行し得るのは吉田家免許状を所持する神職並びにその 職を務める家といえども同様であったが、江戸時代も後期になると、国学等反封建主義の立場からの排仏論が台頭する を定めて葬式、法事や先祖の祭祀を委ね、檀家としての宗判を受けることを余儀なくされていた。そのことは、⑥ 周知のとおり、幕藩体制下にあって一般庶民の家は、キリシタン禁圧のためにとられた寺請制度により、 それは文化文政の頃にはほぼ全国的に広がったが、それらの要求に対して幕府及び諸藩の下した裁定は、 その気運に乗じ神道側の神官達によって、宗門からの離脱及び神葬祭執行を要求する運動が展開されることとな また、 先祖の供養なども寺院の関与が不可欠とされていたのである。 銘々檀那寺 概ね、一 代々神

上の崩壊を意味するものであったと言うことができよう。 内ニ至迄」広げるものであったわけである。そして、一家全員の離檀は、それまで結ばしめられてきた寺檀関係の事実 たらすものであったといえる。すなわち、それは神職とその嫡子に限って許されていた離檀及び神葬祭の限定枠を「家 明治元年閏四月十九日に達せられた先の布告は、これら神仏両派の勢力抗争に対し、一気に神職側に有利な決着をも

以下、その点について、大谷村の「宗門御改寺請名歳帳」(以下「宗門帳」と略記)の記載上から確認していくことにし 金神社神主として神官の補任を受けていた教祖は、 れていることから、それが大谷村にも速やかに届いていることが確認できる。そして、既に慶応三年二月に白川家から さて、右の布告は、 教祖の家が宗判を受けていた寂光院の文書「諸用録」にも明治元年の「閏四月」の日付けで記さ 制度上からしてこの布告の対象とされる立場にあったはずである。

のは残存していないが、前後の慶応三年と明治二年のものにはそれぞれ次頁資料のように記されている。 「宗門帳」中での教祖一家の記載のされ方についてあたってみると、残念ながら前記の布告が出された明治元年のも

年の記載への変更からして、との間における以下の推移が考えられるであろう。 をもとにして翌年の三月に書き改めるという方法がとられていた。だとすれば、慶応三年の「宗門帳」記載から明治二 その年度に死亡や江戸屋敷奉公などによって異同が生じた場合には、その都度貼紙をして変更事項を記入し、それ - 宗門帳」は、大谷村では毎年四月に村役人によって藩役所へ提出され、村役人の手元にも控えが保管される。

ず別帳扱いにすることとして、両人のところに別帳扱いの貼紙がなされ、それをもとに次頁に示した明治二年三月改め 推察される。ところが、 示す貼紙が なされて いないところから、 明治元年三月改めの分(残存していないところの)も同様の 記載がなされたと 慶応三年の「宗門帳」には、家主を金光河内として一家全員の名が記されており、しかもその年度内における変更を 同年閏四月に先の布告を受けたことによって、おそらく教祖及び妻とせの二名のみをとりあえ

63

	一次女	一娘	一次男	一忰	一一家主	春太郎組	<慶応三年
右合六人内男三人	拾歳	拾六歳	拾三歳	拾九歳	大谷村八百蔵娘 五拾四歳	下金光河内家内	二年>
	との	くら	卯之治	金光石之丞	金光河内回	社	
右合四人内男弐人		一 妹	一 妹	弟	(貼紙)一家不、残別	春太郎組	<明治二年)
		拾二歳	拾八歳	拾五歳	然別帳被"仰付" "我拾壱歳	下金光石之丞家内	\
		この	くら	卯之治卿	(貼紙)別帳三付除,之		

陣」を家主とするその家族として名を連ねている。 されるのである。翌明治三年には、石之丞以下の家族も残らず「宗門帳」から姿を消し、「神葬祭御改帳」に「金光大されるのである。翌明治三年には、石之丞以下の家族も残らず「宗門帳」から姿を消し、「神葬祭御改帳」に「金光大 のものが調えられ、更に、以後その年のある時点において、「一家不」残別帳被,仰付,除,之」の貼紙がなされたと推測

寺の宗門から正式に離れる時であったわけである。以上の考察から、この神伝の背景には、明治元年閏四月十九日の布 された時期は、ちょうど前年の貼紙をもとに藩役所へ提出する明治二年の「宗門帳」の作成期にあたっている。つまり、 神葬祭が適用されるのみならず、それまで寺に委ねてきた先祖祭祀がその手を離れることまでをも意味する。神伝が下 「宗門帳」から除帳されるというととは、寺請制度によって結ばれていた寺檀関係が切れることであり、家族全員に 江戸時代には、寺請制度のもとに先祖の祭祀が仏教の管轄下におかれていたことについては、既に一章で触れるとこ

祖は、先祖を祭るについて、ここからその新たな在り方を求めざるを得ぬ状況にあったわけである。 告に基づく宗教制度の変革が、まず外的な契機としておさえられなければならないであろう。すなわち、

との時期の教

職としてそのことを営んでいく立場に立たされたことが明らかとなった。では、この神伝によってどのような先祖祭祀 で、ことに祭られようとしている「先祖」について考えておきたい。 では、一まず、当時の一般的な先祖祭祀の在り方と、ととに指示されている「先祖の祭り」との関わりを論じ、二次い がととから営まれるととになったと考えられるであろうか。以下、そのととを考察していくについて、差し当たり本章 前章での考察によって、それまで寺に委託していた先祖祭祀が制度上寺の手を離れたことにより、改めて教祖自ら神

「先祖の祭り」について

ようなものがあったと考えられるであろうか。 ぬことが累代家族にとって家永続の規範とされるのである。では、そのような先祖を祭る機会として、当時一般にどの® るわけである。このような先祖に対する意識が具体的に宗教的な形態をとったものが先祖の祭りであり、 にとって、との家永続の要請は、家をその創設以来今日まで持ち伝えた先祖、列祖に対する崇敬と表裏一体となってい 根幹をなすものであることがしばしば指摘されている。「家」は代々永続していくことが願われるが、時々の世代家族 民俗学などでは祖先崇拝は、 日本の伝統的な「家」―累代家族を包摂する直系の系譜体―を前提として、民間信仰 それを絶やさ

とは十分に考えられよう。また、⑥盆、彼岸などの年中行事に即して先祖の祭りがなされていたことは断るまでもない 仏事に合わせて、「代々一切の精霊」の供養もなされる場合があり、それが先祖の祭りとして観念されていたというと ろがあったが、そのような仏式による先祖祭祀の具体的な機会として、まず②死者の祥月命日に行なわれる年忌供養が あげられる。一般に三十三年、或いは五十年の最終年忌(トムライアゲ)までその供養が営まれるが、それら近い死者の

家とする同族祭祀としての客人大明神の祭りに参加していた。 どで現在も毎年との祭りが行なわれている。教祖もやはりそれまでは、寂光院の一檀家として、②⑤の年忌供養や精霊 回向を欠かさず営んできていたし、また⑥との関わりで言えば、後述するように大橋株の一構成戸として、大橋家を本 おいてもこの祭りの盛んなことが報告されており、大谷近隣でも夕崎の河手株、新田の中嶋株、津の渡辺株、清水株な 各戸を存在させる究極の根拠となり、その祭りには各戸の参加が要求され、義務づけられるわけである。金光町周辺に ―分家といった家の出自関係を結合原理としており、伝統的な「家」を構成単位としている。従って本家の始祖は株内 る。その祭日は、 の創設者(一族の守護神として、他の神仏と習合している場合も多い)が特に中心的な崇拝対象とされている。株内は、 族祭祀としてのそれが挙げられよう。民俗事例からすると、岡山県ではこの株内の祭りこそを「先祖祭り」と称してい これら寺檀関係のもとに各家でなされる仏式の先祖祭祀に対し、更に民間信仰レベルのものとして⑥株内における同 初代が初めて村に定着した日とか死亡した日といった始祖に因んだ日が一般的であり、この場合初代

に対応するものとして、神葬祭・霊祭があげられる。また、 ある。では、神道の側としては、当時どのような先祖の祭祀形態が用意されていたと言えるであろうか。 一般に死者及び祖霊を祭る儀式は、先の②⑤⑥と対比的に述べれば、まず、各家で自家の先祖を祭るという意味で②⑥ さて、その教祖が、宗教制度上宗門から離れ、ここに改めて神職として先祖祭祀を営んでいく立場におかれたわけで 一族の祖神を祭るという点で©と共通するものとして、諸

神葬祭式の取り調べにかかるという状況であって、当時、何らとれとして統一的な形態のそれが準備されていたのでは ざるを得なかった、というのが実情であったと考えられる。 いくための一ステップであったとも言え、従って、その祭祀の仕方についても、当時は多分に神職家達各自の手に委ね なかった。すなわち、制度的にはむしろ前章で示した布告とそが、死者及び先祖についての神道式の祭祀形式を整えて あっては、 に亘る仏教支配のもと、 定化していた仏式の祭祀形態に対抗するものとして、復古主義と相俟ってクローズアップされてきたものであり、長年 祭祀形態として取り入れるには非現実的であると言わざるを得ないであろう。また、前二者の神葬祭・霊祭は、 として、神道による先祖祭祀を正当化する論理的根拠としては機能し得ても、すぐさまそれをととから神道式の先祖 氏族の氏神信仰があげられよう。しかしながらそれは、家の宗教性を代表する先祖の祭祀が、日本の古道に基づくもの 例えば神葬祭にしても諸藩から中央へその様式等に関する問い合わせが募る中で、明治二年七月に神祇官が 神職の側で一般庶民の死者、先祖祭祀に関わる実例が皆無であった王政復古直後のその当時に 既に固

て、ひとまず取りまとめておきたい。 さて、以上のととを踏まえたととろで、とれらの点を手がかりとして、神伝に指示されている「先祖の祭り」につい

らないだろう。すなわち、この祭りの内に、従来の@や⑮の形態でなされてきていた先祖祭祀の営みが包摂されてしま 家で行なわれてきていた、 同様の祭りは中止されていることからして、@⑯に示したような、年忌供養や精霊回向などの、従来檀家として教祖の たとみなすことができよう。 第一に、神伝の内容からうかがう限り、この「先祖の祭り」は、先祖祭祀として年に一度のものであり、 先祖に関する一切の祭祀的営みに代えてこの祭りが営まれることになったと考えなければな それ以外に

れようとしていること、 そればかりではなく、 加えて、 あたかも教祖の家を本家的存在とするかの如く、そとへ「身内、親類」を寄せて、 神伝の内容からは、年忌年のように定められた年にではなく、毎年のこの日に行なわ

67

68 とどまらず、先に©で述べた「先祖祭り」としての形態、すなわち、多分に同族祭祀的な意味あいを込めたそれとして の祭りを営むよう指示が下されていることは、この祭りが、単に②⑤のような各家ごとになされる形態での先祖祭祀に

の祭り」には、従来とは別の意味付与がなされていることが読み取られなくてはならないであろう。 者の祥月命日にでもなく、九月九日十日に営まれるよう指示されている点が注目される。その点で、やはりとの「先祖 の意味あいが同時に込められたと仮に想定できるとしても、しかしながら、それが盆や彼岸の日にでも、また先祖や死 も想定されていることを推察させる。 第三に、従来の先祖祭祀の形態との関わりからすれば、ここでの「先祖の祭り」に、第一、第二に述べたような二つ

来の祭祀形態との関わりにおいて把握した上で、次にもう一つ、ここで祭られようとしている「先祖」についても一考 との第二、第三の点に関わっては、 以後の論及の過程で漸次究明していくこととし、ここではひとまず以上の点を従

「先祖」について

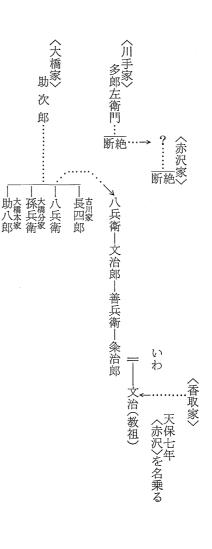
しておかねばならないことがある。

左衛門まで遡り得ることとなり、大橋家を出自の家として、そこから分かれた川手家という形での大橋(本家)—川手 した家であった。従って、家の出自を辿る場合に、川手姓を継承している点からすれば、先祖は川手家の始祖たる多郎 (分家)の本末関係が強調されれば、先祖は川手家の中興の祖たる八兵衛というととになる。(次頁系図略表参照) それでは、とれら二様の先祖は教祖にとってどのように意識されていたと考えられるであろうか。以下、暫くその点

教祖の養家は、川手多郎左衛門を始祖とする断絶家を、教祖から四代前に大橋八兵衛が川手家の判株を許されて再興

教祖が養父亡きあと家督相続人として農事に勤しみ、家を守り伝えるべく富貴繁盛へと導く使命に生きる中で、 その

について、教祖のそれまでの生を振り返りつつ考えておきたい。



客人神を祭って拝んだ後、本家の振舞を受け昔語りをしていたのである。とうした同族祭祀がその集団結束の維持、強大明神を祭っていた。毎年の九月四日五日がその祭り日であり、四日の宵祭りには本家である大橋家に株内の者が集い 呼ぶことができるとしても、かつて廃絶した家との関係は極めて緊密さの薄いものであったと言ってよいであろう。そ のととは、以下に述べるような八兵衛以降の川手家と大橋家との関係に注目してみても明らかであろう。 さの度合が考えられねばならないが、八兵衛の場合は、ひとたび絶えてしまった家の再興であって、もしそれを継承と 実が介在していることにある。家の系譜の継承にも、男子の血統による相続や養子縁組によるものなど、幾つかの緊密 あったと思われる。筆者がそう考える理由は、元の川手家と八兵衛以降のそれとの間には、何よりも断絶という重い事 責めを自らに問うてくる先祖、その意味で自身とより実感的な連続感をもって意識される先祖は、むしろ八兵衛の方で 第一に、当時、大橋、川手、古川の三家は、株内(カブウチ)と呼ばれる同族団を構成し、所謂一家氏神として客人

70 化に機能するととは民俗学の明らかにするところであり、教祖の時代にも大橋―川手という家の本末関係が毎年のこの® が断絶家を再興するに際して、元の川手家の継承という側面よりも大橋家の分家になるという側面の方が、意識の上で 祭りを通して確認されていたといえる。そして、当時とうした家の本末関係が生きていたというととは、かつて八兵衛

は優先されていたことを推察させる。 娶っていること (「覚書」二・2・1)、 更には「覚書」「覚帳」の記述中において、大橋家のことがしばしば「本家 一・5・1)、或いは、結婚の折、時の大橋家家長である新右衛門に頼み、やはり大橋の分かれである古川家から妻を 第二に、右の点は、教祖の養子入りに際して、一行が大橋家へ立ち寄り、かみしも装束に着替えていること(「覚書」

きて機能していた様子がうかがい知れるのである。 (モトヤ)」として示されてきていることから、大橋家―川手家という家の本末関係が重視され、当時それが実際に生

生におけるある時期までは、大橋家からの分かれである八兵衛によって再興された家であり、その意味で連続感をもっ しているものとして受け取られるのである。 て意識される先祖は再興者八兵衛であったと言えるであろう。安政五年七月十三日、教祖が先祖の精霊を迎え、 (「覚書」五・5・6)との知らせを受けていることも、その当時までにおける教祖の先祖についての意識がそこに反映 これらのことからして、教祖にとって意識されていた家督相続人としての責めを負うべき家は、少なくとも教祖前半

述べてきた。それでは、 以上、教祖が、特にその前半生においては、家督相続人として、先祖を八兵衛と意識していたであろうことについて 一方多郎左衛門との関係はどのように捉えられていたであろうか。

のことであって、歴史的な実証を拒むものであろうが、当時にあっては代々語り継がれていることこそ村民共有の真実 元の川手家の始祖多郎左衛門は、伊予の川之江で家老職を務めていたと伝えられる人物である。それは多分に伝承上 71

そのととを通して教祖は、川手家にまつわる金神の祟りが、避けようとして避け得ないものであるというととを暗示的

72 た負価値的なイメージのそれでしかなかったであろうことが推測されるのである。 にではあれ知らしめられてきていたはずであり、従って、元の川手家に対する教祖の意識は、 それらの不幸と結びつい

川手多郎左衛門とそが先祖として強く意識されるようになったと推察されるのである。 である、ということを強く確認せしめられたと言えるであろう。安政五年十二月二十四日の神伝は、 れると共に、そうである以上、自らの担うべき家の先祖は八兵衛にとどまらず元の川手家の多郎左衛門にまで遡るべき れから何とかしてそれを回避しようとしてきたこの家のこれまでの在り方の過ちを改め、 に触れているということが、明示されたわけである。この神伝によって、教祖は、過去の歴史において、 門との関係を、 屋敷内四つ足埋もり、無礼になり」(「覚書」六・9・3) との知らせを受ける。つまり、 ると共に、その原因について「この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。 先の精霊回向の日から半年を経た安政五年十二月二十四日に至って、遂に教祖は、 しかしながら、やがて自ら九死一生の体験に直面することとなった安政二年の大患時における金神無礼の指摘を機に かつて断えた元の川手家の位牌をひき受けて、やはり子孫が続かず絶えた家であり、 それを正面から受けとめることによって神の加護を得ていく以外に不幸から逃れる道のないことを自覚せしめら 以後教祖が金神との関係を新たに取り結ばしめられていく中で、右のような意識は漸次転換せしめられてい 教祖にとって画期的な出来事であったと考えられ、従って、これ以降における教祖にあっては、 はっきりと再認させられることとなる。すなわち、この日教祖は、 先祖について元の川手家の多郎左衛 所謂 "金神七殺"を神から指摘され むしろ無礼ある家の歴史に気 川手、赤沢の二屋敷とも金神 教祖が名乗っている赤沢の家 右のような意味に 金神祟りの恐 むしろ元の 海々の時、

そこで、次にそれを確認しておきたい。

後年教祖が実際に多郎左衛門夫婦と思しき先祖の位牌を調えていることによって一層裏付けられよう。

以上の考察から、

(A) 覚

B

清月宗安禅定門

右為"両霊法号奉納 法月知友禅定尼專件一月八日

納所如件 慶応三 寂光院

之,内金五両慥令,寺

卯十月

金光石之丞殿

(訓点は筆者)

法 清 月 月 相 宗 知 安 友 禪 禪 H 定 定 門 尼 霊位

祖は、 A は、 記された養家の人物の中で、八兵衛よりも時代を遡る最も古い男女であり、また、@ えられたのも、 めているが、ここに及んで先祖にも思いを至らせ、やはり七字のそれに改めたものと思われる。そして、 という二人の戒名は、この「慶応三卯十月」まで、それぞれ「清月宗安」「法月知友」という四字のものであった。 るととは、その当時の教祖の先祖意識においては、二度の断絶の歴史を越えて、多郎左衛門以来の一貫した系譜がは きりと認識されていたことを物語っていると言えるであろう。 前年 檀那寺寂光院の文書「諸用録」に記された寺側の覚書である。 (慶応二年) 九月養母いわの死に際して、彼女に七字の戒名をおくると共に養父の戒名を六字から七字に改 その戒名からしておそらく同じ頃であったと推察される。ここに戒名で示された人物は、 との明治二年三月十五日の神伝によって祭られるべく指示されている「先祖」とは、 ここにある「清月宗安禅定門」「法月知友禅定尼. その横に「先祖代々」と記されて ®の位牌が調 金神無礼の歴 「過去帳」に

ところで、先に示した位牌には、

74 史を背負ってきた元の川手家の始祖多郎左衛門以来の代々の列祖達であったといえよう。

担われて以来、 求めさせられてきていた結果を反映する処置であった、と解せるのではないだろうか。すなわち、家の無礼が自覚的に 郎左衛門以来の金神への無礼を正面から受けとめたことによって、無礼を背負った家としての、より本来的な在り方を て位置づけられたことを物語るものと言えよう。そして、そのことは、教祖が元の多郎左衛門を先祖として自覚し、 川手多郎左衛門に始まる「先祖代々」の霊が、従来の「川手家」のそれとしてではなく、新たに「金光家」のそれとし 起されるのが、 て、その名から神をシンボライズした「丸に金の字」を用いていたものと見做される。そして、このこととの関係で想 家のシンボルである紋章が付されることもあり、この頃から教祖は、養家の従来の紋章である「丸に違い鷹羽」に代え 母の死後調えられた養父母合祀の位牌にも記されている。位牌の上部には梵字が記されるのが一般的であるが、まれに 「金光家」の紋章として用いられたと考えられ、従って、それを先祖の位牌に示したことは、位牌に記されたところの 新たな神の加護を得ることになったわけであり、そのような家にこそ冠されたのが「金光」という姓であったと思 神の命のままに新たな歩みを進めたことによって、その結果、過去の金神祟りにまつわる歴史が払拭さ 教祖がちょうどその頃から「金光」姓を名乗っていることである。 すなわち、「丸に金の字」はその ⑥(「丸に金の字」)の紋章が付されているのが注目される。 この紋章は、

家的存在として位置づけ、そとに身内、親類を集めての先祖祭りを営んでいくこと、すなわち、先に述べた同族祭祀的 そ、 続において、その分家であり従属的立場にあるものとして捉える意識から脱却し、金神との関係においては多郎左衛門 以来一貫した系譜をもつ家である、という自覚が伴ったであろう。そのような先祖・家に関する意識の確立があってと 明治二年三月十五日の神伝によって、金神との本来的関係を取り結び神の加護を得るに至ったその「金光家」を本

教祖の先祖意識が、

八兵衛よりもむしろ多郎左衛門にまで遡らされたとき、

そこには家の系譜を大橋家との連

前年の養

意味をも合わせもった「先祖の祭り」がここから求められたのではなかったであろうか。

月九日十日になされるように指示されているのか、という点について考察していく要がある。 るべきであろう。そして、以上のことをより一層理解するためには、 ら家々に共通の先祖、つまり家の構造的拡大である同族団の始祖ではあり得ず、その意味で、ことに「金光家」を中心 現実的に了解されることを意図して求められているとは言い難い。従って、その指示は直接的に世俗的レベルでの家の として結合せしめられようとしている同族集団が、右にあげたような身内、親類によって支援され、なおかつ世間から 教祖の生家である香取家などが、一応その対象として考えられよう。しかしながら、もちろん多郎左衛門は当時のそれ 力関係の再構成を求めてなされたのではなく、むしろ教祖の信仰的内実に即してそうした結合原理が求められたと考え 大橋家、古川家など既存の株内を構成する家々や、かつて婚姻によって結ばしめられた井田家、安部家、或いは その場合の「身内、親類」とは、その当時にあって教祖の家から実際に分家した家はないのであるから、 更に次章において、 との 「先祖の祭り」が何故九 と

Ξ

とになった「先祖の祭り」の意義や内実を更に推し量っていきたい。 前章で紹介したように、 本章では、先祖の祭り日が何故九月九日十日に指定されたのかを考察することによって、ここに新たに始められるこ 先祖祭りはその命日など始祖に因んだ日になされるのが一般的である。ところが、 多郎左衛

されてくるのは、その日が次のような神号書付に記された月日と符合する点である。 門を始祖と位置づけ、その位牌を調えた寂光院の「過去帳」によると、彼の命日は延宝九年七月十日である。 外の歴代先祖の中にも九月九日十日が命日である人はいない。それに対して、「九月九日十日」という日付から想起

月天四 日天四 寅 丑: ŧ 二十二日九月まつり \$ W 金 + 乃 日 のとらつ金神 神 大 明 神

右の書付に記された月日が示しているのは、 周知の如く、 月々の「十日」は金光大権現(のちには金光大神)の祭り日 (39)

後の金光大神の祭り日として定められていたということが推定でき、従って明治二年三月十五日の神伝は、

その年から

日とされていたということである。すなわち、九月九日十日は、教祖が「金光大権現」の神号を得ていた当時から既に®

(天地)金乃神の祭り日であって、中でも、その内の九月のそれが特に年に一度の大切な祭り

であり、「二十二日」は

月祭り」)に次ぐものとして、教祖や当時の信者達によって重んじられていたことがうかがい得る。 わされるようになっている(「覚書」二二・8)ととからしても、この祭りが九月二十二日の天地金乃神の祭り (所謂「九 の参拝者が遠近から訪れていたことが伝えられており、また、曰後年には神伝の中で「金光大神祭り」という呼称で表 らしい儀式が執り行なわれた様子は察せられない。 新たに営まれることとなった先祖の祭りを、九月の金光大神の祭り日に合わせて行なうよう指示するものであった、 いうことが推し量られよう。 教祖にとってとれらの祭りは、「ご縁日を忘れさえせねばおかげがあるぞ。忘れたらおかげはなし。 との九月九日十日の祭りについては、 神前に大蠟燭を灯し、沢山の鏡餅を供える、といった祭りとしての体裁が整えられていたこと、口普段よりも多く@ 「覚書」「覚帳」の記述や伝承資料からうかがう限り、特にそれとしての祭典 しかしながら、 その祭り日には、 ─境内地に幟を立て並べ提灯を下 親の恩を忘れぬ

ための法事のようなものぞ」といった理解に示されているとおり、

祭典の形式よりも親の法事を仕えるのと同様、

その

のことを忘れぬための営みとして仕えられていたものと言えよう。 られ自らに神の働きを体したところの、その神の祭り、その意味でまさに教祖の神格である金光大神の祭りであり、そ べきものであることが強調されている。すなわち、この祭りは、天地金乃神の働きを世に現わすために、 主神の働きを世に現わし伝えるべき使わしめとしての役回りを狐狸などが担うのではなく、人間自身が神となって担う いは天地金乃神にとっての親族神もしくは子弟関係に位置すべき神の祭りに例えて意義づけされており、 眷族といっても、 九日十日の祭りの場合は、二十二日の天地金乃神の祭りに対して、例えば「九日十日は、守り、眷族の祭り日である。 神の恩に対して特に感謝の心を向けるべき縁日としての、心の用いようにこそ重きがおかれていた。そして、 狐狸は連れない」という伝承が端的に物語る如く、主神たる天地金乃神の「守り」役としての神、 しかも、その 人が神と用い との九月 或

述の如く、との祭りが「金光家」のそれとして営まれるととになっている点である。そとで、以下においては、改めて なる理由によるのであろうか。そのことを考えていく上で、大いに関わりを有することとして再度注目されるのが、 「金光家」の内実を考察することによって、右の点を究明していきたい。 さて、では先祖を祭るに際して、それが先祖ゆかりの日ではなく、右のような九日十日の祭り日が選ばれたのはい

ことによって、 点までの教祖の信仰的な歩みの内、 認した。では、 によって営まれようとしているとと、また「金光」という姓は、元来、神から教祖に与えられた神号に冠された名称で 前章で「先祖の祭り」について見る中で、それが「金光」という姓のもとに教祖の家を本家的存在とする新たな一家 しかも、それが既に慶応年間には教祖の家の家姓として「宗門帳」にも登場してきていること(注⑱参照) その場合の「金光家」とはいかなる内実をもつ家であったと押さえ得るのか。その点について、 更に考えておきたい。 ☆屋敷の体裁の変化、 口神号付与による家族の神化、 という二つの歴程を振り返る との時 を確

78 月二十四日に確認せしめられたように、先祖からの金神への無礼を背負った家として、そこから先の在り様を示したも ある田地を再三に亘って処分し、宅地とわずかな畑地を残すのみとなった。これらの神命による指示は、 のであったと言ってよいであろう。それは、これまで代々に亘って受け継がれてきた家業の放棄を意味している。 屋敷の体裁 立教神伝を受けて取次に専念することとなって以来、教祖は神命によって百姓の経済を支える基盤で 安政五年十二

安全」(「覚書」一六・9・3)と染め上げた幟が立てられ、こうして、かつて農家の体をとっていた屋敷は、新たな神に は昼夜の別なく参拝者に解放されていくとととなる。更に、明治元年九月には「天下泰平、諸国成就祈念、総氏子身上 れ(「覚書」一二・4)、慶応三年十月には門納屋の敷居が埋められる(「覚書」一五・7) など、取次広前としての施設 として用いられることとなり、日常生活の場は東長屋へと移されてゆく。また、文久三年三月には表口の雨戸がはずさ 土間の一間分を座敷にする(「覚書」一一・10)ととによって広前の拡張がなされ、こうして母屋は専ら取次広前の施設 ちの生活の場とされて、従来からの母屋には教祖と妻とせだけが住まうことになる(「覚帳」六・4)。その後、母屋の 帳」五・1~2)。この落成を待って、翌年の暮れには「神仏神棚」「こたつ」などがそちらに移され、養母及び子女た との間に、それらの田地の売り渡しによって得た代金の一部によって、文久三年、東長屋の建築が着手された(「覚 その神の霊験を世に現わしていく家へと様相を一変していたのである。

とれらは外見の変化に過ぎないが、そのことと並行して、そとに住まい家を構成する家族達も神と用いられていく、

二月の最後の出産を通して神の威徳を自分の身をもって体現し、翌元治元年十月二十四日、 うとととなった当初の彼女の役回りは、 家族への神号付与 家族に対する神号の付与は、妻とせから始まった。文久二年の暮れ、 神勤に励む教祖の身辺の世話と参拝者の接待であったと思われるが、文久三年 教祖の神号が金光大明神か 教祖と二人で母屋に住

できるであろう。

ら金光大権現へと改められるのと同時に、彼女も一子明神との神号を授与されるとととなる(「覚書」一三・5)。

念は、家内、子供にさせ、と仰せつけられ候。日々のご飯 (gě) 娘亥の年おくらに炊かせ」と、家族にもそれぞれ神と に神号が与えられている。また、「先祖の祭り」についての神伝が下された八日後の三月二十三日には、「絵氏子の祈 四神 三男、一子正才神 女くら、一子末為神 女この」(「覚帳」一二・16・1~2)との神伝をもって、全ての子女 になると「家内、子供まで、神とお差し向けくだされ、ど神号お許し、仰せつけられ候。金光正神、同じく山神、金光 続いて慶応元年十月十日には、教祖の子女達の内でまず浅吉が一乃弟子を許されている。更に、明治元年十一月一日

しての役回りが与えられることになる。

る世俗的なレベルにとどまる家としてあるのではなく、その内実においてまさしく神の守り役としてふさわしい家、い わし人助けに専念すべきための家へと変貌を遂げていた有様がうかがい得よう。以上のことからは、「金光家」が単な まいする家族(構成員)の営みの上からしても、それぞれに神としての役回りを与えられた人々によって、神を世に現 わば「神の家」として世に示されようとしていたことがわかる。 以上、臼口と見てきたように、代々農業を家業としてきたその家が、明治初年には屋敷の体裁からしても、そこに住

められねばならないことが理解し得よう。 味におけるような、 かくして、「先祖の祭り」が九月九日十日に営まれることとなった理由は、彼ら多郎左衛門以来の列祖が、以上の意 「神の家」の先祖として捉え直され、鎮め祀られる要があった、ということとの関わりにおいて求

されねばならない。 そしてまた、そうである以上、ここから営まれようとしていた「金光家」としての先祖祭りに集うべき「身内、 右のような「神の家」のそれに適うべき信仰的な実質をもつものとして位置づけられていくととが求められ そのことは、後年のことになるが明治七年八月五日(旧暦)に下された次の神伝によって一層確認

祈念と申す所へはやらん。それをせんから、三軒うち繁栄願い、辛抱してくれ。末の楽しみため。 三軒同姓と申し、 神の分家と思い。神の一家、 親類ということは、今まで聞いたこともなし。病気につき、

(「覚書」二二・7・5~6)

家」としての教祖の家を中心とする本家―分家関係に繋がれた信仰上の一家、親類関係が求められようとしていたこと ないであろう。ここでは、「金光」という同一の姓のもとに、子女達の縁組の相手方としての三家が共に「神の分家」 或いは「神の一家、親類」として位置づけられている。すなわち、この神伝からは、「金光」という名において「神の 藤井、古川、安部の三家のことであり、よってとの場合の「同姓」とは、「金光」姓を指していると解してまず間違い とれは、子女達の縁談に際し、その相手方に対して今後の心構えを説いたものである。「三軒同姓」の「三軒」とは、

の祭りの営みの中に統合的に位置づけられていくことが求められたことを意味していたのではなかったであろうか。 してくる信仰者達と同様、 て彼らを信仰にいざなうと共に、九月九日十日の金光大神の祭りのもとで、先祖や身内、親類も、当日に遠近から参集 が「金光家」の創始者である教祖の神格の祭り日に指定されたのは、そうした祭り日に身内、親類を寄せることによっ うな意味がみてとれるのではないだろうか。すなわち、それは、まずもって同族祭祀的な形態での先祖祭りを媒介とし がうかがわれるのである。 とのように解してこそ、 ととまでの考察をもって、「先祖の祭り」が九月九日十日に指定された理由について改めて問う時、そとには次のよ 「神の一家」をことから創出せしめていくことが求められたのではないであろうか。更にまた、その「先祖の祭り」 「金光家」としての本―分関係のもとに身内、親類を導くことによって、以上にみてきたような意味における新し 教祖によって新しい神との縁に繋がれた同信的信仰集団の共同性を培うべき内容として、そ 「一つ、そのほか祝い、祭りは延引いたさせ。一つ、親類勤めは子供にいたさせ」という指

ではないだろうか

それらを中止せざるを得ない状況に立ち至っているのであるから、ことに殊更取りあげて中止させるような指示を下す 盆に先祖を祭ることと考えられよう。しかしながら、単にそれだけなら、制度的に寺との関係が断たれたことによって、 仕えられることになったこととの関連からすれば、それまで行なわれてきていた仏式による先祖祭祀、すなわち年忌や 示が、先祖祭りに関する指示と一つの脈絡のもとに理解されると思われる。以下に、改めてその点を考えてみたい。 「そのほか祝い、祭り」として意識されるべき対象としては、まずは、先述した如く先祖の祭りが教祖自身によって

必要はないであろう。

霊験を世に顕現していくべき「神の家」として立っていくことが求められていたのだとして、理解されねばならない 祭りは共同体の秩序を維持する上に大きな機能を果たしていた。教祖も家主として村内に一家を構える以上、習わしか8 当時一般からすれば、 を中止し、しかも親類先で行なわれる同様の行事への参加も子供に委ねよ、という先の指示が下っていることを思うと らすればとの氏神祭りの日にこそ他村の親戚を集めてそれを祝うととが求められたであろう。にも拘らず、その祝 な祭りであり、各家では他村の親戚の人々をも集めて飲食を共にし、祝うのであった。ところが、ここではその日に身 ととであって、ことでの指示は、 ととに意識されている「祝い、祭り」とは、むしろ年毎に親戚を呼んで飲食を共にし祝う、所謂慣例化した祝い事の それは、これらの神伝を通して、在来の価値を退け、ことから新たな神に基づいて、教祖の家そのものがその神の 何よりもまず想起されるのは、九月十一日十二日の氏神祭りであろう。との日は、村を挙げての一年中で最も盛大 親類を招くことをやめて、それに代えて「先祖の祭り」に身内、親類を参らせ、客をすることになったわけである。 氏神がその村落共同体に生まれ育った者にとって、人生を通しての帰依の対象とされ、 この先祖祭りの外に客をすることを中止させることを意味すると解される。そうとし またその

ととに注目して、とこまで解釈を進めてきた。 になったのか、という点について、とりわけ、それが九月九日十日に身内、親類を集めて営まれるよう指示されている 本稿では、明治二年三月十五日の神伝に示された「先祖の祭り」が、どのような意味をもってととからなされるとと

ついては後日を期さざるを得ないが、以下、ととでは本論との関わりにおいて、その点についての概括的な見通しを示 もっと幅広く「信者氏子」をもその成員とする信仰的共同体形成への広がりをもつものと思われる。その詳細な究明に 本論で論じたような、身内、親類という地縁的、血縁的な現実の親族関係のみに対象を限って該当するものではなく、 成していくことが意図されていたことを意味していると言うべきであろう。 はなく、「金光」という「神の家」としての姓を共有することによって繫がれる神縁的な同族集団をここから新しく形 づけが与えられることになったのだと言い得よう。そして、そのことは、単に当時の宗教制度上の迫りからというので の祭り日に合わせて営まれることによって、先祖も身内、親類も、まさしく「神の家」としてのそれにふさわしい位置 ととろで、そのように「金光」という名称を一つの指標とすることによって結ばれる神縁的な集団結合への志向は、 以上のように見てくると、との神伝に基づき、「先祖の祭り」が、「金光家」のそれとして、しかも金光大神の神格 との神伝がそうした信仰的な共同体形成にとってどのような意味をもち、どのような位置にあるものとして把握さ

つ、金光とは金光ると書き。明い方はだれでも見ようが。おいおいには明い方へ人がくる。 黒物、くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあり。暗うては物事見えんと言うが。 れるべきかを考えて、ひとまず本稿の結びとしたい。

(「覚帳」二一・30・1~2)

と称されることになる、

されていく、といった意味が込められていたようである。そして、それは、教祖以外の者に対して用いられる場合にも、 世、つまりは難儀な世に向かって、万人の道標となるべき神の光を照射し、そのととによって更に神の威光が世に現わ 光」の意味について説かれた神伝である。ここに示されているように、「金光」という名称には、 明治十年十月十三日に、 当時既に一教派として公認され教勢を伸ばしていた黒住教との対比におい 物事が見えない

その他の神号或いは一般的な家姓とは区別された特殊な用いられ方がされていることが注目される。

のである。換言すれば、それは前章に述べたところの『神の守り役』としての認定称号であると言えよう。 を世に顕現するために、 字」といった世俗レベルのとととしてよりも、むしろ神との関係領域のこととして説かれており、その意味で世俗の りに思い、金光と位をつけ。……おいおい、内輪の相談にて名字につけるがよし。…お上へ対し正面とは申さぬ。 られ方は、 の家姓とは区別されている。以上、「金光」の意味、またその用いられ方から察するに、「金光」とは総じて神の霊験 氏子とのこと。これは神になること」(「理解」Ⅲ 尋求教語録65)という理解に明らかなように、それは、「お上」「名 「神になること」を許された氏子に対して用いられたところの、神と氏子との約束事としての呼称であったと思われる 例えば、 とのように考えてみるとき、との明治二年三月十五日の神伝の延長上に、「金光」という名称を指標とし、 当時の彼らに与えられていた個々人の神号を指してのそれではない。また、片岡次郎四郎が受けた「神が頼 ® 「覚書」中には「笠岡出社金光」「向金光」「胡麻屋金光」といった表現が見受けられるが、こうした用い 自ら神と用いられ、 生神としての働きを 具現していくことを願われた氏子、 端的に言って、

「金光大神祭り」

明治三年から七年に亘って「覚書」「覚帳」の記述上に認められてくる「(生神)金光大神社」に関する神伝であり、 その呼称を共有することによって繫がれる神縁的な同族集団の共同性を原理的に保障するものとして浮上するのが、

その構成員が生神としての働きを体認しつつ、その共同性を培うために集う祭りこそ、後年、

との九月九日十日の祭りであった、という推測が成り立つのではないか。

すべき家として信仰集団の中心的位置に立つべき態勢が整えられたこと、などの意味において、以後の同信的信仰集団 それに際して、「「金光」という神としての名称を現実に家の姓に用い、そのことをもって「金光家」が神を世に顕現 それを祭るべき「金光家」の身内、親類とが、新たな神の信仰のもとにまずもって統合されることが意図されたこと、@ ものであり、また、口安政年間以来教祖にとって積年の懸案とされてきていたであろう川手多郎左衛門以来の先祖と、 本稿で考察を試みた明治二年三月十五日の神伝は、〇時期的に見てもそのような共同体形成の起点に位置づけられる

の形成を考えていく上に重要視されねばならない指示であったと考えられるのである。

(教学研究所所員)

洼

ったようにである。

原則として「覚書」の記述によった。 該当箇所は「お知らせ事覚帳」(以下「覚帳」と略記)にも 就当箇所は「お知らせ事覚帳」(以下「覚帳」と略記)にも

- いての究明もΘ⊙や三章の論述によって証明されていく、とい考察をもって初めて求められるものであるし、⑵⑦の問いにつ)例えば、⑴の理由について、その内的な動因は、二、三章の
- 神祇事務局第三二〇号。

が名を連ねている。

れたものに「邪宗門吟味之事、御条目宗門檀那請合之掟」があたるものの心掛けを示すものとして、広く各宗の寺方で用いら) 家康の名に仮託して元禄四年以後に偽作され、檀那寺や檀家

る。寺子屋の習字の手本にまで用いられたこともあったというる。寺子屋の習字の手本にまで用いられたこともあったというる。寺子屋の習字の手本にまで用いられたこともあったというる。寺子屋の習字の手本にまで用いられたこともあったというる。寺子屋の習字の手本にまで用いられたこともあったというなら、本行(仏壇)は、各宗派の仏像の奉安所という本来の在り様をとれて、専ら自家の先祖を祭る従来の先祖棚に代わるものとして受け入れられていった。竹田聴洲『日本人の「家」と宗教』ーー九~一二二頁参照。

⑦ 豊田武『日本宗教制度史の研究』一三一~一三四頁参照。
歌祖の周囲においても佐方村の神官神田大和とその下社家に が嘉永四年に寂光院へ宛てた書状を紹介しておく。 が嘉永四年に寂光院へ宛てた書状を紹介しておく。

修覆之節寄進勧化等迄都而外檀同様相勤可、申…(読点、返り妻次男已下家内之者共者是迄之通り仏葬相請、遠忌並御寺坊厚キ思召ヲ以 当人並神職相続仕候 嫡子共宗門御除被、下、尤一、私義神葬祭相営度段従来懇望ニ付、此度御願申上候処、

布告には「家内ニ至迄」神葬祭にするよう条件づけられているにも拘らず、明治二年の宗門改めの時のものに「家主…金光石之丞」とあるところから、明治元年の布告直後の時点にあっては、教祖夫婦だけがその対象とされたとしか考えられない。ては、教祖夫婦だけがその対象とされたとしか考えられない。でも考えられようか。いずれにしろ、そのような処置では不都合が生じたようであり、すぐ後の明治三年の「宗門帳」では家を二世帯に分けることをもって、布告の条件に対応させたと家を二世帯に分けることをもって、布告の条件でけられているを高が明しているのである。

祖一家の記載については、紀要『金光教学』第七号一四九頁参なされ、教祖一家の記載がある。なお以上、「宗門帳」への教いされ、教祖一家の記載がある。なお以上、「宗門帳」への教明治三年の「宗門帳」末尾に「神葬祭御改帳」として貼紙が

先祖になる――と説かれる(桜井徳太郎『霊魂観の系譜』二〇りされ、死霊は人格を失って祖霊という群霊体に融合する――りされ、最終年忌が済むと位牌は流されたり檀那寺へ納められたれば、最終年忌が済むと位牌は流されたり檀那寺へ納められたれば、最終年忌が済むと位牌は流されたり檀那寺へ納められたりされ、最終年記が済むと位牌は流されたりを開発を開いて一家の竹田聴洲『日本人の「家」と宗教』一九頁参照。

○~二○二頁参照)。「代々一切の精霊」とは、そのようない

- の話」『定本柳田国男』第十巻四三頁〉ことが報告されている。 で、柳田国男によって「先祖祭りという言葉の今でも用いられ く、柳田国男によって「先祖祭りという言葉の今でも用いられ それも正月と盆とを除いた別の日のものが一番多い」(「先祖 それも正月と盆とを除いた別の日のものが一番多い」(「先祖 をれる正月と盆とを除いた別の日のものが一番多い」(「先祖 をれる正月と盆とを除いた別の日のものが一番多い」(「先祖 をれるものであろう。
- の民俗――民間信仰――」金光図書館報『土』第九五号三〇~⑨ 金光町周辺の「先祖祭り」については、佐藤米司「金光周辺の話」『定本柳田国男』第十巻四三頁》とと対報告されている

三一頁参照。

あたためるわけである。そとに連なる一族としての連帯感を、との祭りを通して互いに

ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。 ける意味でことにあげた。

- 祭りである。
 祭りである。
 祭りである。
 の内に含めて考えられており、それらは仏式による年忌供養年祭、三年祭、五年祭、十年祭、それ以後十年毎の祭りなどもその内に含めて考えられており、それらは仏式による年忌供養年祭、三年祭、五年祭、十年祭、それ以後十年毎の祭りなどもの方である。
- かられたのは、大原神社、吉田神社、平野神社、梅宮神社などは、藤原氏、和氏、橘氏の祖神を祭った顕著な例であり、神道では要であると説く。『神道大辞典』「ソセンスーハイ」の項参照の型であると説く。『神道大辞典』「ソセンスーハイ」の項参照の型であると説く。『神道大辞典』「ソセンスーハイ」の項参照の型であると説く。『神道大辞典』「ソセンスーハイ」の項参照の型であると説く。『神道大辞典』「ソセンスーハイ」の項参照のであり、神道では一〇~一一頁参照)。
- はなく、また、明治十四年九月十四日、桜丸の葬儀に関して「実際にこれ以降、年忌供養や精霊回向がなされたという伝え

領かれ得よう。

「五・28)という神伝が下されていることからしても、それがに、先祖祭りに、九月九日十日、祭りいたしよし。」(「覚帳し。先祖祭りに、九月九日十日、祭りいたしよし。」(「覚帳先でのおかげ。…先で、むかわりの、年忌弔いとはいうことなたのおかけ。…先で、むかわりの、年忌弔いとはいうことない。世間には死んで難儀。此方には死んで

(「先祖」という言葉には、大まかに言って、○「うちの先祖」という言葉には、大まかに言って、○「うちの先祖」)―と、○「おじいさんもとうとう先祖ない(「人格的先祖」)―と、○「おじいさんもとうとう先祖ない(「人格的先祖」)―と、○「おじいさんもとうとう先祖ない(「人格的先祖」)―と、○「おじいさんもとうとう先祖ない(「人格的先祖」)―と、○「おじいさんもとうとう先祖ない(「人格的先祖」)―と、○「おじいさんもとうとう先祖ない(「人格的先祖」)―とがある。ことでは、相続者として、家の始まりをどのように捉がある。ことでは、相続者として、家の始まりをどのように捉がある。ことでは、相続者として、家の始まりをどのように捉がある。ことでは、相続者として、家の始まりを送りばいるに従い個性格が維持されることもあるが、しばしば時を重ねるに従い個性格が維持されることもあるが、しばしば時を重ねるに従い個性格がある。ここでは、相続者として、家の創始者である初代を指す場合はつです。という言葉には、大まかに言って、〇「うちの先祖ない(「人格的先祖」「没人格的先祖」という概念は、伊藤幹治「祖先格が発祖」という概念は、伊藤幹治「祖先格が発行している。

祖が登場している。
で、多郎左衛門にまで遡って先祖が指摘されており、二様の先足敷内四つ足埋もり、無礼になり」(六・9・1~3)とあった。
を敷内四つ足埋もり、無礼になり」(六・9・1~3)とあった。
を敷内四つ足埋もり、無礼になり」(六・9・1~3)とあった。

先祖と指摘されているのに対し、同年十二月二十四日の神伝中

では「先祖のことお知らせ。前、多郎左衛門屋敷つぶれに相成

容易ならざる時代であるので、川手家も古川家もそれぞれの判政上分地制限がなされ、かつ開墾の余地なく新家を出すことの言である(柳田国男『族制語彙』二〇頁参照)。もっとも、村び方に対して、岡山、三重、岐阜などに分布する同族の呼称方の、株内(カブウチ)とは、一家、一統、一門などの一般的な呼

いては、同族意識は失われていなかったと思われる。た言葉が残り実際に機能している限り、その心情的な部分におながら、家の出自関係は明確であり、カブウチやモトヤといっず、その意味でこの三家は純粋な同族団とは言い難い。しかし

株を許されて再興された家であって大橋の姓を名乗ってはおら

祭祀の協同に大別できるが、同族分解が顕著な今日の趨勢の中の同族結合が生活関連上に営む機能は、財産の共有、労働及び教学』第四集一○三~一○四頁参照。

にあって、他の機能は欠失しても協同の祭祀だけは残存してい

敷へ分かれ、先祖を教え」(五・5・6)とあって、八兵衛が際しての神伝中では「うしろ本家より八兵衛と申す人、この屋

「覚書」の記述によっても、安政五年七月十三日の精霊回向にとの点については後に本文でも触れることになるが、実際に

田聴洲『村落同族祭祀の研究』四~五頁参照。 族であっても参加を拒否するという強い結束性が見られる。竹族をあっても参加を拒否するという強い結束性が見られる。竹は参加が強く義務づけられているのに対し、構成戸以外には親

- りは一層深まったと思われる。 田畑移動の側面から―」一五~一六頁参照)、大橋家との繋が田畑移動の側面から―」一五~一六頁参照)、大橋家との繋がの(金光和道昭和六十年度研究報告「川手家の先祖について― り (全光) がいまっておいて、 () がいまっておいまった。
- (S) 「覚書」二・2・2、同五・5・6、「覚帳」一八・26・2 (A) Fro
- の屋敷との位置関係を表わしている。 「うしろ本家」とは大橋家のととである。うしろとは、教祖
- 三二五~三五六頁参照。めた。「日本における先祖と氏神」『有賀喜左衛門著作集』™めた。「日本における先祖と氏神」『有賀喜左衛門著作集』™に注目し、それを「出自の先祖」として民間の先祖観の中に含す有賀喜左衛門は、このような先祖伝承が広く認められる事実

金光図書館報『土』第九四号二頁参照。 承をもつ家が多い。山県二雄「金光、鴨方の文化的表層と基層が伊予にも所領を持っていた故か、伊予から来住したという伝 屋形として鴨方に在城し、浅口郡内で勢力を張っていた細川氏 屋がとして鴨方に在城し、浅口郡内で勢力を張っていた細川氏

照。八兵衛以降の川手家の歴史については、金光和道「川手家図 「覚書」一・7・1~2、及び『金光大神覚』六頁注釈®参

∞ 「覚書」二・5、同二・11、同二・16、同二・19、同二・21の研究」(紀要『金光教学』第一七号所収)に詳しい。

- れ、それを引き受けたことに始まって(「覚書」四・1参照)、8)安政四年十月、実弟繁石衛門を通して金神から宮建築を頼ま
- れていく。
 「日本の一乃弟子」(同六・1)へと取り立てら、明年九月には「金神の一乃弟子」(同六・1)へと取り立てら、翌安政五年正月には「金乃神下葉の氏子」(同五・1)へと、

享保―宝暦、及び 明和―文政年間の 寂光院 過去帳の統計表

(奉修所資料間「寂光院過去帳について」)によると、一〇六二人中、十一字の戒名が一名、九字が五名、七字が一七名、六字が六一七名、四字が四二二名となっている。十一字や九字の成名は、それらより上位の、禅定門、禅定尼を付された七字のものであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教のであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教のであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教のであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教のであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教のであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教のであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教育を持つといて、一〇六二人中、十一字の戒名が一名、大学が大学の世界が、当時の教祖一家の社会的地位もさんできよう。

代の異なる 人物で あると思われる。 しかし、 教祖としては、るが、との二人の命日には四十七年の開きがあり、おそらく世) とのような位牌には、夫婦の戒名が記されるのが一般的であ

- 多郎左衛門夫婦と意識したものと推測される。「過去帳」から辿れる限りにおいて、この人々を元の川手家の
- 光院主児玉氏よりの聞き書―」五五頁参照。 金光大神に関する資料別「大谷周辺の葬送儀礼について―寂

である。

ととからも首肯できよう。

社会的にも認められたことが知れるのである。因みに、慶応三白川家から「風折、浄衣、白差袴」の着用と神拝式を許された白川家から「風折、浄衣、白差袴」の着用と神拝式を許された白川家から「風折、浄衣、白差袴」の着用と神拝式を許された白川家から「風折、浄衣、白差袴」の着れていた(この時教祖は、慶応二年秋、一段と高位の資格を得るべく再度白川家教祖は隠居の身で浅吉の次に「父…文治」と記されている)のが、翌慶応三年のそれには「家主…金光河内」と記されている)のが、翌慶応三年のそれには「家主…金光河内」と記されている)の指示が、翌慶応三年のそれには「家主…金光河内」と記されている)のが、翌慶応三年のそれには「家主…金光河内」と記されている)の指別を指述している。元治元年四月、とれば「白川家門人帳」からうかがわれる。元治元年四月、社会的にも認められたことが知れるのである。因みに、慶応三社会的にも認められたことが知れるのである。因みに、慶応三社会的にも認められたことが知れるのである。因みに、慶応三社会の指述を持ている。

- が公的に認められることになったと考えられよう。が、そのことによって、以後「金光」という苗字を用いること年三月十一日、教祖は蒔田侯より「苗字帯刀」を許されている
- なく、役所筋への届出に際してもそれを姓として用いているのく教祖は白川家への出願に際して「金光」姓を用いたばかりでえられた神号に冠せられている呼称であったが、右に示した如えられた神号に冠せられている呼称であったが、右に示した如もとより、その「金光」とは、金光大明神(文久2・11・23
-) 井田、安部の両家は、どちらも黒崎村屋守(現倉敷市玉島黒 に在り、養父条治郎の妹二人がそれぞれ嫁いでいる。文政 がく屋守の氏神御前神社の祭り―筆者)へ行くとと、御願い でいる(「覚書」一・5)とと、また、安政五年八月の「屋守 でいる(「覚書」一・5)とと、また、安政五年八月の「屋守 の屋守の氏神御前神社の祭り―筆者)へ行くとと、御願い でいる(「覚書」五・7・2)といった記述から親戚付き のが続いていたことがうかがえる。
- その流れに加わっていくととが必ずしも不本意とはされなかっての川之江の家老であるという伝承を有し、身内、親類にとっての川之江の家老であるという伝承を有し、身内、親類にとっていたこと、数祖一家全体が社家として身分の階層的上昇を許されたこと、教祖一家全体が社家として身分の階層的上昇を許されたこと、教祖一家全体が社家として身分の階層的上昇を許されたこと、教祖一家全体が社家として身分の階層的上昇を計るいる。

から。

- 三年頃と推定されている(金光真整「教祖時代のまつり」『金三年頃と推定されている。金れらの中には、目付の全く記されていないものもとが記入されている。日付が記入されている。日付の記し方としては、ことに示しる日付が記入されている。日付の記し方としては、ことに示しる日付が記入されている。日付の記し方としては、ことに示しる日付が記入されている。日付の記し方としては、ことに示しるか、単に「二十二日」とのみ記されているもの、また「十日」とか、単に「二十二日」とのみ記されているもの、また「十日」とか、単に「二十二日」とのみ記されているもの、また「十日」とか、単に「二十二日」とのみ記されているもの、また「十日」とか、単に「二十二日」との神号を刊力が「九月十日」といった、それを下付「金光一乃弟子」「一乃弟子」「已男」といった、それを下付「金光一乃弟子」「一乃弟子」「已男」といった、それを下付「金光一乃弟子」「一乃弟子」「已男」といった、それを下付ったが「九月十日」と記されているものがある。なお、「のとらづが「九月十日」と記されているものがある。なお、第一次記されている。(金光真整「教祖時代のまつり」『金三年頃と推定されている(金光真整「教祖時代のまつり」『金には同形ないとに対している。

光教学』第八集二〇四~二〇六頁参照)。それは、ちょうど教

教祖の積極的な布教営為の一つと解し得よう。した時期に符合しており、お上や既成宗教の干渉をまぬがれた祖が白川家から金神社神主に補任され、公認の布教資格を獲得

「『神様が、金光大神祭り日は十日に定めよと仰せられ、

ま

- そのことは慶応三年九月二十二日、石之丞の病気に際して、 のておられた。」(「理解」II 佐藤光治郎の伝え31)との伝えから推察される。祭りの月日に関する理解には、外に、「理 解」I 市村光五郎の伝え一-34・35、「理解」II 市村光五郎の伝え14、同森政謙吉の伝え2などがある。
 の伝え14、同森政謙吉の伝え2などがある。
- を表していっような病気 を表しいうような病気 を表しいうような病気 を表しいうような病気 を表しいうような病気 を表しいうような病気 を表しいうととを言っているのであって、必ずしもの天地金乃神の祭りのととを言っているのであって、必ずしもされていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内されていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内されていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内されていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内されていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内されていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内では「十日」の箇所に特に「九月十日」と記されたもの大切な祭り日とされていたと解釈する。

- 喜三郎の伝え一九八二も参照。 『覚特金光大神言行録』 安望 「覚書」一九・7参照。なお、『研究金光大神言行録』 安望
- ∞ 前注の安部喜三郎の伝え、『資料金光大神事蹟集』 白石正助

する祭り日の参拝率が増す傾向がある)が認められる。 である。詳しくは後の研究に譲るが、天地金乃神の祭り日ほどである。詳しくは後の研究に譲るが、天地金乃神の祭り日ほどである。詳しくは後の研究に譲るが、天地金乃神の祭り日ほどが多い)の約一・五倍~三倍の記載(後年になる程、平日に対が多い)の約一・五倍~三倍の記載(後年になる程、平日に対が多い)の約一・五倍~三倍の記載(後年になる程、平日に対する祭り日の参拝率が増す傾向がある)が認められる。

- 筆者)のお祭りなりき」(『資料金光大神言行録』 一三七一) 段りについて高橋は「九月二十二日が主にして、あなた(神ー 祭りについて高橋は「九月二十二日が主にして、あなた(神ー 祭りについて高橋は「九月二十二日が主にして、あなた(神ー 祭りについて高橋は「九月二十二日が主にして、あなた(神ー 祭りについて高橋は「九月二十二日が主にして、あなた(神ー のにえば、『研究金光大神言行録』市
- 御伝記『金光大神』一一六頁参照。

と伝えている。

- に打ち出す役割をも担っていたと見ることができる。 具合(「覚書」一○・3~4参照)に、新たな神の独自性を世
- 『金光教学』第二〇号所収)に詳しい。の信仰過程については、森川真知子「後家としての神」(紀要の信仰過程については、森川真知子「後家としての神」(紀要
- 教祖広前の後継ぎとなることが願われたのであろうか。の出来るものとの意」(『資料金光大神言行録』 高橋富枝の伝の 「覚書」一四・1参照。「一乃弟子とは師匠の後を継ぐこと
- ことが望まれていたことがうかがえる。年十一月二十二日の「子供五人、五か所の宮建て、それぞれの年十一月二十二日の「子供五人、五か所の宮建て、それぞれの年十一月二十二日の「子供五人、五か所の宮建て、それぞれの
- (1) 直接的に同一の姓が「金光」であるという指示が下っている (2) もっともこの場合、三軒と同様に「金光家」そのものが神(本家)に対する分家であり、神の親類である、という考え方も 本家)に対する分家であり、神の親類である、という考え方も 本家)に対する分家であり、神の親類である、という考え方も 本家)に対する分家であり、神の親類である、という考え方も 本家)に対する分家であり、神の親類である、という考え方も 本家)に対する分家であり、神の親類である、という考え方も が立しなくはないが、筆者としてはむしろ、本文で続いて紹介 が立しなくはないが、筆者としてはむしろ、本文で続いて紹介 が立しなくはないが、筆者としてはむしろ、本文で続いて紹介

- 対するそれである、という考え方に立って解している。 の一家、親類」というのも、三軒が本家としての「金光家」に えるので、本家に措定されているのは「金光家」、そして「神 して信仰上の中心に位置づけられることが意図されていると考 する片岡次郎四郎の伝えにもあるように、「金光家」が本家と
- る。つまり、この年から年に一度の先祖祭りが定められ、その いもの、定例化していないものを指すというよりは、毎年決ま 結婚祝いや七夜祝いなどが考えられるが、そのような時々の祝 ている。客を招いての祝い事には、出産祝いや年祝いの他にも 至った、と解されるのである。 係において、一方で従来の慣例化していたものが中止されるに 日に身内、親類を呼び酒食をふるまうこととなり、それとの関 って行なわれるものを指すと解する方が的を射ていると思われ が知れる。よって、ことでは、そのような毎年あるとは限らな いは「覚書」「覚帳」の記述からこの後も行なわれていること んで飲食を共にする風があった。」(一二八頁注釈④)とされ の祝い、及び氏神などの祭り。このときには、各家で親戚をよ 『金光大神覚』の注釈によると「『出産』『年いわい』など
- 頁参照 柳田国男「氏神と氏子」『定本柳田国男集』第十一巻四三〇

一一一頁参照)。

あえて付言するならば、ここで親類勤めとして特に意識され 慶応二年、長男浅吉が足軽本組に取り立てられたことによっ 教祖は家主に復帰していた。

> 述べたように、自らの家を大橋の分家とする意識からの脱却を る。それに対する教祖自身の参加の放棄は、二章(七四頁)に に集って行なわれる客人大明神の祭りのことであると推察され ているのは、その月日の近さからして、九月四日五日の大橋家 意味しているのではないだろうか。

もとより、九月九日十日、十一日十二日(氏神祭り)という

- もっと積極的な在来の世俗的価値の否定と、ことからの神に基 の内実を押さえるとき、それは単なる便宜的処置というよりも、 はなかろう。しかしながら、以上に見てきたような「金光家」 類勤めも、子供に委ねたからといって完全に放棄されたわけで だと考えられなくはない。また、村との付き合いや世俗的な親 づいた在り方への転換がみてとられねばならないであろう。 日の接近から、氏神祭りに客をすることの中止は便宜的な処置 類似のものに「金光とは金光る。いなずま光、光れば明かろ
- うが。世に暗の闇では見えまいが。明い方へはだれでも見よう 金光教学』第一六号所収)において詳述されている(一一〇~ 神が世に出る論理―金光大明神誕生前後における―」(紀要『 伝えがある。なお、「金光」の意味については、高橋行地郎「 が。諸事、先を楽しみ」(「理解」Ⅲ 尋求教語録65)という
- 「胡麻屋金光」とは中務坂助で、その神号は「金子大明神」で 「向金光」といわれる藤井きよのの神号は「向明神」であり、 それらは一見個々人の神号の略称のように見受けられるが、

それであると解される。 それであると解される。 「笠岡出社金光」といわれる斎藤重右衛門の場合は「金ある。「笠岡出社金光」といわれる斎藤重右衛門の場合は「金

された片岡は、世俗的関係ではなく、信仰上の関係である。「金光」と位を許世俗的関係ではなく、信仰上の関係である。「金光」と位を許された片岡は、

には此方と浮き沈みを一緒にしてくれい。 か家と思う。親と思え、子と思う。どうぞ、この道のため分家と思う。親と思え、子と思う。どうぞ、この道のためた。 はかの者になったら、神のひれいは立たぬぞ。本家と思え、 かっぱい かっぱい かいしょう はいかい かいしょう はいかい しょう はいかい しょう にんしてくれい。

ている様が見られよう。

と諭されている。ととには「ほかの者(他教派―筆者)」に対(「理解」Ⅲ 尋求教語録川)

時節を待ち、おいおいには、金光、神より許し、信者氏子。 一分家の関係をもって求められていることがうかがえよう。 一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき、 付いたしてあげましょうと申してよし。願う氏子の心で頼 めいと申して聞かせい、わが心におかげはあり。 めいと申して聞かせい、わが心におかげはあり。

を先ににらんで、生神の総社たる金光大神社からの逸脱を戒めと、それは同時に、新たな神々を限りなく創出し、世に続出せり、それは同時に、新たな神々を限りなく創出し、世に続出せから道開き・布教の要であった。」(一八~一九頁)と論及しかう道開き・布教の要であった。」(一八~一九頁)と論及しかう道開き・布教の要であった。」(一八~一九頁)と論及しかう道開き・布教の要であった。」(一八~一九頁)と論及しかう道開き・布教の要であった。」(一八~一九頁)と論及しかう道関を表ににらんで、生神の総社たる金光大神社からの逸脱を戒めたいて」(紀要『金光教学』第二〇号所収)の中で金光大神について」(紀要『金光教学』第二〇号所収)の中で金光大神といいて」(紀要『金光教学』第二〇号所収)の中で金光大神といいて」(紀史『金光教学』第二〇号所収)の中で金光大神といいて、

るととろであろう。 新たな神の信仰のもとに、先祖も氏子と同様に統合されるべいう者。親神天照皇大神宮の宮も地中へ建てさせ。先祖の宮建て、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり、同行に。」(「覚帳」二六・20)といった神伝にもうかがい得同行に。」(「覚帳」二六・20)といった神伝にもうかがい得同行にある。

本所における資料収集の経緯とその概要

堤

はじ

8

K

光

昭

づいて、昭和二十九年四月一日に改正された「金光教教規」において、教学研究所の設置及びその大綱が定められ、教規の施行によっ 学問的研究をしていくこと」を目的とした「独立した研究機関」を置くこととし、その内容を盛り込んだ「金光教教規案」、「宗教法 日の時代に具体的に拡充展開して行かねばならない」との確認に立って、「本教自体の研究及び本教的立場からする人間・世界事象の における研究機関設立については、「教祖の御立前(信心―筆者色)が教学的に闡明され、教団のあらゆる問題が明確にされて、それを今 将来に亘って、 的内省を加え、教祖立教の本に立返り、 人『金光教規則改正案』」を決定・上申したのである(教制審議会上申書添附書類二/四「第五部門審議内容」、昭和二八・三・一一)。 との上申に基 行う」ことを目的とした教制審議会を設置(昭和二四・11・1五)した。同審議会では、その後数年にわたって審議を重ねた結果、本教 敗戦後の混乱と戦災復興に慌ただしい時代の中にあって、本教では、信教自由の時代を迎えて、「本教の過去及び現在の実態に徹底 確立することにつとめなければならない」との判断に立ち、「全教的遠大な計画として、根本的に自由に教制の審議を 社会国家世界の現実に即して、神意を実生活に具現する生きた教団としての態勢を、現在及び

学上の調査研究に従うことを目的とし、 以来、本所は、本教の教学研究機関として、その使命を果たすべく、本教の教義・布教・史伝・教制・その他一般文化等に関する教 体制の充実を図ってきている。 研究・運営の両面に亙って諸般の業務を進めつつ、漸次、 研究・運営の本来的なあり方を求め

本所は同年十一月一日に開設された。

資料の収集を重ね、整理作業を経て登録された資料は、今日五万点を超えるに至っている。 そうした中で、本所資料については、各年度毎に決定された本所の研究・運営上の方針並びに計画に基づき、教学研究の上で必要な

を通じて、研究論文その他の研究業績として随時発表してきている。 いて整理・分類・保管を行い、また、その内容に応じては、テーマを設けて資料編集を行う一方、所外へは、本所の紀要『金光教学』 してきたもの、及び所外からの提供によるものに大別され、これらがその大多数を占めている。これらの資料は、収集ののち本所にお 本所が所蔵する資料は、本所開設以来今日までの間において、本所の各部或いは各研究者が課題を追究する上での必要上収集

ように構成され、現在どう保管されているのであろうか。 収集資料がその後、どのような過程(分類・整理・編集)を経て研究上使用されることになったか。さらには、収集資料の全体はどの では、現在本所で所蔵する資料は、本所開設以来の歩みの中で、どのような願い・目的のもとに収集されることになったのか。また、

章では、収集された資料の個々のケースについて、研究資料化の実態・歴史を明らかにしつつ、保管形態、全体構成の現状を紹介して 性格を明らかにしていきたい。具体的には、一章で、資料収集が実施されるに至る必然性を研究・運営体制の歩みとの関連で捉え、二 本稿では、これら本所資料の歴史的性格に関わる問いに答えることを通して、改めて本所資料の全体を把握しつつ、本所所蔵資料の

彙報からの引用である。 なお、本文中の「 」で示す箇所は、①「教学研究所方針並びに計画案」(昭和二九~六〇年)、及び②紀要『金光教学』(第一~二五号)

1 研究・運営方針の変遷と資料収集 本所開設から昭和四十年まで

昭和二・四・一設置)の人材及び資料が、本所に引き継がれるととと びに教師育成機関である金光教学院内に設けられていた研究部へ 纂のことをすすめてきた教祖伝記奉修所(昭和三・六・一設立)、並 昭和二十九年十一月、本所の開設に際し、それまで教祖伝記編

95

のような状況の中で立案され、また、その内容はどのように変遷 られ、本所の研究業務が開始されるとととなったのである。 第二部―教義に関する事項、第三部―布教及び教制に関する事項、 構として、四つの研究部門(第一部―教史・伝記に関する事項 なった。また、本所が教学研究機関としてもつべき最少限度の機 第四部―文化・諸宗教に関する事項)が、「教令」において定め 開所以降昭和四十年までの本所の研究・運営方針は、ど

なるものであったのだろうか。 してきたのであろうか。さらに、 資料の収集、 整理の実情はいか

十年)し、各々とりまとめる。 所から昭和三十六年、®昭和三十七・三十八年®昭和三十九・四 の動向を考慮に入れ、との期間を便宜上、次の三つに区分(②開 そこで、このことを明らかにするについて、本所の研究・運営

開所から昭和三十六年

言ってよかろう。

全職員が、教学・信心に関連する教内外の文献・論文をテキスト の基本態度に関わる問題点を明らかにする必要性に迫られていた。 学とは何か」、「教学と信心の関係はどうなるのか」という研究 るにあたって、職員の態度はどうであればよいのか、即ち、「教 そとで、との問題に取り組むため、各部合同の研究会を開いて、 発足当初の本所は、専従職員をもって教学研究の営みを開始す 「教学と信心」について討議を重ねることとなり、以後

和二九・11・二五)を開催し、その席上、本所の重要課題として、 問題であった。そこで、本所の担うべき研究の課題・方法につい **仭)から意見を聴取することを目的とした第一回運営懇談会(昭** て、本教教学の確立に心を寄せる教内有識者(高橋正雄、大渕千 進めるにあたって、研究の課題及び方法はどうあるべきかという 次に問われたのは、教団の機関である本所として、教学研究を 性が確認されることとなった。

ものであった。

この研究は、「教学方法論の研究」という課題として、その必要

必要性が提起された。 分教団自覚運動に関する研究、 これを受けて本所は、三十年度の研究課題として、 何信奉者の信心生活記録の収集の

とされ、これに基づいて調査・研究の歩みが始められていったと 針を立案した。以来、この方針は、三十年代を通じて不動の方針 は、「まず研究の基礎資料の収集を徹底して行う」という基本方 についての資料収集を加えた三分野を設定し、その実施について に、ハ教統者(教祖、金光四神、金光摂胤等)及び直信先覚諸師

門書ともなり、教外者にも本教の内容を理解せしめるようなもの」 層組織的に信心の進展を促し、求信者には、本教を知らしめる入 であり、編纂終了の予定期日を「昭和三十三年末」とするという 体系的に叙述すること」とし、さらに、「既信者に対しては、一 に亙ってのことを、(中略)教団的な立場から、客観的、組織的、 編纂のことが、次に示す内容をもって委嘱された。その趣意は、 「本教の歴史・教祖・教義・教勢の現状など本教のあらゆる部門 ととろで、昭和三十年三月十一日、教監から、「金光教概説書」

難いものがあった。 にあって、しかも、本来の研究機関としてはその性格を異にする 「金光教概説書」の編纂にあたることについて、容易には受諾し そこで、種々検討を重ねた結果、 本所としては、未だ十分な研究・運営体制が整わない状況の中 同書編纂の態度・方針を固め、

との一

の育成を、より一層強く希求する動きを喚起することともなって研究の内実を堅実に形成していくための諸般の態勢確立、研究者体することを念頭においた共同研究への志向が、一面では、少なからぬ支障をきたすこととなったが、また他面においては、教学からぬ支障をきたすこととなったが、また他面においては、教学からぬ支障をきたすこととなったが、また他面においては、数学からぬ支障をきたすこととなったが、また他面においては、数学からぬ支障をきたすこととなり、本所本来の基多大な人員と時間を割かざるを得ないこととなり、本所本来の基多大な人員と時間を割かざるを得ないことなり、本所本来の基多大な人員と時間を割かざるを喚起することともなっての育成を、より一層強く希求する動きを喚起することともなっての育成を、より一層強く希求する動きを喚起することともなっての育成を、より、本所本来の基

業に着手することとなった。

計画、構想等について協議を進め、同年九月から、同書の編纂事

蒙的一般的色彩を濃厚にもったもので、表現形式を平常なものととして、『とりつぎ』誌を編集することとなった。これは、「啓化されねばならない」と考えられ、教学についての啓蒙的な作用めには、その「全教的基盤を培い、教団の実態との繋がりが緊密一方、開所間もなく、教団の機関としてその使命を遂行するた

いった。

97

定された。 し、その他全般にわたって、啓蒙的一線を持していくもの」と規

そこで、所内に『とりつぎ』誌編集委員会(編集順問:24、編集委員そこで、所内に『とりつぎ』誌編集表員会(編集順問:24、報学論文、教学講演、四名、他二名)を設け、同委員会において、教学論文、教学講演、四名、他二名)を設け、同委員会において、教学論文、教学講演、四名、他二名)を設け、同委員会において、教学論文、教学講演、四名、他二名)を設け、同委員会において、教学論文、教学講演、四名、他二名)を設け、同委員会において、教学論文、教学講演、四名、他二名)を設け、同委員会に、以後の編集は中止されることに、同誌第十四集の刊行を最後に、以後の編集は中止されることとなった。

に示すとおりである。 ところで、この時期(三十年代)に おける資料収集は、大要、次ところで、この時期(三十年代)に おける資料収集は、大要、次

④信心懇談会資料(研究者自身の信心を深め広めるため、講師の信仰体験の聴しための意取、昭和三〇・二~三九・二)、②信奉者の信心生活記録資料(本数の生きた信仰体験を記録化するため、一般信奉者からの資料聴取、昭和三○・四~数の生きた信仰体験を記録化するため、一般信奉者からの資料聴取、昭和三○・四~数の生きた信仰体験を記録化するため、一般信奉者からの資料聴取、昭和三○・四~数の生きた信仰体験を記録化するため、一般信奉者からの資料聴取、昭和三○・四~数の生きた信仰体験を記録化するため、一般信奉者からの資料聴取、昭和三○・四~数の性きた信仰体験の意との表示を記録といる。
 ④信心懇談会資料(研究者自身の信心を深め広めるため、講師の信仰体験の聴した数が書といる。

取及び懇談、昭和三一・二~四四・六)について、研究動向及び研究上の

必要性から、各々収集を実施している。

し、その作業は全体量の内、わずかしか進められていない。②奉修所資料について、謄写印刷及び分類作業が行われた。ただ・三年度から、紀要『金光教学』へ順次掲載を始めている。また、十三年度から、紀要『金光教学』へ順次掲載を始めている。また、音料整理については、①小野家資料(数框関係、材方資料)

四 昭和三十七·三十八年

四和三十七年を迎えるについて本所は、三十六年度の方針とし 昭和三十七年を迎えるについて本所は、三十六年度の方針とし の運営は、容易ならぬ状態におかれていた。 昭和三十七年を迎えるについて本所は、三十六年度の方針とし の運営は、容易ならぬ状態におかれていた。

関連性の樹立)を骨子とする研究・運営方針が立てられることと関連性の樹立)を骨子とする研究・運営方針が立てられることといくために、三十七年度には、(4研究者個々の実質的研究の充実、いくために、三十七年度には、(4研究者個々の実質的研究の充実、いくために、三十七年度には、(4研究者個々の実質的研究の充実、の数学方法論(教学の意義・分野・課題)の究明、(4本所全般にいるで表別の事件の構立)を骨子とする研究・運営方針が立てられることとで、そうした現状を踏まえ、そこからの研究・運営面の一そこで、そうした現状を踏まえ、そこからの研究・運営面の一

期第一次草稿を作成したのみで、その後の編纂作業は、なお長期作業が進められていくこととなった。しかし、実際には、この時でも、可能な限り早期に最終稿の脱稿をはかることを目指して、より一層の進展を期し、この年度は、本所の業務を犠牲にしてまより一層の進展を期し、この年度は、本所の業務を犠牲にしてま

に亙る計画を必要とするものであった。
一方、こうした概説書編纂の業務(草稿執筆)への従事のため、一方、こうした概説書編纂の業務(草稿執筆)への従事のため、研究上必要なもので全体に不可欠なものに限定し、しかもそれらとして実施されることとなった。とりわけ、資料整理については、をして実施されることとなった。とりわけ、資料整理については、として実施されることとなった。とりわけ、資料整理については、か内容的に整理され、研究に供し得る形態に整理され、さらには、が内容的に整理され、研究に供し得る形態に整理され、さらには、が内容的に整理され、研究に供し得る形態に整理され、おきには、かっているので金体に不可欠なものであった。

(二部)以外は、祭場資料庫(その後、教団書庫へ仮称〉へ移動)補修・整備、形態の統一)、目録作成を行い、所内での必要部数資料、教団自覚運動に関する資料について整備(資料の表題つけ、各主査の保管する資料の目録作成並びに奉修所資料、学院研究部各主査の保管する資料の目録作成並びに奉修所資料、学院研究部とうして、三十七、八年にかけて、本所のそれまでに収集されこうして、三十七、八年にかけて、本所のそれまでに収集されることになり、各部・

とのような経過を経て、開所以来との時期までに各部・各主査にて保管することとなった。

とのうち、概説書編纂については、着手して以来七年を経過し、

の時期までに進められた研究動向及び業績のうち、主な内容のも究動向の上でも一段階を画すものであったと見做すことができる。究動向の上でも一段階を画すものであったと見做すことができる。料・書類目録」)を完了し、資料の全体確認を行ったことは、研料・書類目録」)を完了し、資料の全体確認を行ったことは、研料・書類目録」が、会て目録作成(「教学研究所資

のを以下にとりまとめる。

らの基礎作りに専念した時期であったと言えよう。をに果たし得るよう、その内実を形成するととを願いとしたものであり、また、との開所からの十年は、結論的に言えば、終始、であり、また、との開所からの十年は、結論的に言えば、終始、本教教学の意義・分野・課題、即ち、教学方法論を模索し、その本教教学の意義・分野・課題、即ち、教学方法論を模索し、その本教学の意義・分野・課題を模索し、研究機関として、教学であり、また、と言えよう。

昭和三十九・四十年

(c)

方を模索することとなる。営の両面に亙って検討を加え、より本来的な本教教学研究のあり営の両面に亙って検討を加え、より本来的な本教教学研究のあり取り進めてきた諸般の教学研究の活動・行事について、研究・運次に、本所は、開設十年目を迎えた昭和三十九年、過去十年間

自の研究が、教学本来の姿勢を志向した取り組みになり得ていな の確立が十全になされ得なかったこと(本所の主体性の欠如)及び各 かったこと(研究者の教学的姿勢の欠如) れらの原因としては、 よるもの及び実施可能なものが優先されてきたこと。さらに、こ との実質的な有機的関連が十分に考慮されず、現実的な必要性に さらに、年度毎の計画(諸事項)の立案にあたって、他の研究事項 に限定され、研究自体もその制約を受けることになったこと。 者を同一の部へ配属することから、自ずと部自体のもつ研究領域 また、研究者の部属に関わって、同じ研究関心・領域を持つ研究 自らの研究成果をとりまとめることに力点を置いてきたこと。 も拘らず、研究者個々の経験・方法・態度を基にした、所謂、 人的研究の色彩が強く、他の研究との有機的な関係を持ち得ず、 されたように、本教教学の体系的研究を目的として進められたに ①過去十年の研究は、 との検討を通じて浮上してきた問題点は、 本所として、教学の研究構想・領域・分野 開所当初の各部の研究・業務(四部門)に示 が掲げられている。 以下の三点であった。

ての自覚と本来的研究姿勢を本所の実情に即して求めるとき、開そこで、そうした反省に立って、研究者の、教学の意義につい

しての研究であり、また、教団史研究は、本教が歴史的現実社会 での研究事項(各主査担当業務)も、各部の研究・業務の中へ吸収す したのである。また、この二部制への切り替えに併せて、それま するものであるか」という基本課題に即して、この二課題を設定 ある、と捉えられた。つまり、「本教とは何か」、「本教は何を 信心の基本的性格を明らかにするについて欠くべからざるものと 研究及び教団史研究が選ばれた。即ち、「御覚書」研究は、 究としてはずしてはならない永遠の課題」として、「御覚書」の 切り替えた。との時、各部の課題設定に際して、「これだけは研 所時に採られた体制(制度から実際を規制する方法)とは逆に、 においてどのような働きをするものであるかを問うていく研究で 従来の四部制を実質的には二部制(第一・三部、第二・四部)に ものとして考えられた。 そこで、 昭和四十年十月、 所長の 更迭 (内田守昌就任) に伴い、新しい研究体制を整えることとなり、 「実際からあるべき制度を生み出す体制」が、現状として妥当な 共同研究の態勢を採ることで、研究の展開・促進を図ろうと 本教

するなど、研究活動は停止状態となった。 を等)も開催不可能となり、本所刊行の紀要『金光教学』も停刊みであった。また、との時期予定された本所主催行事(教学研究従って、その間の研究は、既存資料の整理、確認作業を進めたのとして、本所の運営面での問題について協議することに終始し、として、本所の運営面での問題について協議することに終始し、と ることとした。

昭和四十一年から今日まで

2

とどのような関わりを持つことになったのだろうか。が、その間の研究・運営体制の変更は、資料の収集・整理の歩みが、その間の研究・運営体制の変更は、資料の収集・整理の歩みいても必要に応じて、研究・運営体制に検討を加えながら、時々いても必要に応じて、研究・運営体制に検討を加えながら、時々いても必要に応じて、研究・運営体制に検討を扱り、その後にお

共同研究体制の確立を目指し、研究者個々の研究視点に基づく研然性、態度・方法の明確化を目的として、教団史研究会、文献講然性、態度・方法の明確化を目的として、教団史研究会、文献講読会究の姿勢・テーマの確立を目指して、御覚書講読会、文献講読会を開いた。このように、二つの基本課題に絞ってそれを追究するを開いた。このように、二つの基本課題に絞ってそれを追究するを開いた。このように、二つの基本課題に絞ってそれを追究するという。

五十一年から今日まで)を設けて、とりまとめるとととする。四十一年から同四十四年、⑥昭和四十五年から同五十年、⑥昭和られた研究・運営体制の変更に併せて以下の三つの区分(⑧昭和時々の研究・運営体制の変遷の経緯を紹介しつつ、この時期に採では、次に、四十年代から今日までに収集された資料について、

究課題を設定することとなったのである。

昭和四十一年から同四十四年

(a)

理)に基づいて、各研究会ごとに、関連するテキスト (上原専禄著教団史研究会、文献講読会、方法論研究会、教団史資料の収集整

第一・三部においては、四十一年度に立てられた計画

『日蓮とその時代』、高橋正雄述『教団自覚運動について』・『前教主金光様をいた

証的に確認しておく」という基本方針が決定され、これに基づい を行うことが打ち出された。さらに翌年には、 きでの整理と、新たなる研究の視角を開いていくための資料収集 研究をすすめるにあたって、「既存資料の研究資料化をめざす向 れることとなった。そこで、四十三年度の計画の中に、「御覚書」 検討を行うため、事蹟に関する幅広い資料の収集・整理が要望さ 会」において、「御覚書」の各事蹟について、より厳密な吟味・ 活の実際を可能な限り理解する必要がある」として、教祖時代の **農具収集が始められることになった。さらに、この「御覚書講読** 容摂取並びに所在確認の必要性が生じ、併せて、「当時の農業生 なり、事蹟に関連する資料・文献(論文・レポート・講演記録等)の内 妥当性があってしかも、創造的な見方・解釈が要求されることと 員参加により、四十二年度中に「御覚書」全体を一通り読み終え を確認し、問題意識を明らかにすることをねらいとして、部員全 講読会」を始めた。との講読会では、素読を通して相互に問題点 問題にし、正す」ととを願いとして、昭和四十一年から「御覚書 る方向で進めた。回を重ねるうち、「御覚書」の事蹟について、 まず、第二・四部においては、 隔月一回、 調査が実施されてきた。 「御覚書に向かう自己の姿勢を 「教祖の事蹟を実

る共通基盤を見出そうとした。だく1他)を手がかりとした共同討議を行い、共同研究を可能にす

題の追究及び各自の研究姿勢を吟味していった。をおくという方針を掲げ、各自、研究題目を設定し、部の基本課の働き合いによる研究の促進とそれに対応する資料の整理に重点の中で、翌四十二年には、共同討議のみでなく、研究者相互

さらに、四十三年度からは、教団史研究の全体構想の樹立と研究の基盤となる教団史資料」が、研究に有効に利用されることが定し、部員相互により、同事件に関する研究が集中的に進められることとなった。

「大、この時期、「本教教学の根本資料」であり、「教団史研究の基盤となる教団史資料」が、研究に有効に利用されることがることとなった。

「大、この時期、「本教教学の根本資料」であり、「教団史研究の基体構想の樹立と研えた。

和二十年〉、本部境内倉庫保管書類へ明治三三~昭和二八年〉の和二十年〉、本部境内倉庫保管書類へ明治三〇~昭和二十年事件関係〉の目録作成、祭場資料庫保管書類へ明治二〇~昭期に関する会合記録の目次作成、教団史資料へ三八綴・昭和九・町に関する会合記録の目次作成、教団史資料へ三八綴・昭和九・町に関する会合記録の目次作成、教団史資料へ三八綴・昭和九・町・中事件関係〉の目録作成、祭場資料庫保管書類へ明治三一を部の中心課題の一つとして、位置づけることとなった。

覚運動関係資料の収集の一環として、教団自覚運動に関する聴取資料の収集については、昭和四十三年・四十四年には、教団自

年次別区分及び目録作成等)を行った。

(4574)

(平安教会所蔵) の写真撮影をわずかながら実施した。(山形清太郎、長谷川雄次郎、重松三喜)、並びに 「中野辰之助宛書簡」

最少限のものに限るとととなった。体化されるまでに至っていない、との反省がなされ、その収集は料」、「布教教制資料」は、本所の実態として研究課題として具料、「信心生活記録資

(6) 昭和四十五年から同五十年

確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採る確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採る関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人関心や課題設定の在り方を解放し、実質的という、所謂「個人研究」体制とも言うべき方向へと転換していくことから、四十四十度後半には、研究者の研究体制は、実質的一部制を採る確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採る確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採る確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採る確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採るでは、研究を関心により、表示を関心により、表示を関心により、表示を表示を表示を表示を表示を表示といる。

った。

はせ、資料の収集、既存資料の確認・整理を進める過程で、①同はせ、資料の収集、既存資料の確認・整理を進める過程で、①同室における資料室の当初計画外の概説書編纂業務への従事、回同室における資料をの当初計画外の概説書編纂業務への従事、回同室における資料をの当初計画外の概説書編纂業務への従事、回同室における資料をの当初計画外の概説書編纂業務への従事、回同室における資料をの当初計画外の概説書編纂業務への従事、回同室における資料をできません。

は、「資料金光大神言行録」(全六巻)として編集されるとととない、「資料金光大神言行録」、「資料の公開を予想し、その調査研究に着手する必要がある」として、料の公開を予想し、その調査研究に着手する必要がある」として、昭和四十五年十月、「教典編纂委員会資料検討会準備会」を発足昭和四十五年十月、「教典編纂委員会資料検討会準備会」を発足昭和四十五年十月、「教典編纂委員会資料検討会準備会」を発足昭和四十五年十月、「教典編纂委員会資料を記述の事業を対して、「資料の今味検討が始められた。この研究成果料化を目指して、同資料の今味検討が始められた。この研究成果料化を目指して、同資料の今味検討が始められた。この研究成果料化を目指して、同資料の今味検討が始められた。この研究が表現を対しては、『金光大神次に、「資料金光大神言行録」(全六巻)として編集されるとととない、「資料金光大神方法」(一般で表現を表現しては、『参照の一般で表現を表現しては、『本書を記述の一般で表現を表現しては、『本書を記述の一般で表現を表現を表現を表現している。

査収集、教統者資料(教祖、金光四神、金光摂胤夫妻、現教主に査収集、教統者資料(教祖、金光四神、金光技順大妻、明本社の国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和前における国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和前における国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和前における国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和前における国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和前における国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和前における国家と本教との関係を明らかにする。

が設けられた。しかし、同室を中心とし、資料の編纂を意識にの発掘・整理・編纂を積極的に進めていくために、新たに「資料室

とととなったのである。そして、との基本方針に基づき、

資料の

収集も、引き続き行われた。ついての聴取)、信心生活記録資料(教師及び信徒から聴取)の

金光大神覚総索引』として刊行された。
は、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的とは、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的とは、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的とは、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的とは、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的とは、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的とは、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを記述されている。

() 昭和五十一年から今日まで

就任)に際して、新たな構想として三つの柱(イイ研究実質を培う就任)に際して、新たな構想として三つの柱(イイ研究実質を培う教学研究会」では、教学領域の抵大をめぐって討議がなされ、「教学研究会」では、教学領域の拡大をめぐって討議がなされ、「教学研究会」では、教学領域の拡大をめぐって討議がなされ、「教学研究会」では、教学領域の拡大をめぐって討議がなされ、「本所における教学研究とは何か」という根本的な問題が提起された。そこで、本所は改めて、三つの柱(イイ研究学研究の目的・意義た。そこで、本所は改めて、三つの柱(イイ研究学研究の目的・意義た。そこで、本所は改めて、三つの柱(イイ研究学研究の指したので、新たな構想とした。

らかにすることになった。その結果、昭和五十三年九月、現在のるために、「資料委員会」を設けて、総合的な資料整理構想を明にし、研究関心に応じて、誰もが自由に活用できる手立てを講ずにし、研究関心に応じて、誰もが自由に活用できる手立てを講ずにし、研究関心に応じて、誰もが自由に活用できる手立てを講びて収集・整理・保管されてきた資料について、領域拡大を求めるこれであることになった。その結果、昭和五十三年九月、現在のとのかにすることになった。その結果、昭和五十三年九月、現在のとのがです。

び求められるようになってきたことが挙げられよう。

相俟って、収集資料の増加に伴う本所資料の体系的な整理が、再分野への関心が昂まり、布教史資料の収集が活発化したこととも

との時期の顕著な動向の一つに、第三部を中心に布教史研究の

所全資料について、その整理・保管・管理・運用のことが進めら的な機能を担うもの」として発足し、それ以降、同室を中心に本資料室が、「本所資料の有効かつ体系的な整理・保管を行う中心

ていった。
資料(昭和四八・二~現在)等を中心に、複写・整理・保管が行われ橋正雄師関係資料(昭和五二・七、五四・六、六〇・一〇)、②布教史関係れていくこととなった。なお、発足当初の同室においては、①高

五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に伴う所長更迭(福嶋義次就任)以降に五十六年度、任期満了に繰りが現らいる。

本教史<教団史・布教史>部門、®資料部門)が設けられた。◎根本典籍の注釈・釈義部門、◎根本典籍の教義的解釈部門、②根本典籍の教義的解釈部門、②開設し、従来の部の範囲をこえて所員・助手を参画せしめて課題開設し、従来の部の範囲をこえて所員・助手を参画せしめて課題

めることとなった。そこで、資料委員会の下で、資料の管理・運ステムの合理化」を図るため、全所的な観点からそのあり方を求は、五十七年度の基本方針の一つである「資料管理、資料検索シとのような体制がとられる中で、とりわけ、本所資料について

また、膨大な資料群を一括掌握し、迅速な検索を可能にならしめ研究に供し得るために、全資料の目録作成・完備が急務とされ、て漸次増加してきた資料を含めて、改めて、本所全資料を掌握し、用について、審議を重ねた結果、昭和四十年代・五十年代を通じ

るため、コンピュータの導入をはかることとなった。

原則として、複写資料が使用されることとなった。ら原資料は教団書庫の本所所蔵コーナーで保存され、所内では、順次コンピュータに入力されつつある。また、本所施設の現状か在確認を含め、全資料の目録作成に取り組み、作成された目録は、在確認を含め、全資料の目録作成に取り組み、作成された目録は、と歌員により、本所所蔵資料の所

教祖御祈念帳(仮称)」(写真版)が本所へ提供された。 教祖御祈念帳(仮称)」(写真版)が本所へ提供された。 「五十九年九月から、十年十二月にかけて本部教庁保賞)を収集し、 同五十九年十二月から、本教戦後史資料収集の一環として、儀式服同五十七年三月から、本教戦後史資料収集の一環として、儀式服同五十七年三月から、本教戦後史資料収集の一環として、儀式服同五十七年三月から、本教戦後史資料収集の一環として、儀式服同五十七年三月から、本教戦後史資料収集の一環として、儀式服同五十九年九月から六十年十二月にかけて本部教庁保賞)を収集し、 同五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典との時期の主な収集資料として、田田の本の大学、日本の大学、

何か」を問い、明らかにするため、研究者の研究姿勢及び共同研との間の歩みを改めて顧みるとき、この期間とは、「教学とは資料収集の変遷について、その必然性及び経緯を一瞥してきた。以上、昭和四十一年から今日までの本所の研究・運営体制及び

求めての歩みであったと言えよう。その結果、教祖研究、教義研 体制の変更を行いつつ、本教教学研究機関としてのあるべき姿を 仕組みについて、常に根本的な検討を加え、それに伴い幾度かの 資料の管理・運用体制の整備等の基本方針を掲げ、研究・運営の 究態勢の確立を当初の願いとし、研究者個々の課題追究の徹底。 教団史・布教史研究の三分野が次第に定着せしめられ、現在

の内実が培われてきた。

らの体系的な整理及び保管が可能となり、研究及び資料の両分野 究の進展が図られることになり、それに伴う資料の全所的観点か 課題・方法論を明らかにし、研究資料の活用を通して、実質的研

研究講座制を基礎においた三部制が採られ、研究者が研究

資料並びに本所への提供資料などがあり、その点数は膨大な量と する中で集められた金光大神関係資料、教団史関係資料を中心と し、その後の研究領域の拡大に伴い調査・収集されてきた布教史 整理された資料に加え、四十一年に立てられた基本課題を追究 また、この時期収集された主な資料は、三十年代に調査・収集

なってきている。

資料をとりあげ、収集の願い・目的、経過及び資料内容をとりま とができるであろうか。この点について、次章において、各収集 して位置づけられ、また、現在、資料全体はどのように捉えると とれらの資料は、さらに具体的にはどのように本所の研究資料と 動向と相即的な関わりをもって、資料収集が重ねられてきたが、 ところで、このような研究・運営方針の下で、開所以来の研究

からの聴取調査、

である。

とめ、本所資料の概要を把握したい。 なお、 掲載の配列は、資料収集の年次順とした。

収集資料とその概要

教祖伝記奉修所資料

教祖事蹟及び当時の大谷村の事情に関する資料等について調査研 そのために教祖の事蹟に関する根本資料とされた「御覚書」及び れたもので、同所において、 「教典編纂委員会資料」について、講読・検討を行い、さらに、 本資料は、本所開設時に、金光教教祖伝記奉修所から引き継が 教祖伝記を編纂することを目的とし、

究を進める中で、収集・整理された資料である。 具体的には、以下の検討作業や聴取・調査の記録の集積として、

との資料は形成されている。

覚書」に登場する人物・用語・地名等について、関係教会・寺院 の中から、教祖事蹟・大谷村に関わる資料の抜粋・検討及び「御 編纂委員会資料」についての、教祖事蹟・教義の両面からの討議 謄写本・注釈の作成、②その後、昭和二十六年六月までの「教典 ・検討と注釈・索引の作成、③「小野家文書」、「白川家文書」 ①開所から昭和二十三年四月までの「御覚書」 の講読・検討と

確なる姿において整理されておかねばならない」と願われたが、 が確実な資料に基づいて行われ、 次いで、昭和二十九年、本所に引き継がれた後、 そのために常に資料の状態が明 数年は一研究

なされず、移管時の状態のまま保管された。あり、資料管理態勢が整わなかったことから、充分な資料整理も実際には、資料整理の必要性に対する理解認識が各自まちまちで

改めて位置づけられていったのである。
町的にプリント化され、このことを通じて本所の研究資料として、
画的にプリント化され、このことを通じて本所の研究資料として、
計位置をしめることとなり、同資料は、各部職員の協力を得て、計

昭和三十八年、資料の全体的確認・把握という本所の基本方針を進め、目録作成を終えた。そして、同資料の原資料と基本カードとの照合・確認、问所外への資料公開及び助手育成の一本カードとの照合・確認、问所外への資料公開及び助手育成の一葉として、同資料の解題、複写本作成並びに索引作成(表題の五十環として、同資料の解題、複写本作成並びに索引作成(表題の五十環として、同資料の解題、複写本作成並びに索引作成(表題の五十環として、同資料の解題、複写本作成並びに索引作成(表題の五十環として、同資料の移動に際して、所内資料の再整理中、新たに追加・確認された資料を登録し、こうして、同資料の全体が明ら追加・確認された資料を登録し、こうして、同資料の全体が明ら追加・確認された資料を登録し、こうして、同資料の全体が明ら追加・確認された資料を登録し、こうして、同資料の全体が明ら

りあげられ、発表されてきている。(紀要『金光教学』第二四、二五号)などの本所研究資料編集に際してと(紀要『金光教学』第二四、二五号)などの本所研究資料編集に際してとりあげられ、発表されてきている。

(1)金光大神御覚書関係(「御覚書」、同書注解・索引)、 (2)教祖真蹟本資料の内容は、次に示すとおりである。

収集物品関係(統馬、幕、教祖事蹟・札・六角畳等の写真、金光四神遺品等)総関係(「神号帳」、「一乃弟子改帳」、「原主蔵書覚帳」)、(3)教祖御祈念詞関係(「神号帳」、「大谷村御物成帳」、「小野光右衛門・四右衛門日記」、(6)盾・家相・陰陽道等の記録)、(8)白川家文書関係(「白川家門人帳」)、(6)盾・家相・陰陽道等の記録)、(8)白川家文書関係(「白川家門人帳」)、(6)層・家相・陰陽道等の記録)、(8)白川家文書関係(「白川家門人帳」)、(6)層・家相・陰陽道等の記録)、(8)白川家文書関係(「白川家門人帳」)、(6)層・家相・陰陽道等の記録)、(8)白川家文書関係(「白川家門人帳」)、(3)教祖御祈念詞関係(「神号帳」、「一乃弟子改帳」、「順主蔵書覚帳」)、(3)教祖御祈念詞関係(「神号帳」、「一乃弟子改帳」、「順主蔵書覚帳」)、(3)教祖御祈念詞関係(「神号帳」、「一刀弟子改帳」、「東主蔵書覚帳」)、(3)教祖御祈念詞関係(「神号帳」、「一刀弟子改帳」、「順主蔵書覚帳」)、(3)教祖御祈念詞関係(「神号帳」、「一一方子改帳」、「「中」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」を記述をいる。「神」をいるいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいるいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる。「神」をいる

B 小野家資料

——約四五〇点

引き継がれた後も引き続き進められてきている。

小ちを実施することになり、この措置は、同資料が本所開設時に打ちを実施することになり、この措置は、同資料が本所開設時に高額委員会資料」を、公的な面から裏づける資料として位置づけ編纂委員会資料」を、公的な面から裏づける資料として位置づけ編纂委員会資料」を、公的な面から裏づける資料として位置づける。

し、イイについては、原本の安全保管対策として、教祖事蹟に関す何については、教祖事蹟に直接関係する資料から順次裏打ちを施置を講ずる)を定め、本部当局と協議し、了解を得た。そとで、水難・地震に備えての処理、何紙魚やカビなどの被害に対する処土二十二年度、同資料の整理保存についての基本方針(イイ火災・三十二年度、同資料の整理保存についての基本方針(イイ火災・

る資料の写真撮影を行い、ネガをアルバムに整え、保管すること

録作成を鋭意とり進めている。 本(コロートを)の作成を開始し、 八年から、原資料の破損防止、 料の所在確認のための基本カード作成に着手し、さらに、同五十 以来、本所は右の方針に基づき、同資料の整備 今日最終段階を迎えている。また、昭和四十五年から、 同時に、同資料の内容分類及び目 長期安全保存上の措置から、複写 (裏打ち)を進 同資

責任を持つ」ことが、改めて確認されることとなった。 教庁が所蔵し、その整備、 の再確認の必要性を生じ、改めて協議の結果、「この文書は本部 九日、本部教庁において、同資料の所蔵・管理権の所在について ところで、同資料の所蔵・管理については、昭和五十三年二月 保管及び使用については教学研究所が

学』に「小野家文書⑴~⑪」として、順次発表してきたが、紀要 村宗門御改寺請名歳帳」、「永代御用記」、「永世御用記」であ 第二十三号の掲載をもって、終結し、今日に至っている。掲載資 ことから、その資料解読を鋭意進め、その成果は、紀要『金光教 広く研究の用に供し得るための措置」を講ずることが追加された なお、同資料は、昭和三十三年から、本所の基本方針として「 「小野四右衛門日記」、「役用並天象出行日記」、「大谷

その内訳 本資料について、 (分類項目) を示すと、次のとおりである。 現在までに取り進めてきた内容分類に従い、

> ○点、 (14)その他 〇点 、 ⑿宗教関係 (三三〇点)、 林業関係 (二七〇点) 、 (加金融関係 (二五五点) 、 (加私文書関係 (100点)、(7救恤関係(八点)、(8)土木工事関係(八O点)、(9)農 ①支配関係 (八五点) 、②土地関係 (五三O点) 、③租税関係 (4)村政関係(五八五点)、(5)戸口関係(1七五点)、 (地図関係) (一三五点) 総点数-(3)和算曆数・学芸関係 (二五〇点) —三五五三点 6治安関係

C 教団史資料

本資料の収集は、開所まもなく、「教団自覚運動に関する研究」

九・十年事件が研究対象に採り上げられ、 を進めるために開始されたことに始まる。 との収集にあたっては、三十年度当初、第一部において、 「同事件のもつ意義 昭

ることを基本方針とした。 諸氏」と会合をもち、「事件当時の教団の動き」について概観す を培うこと」をも目的として、事件当時、 収集の対象として、「研究者の史眼、資料の扱い方、研究の態度 た。現存する長老・諸師の体験、当時の文献・物品・写真集等を の動きを実証的に明らかにするという「史的研究方法」が採られ 本質を公正・的確に把握すること」を目的とし、事件前後の教団 「中枢部で体験を経た

度・方法について」の協議が行われ、以後毎回テーマを設け、 係者を招き懇談形式での聴取を行い、 との会合は、右に述べた収集の目的及び方針に基づき、 昭和三十年一月に開かれ、 「教団自覚運動に関する研究の態 収集範囲としては、 第一回 明治四

でに二十二回に亙って実施された。後の御取次成就信心生活運動発足までとし、昭和三十九年二月まけ五年、管長襲職規則の制定に始まり、九・十年事件を経て、戦

十六年から、「史料の項目別分類」による整理を行う必要性を生(明治四一~昭和一九年)、の各資料について整理を行った。また、四「達示」(明治三三~昭和一九年)、「支部部長及教務所長会議記録」「達示」(明治三三~昭和一九年)、「日露戦役関係」、「達示」(明治三~昭和二〇年)、「日露戦役関係」、「で清」の、「日本のでは、前年に引き続き、教団史資料について年次別四十五年からは、前年に引き続き、教団史資料について年次別四十五年から、「史料の項目別分類」による整理を行う必要性を生

は 外布教(「対支文化活動」、「朝鮮布教」)について、また、五十六年度 資料の収集を目的として、「教団史に関する懇談会」を開き、海 を順次発表してきており、今後も引き続き発表を予定している。 て、紀要『金光教学』に「教団史資料目録」(H~世明治期以大正期) 分類を始め、さらに各項目ごとに年次配列を行い、その成果とし 録作成を進めることとなった。以来、明治期の資料から、項目別 料の形態別による索引作成という検索システムから、資料一点を 史資料について、より正確で迅速な検索を可能とするため、原資 団史資料を中心に資料の複数化を行い、四十八年まで続けられた。 複写機を導入し、「神道本局資料」 (神道大教所蔵) を始めとする教 料の増大に伴う資料散逸防止並びに原資料の安全保管の必要上 次配列を中心とした整理方式を改め、また四十七年六月、収集資 じたことから、それまでの原本あるいはその索引カードによる年 一資料とする項目別年次配列の形態に改め、この原則に従った目 昭和五十一・五十二年からは、それまで収集されていなかった 昭和四十九年に入って、教団史資料の整理を更に促進し、教団 「本教戦後史」を中心テーマとして、関係者を招いて、各々 「近年の教団状況」をテーマとして、さらに五十九年度以降

料等の調査・収集を進めてきており、今後も計画的に取り進める本部教庁保管資料(儀式服制等審議会資料、制度審議会資料、教務所長会議資本部教庁保管資料(儀式服制等審議会資料、制度審議会資料、教務所長会議資本部教庁保管資料(版本表)、新たに、本教戦後史に関する研究を開拓し、昭和五十七年から、新たに、本教戦後史に関する研究を開拓し、

懇談形式による聴取を進めてきている。

予定である。

列の保管形態をとってきている。現在、明治期から順に目録作成を進め、各時代毎に項目別年次配このようにして、収集・整理されてきた教団史資料については、

本資料の内容は、次に示すとおりである。

- 項目、一〇六九点()、銀治財資料――()神道本局資料(明治七~1七年)、三二九点()、明治期資料――()神道本局資料(明治七~1七年)、三二九点()、明治期資料――()神道本局資料(明治七~1七年)、三二九点
- 本部・支部、④支部部長会議、⑤儀式祭典等約三五項目、約一五② 大正期資料(天正一~1五年)——①教規教則類、②議会、③

〇 〇 点

②戦後資料(議会、所長会議記録、教制審議会資料、その他) がある。期資料――①戦前資料(昭和九・十年事件関係、戦時時局活動関係、その他)、知を入り、一分後、目録作成及び発表を予定している資料には、昭和

D 信心生活記録資料

たものである。 をの担当を第三部とし、教統者資料も含めて収集するとととなっその担当を第三部とし、教統者資料も含めて収集するとととない要課題の一つとして、その収集のととが要望されたところから、本質料は、第一回運営懇談会において、本所の当面なすべき重

している直信先覚、一般信奉者の信心生活記録は、教学の根本資三十二年度の計画立案に際して、「教祖の信心を伝承し、展開

ある。

一○)に限定されて収集が行われた。一流信奉者」(昭和四七・九・一八「信心生活記録」懇談レポーシいえども、一流信奉者」(昭和四七・九・一八「信心生活記録」懇談レポーシいえども、一流信奉者」(昭和四七・九・一八「信心生活記録」懇談に求された。大の聴力には、記録で残された料となる」と位置づけられ、収集にあたっては、記録で残された料となる」と位置づけられ、収集にあたっては、記録で残された

の信奉者に対して、対談形式による聴取を行い、録音の後文字化が行われたもので、昭和三十七年までに、十四回、延べ二十五名もとより、同資料は『とりつぎ』誌への掲載を前提として収集

して資料を作成した。

茂、藤岡京一等三十三名の信奉者であった。なお、聴取対象者は、今西光寿、大代多喜治、小林順太、

F 教統者資料

査を始めるとととなったのは、三十六年度に入ってからのととで桂ミツ、金光国開等から、聴取をわずかに進めたが、本格的に調三十年当初から、「金光四神、金光摂胤に関する資料」として、昭和本資料は、前述の「信心生活記録」の収集の一部として、昭和

・金光四神関係のものについて、項目別・年次別にアルバムに整類」と「金光摂胤の写真」(明治、大正期)の写真復写を行い、教祖類」と「金光摂胤の写真」(明治、大正期)の写真復写を行い、教祖在状況を把握するため、質問形式の調査票を配布し、翌年にかけ在状況を把握するため、質問形式の調査票を配布し、翌年にかけた、自筆・言行資料(約五二〇点)を収集した。その後は、「直筆な、自筆・言行資料(約五二〇点)を収集した。その後は、「直筆な、自筆・言行資料(約五二〇点)を関係のものについて、項目別・年次別にアルバムに整理が表別の取次の場合を表別の取次の場合に対していて、項目別・年次別にアルバムに整定を表別の取次の場合に対している。

い、四十八年度から、「金光大神言行記録検討会」において、取なお、との「教統者に関する資料」は、本所の体制の変更に伴から聴取・収集を進めた。 大妻、現教主の言行資料について、通算四十八回、延べ五十八名夫妻、現教主の言行資料について、通算四十八回、延べ五十八名夫妻、現教主の言行資料について、通算四十八回、延べ五十八名

義資料」に吸収されることとなった。り扱われるととになり、同資料中、言行記録類については、「教

佐藤次代、津村親幸等九名) にほ産が代、津村親幸等九名) には、次に示すとおりである。 本資料中、聴取資料については、次に示すとおりである。 は一様での、 古川隼人、 安部万之助等二五名)、 は 現教主について (行部寿に、 合口金一、 佐藤一徳等九名) 、 (5) 金光 キクョについて他 (佐藤神敏、 古川雄次郎、 古川隼人、 安部万之助等二五名)、 (4) 現教主について (6) 表記が代、津村親幸等九名)

F 信心懇談会資料

した。

、全教を対象とした一斉調査は、四十年度をもって一応終了

昭和三十年に、所内で教学研究を本格的に進めていく上で、「昭和三十年に、所内で教学研究を企立、信仰体験を聞き、道話し合う懇談会と、回教内長老先輩を迎え、信仰体験を聞き、道話し合う懇談会と、回教内長老先輩を迎え、信仰体験を聞き、道話し合う懇談会と、回教内長老先輩を迎え、信仰体験を聞き、道話し合う懇談会と、回教内長老先輩を迎え、信仰体験を聞き、道話し合う懇談会と、回教内長老先輩を迎え、信仰体験を聞き、道に関するととなった。

こ名である。
こ名である。
こ名である。
にの表演会は、昭和三十一年二月から、同四十四年六月まで開たの意味会は、昭和三十一年二月から、同四十四年六月まで開かれ、通算二十四回、長老先輩延べ二十三名から講話を聴き懇談を進め、講話は、録音の上、文字化して記録を作成した。本資料中、長老先輩による講話録音は、次に示すとおりである。本資料中、長老先輩延べ二十三名から、同四十四年六月まで開いる。

を設け、各部門どとに教義項目別に分類し、ことに、いて、①教義資料、②高橋正雄語録、③大淵干仭語録、

「教義資料

の三部門

用を便ならしめるため、それまでに作成した教義索引カードにつ判断されるまでとなった。そこで、昭和四十七年、教義資料の活

「現在として必要な限りの資料(文献)について収集し得た」と

O 教諭資料

を編集するについて、調査・収集した資料である。もう一つは、所内研究資料として「資料金光大神言行録」(全大巻)整理の一環として作成された「教義に関する資料カード」であり、整理の一環として作成されている。一つは、昭和三十三年、教本資料は、二つに区分されている。一つは、昭和三十三年、教本資料は、二つに区分されている。一つは、昭和三十三年、教

それまでの収集枠(教祖に関する教義資料)がさらに広げられ、金光様を頂く』(全三巻)につき、カード作成を終え、翌年には、本所主催の会合記録類(大淵干仭関係)、『前教主に索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに素が表していて、「教祖に関する教義資料)がさらに広げられ、金光様を頂く』(全三巻)につき、カード作成を終え、翌年には、新たいて、首教に関する教義資料)がさらに広げられ、一名、「教徒に関する教義資料)がさらに広げられ、金光様を頂く。

次に、後者は、『覚』(昭和四四年) 公刊後の昭和四十五年三月、カード」(約五〇〇枚)が作成されたのである。

その成果として、四十七年、 員会資料」のうち、所内保管資料(原ノート、森政本、自記提出 会が、 とされた諸点について次第に明らかにされていった。そして、こ 録」(1~三巻)を編集した。 本、奉修所本、和泉本)について、資料吟味、 を目指した。そしてとの後、明治四十三年の「教祖御略伝編纂委 纂委員会資料検討会」が発足し、金光大神言行記録の研究資料化 との願いのもとに設置され、さらに、翌四十六年三月、「教典編 の調査を契機に同年十月、所内に「教典編纂委員会資料検討準備 政本」の提供及び森政隆から事実確認を得るなど、それまで不明 回同資料の成立事情等、についての聴取がなされ、この時、「森 高橋博志から、同委員会資料について、の同資料と当人との関係、 本所において、「教典編纂委員会資料」の研究に着手するため、 「同資料の公開に備え、本格的に調査研究に着手したい_ 研究資料として「資料金光大神言行 相互検討を行い、

行記録資料を抽出し、吟味検討を加え、「資料金光大神言行録」貫行君御理解」、④教内刊行物、の各資料を対象に、金光大神言行記録類へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教金光大神言行記録類へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教金光大神言行記録類へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教金光大神言行記録類へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教金光大神言行記録類へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教金光大神言行記録質へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教金光大神言行録」(明治正統の表別の範囲を広げ、本所所蔵のまた、昭和四十八年、取り扱う資料の範囲を広げ、本所所蔵のまた、昭和四十八年、取り扱う資料の範囲を広げ、本所所蔵のまた、昭和四十八年、取り扱う資料の範囲を広げ、本所所蔵のまた、昭和四十八年、取り扱う資料の範囲を広げ、本所所蔵のまた。

解」の原稿作成を行った。 (四~六巻)、並びに「資料金光大神言行録」を基にして、昭和五十一年四月から同五十四年二月ま神言行録」を基にして、昭和五十一年四月から同五十四年二月ま神言行録、を基にして、昭和五十一年四月から同五十四年二月まか。 がびに「資料金光大神言行録索引」を編集した。

いては、次に示すとおりである。 「資料金光大神言行録」の編集上、その典拠となった資料につ

項目以上あり、三部門ともほぼ共通した項目がたてられている。光大神、人間、信心、教義、おかげ、難儀、布教、教団、等二十また、「教義資料カード」の分類項目は、金光教、神、生神金(昭和一六∼1七年)、教内図書(『松永拿子、明神』等三点)

四神言行資料カード」、「御理解拾遺・金光四神貫行君御理解」

日 金光大神関係資料

本資料は、「御覚書」研究を進めていく中で調査・収集されて

いった資料を指す。

から、四十三年にかけて農具を収集した。これが本所におけるの「御覚書」研究は、開所当初から、「誰でもが正確に読みとの「御覚書」研究は、開所当初から、「誰でもが正確に読みられていて、「御覚書」の内容を偏狭な見方によることなく、よるについて、「御覚書」の内容を偏狭な見方によることなく、よるについて、「御覚書」の内容を偏狭な見方によることなく、より確かなものにしていくことをねらいとした「御覚書」研究が、着実な研究基盤に基本的な課題とされてきた「御覚書」研究が、着実な研究基盤に基本的な課題とされてきた「御覚書」研究が、着実な研究基盤に基本的な課題とされてきた「御覚書」研究が、昭和四十年十月、「大田では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、「一個では、」が、「一個では、」が、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、」が、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、「一個では、」が、「一個では、、」が、「一個では、」が、「一のいい、」が、「一個では、」が、、「一個では、「一個では、」が、「一のでは、」が、「一個では、」は、「一のでは、」が、「」は、「」は、、」は、

等の講読を進めた。解釈に関連する論文及び教祖関係資料(「尋求教語録」、「御道案内」)解釈に関連する論文及び教祖関係資料(「尋求教語録」、「御覚書」の事蹟

「御覚書」に関する資料収集の始まりである。

研究資料化し、さらに翌年には、「教祖の事蹟を実証的に確認すル作成)を行い、併せて、本所への寄贈資料(遺品、新聞等)を資料整理(史蹟調査・教祖関係の写真の整理、調査用地図のパネを願いとして、金光・玉島周辺の史蹟調査(屋敷跡、遺蹟等)、を願いとして、金光・玉島周辺の史蹟調査(屋敷跡、遺蹟等)、四十四年度は、「御覚書」研究を一層進めるにあたって、「既四十四年度は、「御覚書」研究を一層進めるにあたって、「既四十四年度は、「御覚書」研究を一層進めるにあたって、「既

ていった。 真撮影・所在地地図の作成を行うなど、定例的に調査が進められる」という研究方針が出され、隔月一回、調査を行い、史蹟の写る」という研究方針が出され、隔月一回、調査を行い、史蹟の写

わり、四十年当初の資料内容からみると、より広汎な性格をもつ係資料」以外に、新たに、との三つの資料に関わる資料収集が加に、同五十九年十月、本部教庁総務部から「教祖御祈念帳(仮称)」(明治二4、七~二年)が提供されたこと等から、「金光大神関」、明治二4、七~二年)が提供されたこと等から、「金光大神関」、明治二4、七十二月、本部数片総務部、の資料収集とは別に、昭和五十一年十一月、本部なお、これらの資料収集とは別に、昭和五十一年十一月、本部なり、四十年当初の資料収集とは別に、昭和五十一年十一月、本部

次作成してきている。

沈作成してきている。

沈作成してきている。

沈作成してきている。

沈作成してきた史蹟調査・教祖関係次に、資料整理の面では、従来進めてきた史蹟調査・教祖関係次に、資料整理の面では、従来進めてきた史蹟調査・教祖関係次に、資料整理の面では、従来進めてきた史蹟調査・教祖関係次に、資料整理の面では、従来進めてきた史蹟調査・教祖関係

に編集された。
「資料 金光大神事蹟集」(全三巻)が、五十五・六年項を抽出し、「資料 金光大神事蹟集」(全三巻)が、五十五・六年項を抽出し、「資料 金光大神事蹟集」(全三巻)が、五十五・六年本資料を中心とし、関連資料を基に、金光大神研究の参考資料とするため、

本資料の内容は、次に示すとおりである。

布教史資料

ようになってきている。

を行ったものが含まれている。

東方針は、次に示す四項目からなる。これらには、各地方に収集方針は、次に示す四項目からなる。これらには、各地方にめ、五十年度の計画の一つとして、採り上げられたことに始まる。

(1) 教区あるいは教会において、 (4586)

五十年度の資料収集の方針は、

収集対象資料は、明治期を中心とし、大正期を限度として行う、 布教史資料の収集活動の中で取り扱う、というものであった。 日「金光大神言行記録検討会」が行ってきた言行資料の収集は、 山口・広島各県の布教開始時期の古い教会の資料を収集する、ハ 実際に行っている研究グループと提携して収集を行う、问岡山・

届書)

書簡、教内刊行物,

演

集し、翌年以降は、中国地方にとどまらず、北海道・関東・信越 昭和五十年からこの収集方針に基づき、各教会の所蔵資料を収

・東海・四国・北九州の各教区へと収集範囲は広げられていった。

②向井家資料(祝詞類)、③綾部教会資料(文献類)、④大分教会資 また、本所への提供資料としては、①金光本家資料(「講社名簿」)、 資料(「御祈念帳」)等がある。 料(「大被詞」)、⑤大阪教会資料(白神信太郎氏関係)、⑥入田教会

方は、十九教会、四八二点、全体では、九十七教会、四四五〇点 料)を作成し、教会別と項目別とに分類・保管しており、中国地 料目録を作成し、研究に便ならしめるため、複写資料(基本、分類資料 にのぼっている。 こうして、収集または寄贈・提供された資料は、教会単位の資

料を抽出・編集し、発表している。 紀要『金光教学』掲載「資料 金光大神事蹟集」に、各々関係資 また、本資料の中から、「資料金光大神事蹟集」(全三巻)及び

名簿、教会日誌)、(3)儀式(祝詞、祈念詞・祭式、同記録)、(4)宣教(時局講 (1) 布教(教話、説教、道歌、布教公認、布教状況)、(2)教会(御祈念帳、講社 本資料の内容(資料分類項目)は、次に示すとおりである。

○点にのぼる。

義書、教義解説)、(8)教務(本・支部書類、教会建築、教師身分、時局活動、請願 史(教会史、個人伝、日記、履歴、他宗教)、 視察、講義録)、(5)財産 、 (9)大教会所 (祝詞、論告、献納金、建築用材) 、 (10)その他 (物品、 (境内建築、献納・献備、会計、義捐金)、 (7)教義(教祖伝、教統者理解、教 (6)

教団史資料に編入してきている。 右に掲げた資料のうち「8数務資料」については、 その副本を

J その他

び引き継がれた資料を次に示しておく。 以上紹介した資料の他に、本所へ提供または寄贈された資料及

1 金光教学院研究部資料

昭和十一年から同二十九年までの資料で一〇七点ある。 報告、部会要項、教学研究発表、教学講演会、等に関するもので、 れ、開所時に本所へ引き継がれた資料である。資料の内容は調査 本資料は、金光教教義講究所並びに金光教学院研究部に所蔵さ

高橋正雄師関係資料

2

目録作成を行い、保管しているものである。資料の内容は、高橋 て寄贈され、本部当局からの依頼に応じて、本所が整理・分類・ 正雄の自記資料(覚、メモ、手帳、ノート類)、同師宛書簡、教務関係 本資料は、高橋家から教団へ三回(昭和五二、五四、六〇年)に亙っ 祝詞・祭詞類、 教内外出版物、 その他であり、約五八〇〇

史資料への編入を進めている。 にあわせて、内容分類・年次別整理を進め、目録作成の上、教団にあわせて、内容分類・年次別整理を進め、目録作成の上、教団を資料整理

3 青木茂氏関係資料

雄書簡(昭和六~三五年)がその殆どを占めている。・保管を行っているものである。資料の内容は、同氏宛の高橋正資料を指し、本部当局の依頼を受けた本所が、同資料の目録作成本資料は、昭和五十五年三月、青木茂氏から教団へ寄贈された

4 典籍編修委員会資料

「覚帳」、「御理解」について、検討・討議した資料及び同委員も)において、『金光教教典』を編修するために、「御覚書」、本資料は、金光教典籍編修委員会(昭和五二・1〇・1~五八・九・

お

わ

り

に

複写したものである。 会記録等の中から、本所の今後の研究に必要な資料を抽出して、

教務関係資料は、教団史資料への編入を進めている。 INIO点 は、布教史資料として取り扱うこととなり、同資料中なお、同委員会の下で収集された神徳書院資料(昭和五三~五五年、

5 「教祖御祈念帳(仮称)」

作業を完了した。

「業を完了した。
本資料は、昭和五十九年九月、金光教総務部長を通じて、金光本家から教団へ提供された「教祖御祈念帳(仮称)」(明治二~五、本家から教団へ提供された「教祖御祈念帳(仮称)」(明治二~五、本家から教団へ提供された「教祖御祈念帳(仮称)」(明治二~五、本資料は、昭和五十九年九月、金光教総務部長を通じて、金光

料収集の背景、必然性を明らかにし、また、収集資料の願い・目的、経過、現状について述べてきた。 たこと、また、所外から広く文献・資料の寄贈・提供が行われてきていることから、本所の所蔵する資料が、実に多種多様となってき - そこでは、本所の資料収集は、その時々の研究動向・研究情況との関係で進められ、各部及び研究者の研究課題に応じてなされてき 本稿では、開所以来今日までの三十年間に収集・提供・寄贈された資料について、研究・運営体制の変遷との関係において、

外への資料の貸与」参照 こうした現状の中で、開所以来収集してきた資料を、本教教学の研究資料として位置づけ、原則として、教学研究に限って活用する

ており、従って、資料の取り扱いの上にも複雑な条件が加えられねばならない現状となっている。(紀要『金光教学』第三五号、三六頁、「所

こととし、また、研究を経て資料批判を加えたものをその研究成果として、紀要『金光教学』 (論文、資料、目録) に発表してきている。 管という観点から、長期的・計画的に、分類整理を行ってきた。その結果、本所全資料の目録作成も着実に進められ、近い将来には、 では、それに加えて、四十年以降、本所が収集した資料及び本所へ寄贈・提供された資料を、さらに全所的な資料の体系的な整理・保 一方、資料の整理(含目録作成)の面では、開所以来十年を経た頃、第一段階として、収集資料を本所レベルで本格的に整備し、今日

の統一的・体系的な資料分類・保管・検索システムの確立が望まれている現状である。 整備が行われ、より研究に使いやすい分類・整理・編集がなされていく要があろう。 ・発掘・収集が行われていくととが願われる。さらに、今後の研究動向、研究情況に応じては、時々の研究情況にふさわしい資料の再 そして、数年前から進めてきている本所資料の体系的な整理・保管形態に、さらに、資料相互の有機的な関連性を有した、本所資料 また、今後とも、研究者の課題の明確化、研究内容の充実・展開のため、また、研究分野・領域の開拓・拡大のための新資料の調査

本所資料の総目録が完備され、それをもって第二段階を終了するとととなろう。

(教学研究所所員)

合資 料 金光大神 事 蹟 集 (三)

明治二年生れ 金光金吉妻

明治四十三年六月四日 高橋正雄が聴取

二五四 (事四八〇 言六九四)

奥様(せ)と副管長と三人にてありしなり。 副管長(金) 五、六才の時、七月十三日の夜のりうつられたり。

二五五 (事四八一 言六九五)

副管長六才、油を玉島に買いに行きたり。

二五六 (事四八二 言六九六) 川手家は系図を、盆に家内中寺参せる留守に、雇人持去りたる

行かずして其儘となれり。又串(照明型)の者なりしか。 それが禍すとて取りに来て下されと言い越したるも、取りに

二五七 (事四八三 言六九七)

始めはやかましく言われたり。

も入り給わず。夫人に向いて、 古川夫人(こ)生れたる年より夫婦別居せられたり。それより湯に 「お前は何処へなりと嫁げ。」

(1四五~一四六頁参照)

と仰せられたるも、 「私は大勢の子供がありますから。」

と言われたり。

「教祖御理解補遺(其一)」(奉4の2―抜)

二五八 (事九二)

金光本館所(紫菜)にて高橋正雄が聴取

明治四十三年五月十四日 午後一時三十分—同四時

て賞められたり。安倉のものの解りたる人、附添い行き居りて、 言う)許状を受けに行かれたり。山伏来りてぐずり、何か許状な 殿へ届けられしは、金神社とあり。其時、日本にて一社ならんと くてはならぬと言うので、領主より添書を受けて行きたり。白川 管長公、慶応二年京都白川殿へ行き(神祇官本官所伯王殿とも 「守と言う名を頂き度し。」

二五九 と申させしに云々。 守となれば拝謁も出来たりしも云々。(二~三頁)

(事九三)

戸ははずして終い、冬も障子のみなり。(三頁)

明治四十三年五月六日 金光本館所にて高橋正雄が聴

(事四八四 言七二八)

十二才の時、養子に来られ間もなく両親に向われ 「お頼みが御座ります。私は神仏に参り度う御座りますから、

休み日には快う参らせて頂き度う御座ります。」

と言われたり、と。

金光本館所にて高橋正雄が聴取 明治四十三年五月十四日 午後一時三十分~同四時

二六 (事四八六 言七〇五)

金乃神社の祭神として、大日孁貴命、建速須佐之男命、思兼之 金山彦命、四柱を届出でたる事あり。

二六二 (事四八八 言七〇〇)

白川神祇伯王に就き、金神社として許状を受けられたり。其折、 式許状)を得んとして、郡内、安倉なる某氏を伴い京都に上り、 慶応二年、管長(蘇雄)は教祖の為に許状(教監(藍羅)日、神拝

「某守を許されたし。」

と申出でたるも、領主より添書に、国名文けと言う事になり居り、

との事にて、金光河内の称を得て帰れり。帰来、其由を教祖に申 り来られよ。三月の後にても其取計らいに致すべし。」 「只一回のみにて守を許すも、余りに軽々しければ、重ねて上

上げたるに、

「それにてよろし。重ねて上るには及ばぬ。只拝む事の出来る

と仰せられて、守の名を得るを許されざりき。神名も其頃まで、 ようなり居れば、それにてよろし。」

二丈八将八百八金神と称えられしも、

それにてよろし。」 「そう数多き事を言うには及ばぬ。天地金乃神と一口に申せば、

と仰せられたり。

二六三 (事四八九 言七五〇~七五一)

何もかも残らずして見ると言う御考にてありたるらしく、修行に 一度、或は二度など色々試みて、じっと工夫し居られたるが如し。 みを食すと言う様のことをせられたる事あり。回数も、或は一日 或一定の期間を限りて、或は米のみ、或は豆のみ、或はそばの

つきては、

と仰せられたり。 「無理な事をすな。自分でして見ようと思う事はして見い。」

(4591)

と聞けり。山伏や易者は一日に三組位も来りて、彼是強請せしも、

一六四 (事四九一 言七二〇)

或夜(専ら布教に従事せられしより、暫く後の事)、教祖、夫

「悪者が来て居るけれども心配ない、と仰しゃる。」 「悪者が来て居るけれども心配ない、と仰しゃる。」 「悪者が来て居るけれどもの腰より出で居るに、注視し給えば 座敷の中に俯き、棒の如きもの腰より出で居るに、注視し給えば 座敷の中に俯き、棒の如きもの腰より出で居るに、注視し給えば 悪き者 できんしょう に悪者が来て居るけれども心配ない、と仰しゃる。」

二六五 (事四九二 言七二一)

出でても見ず。翌朝尋ぬれば、 歯声に交りて母君の御声高く、教祖の御声折々聞え、恐ろしきに 或夜、庭にて高声に言い罵るものあり。耳を聳て給えば、聞慣れ 或を、庭にて高声に言い罵るものあり。耳を聳て給えば、聞慣れ

銀尽きたれば金を貸せ』と言う。「山伏三人来りて、『京都へ願の筋ありて出づる者なるが、路

しめられたるなり。」の二人制して漸く事なきを得、終に幾何の草鞋銭を与えて去らめる』とて、はや一人は腰のものを抜き放ちて脅迫するを、他いと言う事があるものか、出せ。出さぬと言えばこちらも考がいと言う事があるものか、出せ。出さぬと言えばてくものが、な『此方にはない』と言えば、『こんなに盛んに行くものが、な

処へも願うて出ず、多くは夫人自ら話をつけて返されたり。かかる折、常に教祖は何

「負けて居れ、とらえて居れとのみ、神様より教えらる。」

二六六 (事四九三 言七一七)

者あり。教祖、寝室にありて、そを感知し、というと思う者は入ってもよいとて磨せられ、盗ろうと思う者は盗ってもよいとて門へ板を打ちて溝をはめ、四季を通じて戸を閉じ給わず。麦米も暫くの間、戸外へ積せられ、盗ろうと思う者は盗ってもよいとて門へ板を打ちて溝をられありしも、間もなく、入ろうと思う者は入ってもよいとて廃られあり。教祖、寝室にありてより暫しの間、広前に結界を設け事ら教を垂れらるるに至りてより暫しの間、広前に結界を設け

と仰せらる。夫人、「今、要る者が取りに来て居る。」

と宣うに、「それでは出て見ましょうか。」

「すくも俵と許り思い居ましたに、真の俵でありましたか。」運び入れしめられたるが、其折、手伝いたるもの皆驚きて、と仰せらる。果して其の如くなりき。米麦の俵は、数カ月にして「出ると驚くから、見るなら内から窃かに見よ。」

戸締りにつきて、と呆れたりと言う。

「信心する者が戸締りをするようではいけぬ。」戸締りにてきて

「十人並の事をして行き、其上にてお陰を蒙れ。」と仰せられ居たるが、小田県となり、諸事改正と共に、

と教えらるるに至れり。

二六七 (事四九四 言七一八)

或夜、傍に寝ねませる夫人に向い、教祖専らお広前に仕えられてより、程経ぬ頃の事なりき。

「今夜物を取りに来て居る者があるが、何も取る事は出来ぬ。

と仰せらる。

と言わるるに、

「いや、それには及ばぬ。」

し。其旨教祖に申上げられたれば、教祖は、とて其儘に捨て置かれしが、翌朝夫人検べ見らるるに何の事もな

しが、今は絶えて其事なきに、此度は如何なる故ならん。」「始めの内は神様より何かとおためしありて間違の事も多かり

裏、竹藪に面せる側の壁を切りあり。壁下の板現われ居るのみにと訝り給う。依りて夫人改めて屋敷内を見回り給いしに、長屋の

て、其儘となしありたり。

中はこなし長屋、東は門となり居たり。当時、本屋の外に一棟ありて、三間にしきられ居り、西は倉

金光本館所にて高橋正雄が聴取明治四十三年五月十七日 午後

二六八 (事四九五 言七二四)

教えて、其通にせしめ居られたるが、水旱の工合、最も適宜にしと仰せられるからとて其通になされ、信心せるものには皆それを「此れを植え。」

「今年は麦につえをかう(キキネセ)な。」て常に上出来なりき。或年の事、

との神伝あり。

と言う。
と言う。
と言う。
と言う。
と言う。
と言う。
と言う。

金光本館所にて高橋正雄が聴取明治四十三年五月十八日 午後四時~同五時四十五分

二六九 (事四九六 言七二七)

取締の職に命ぜられ、社寺係の次席、神職の上席につかるる事と教祖は、慶応元年二月三日、領主より、格式、徒士組頭、神職

午後四時~同五時四十五分

られざりしが、故副管長は扶持を受け藩士となられたり。 なりしも、扶持は固辞して少しも受けず。其為、表面藩士ともな

ニせる (事四九七 言七二三)

或年うんかわき、一般に油を入るる事となりたるも、教祖には

神命あり、 を枯らして了うと思おうが、疑わしければ一晩蚊帳の外へ寝て 「信心をして居る者は、油を入れるに及ばぬ。油を入れねば稲

かくの如くなりとの事なりき。

との事に、しかなされたれば、蚊とまるも更に喰はず。うんかも

見い。」

一人ありて、 それにつき、或時、村の者集合したる時、其話出で、中に油屋

とて抗弁したるも、他の者、 「それでは、私の家は立ち行かぬようになる。」

なる理なし。」 「油は点燈用なれば、うんかに用いざるも、店の立ちゆかぬ様

とて制したる事あり。

高橋正雄聴取、 日時不明

「行儀をよくし、倹約をして、書物を買え。」 (事四九八 言七七〇)

> り教祖に申上げられたれば、 書を教えて貰う事になり居りしも、 と常に仰せられ、森田の世話にて、鴨方長川寺の住職に頼み、 自分進まず。その事を、母よ

と仰せられ、其儘となりたり。 「本人がそれなら仕方がない。」

二七二 (事四九九 言七八一~七八三) 御帰幽の前、二年か三年の頃

「御広前を勤めよ。」

と言われたるも、其儘に願いおきたり。十六年正月には、 「聞き度事あらば、聞きおけ。」

と仰せらる。其年、

「百日の間、修行して見よ。」

百日と言う日、 と仰せられ、朝夕、総氏子の祈念をなしたり。かくて、明日にて

「何もかも渡す。これから愈々、金光大神の跡相続ぞ。」

と仰せられたり。

二七三 (事五○○ 言七八六~七八七)

御祈念出来たり。始めの間は、参拝者の在らん限り、昼夜の別な らるるも、夜になれば、単衣にて、何時より何時までと言う風に、 く勤められしが、後には六つより六つ迄となりたり。 夏は、蚊帳を吊られず。冬は、昼は他人と同じ様に衣類を重ね

(4594)

二七四 (事五〇二) 言七〇一)

当時、勅願社となるを得たりしも、其人なかりし故出来ず。

倉のものの解りたる人附添い行き居りて、

と申せしに、 「守と言う名を頂き度うござりますが。」

教祖に申せしに、 と言われたり。守となれば拝謁も出来るなりしも、其事を帰りて けとし、其代り三カ月経てお上りなされてもそう致します。」 「領主よりの添書に国名と言う事になり居れば、此度は河内丈

とて止め給いたりとなり。(吉田御殿) 「只拝む事が出来る様になって居りさえすればよろし。」

(事五〇三 言七〇三)

庭瀬、山口にはお書下げ多し。小原(玉島黒崎)より大谷へ道をつ

けようと乞う位に、山口より大勢参り来れり。

明治十五年十六年頃、二年許りの間にお口ぐせを書取りて(佐 (事五〇四 言七〇四)

藤氏主に)管長公と御相談して取捨せられたり。

(事五〇五 言七〇六)

よりもそれなり。 規則はなかりしも、 信徒等より講社を組みて参り来り、山口の

二七八 (事五〇六 言七一五)

庭瀬、岡田、足守、成羽、矢掛、周防辺より多く参り来れり。

二七九 (事五〇七 言七二二)

図をなされると、牛あばれる。ほっておかるれば、すなおに行く とは全くまかされ、牛を使う時堪え難きにより、教祖出でてお指 副管長様十五才のお時、牛を扱うことを教えられ、お百姓のこ

ととありたり。

二八〇 (事五〇八) 言七二五)

二人にて取りに来り、

れども、神様の事じゃから、自分で手をかけて持ち帰るがよい。」 「人間のすることなら、夫々にて手続を経て渡しすべきものな

「先祖代々伝えられたるものにて、霊神へ収めておかねばなら

と仰せらる。後に、

と言うことにて持帰りたるが、終に、

「霊神へは収めたり。」

たるものか、其後に来りたる者、 と後にて来りたるもの言い居れり。金になれば金にせんとも考え

ます。」 「主人は『誠に相済まぬ不都合なことをした』と申されて居り

と申せしに、

「許してやるがよろし。」

(4595)

「神様の方にてもそうじゃから。」 (他に対する態度)

٤

둣 領主の御願所とはなり居たり。 (事五〇九 言七二六)

二八二 (事五一〇 言七二九)

り。 禁じてありたる様の事は、小田県に改正と共に、改正せられた

(事五一一 言七三〇)

才。 明治十四年七月七日に生れ、二十四日桜丸死去す。管長三十三

にかかり身動きもならず、人事不省となることとなれり。 と仰せられ、お亡くなりなさる時刻迄も仰せらる。其年九月大患 じゃから。」 「信心して長男が亡くなると思おうが、大厄が小厄でお祭代え

二八四 (事五一二 言七三一)

「『孫が杖を引く』と言うことありて、これが先に都合のある

り。旧墓地は荒神原にあり。 地なりしならんには、 墓地を今の所に拵え、後に表向きに願出でられたるが、若し旧墓 と仰せられ居たるが、桜丸様死去の時其筋に願い、内含みにて新 今の教祖の祭事となりては不都合なりしな

(難しかりしも)

二八五 (事五一三 言七三二)

ぬから、明日の日に姿をかくすかも知れぬから、聞き度いこと 「私は皆に神と拝まれる様になりては人目に見える様ではいけ

と仰せらる。 は聞いておけい。」

(御帰幽)

二八六 一月一日にお礼出来、 (事五一四 言七三三)

「皆んな来い。申渡すことがある。」

とて今日から愈隠居と言うことにして了わっしゃる。

二八七 (事五一六 言七三五)

「百日が今日ですむから、今日からは後へひくぞ。貴様がつと

と仰せられ、それより引かれて少しく御病気の様なりき。一週間 行満つる迄はつとめられたり。 余り御病気にて、前より御病気なりしも押して勤められ、百日修 めねばならぬ。」

「もう愈、九月十日の朝日のお照しを拝礼したら、それが限り

と仰せられ、

じゃ。

と仰せらる。 「もう何時頃じゃろうかなあ。」

お広前へ勤めらるるにも、這うてお入りなる程なりき。

二八八 (事五一七 言七三六)

ましてくれい。」と言い居たり。お顔色少しも変らず。 二八九 (事五一八 言七三七) 葬式が出る時迄も、棺のふたを開けて皆「拝ましてくれい、拝

二九〇 (事五一九 言七三八)

かねばならぬ。」 「とれ迄言うて居る通りじゃから、とれ迄通りに大切にして行 一月一日には、

と仰せられたり。「十日の朝日の上ると共に」とは常に仰せられ

九一 (事五二〇 言七三九)

と奥様言われたらば、それ限りなりき。夜の明ける迄は、 「これは寝入って了われたわい。」

「何時頃なら、何時頃なら。」

と仰せられたり。

二九二 (事五二一 言七四〇)

「今安芸守(宮芸守山)が照らし始められました。」

と言いしに、

「それじゃ私も。」

と仰せらるるが終りのお言葉なりき。

二九三 (事五二二 言七四一)

結界は二十二年出来たり。

二九四 (事五二三 言七四二)

せられたるが、教祖御病気にかかられたり。 するか子が死ぬるかと言いしも、それなら猶育てねばならぬとて、 四十二才の時四神様二つ子なりしが、それわるしとて、親が死

二九五 (事五二四 言七四三)

のど腫れたる時、占見柚木(職)懇意にて、後全快の後、 「あれ

は難かしかりし」と申したり。

二九六 (事五二五 言七四四)

「今夜はわしが御礼申上るのじゃから、皆来て拝め。」

とて拝み、拝みつつ、 「三方を持ち来れ。」

豆二つ、米や豆を運ばれ、 とて三尺許りの御幣を振りつつありたるが、お供えありたる米や

「これからまめで米を喰わしてやる。」

と仰せられたり。

二九七 (事五二六 言七四五)

と言う程なりき。 一日、十五日、二十八日の三日に来り居たるが、それも難かしい 心易き佐方の筑前なる法者、心易く来りて拝み呉れ居たるが、

二九八 (事五二七 言七四六)

人が已にぼろぼろ参り来り居たり。或は農業は廃せられ居たら

(事五二八 言七四七)

植ぼうそうする者来りて、村中の者来りしが、母よりそれを申さ 植ぼうそう始まりて、本ぼうそうとてはなかりしが、古川氏へ

れたるに、

とて、其後ひょっと来りて、見事に皆仕上げたり。 「内には神命なれば、本ぼうそうをさせて貰えばよい。」

三〇〇 (事五二九 言七四八)

のろうそくへ、御祈念中に床下のろうそく台より火移りて、天井 九月二十二日を祭日と定められたる時、お机の上の二斤か三斤

へ燃え上りたるが、

「それではいけませぬ。」

はねのけられたるが、其が燃えしずまりてより、 と奥様やかましく言われ、机をも動かさんとしたるに、

とありて、机が少しく焼けたるのみ。ろうそくは余程流れたり。 「とう言う風にするが神への御馳走なり。」

なりき。始のことなりき。其机を大阪に持ち帰り居る由。尤も違

「九月二十一日二日を祭とせよ」と定められたる一日の夜のこと

三〇 (事五三〇 言七四九) 提灯が落ちて焼けたるが其儘になしおかれたり。お初穂焼けた

り云々の話は知らず。

三〇二 (事五三一 言七五二)

年によりて、水を浴びられたることもあり。

三〇三 (事五三二 言七五四)

たり。人によれば、資本を与えられたる人もありたり。占見の胡 わけておけとて、それを泊めてやり、夫々に金など与えて返され 難儀のものが大勢やって来り居たり。それ等に施しをするに、

皆倒れたり。喜十郎の兄の木綿商の方へ資本を与えられ居たり。 麻屋にて浅野喜十郎なる人の如きも其一人なり。恩を知らずして それより以前より分ちてはありたるが、上へ上げたるか。慶応

(寺へも供えられたるか)

(事五三三 言七五五)

れたるなり。強風のときおかげを受けたり。 い受けたるのと、其後出世して新たに造りたるのに命名し与えら 金神丸は、安倉の人にて教祖のお助けによりて牛窓より船を買

京都へ許状を受けに行かるるにも其金神丸に乗りて行かれたり。 「極めてゆうに行て来い。」

とて、四日目とかに大阪へつきたり。帰り路には少しく嵐したり。

三〇五 (事五三四 言七五六)

倉敷の山伏を連れて、尊瀧院の役員一人来りて、 「京都へ上るにつき金を寄附しくれ。」

とて額を定めて命ずる如くに言い来れり。それを断りたるに、

「とれ迄言い来りたることなければ。」

と言うに、倉敷の山伏も丁寧なる風に相槌を打ち居たり。役人は

口やかましく

「御命を背くのか。」

と言う。 らの心丈けと言うことならば差上げますが。」 「御命を背く訳ではありませぬが、力に叶いませぬから、こち

と言うに、

と言うに、心にては喜び、それを出したるに広げ見て、 「命を背くか、許状を出せ。許状を送る場所でない。」

手で出来ぬものは一つもないが。」 「とれ丈け結構なもの、一から十迄許しになって居る。お前の

と言いたるが、其儘入りたるに、山伏又別の所に連れ行きて、

けの金を揃えてお出しなさい。」

「とう言う許状は備中にも二つはありませぬぞ。今言われる丈

と言う。

と言う。 「おい、いのういのう。」

と言う。其内に役人が、

「いや出来ませぬ。」

「いや、まあ少しく待って下さい。」

と言い、山伏が、

「それでは半分ここでなさい。後はまたでよろしい。私がよき

(4599)

ゃから。」

と言う。それより教祖も少しく立腹にて、 に計らいますから。」 「あなたも余りに親切過ぎますが。」

と言わる。やかましく言いて、 「帰ろう帰ろう。」 「それではいけんいけん。」 と言われたるに、

と言うて立腹にて帰りたり。それより教祖、神命に伺われたるに、 其儘にすておく可らず。すぐ尊瀧院へ行きて話せ。」

あけて聞き居たるが、後には其者出て来りて、 なるか判然せず。森田の外は川崎元右衛門か川手保平かの二人行 とて、行きて一ぶしじゅうを話したるに、(世話方行きたり。誰 きたり)途中よりは、緋衣を着たる者が、からかみを五寸許りも

帰りたら叱りおくから帰って居て呉れ。後からまた許状を送り 付はせぬ。それに許状を引き上げると言うのは不都合じゃとて、 「役人は出し居り。幾分の寄附はして貰い度いが、幾らと言い

玉島のもの来りて、 と言われたるが、其後何の音沙汰もなかりき。後其手続をしたる

「それは不都合じゃ。二人共免職にしてやります。」

と言いたるも 「それは其儘にしてくれ。内には神様がそう言われてしたのじ

> 頃の事なり)三十両云々のことは聞かず。 と言われ、それも其儘となりたり。(人がぼろぼろ参り居る始め

礼に行かれたり。 手切れたる後、管長と川崎と二人にて、菓子と封金とを持ちて

三〇六 (事五三五 言七五七)

(近藤先生尽力したり。佐藤先生来りて大分話し居たり)管長応 大阪の神道分局にて、 亀田加豆美、 吉本清逸なる両人来りて

接せられたるが、親切にてこちらの話を聞き、

「かくせられては……。」

と言いて、

「金乃神と言えば金山彦命……。」

「私は文□なれども、神よりかく唱えよとの事にて、かく拝し

居る。」

は、それそれの筋が立たねば……。」 「神様の前は、それにて済みましょうが、上へ書き立てる時に

と言う。

も家々の鎮守を一番に願い、村の氏神、其次は国の一宮へ願え 「それは御尤にて、お話も、上々を重んずる様致し居り、

と話し居れり。」 「一宮から伊勢の大神へ出る様にせよ。」

と仰せられたり。

三〇七 (事五三六 言七五九)

と申上げしに、とうしたらよかろうと思いますが。」とかがありますから、そうしたらよかろうと思いますが。」「神様は何処の神様でも、鳴物を以て神様をお慰めすると言う慶応三年九月の祭頃の事、教祖に管長より、

「そう言うことがあるかや。」

ば、それがよかろう。」
「人が見て、成程神様へはああするものかと言わるる様にすれと言われ、それより神様に伺われたるに、

講内のもの集り来りたり。供等を集め、管長手製の篳篥、横笛にて十日の宵祭になしたるに、十日祭は神道の葬式の始めとて、鳴物を入れたしとて、近所の子と言われて買い来られたるが、習う迄には至らず。森田の死には、

三O八 (事五三八 言七六四)

新屋治郎、添祈祷して物語出来たることは記憶せり。

二〇九 (事五三九 言七六五)

も御話が主なりき。も御話が主なりき。大始めあとで御祈念してやると言う風にて、只説諭のみなりき。其始めれ迄の通御祈祷は出来ぬこととなりたり。病気などの願ありても、四年小田県となり、説諭願を出して其認可は得られたるも、こ四年小田県となり、説諭願を出して其認可は得られたるも、この本の、

三10 (事五四〇 言七六六)

「かく出入すると言うからには、参拝すると言うことになる。」警官来りたる時の事につき、

黒住凝りの者なりしが来てやりたるなり。

度来りたるのみ。しじょうら (m[®])の資産家のものなりしか、

と言うととにて帰れり。 「役場へ行きて、此許を出来る丈けのことにしたらよかろう。」

警察来りたるときは、岡山県よりの説諭願をお示しなされたり。三一一 (事五四一 言七六七)

三一二 (事五四二 言七六八)

りとのことにて、教祖勤められたり。 のとのことにて、教祖勤められたり。 氏神の属社と言うことにて廃したるを、こちらへ勧請せている。 明治十一年に氏神の神職を管長拝命せられて、それでやられた

| | 「「「「「」」」」 | 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「事五四三」 | 言七六九) | 「一一(事五四三) | 言七六九)

安全の祈祷ありたり。 社の資格も、お上に差支なければ、それにてよろし、との。領内勅願社と言うことにもなりたるを、好まれざるが故に其儘なり。

三一四 (事五四四 言七七一)

<u>=</u>

(事五五一 言七七九)

りたり。 始めは一々御指図ありたるも、後には御届のみと言うこととな

(事五四六 言七七三)

われて、しかせられたり。 三四度も浅尾藩へかどにて行かれたり。其他は管長、代理を願

慶応三年三月祈願社となりたり。 (事五四七 言七七四)

殿様など馬にて来らるるに玄関をつけんと言い出でられしも、 (事五四八 言七七五)

とて如何にしても許し給わざりき。 「これにてよし。おかげが立てばよし。」

(事五四九 言七七七)

すればつきたり。後には母(セ)にもたれて其儘寝入たる様記憶す。 冬、或夜のこと、庭へ上り下りせられても足跡つかず、外の者

(事五五〇 言七七八)

始めは未申に神棚を作りて、しゃく杖を振りて拝み居られたる 後には床正面へ祭られたり。

祖母(な)達者の時に、前へ呼び、

と言われたるをば記憶せり。 「戌の年を金神に呉れるか。」

三二 (事五五二 言七八四)

「愈、今日から床へ入って了うのじゃ。」

ず、からかみの側へ来ては拝礼せられ居たり。用に行き、帰りて と言わる。臥床中、用には達者に行かれたり。御広前へは出られ

はせらる。

三二二 (事五五三 言七八五)

にて何時より何時までと言う風にて祈念出来。 冬、昼は通常人と同じ様に着物を着られしも、 夜になれば単衣

八木栄太郎師が聴取したものを松原龍太郎師(武生教年十二月十日)訓

会) が記したもの

三二三 (言二三二七)

を、当時の参拝の信者が見て、珍らしい感じから、おつけになら れた事についてお伺い申上げし時の教祖のお言葉は次の通りであ 教祖が、まるに本(图)の、この御紋付羽織を召されてあるの

(4602)

そのおかげを受けたいが為です。」「これはなあ、本心常に円くさせて頂きたいので、これを見て、

金光文孝 「金光文孝先生聞き書」(金昭―抜)

昭和五十一年三月二十六日 金光文孝師宅にて聴取

三二四(事一九二)

その時、白川家の方から、数祖の時代に、山神様が代わりになって白川伯王殿へ行かれた。

と言われた。

とすれば、別に考えにゃいけんぞ。」を使ようたけど、あれは金神様じゃ。今度お前方に本当にやる「それまでは、金神様金神様と言われようたから、丸に金の字

それで、戻ってきて、教祖様に色々報告をした最後に、そのこという事を注意された。

「それはもっともじゃ。うちのはうちで専門にとさえよう。」とを伝えたら、教祖様も、

をあらわしたといって、教祖様に差し出した。そうしたら、教祖と。そこで考えた結果、丸金に四つの枠をこしらえて、天地四方ということで、山神様に、

ぐみにあうんじゃ。」 「天地金乃神はまだお徳が高い。天地四方八方いたる処、おめ様がそれを御神前にお供えして、それから下げられて

章になったんですらあ。ど紋章が決まったのは、明治八年か十年うととにして、とれにさして貰おうということで、八つ波のど紋と言われた。それでもう四つ枠をこしらえて、天地四方八方とい

三二五 (事一九三)

頃です。(一三~一六頁)

(二二頁) (二二頁) は一一、二度行かれていた。 (二二頁) は一種様が十五才になってからは、教祖様自身は一度行かれた。 はれど、あとは山神様が代わりに年に一、二度行かれていた。 は尾藩の会で言う宗教 はれど、あとは山神様が代わりに年に一、二度行かれていた。 は一番の子供として、山神様が十五才になってからは、教祖様の一番の子供として、山神様が十五才になってからは、教祖様の一番の子供として、

三二六(事一九四)

「申載の資格とこって、心申載の上はつっている。」分の広前の方が忙しゅうなったので、山神様に、で、それで最初教祖様が引き受けられた。そうしょうる間にで自れたので、村内の人が教祖様に氏神様の神職をしてくれいと頼ん神仏分離のあと、教祖様は白川伯王殿から資格をもろうておら

という事になった。それで、山神様が岡山の県庁の認可を得て、「神職の資格をとって、氏神様の神職もしてやってくれい。」

教祖様は、正式におやめになった。 (四〇~四一頁)

三二七(事一九五

それで、切羽詰まって神様にお伺いをした結果、中学生の時分からそういうことになって、教祖様も困られようた。中学生の時分からそういうととになって、教祖様も困られようた。正神様が博打を覚えられて、教祖様やお母さんの言う事を聞か

さんも皆、教祖様の子供がご神号をもらわれとったんですが、教という事になってきた。その一年前に正神様も山神様もくらお婆「親子の縁を切ってしまえい。」

せよ。親子の勘当、兄弟勘当、親戚勘当、との三つを全部そろととになったらいかん。すべての事を打ち捨てて、あれを勘当「ああいうて顔をつぶす様なことをしたら、もう親子の関係も「ああいうて顔をつぶす様なことをしたら、もう親子の関係も

えて、切ってしまえい。」

んだなと思った事があります。(四六~四九頁)手紙が残っていて、私なんかも拝見して、おじさん悪い事をした手にせんというととに意見が一致した。その親戚一同協議をしたというんで、古川の親戚と相談して、どんな事を言うて来ても相

三八 (事一一五八)

森田八太郎は病気で頭がわれる様になって難儀していた。そと

てお願いした。とこお願いした。と言ってとりあわなかった。ところが、いよいよひどくなったので、お参りをするという気になって、教祖様の御神前へ坐ったので、お参りをするという気になって、教祖様の御神前へ坐ったので、何人も、森田に、金神様に参って助けてもらえいと注意を与てお願いした。

その時、教祖様が、

い。」
「もうお前、心配する事はない。お前の家の門を出た時に頭の「もうお前、心配する事はない。お前の家の門を出た時に頭の「もうお前、心配する事はない。お前の家の門を出た時に頭の

が、びっくりして、これは何事じゃろうと思った。そうしたら教祖様びっくりして、これは何事じゃろうと思った。そうしたら教祖様と言われた。そうしたところが、言われる通り頭が痛くないんで、

用するんなら、徹底的に信用しておかげを頂けい。」もうすでにおかげを頂いたんじゃ。これ以後、本当に神様を信「お前がのう、神様の所へ行こうという心持ちを出した時が、

との森田八太郎が、教祖様が百姓をやめてお坐りになるというと言われた。

事を聞かれて、

きい(イルト)。私がお手伝いさしてもらおう。」「教祖様が百姓を止められるんなら、おなご子供じゃあ、しに

と言うんで、直々にお願いした。

「それは、お前が出来る時間があれば、してくれても結構じゃ。

(4604)

それは有り難い。」

といって、教祖様は承諾せられて、森田が後を手伝うことになっ たんで、少し遊ぶようになったんです。(六六~六八頁) た。それで西金光のおじさん(正神様)が、今度は用がのうなっ

三二九 (事一九六)

る。それをやめて、はっきり川手になった。その後、金光に変わ った時に、川手の戸長か誰かが、 教祖様のまだ小さい時やとう、ちょっと赤沢を名乗った事があ

というてきた。始めは「河手」じゃったが、「川手」と三本川の 「川手という字をくれんか。」

方が位が上じゃったんです。それで教祖様が

と言うて、それで譲られた。(七七~七九頁) 「よろしい。私方には済んだ事じゃからお使い下さい。」

三二〇(事一九七)

秋に権現山へ登った話がある。ど神前で拝みょうたら、神様から、 教祖様がいよいよど結界へ坐って、外へ出られん様になる前、 「修行じゃ、出て行けい。」

たそうで、まずそこまで行った。 かれた。横池の向こうに教祖様の先祖が所持しとった土地があっ と言われて、出て行かれて、草履か草鞋を履いて権現山の方へ行

草刈りをせい。」

と言われて、草刈りをした。その時に、 「草鞋は、ここへ来る迄は履いていたけれども、仕事をするに

は、草鞋は邪魔になるから要らん、脱げ。」

と言われた。それで草鞋を脱いで、それからずっと上まで、だい ぶん長い距離を草刈りをした。そうしたらその後で、神様が、

いて山へ登れい。」

「草刈りはこのくらいでいいから、草を刈った後を、ずっと歩

と言われるので、そのとおりにすると、今度は、

「山を下れい。」

と。教祖様が、三度、山を上下したあとで、

「もうそれでえい。何か、分った事はないか。」

教祖様は考えてみたけれど、分らんから返事をようせなんだ。

そうしたところが、

ばあさん(くら)も知っている。(八○◆八四頁) これは教祖様で自身が山神様に教えられた話で、吉備乃家のお 教祖様も、はじめてそうかとびっくりして感心せられたという。 言う通りお前が素直に聞いたからぞ。なんでも素直に聞けば、 我をしとるまいが。あれほど草刈りして、とがった草の上を二 今の様な怪我あやまちなしにおかげを頂くのぞ。」 へんも三べんも歩かして怪我をせんとは、これは何なら。神の 「お前、まだ気がつかんか。お前の足を見い、どこも一つも怪

(4605)

明治四十三年七月十日

吉備乃家支店にて高橋正雄が

「金光教内面観」

大正十五年七月刊

(事九二八)

其取持ちは、五流の膝元たりし先代梅次郎氏がなしたり。(四~ 林の山伏五流の徒弟となりて三か年神務に従事されたる事あり。 教祖布教に従事さるるに其当時の制度が許さざる為、有名なる

(事五五四 言七八九)

れり。然るに、尚平然として団扇を用いつつ御話を続け給えり。 或時参拝したるに、御話の間、百足虫這い来りて、御股の間に入 教祖は肥満せられたるが故に、御坐りなさるる時、御股開けり。

驚きて御注意申上げしに、

とて、打笑いて居給いたり。 「其の儘にしておけばどうもせぬ。いらうから害をするのじゃ。」

明治四十三年七月二十一日 難波教会所にて高橋正雄

「人物調査仏」(奉221一抜)

守秋が聴取 昭和二十六年四月二十一日 天下茶屋教会にて三矢田 教祖が奉斎されていたお須屋その他について― 金光教天下茶屋教会長清水千登勢師よりの聴取事項―

が聴取

(事五五六 言八一六)

したれば、教祖は、 の結果、召使い不正の者にて、屢々請求し、自身私せしこと判明 払われたるに、復た請求し来り、終に、三度目には主人来り、話 御普請用の材木代とて、岡山の某店より三十円請求し来り、支

(事九四)

であるが、教祖は玄関まで見送りに出られたと藤守先生より聞い ている。(八頁) 吉本清逸、外二名、本部へ視察に行った時、めったにないこと

に私せるものもありたり、と。

と言われたるも、店主も気の毒がりて受けず、終に半額のみ受け

「店主の手に渡り居らざるものなれば支払わん。」

て帰りたり、と教祖より承れり。尚世話係等にて、材木など窃か

三五 (事五五八 言八一九)

(4606)

りき。百日も休まれると言うことはなき筈なり。百日修行につきては、本部にて誰かに聞きたるも、半信半

三三六 (事五五九 言八二〇)

いて見て呉れ』と言うてやったが、それで、とうとう気違にないて見て呉れ』と言う、『安くて、構わぬ』と言うて、此通り受取を取っ類が来たらその事を話して下されと言うて、此通り受取を取ったいか』と言う。『安くて、構わぬ』と言うと、『安いが、よろ庄屋へ行って『田地を売り度いが』と言うと、『安いが、よろ庄屋へ行って『田地を売り度いが』と言うと、『安いが、よろ

「二十五から信心して、二十八からつとめさせて頂きました。」と尋ねらるるままに、

るようになりました。時に、あなたは幾つから信心されました。」って相手にせぬようになった。それから神様の前をつとめられ

と申上しに、

「私も二十八からじゃ。」

と仰せられたり。此ととは明治十五年冬のととなり。

取

明治四十三年七月十日午前九時~十時

高橋正雄が聴

「天地金乃神には親族がないが、此方金光大神は親族じゃ。云三三七 (事五六二 言七八九の二)

々 (|

と御裁伝ありたる後、

と天地金乃神と天照大神との問答のことを話されたり、「神様はああ仰せらるるが、それで云々。」

明治四十三年七月十九日午前九時~ 難波教会にて

高橋正雄が聴取

朝三時頃起きて手水し、御神前に入る。三三八 (事五六三 言七九九)

三三九 (事五六四 言八〇一)

くのび、左に玉を捧げ右に□を持ちて立ち給えり。眼を開けば何十月十日の朝三時、神前に伏すると、胸に曲玉をかけ、つめ長

傭いて大谷に入り、御縁側に腰かけて一服す。皆、

る時なりと言うも、金光様死なれましたと言うに、家内は、 は神去りたりとしか思えず。家内を誘いしに、今少しすれば皆参 机に退きて其御姿を描きたるも、見ても恐しき心地す。家内にも 示し、それを焼きたり。再び神前へ入るも何の事なし。されど我 もなし。眼をつむれば又現わる。はは、これは御かくれと思う。

「罰が当たりますぞ………。」

ませんか。」 「なぜ。金光大神は此儘社へ入りなさると仰せられたじゃあり

れより腱舟にて、 六人の連れ出来たり。それより川口にて乗船し、岡山に上り、こ と言う。そう言い居る内、信者参り来りて御国へ立つを聞き、十

「大谷へ近き所迄行けぬか。」

と言うに、

「倉敷の少し先まで行けます。」

其前を拝したるに、額をぼっと打ちて後ろへ返りたり。これ、早 **積みあるわらの上に坐りたり。社前には天津児屋根命と記しあり。** の社前にひいらぎあり。其拝殿を借りて、それに下駄の儘上りて 島の中程迄来りたるに疲れたればとて、一服せんとて、右側の方 頭に問い、連島を聞きて行きたるが、秋祭にて賑やかなりき。連 と言う。用意を命じて倉敷より細き川を入り行き、陸に上りて船 く行け、と言わるるなりとて、皆を促して急ぎ、玉島よりは車を

「入りなしてはどうじゃ。」

と言わる 「金光大神は居られぬと言うことが分るから悲しくなる。ここ

にとうして居れば金光様は生きて居られると思うて居られるか

ら。」

と言いて休み、暫くして入りたるに果して其如くなり。 萩雄様御勤めなれり。急ぎ行きて、

と言うに、 「金光様はどうなされましたか。」

「金光様は神去りました。」

と言わる。

「何の事でありますか。」

と重ねて問えば、 「金光様はおかくれ――。」

布教にて首をきられても、先へ行って金光大神にお目にかかれる 神金光大神様が先へ行って居られると思い、先に楽しみが出来た。 其時、今迄は死ぬるのを頼りなしと思い居たるに、これよりは生 と言われたるより泣き伏したり。萩雄様はなだめくれられたり。

と言う楽しみが出来る。 「葬儀は明日。」

と言われる。急ぎ、

と家内へ電報したり。それより次の御間にて拝したるが、壷に収 「コンコウサマシンダ、シラカミ、ツラウテスグコイ。」

(4608)

りと。御前には線香を立てあり。葬儀の事は佐藤氏に任せて了い。爪甚だ長く、百日修行に入られてよりは爪を甚だ大切にせられため、黒の浄衣に鳥帽子を召して、中けいを持たしてありたり。御

御柩は山の途中にて止りたり。 林(禹蟾)ウメ(魚ºṇ梅)氏来りて練習をして貰いたり。装束は佐藤氏のを借りて着たり。

三四〇 (言八〇四)

始めて動きたり。

「近藤さん、昨夜は賑やかであったのう。」頃迄も大騒ぎをなしたる事あり。翌朝、一人にて早く参りたるに古川に宿りて、信者が歌い、舞う、躍る、浄瑠璃を語る、三時

「誠におやすみの邪魔を致しました。」

と申したるに、

った。一「私は面白くて、あそと(縁端)まで行て、十二時迄聞いて居

と仰せられたり。

三四 (言八〇五)

真に喜ばれたるは、御紋の菓子を作りたる者あるを御目にかけ

りて来るものが御願い計りであったが、今は半分半分になった。「とう言うものをして売るものが出来たかのう。ここでも、参

が開けて来て嬉しいのう。」行く行くは、八分は参詣で、二分が御願とならねばならぬ。道

と仰せられたり。

明治四十三年七月二十一日午前八時三〇分より

正雄が聴取

きつらら、「申よ殳」ら.....。」 占引。信心始めにつきては、教祖より直接には聞かず。伝え聞きなり。

三四二 (事五六五 言八二一)

かきわ谷が、「神は殺すが……。」占見。

三四三 (事五六六 言八二二)

始めの内は甚だあらく、大きなる幣を持ち居られど、

「この方へ家を建てて居ろうが。免るさんぞ。」

と幣を以て叩き叩き仰せられ、教祖は御許しを偏えに願われたる

と仰せられたるが、とは伝え聞きなり。それより段々御聞き届け「金光、捨ておけ。」

になることとなれり。

西六より伝聞せり。(西六は知らずと言わる) 奥様信心始めに、壷に幣を切りてさし、それに火がうつり云々。三四四 (事五六七 言八二三)

(4609)

録)大正一年十二月刊

五年間坐られてからの事 (事五六八 言八四〇)

と教祖語られたり。 も、よい方に取る』と仰せられたり。」 て貰いました』と申ししに、『金光はどっちから持って行って のう』『へい、幾らかわかりません。私は命の為めに運動させ 落ちて居ったか』『落ちて居りました』『何程落ちて居ったか 今帰りました。有難うございます』と御礼申したるに、『金は らよかろうとて一時間許りの後に出立し、日の暮れに帰り、『只 十二時なりしかば茶店に入りて御飯を頂き、暫く休んで帰った どざりましょう』『もっと行け』とて笠岡まで行かれたれば、 きましょうか』『もっと行けい』富岡辺りまで行き、『どうで けい』とて、弁当を拵えて貰い、二里程行き、『もっと西へ行 「『金光、明日は金を拾わせてやるから、朝早う起きて西へ行

(事五七二 言八五四)

われたるととあり。 教祖四十二才の時の神憑りにつきては、大橋の婆さん(大橋)言 「助からぬのじゃが、神が使うから相談相手にはなるが、云々。」

「信心の真」(抜)(『近藤藤守先生遺作集』より収

と奥様との間に問答ありたり云々。

三四七 (事九二九)

芦田道之助氏のこと)が、み前に進みいで、 教祖の神のど在世ちゅう、一信者(後に京都古門前に在住せし

いったい何人様ほどござります。」 「金光様、あなた様のお弟子は、たくさんでどざりましょうな。

とお尋ねしたときに、教祖の神は、 「私の弟子ですか、三人でどざりますが、一人は死なれた白神

とのお答えでありました。その信者は折り返して、 方です。」

様で、一人はこれより東に、また一人はこれより西におられる

「お名前は何と申します。」

とお尋ねいたしますと、教祖の神は、

ば、教祖の神のお手綱の切れるものとの覚悟は、絶えずもってお と、ついに名前はお教えにならなんだのであります。最後のお答 るべきであろうと思います。 (四七~四八頁) えは、実にお意味の深いもので、自分たちは少しでも油断をすれ ておられますから、いつまちがわれるかも知れませぬからな。」 方は、もうまちがうととはありませぬが、外の二人はまだ生き 「白神様は、死なれたから、名前はいうても楽です。死なれた

より収録

「まことのひかり」(抜)(『近藤藤守先生遺作集』

大正二年十一月刊

(事九三〇)

ころ、管長閣下より賜わる。その時、 教祖の神、ご在世中、長くご神前にありたるを、明治十七年の

とご理解あり。教祖の神のご理解にも、 「若い者は身につく杖に非ず、心につく杖なり。」

とあり、思い合わせて、いとも畏し。(一遺作の説明一三~四頁) 「盲人はつまずかぬが、目明きはかえってつまずくものじゃ。」

大正四年六月十日刊『金光教徒』第八八号 「先生と信者」(抜)

(事九三一)

祖様は態々其の帰りを庭戸口まで送って出させられ、亀田が恐入 阪の両広前を神道分局派出説教所という事にして、 毎月説教をし ってお遮り申すにも拘らず、手を支えて てくれて居た人が、取調べる事ありて教祖をお訪ね申した時、教 近藤先生のお話に、明治十六年に大阪から亀田加寿美とて、大

と御挨拶なされた。帰阪後亀田は繰返し繰返し、実に生神様であ る恐入ったと話して居った、という事である。これによって教祖 「御老体態々遠方までお越下され有難う存じます。」

「藤守先生教話集」

昭和三十二年一月刊

「教祖の御修行について」

号に掲載されたもの。 明治四十三年一月~二月発行『大教新報』第二〇〇号~二〇二

三五〇 (事九三二)

であります。(一五頁) てられたということを承っておりますが、これとても、人に見せ たり、聞かせたりなんぞは勿論なさいません。ここが尊いところ 教祖には、宅の修行、往来の修行、山の修行と三つの修行を立

田原教会長、岩本行衛氏所蔵の「明治四十四年二月、近藤先生 「あとから来る者へ」

第一巻第十一号所載の「近藤師父経験談」を参照し、加筆した 経歴」と題する筆記録に、大正十三年十一月発行『藤かつら』

三五 (事九三三)

また教祖がお祭りなされていた御神前は、 真にお粗末で、有り

(4611)

は極めてやさしい打解けた一平民で居らせられたという事が窺わ 様は、信者に対しては生神と居らせられたが、一般の人に対して

これは即ち御修行遊ばされていたのである。 はなっていたが、その高さは三尺位より上のものはなかった。それで玉島あたりの者が、「金供えなさる時でも、膝行であった。それで玉島あたりの者が、「金供えなさる時でも、膝行であった。それで玉島あたりの者が、「金い。いかなる時でも、膝行であった。それで玉島あたりの者が、「金い。いかなる時でも常に膝行膝退で御勤めなされており、何か御というのも、教祖は御神前において一切腰を伸ばされたことがある。

丘宮) を関いて、白木綿を当ててある所もあって、風の吹き当ために落ちていて、白木綿を当ててある所もあって、風の吹き当ために落ちていて、白木綿を当ててある所もあって、壁も雨風のた

終われた。」

「藤守先生講話集」(抜)

昭和三十五年十月刊

語録」などとして掲載されたもの明治四十年~大正四年発刊『藤陰』に「藤守先生の講話・示談

三五二 (事九三四)

は言葉を改め襟を正さん計りにして次のような話をした。「お前たと思う時分、自分が大谷へ参詣すると話したに就いて、爺さんたと思う時分、自分が大谷へ参詣すると話したに就いて、爺さんたと思う時分、自分が大谷へ参詣すると話の道連れとなった。 教祖の神御帰幽後、程経て自分は大本社へ参拝させて頂いたが、

々大阪から参って来られたが、口惜しい事には今はもう死んでな大阪から参って来られたが、口惜しい事には今はもう死んできぬ。どんな人でも、あれ位辛抱して一心にやれば金もできるし、又豪(えら)い者にもなれようぞ。一寸世には稀なお人るし、又豪(えら)い者にもなれようぞ。一寸世には稀なお人るし、又豪(えら)い者にもなれようぞ。一寸世には稀なお人るし、又豪(えら)い者にもなれようで。もう五六年も前に参られようさんもよくよく運のない方じゃ。もう五六年も前に参られようさんもよくよく運のない方じゃ。もう五六年も前に参られよう

ながらも真の力が籠っていた。(一~二頁)惜んで呉れるように問わず語りをしたが、その一言一句には無骨と、既に自分がお目に懸っておるととをも知らずに、自分の為に

三五三 (事九三五)

地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御地の神様の霊徳をはいる。

顔おもむろに、その非を諭し給うた程である。れず、偶々見るに忍びずして真心から願い出ずるものあるも、温前にあるも、教祖の神は嘗て一度もこの御不自由については語ら

頁)
可物の御一生涯は、実に尊くも有難き極みではないか。(二~三の神の御一生涯は、実に尊くも有難き極みではないか。(二~三される外、一時も我身我家について御考え遊ばされなかった教祖される外、一時も我身我家について御考え遊ばされなかった教はされる。

三五四 (事九三六)

三五五 (事九三七)

―左の一篇は難波教会所の御神鏡と斎き奉れる御鏡の由来を書

たが、余りおこがましき次第と、御願申上げ兼ねて意を果さず帰自分は参詣する毎に、その内の一面を是非共頂き度いと思うていたと見えて、御神前には幾面となく、無造作に配列されてあった。教祖の神の御在世中は、信徒より鏡を奉納するものが多くあっき記されたるものなり―

前と出で、恐る恐る巨し上げこりよ欠り通りでちる。禁じ得なかって、遂に明治十六年の土用参拝の節、教祖の神の御った事は幾度あったかしれぬのである。然し頂きたいと思う心は

ないませぬでしょうか。」
「金光様、あなたの御祈念遊ばします直ぐ前の鏡は、常にあなたの御顔が映っておりますが、その鏡を頂かせて貰うことはかがに出で、恐る恐る申し上げたのは次の通りである。

教祖の神は、その言葉の終るや否や、

共にすることにした。膳の上の話に自分が、高食を高い児島郡の、金光梅次郎氏が宿り合して居られたので、昼食をを定宿としておいたのである。ちょうどその時、当時高徳の聞えとの御仰せに、ひと先ず旅宿へ帰ったが、その頃は古川氏の本家との御仰せに、ひと先ず旅宿へ帰ったが、その頃は古川氏の本家との御仰せに、ひと先ず旅宿へ帰ったが、その頃は古川氏の本家との御仰せに、ひと先ず旅宿へ帰ったが、

くのではなかろう。あの御神前の脇に別に大きな幣串がある、「そりゃ近藤さん、違って居やしませぬか、あなたはそれを頂というと、金光梅次郎氏は口を開かれて、

あろう。」 その幣串の前に神鏡が据えてあるが、その神鏡を頂かれるので

ませながら、先ず、 後の弁えもなく、そのまま起って御広前へ駈けつけた。息をはず これを聞くや、ただ何とも知らず、食事半ばに急に箸を下し、前

「金光様。」

とは申上げたが、後の言葉が継げない。すると教祖の神は、

「何じゃな。」

居ったが、ようよう勇気を加えて、 と仰せられたについて弥々口籠り、ただ平伏したまま暫時黙って

かせて貰い度いので御座ります。実に厚かましい訳ですが、如 したが、実はあの幣串の前に据えて御座います八寸の神鏡を頂 「先刻、平素御顔の映ってある一番前の鏡をと御願い申上げま

何の御都合で御座りましょう。」

と申し上げた。すると教祖の神は、御気色麗わしく声高らかにお

「私もそう思って居たのじゃ、さあ頂いて行きなされ。」

笑い遊ばして、

のである。 手もわななき、ただ有難う御座りますと申上ぐるの外はなかった と事もなげに御神前よりお下げ下された。余りのうれしさに、両

上、尊い御神鏡を御下げ下されたということは、教祖の神は全く 直ぐ御下げ下さらないで、二度目にはかく速やかにお聞き済みの 今考えると、前後の御言葉といい、先きに御願申上た時分には、

> 最初からかくあるべき事を御承知遊ばれてあったのであると、今 更実に恐れ入った次第である。(一四二~一四五頁)

沢井光雄師が聴取したものを松原龍太郎師が記したも 年十二月十日)(311) 『教祖様の言行資料についての調査票』(昭和三十七

三五六

(宣三三三一)

をすり砕いておられるのを見られて、 が、明治十五年、台所にて、教祖が小鉢に何か入れてある黒い物 れて教祖御夫妻にお目にかかる事を唯一の喜びとされるのである 藤守先生がおくに参りされると、必ず教祖のお宅の台所に行か

とお尋ねされた時、教祖は次の事を仰せられしとの事である。 らなあ。」 もこうして黒焼にして粉にして取ておけば、又間に合いますか かなを頂いても、ゆすいで皆は頂くようになったが、此魚の骨 てはなりませぬ。とのお道を信心するようになってから、おさ 「また、近藤さんに見つけられましたなあ。これは誰にも言う 「金光様、何をなされておられるのですか。」

れておられるか、とんな些細な事についても、天地乃神様の御神 これを聞かれて藤守先生は、教祖のお心配りの今更の如く行届か (4614)

徳を無にしては相済まぬというお心がけであられた事に、感激感

○黒焼にすると、世俗に黒焼したものを薬剤として売るものも

三五七 (言: [::]:::]:)

ういう風にならして頂く位にならねばならぬ意味のことを教えらこれを藤守先生おくに参りされし時に、神様にお仕えする者はことれを済まされると、信者が参ってくる事になり、又信者の参っておらぬ時に用便の催し感がなくても用便するお知らせがあり、それを済まされると、信者が参ってくる事になり、又信者の参っなれを済まされると、信者が参ってくる事になり、又信者の参っなれを済まされると、神様のお許しを頂く教祖は御結界奉仕中に用便を催されると、神様のお許しを頂く

少くなかったと言われておるとの事。るので、当時『夜もおやすみにならぬのであろう』と言う人々が以上によって、いつ参っても教祖はお結界に奉仕されておられれたという。

三五八 (言二三三三)

あるので、 藤守先生がおくに参りされて、いつも御神前に干疋猿がつって

「いつお参りしましても、いつもつってありますのはどういう

わけですか。」

えされたものである。神様の御心に適ったので『お下げせよ』かげを頂いたのであるが、貧乏でそれだけの御礼のお供えが出かげを頂いたのであるが、貧乏でそれだけの御礼のお供えが出た尋ねられし時の教祖のお言葉は次の通り。

三五九 (言二三三四)

と仰せられないのでなあ。」

合わせた信者がおどろいて、御神前にお供えの提灯の底の台から燃え始めたのを見て、

「金光様、提灯が燃えます。」

と言われた時、提灯が燃え

りであった事。 と泰然自若であらせられたという。やがて台底が落ちて、その通「いや、真心のお供えは焼けませぬ。」

と教えられしという。

「こういう事もあったがなあ、

信心は焼けんからのう。」

藤守先生参拝の折に、教祖は、

近藤藤守師述「天地金の大神」(早川督編)大正元年八月二十日刊

(4615)

伝記編纂委員会

〇 (言三九〇八)

道々も心の中では、いろいろ生神の御姿や、あたりの景色などを心に描き、今日はいよいよ鶴のような仙人に会うのだと、喜びを心に描き、今日はいよいよ鶴のような仙人に会うのだと、喜びを心に描き、今日はいよいよ鶴のような仙人に会うのだと、喜びを心に描き、今日はいよいよ鶴のような仙人に会うのだと、喜びを心に描き、今日はいよいよ鶴のような仙人に会うのだと、喜びを心に描き、今日はいよいよ鶴のような山の倍もあろうかと思われる、その上、髭は今剃ったかと思われるようで、顔のわりに、目も鼻とは桜色を帯びて、ふうわりと垂れ下って、顔のわりに、目も鼻とは桜色を帯びて、ふうわりと垂れ下って、顔のわりに、目も鼻とは桜色を帯びて、ふうわりと垂れ下って、顔のわりに、目も鼻とは桜色を帯びて、ふうわりと垂れ下って、顔のわりに、目も鼻とは桜色を帯びて、ふうわりと垂れ下って、顔のわりに、目も鼻とは桜色を帯びて、からに福々しい可愛らしい顔をして居られる。此方が物は木綿の縦縞に、木綿の単衣の紋付を重ねて居られる。此方が物は木綿の縦縞に、木綿の単衣の紋付を重ねて居られる。此方が物は木綿の様縞に、木綿の単衣の紋付を重ねて居られる。

と言うと、

ました。(二五~二六頁)と、私の途中の出来事をよく知って居られたのには実に驚き入りと、私の途中の出来事をよく知って居られたのには実に驚き入り

る。

「近藤藤守先生伝記(第一部)稿本」(近藤藤守先生

昭和四十二年一月二十八日刊

三六一(言三九〇九)

らうらこ、恐る恐るみ前に進みて、先ず「今日は」とご挨拶も申し上げ終恐る恐るみ前に進みて、先ず「今日は」とご挨拶も申し上げ終

「大阪から参られたかのう。」らぬうちに、

では、これでは、これである。 い。まだどこの者とも申し上げぬ先きに、われわれ夫婦は大阪よい。まだどこの者とも申し上げぬ先きに、われわれ夫婦は大阪よとのど一言は肺腑に徹りて、さては金光様とはこのお方に違いな

に結構なおかげを数々とうむりましたので、お礼のため、との「ありがとうございます。実に言葉にも筆にも尽せぬほど、誠「との寒いによくも遠方から参られたのう。」

と申し上げたときに、

度はじめて参拝さしていただきましてござります。」

途中の出来事までご承知遊ばすとは、さても恐れ入ったととであとの重ねての仰せに、生神様とはいよいよとの方にましますなり、「途中でもよいおかげを受けられたのう。」

と、ありし次第をつぶさに申し上げた。様は天地を動かしてお救いくだされたのでござります。」様は天地を動かしてお救いくだされたのでござります。」様はすでに一命にもかかわるような危難を受けるところ、神夫婦はす

(4616)

と、金光様もお喜びくだされ、それよりなにくれと親しくご理解 「それは結構であった。」

だされて、骨身に徹るご教訓は後へ後へと尽きるところもない。 ろうそくを立てて机の上に置き、なおも数々のど理解をお続けく 蒲鉾板のような小さき木片の片端に一本の釘をうちつけ、それに を賜わったが、そのうちに日も暮れ果ててしもうた。金光様には、 一本のろうそくが燃えつくし、新しいものを継ぎ足し給いながら、

まだお言葉の切れるど様子もみえないので、 「金光様、どうかお燈明をお献げくだされませ、お妨げをいた

します。」

と申し上げても、

「なに、構いませぬ。」

も打ち忘れて、時の移るも知らなんだが、さて金光様には、 わったのである。ありがたしともまた忝けなく、今は寒さも疲れ と、ろうそくを継ぎ足し継ぎ足し給い、いよいよ深いみ教えを賜

いなさるがよい。しかし提灯を貸してあげるから、もって行か でて東へ坂を上れば、古川という家がある。そとで泊めてもら 「さぞ疲れておられよう、早く帰って休まれい。宿はとの門を

と、お貸しくだされたのは、白張提灯に丸に金の印を素人が書い せびつつ、近いところなればと、ご辞退申し上げたが、 と、何から何までの厚きおぼしめしに夫婦の者は思わず感涙にむ 「いや、暗がりで勝手の分らぬ道、もって行かれるがよい。」

> 端に立てたろうそくに火をつけるのに、マッチを用いられ、神前 たものであった。ど厚意をいただいて、古川参作方に泊った。 以上の参拝記のなかで、教祖が蒲鉾板のような小さな木片の片

でお燈明をあげることは、一般に神に対して不敬と思われ、火打 ち石で献ずる習慣が固守されていたので、教祖がマッチでお燈明 にも、それと同様にして、お燈明を献ぜられたのをみて、与三郎 その当時は、異国渡りのマッチは汚れたものとされていて、それ (๑事) は不思議に思った。今日ではなんでもないことであるが、

をあげられるが、不審でならない。それで、 をあげましても、差し支えはございませぬか。」 「金光様、つかぬことをお伺いいたしますが、マッチでお燈明

と、お尋ねすると、

「心さえ清ければ、汚れはありませぬ。」

お答えくださっている。

とはっきり伝えられているものはないが、 との初めて参拝したときに拝聴したご理解は、そのときのもの

ている。 (六六~六八頁) と教えられたのだけが、そのときの教祖のお言葉として伝えられ 心地がするのは、悪いことをお知らせくださるのです。」 はよいことをお知らせくださるのである。また手の下るような うて、一心にお願いすれば、手の上るようなことがある。これ 手が上ったというのう。神様の前で、何事かお伺い申そうと思 「近藤さん、子供を寺子屋にやって、字を書くようになれば、

(4617)

三六二 (言三九一三)

し上げて、お礼を申し上げると、教祖は、 翌七日、大本社に参拝した。教祖にことの次第(カホセサト)を逐一申 とうして一通りの片付けも済まして、六月六日大阪を出発して、

「それをおかげと思うかのう。」

と申し上げて、鉄窓中で詠んだ『幼なより云々』の一首をご献備 に認めて差し上げると、それをご覧になり、 と仰せられた。 「ありがとう存じます。おかげと思います。」

とお笑いになって、 「ははは……。」

「それなら、これをみなされ。」

と、ど祈念帳の正月二日(頭半)のところを示された。それには、 一、大阪難波村、近藤与三郎、当年行く五月十五日より御上の 手に入れる。旧四月二十二日(太陽暦六月七日にあたる)

と記されていた。与三郎はこれを拝見して、今さらのように恐れ 入っていると、神様より、

御礼参りす、名を藤守と授く。

十十一十二と教える。のう近藤さん、そこで正月三カ日をもっ 三四のこの四カ月のことは教える。二日が五六七八、三日は九 縮めると、正月三カ日となる。正月一日に、神に伺えば、正二 日で、世の諺にも、正五九ということがあろうが。この三期を 「正月は芽出度いものじゃのう。正月三カ日という日は大切な

> その徳を受けられよ。」 て一年中のことを伺うておきさえすれば、皆神が教えてやる。

なんとお答え申し上げてよいやら、その術を知らなかった。(七 と、ど裁伝があった。与三郎は、ただ畏さ忝けなさに胸が塞がり、 七~七八頁)

三六三 (言三九一四)

局に献納したことを申し上げると、 その後、残りの五円で大本社に参拝し、教祖に、この神道事務

類の者は、何もいうてきやせぬから、また神様を拝みかけると、 神様を拝む時分に、親類の者が、神様を拝んではいけぬと、や かましういうてくるので、一カ月位田へ出るのじゃ。すると親 「近藤さん、それは良いことをせられたのう。わしがはじめて

を作らぬか』といいますから、『田地はない、お庄屋で聞いて で、田地を売って、その金を白川殿へ献上してしもうたのじゃ。 た神様を拝むことができるようになりました。」 おけ』というて、捨ててくれましたから、嬉しいことじゃ。ま わかり、そこで親類の人らが、『文さんは気が違うた、捨てて くれ』と申したら、庄屋へ行って聞けば、田地を売ったことが そうすると、親類の者がきて、『また神様を拝むか、なぜ田地 田があるのに、田を作らずにと、またやかましういうてくるの

四頁

と、ど自分のことを述懐して、労をねぎらっていただいた。

三六四(言三九一六)

後の吉備乃家である宿屋に、二人を迎え、来意をたずねた。二人で、白神、近藤らの案内で、大本社を訪ねてきた。佐藤は、吉本清逸は、武津八千穂も来る予定であったがさしつかえたので、吉本清逸は、武津八千穂も来る予定であったがさしつかえたので、

めにはできるだけの尽力はしたいということであった。そのとき大阪分局として提案したのは祭神の問題であった。「金光のとき大阪分局として提案したのは祭神の問題であった。「金光の方金を勧請して、教祖の広前をその出社としてはどうか、神社の分霊を勧請して、教祖の広前をその出社としてはどうか、神社の分霊を勧請して、教祖の広前をその出社としてはどうか、神社の分霊を勧請して、表祖の広前をその出社としてはどうか、そのとき大阪分局として提案したのは祭神の問題であった。「金後の吉備乃家である宿屋に、二人を迎え、来意をたずねた。

意向をお伺いしたととろ、教祖は、言下に、佐藤は、この提案をすぐ教祖に申し上げて、あらかじめそのど

れに対して、と厳然たる態度を示されたのである。佐藤は、その意を体して、西宣教師を広前に案内した。二人は、身を清め、威儀を正して、西宣教師を広前に案内した。二人は、身を清め、威儀を正して、と厳然たる態度を示されたのである。佐藤は、その意を体して、「との方の神様は違う。その通りにはできませぬというてくれ。」

と、二人をねぎらい、「ど苦労でありました。」

とあいさつされた。佐藤は、教祖の意のあるととろを、丁寧に説「佐藤をもって、お話しいたさせます。」

そのまま帰阪してしまった。(九一頁)だけで、別に何の取りきめることもなく、白神、近藤に送られて、

明した。それに対して二人は、ただ、『えらいお方じゃ』という

三六五 (言三九一七)

中にも一層不思議に思うたのは、教祖の神様をお祀り遊ばすそ 中にも一層不思議に思うたのは、教祖の神様をお祀り遊ばすそ と、ただなんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられる、 と、ただなんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられる、 と、ただなんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられる、 と、だびんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられる、 と、ただなんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられる、 と、ただなんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられる、 と述べている。それで藤守は、我を忘れて、

「金光様、実に恐れ入った次第でございます。」述べている。それで蔣守は「我を忘れて

と仰って、教祖には少しもそのお気色がない。「いやいや、近藤さん、それで結構です。」

と申し上げると、

ぞ。神のやしろは、この天と地とがおやしろじゃ。が、金光大「天地金乃神がやしろへはいられたら、この世はくら闇になると、思うままを申し上げると、その言葉の終るとすぐ、

「でも余りおやしろがお粗末のようでございませぬか。」

と厳かなお言葉がさがった。このことを、神は、それで沢山であるぞ。」

「顧みずして申し上げし不用意の心にせめられて、み前を退き、

(4619)

おられると常に膝の間が開いていた。部屋の隅から五六寸(一七

よく肥満しておられるので、いつも着物の身幅が合わず、座って

同じ日に、百足(むかで)が教祖の膝の間にはいった。教祖は

と述べている。(九六頁) それ以来、一層の信心をぬきんでんことを誓うた次第である。」

三六六 (言三九一八)

って行くので、お供え物にでもついてはならぬと思って、 何疋となく庭から上がってど神前の方へゾロゾロと列を作って這 ると、五分(約一、六センチ)以上もあろうと思われる山蟻が、 ないので、藤守夫婦だけで、教祖からご理解をいろいろ承ってい 明治十四年の夏の頃、お広前にお参りすると、ほかに参拝者も

「金光様、蟻が沢山にまいります。」

と申し上げると、教祖は、

ますじゃ。」 「はい、蟻も参詣いたします。参詣すると、おかげをいただき

ださったものと、ありがたく感じた。 まま参詣したと同じととになる様子を見せていただいて、これと え物につきに行ったに違いないが、教祖のど一言によって、その られた。みると、蟻は全部、もと来た方へ、列を作って帰って行 とおっしゃるだけで、その方を見向きもなさらず、ど理解を続け そ神の手代りたる取次者の態度であると、事実をもって教えてく った。それを見て、藤守は、成るほどと感に打たれた。蟻はお供

> センチから二〇センチ)位の百足が着物の間にはい込んでいった ようにみえたので、

「金光様、百足でございます、お股の内へ入りこみましてござ

と申し上げると、教祖は、 います。」

「放っておけば、楽です。」

と、百足ははい出してきて、どこかへ行ってしまった。(九七頁) とおっしゃったまま、平然とご理解を続けられた。しばらくする

斎藤重右衛門 「笠岡大権現履歴――斎藤精一」(奉50―抜)

昭和二十六年七月一日 芸備教会神徳書院に於て

竹部教雄が筆写

三六七 (事九五)

りを致せし時、大御神様より、 のきっとたよりになる。日本国中に三人と言いたいが、又と二 「神も目処が違うた。神の片腕と思いしに、神の両腕じゃ。神

文久二年五月六日、節句に大多数の供物に多人数引連れ御礼参

国は笠岡と、後年に及び言する云々。」 有る。神の両腕、左右両脇立。三十三カ国は此方、下三十三カ が有るが、此方の守は笠岡を後にしても寝られぬ。きっと恩が 人はめったに出来まい。其方の為に神も取立てもらう。神も恩

(4620)

と仰せに相成り。同年十一月二十三日夜に教祖と共に、 から金子宮を頂き。四十才。(一~二頁) 教祖の口

三六八 (事九六 言二三四一)

頂き、年四十五才。 年四十四才。同三年十一月二十三夜に、教祖と共に金光大権現を 慶応二年十一月二十三日夜に、教祖と共に金子大明神を頂き、

此れ神仏混合に付き、権現は仏に係る故、金光大神と改名に相成 り。其時、鬼門金神様は、 明治二年十一月二十三夜に、教祖と共に金光大神と改められ、

「人間が神に成る故に、権現は道理。」

と仰せに相成り。日の大御神様は、 が保証する故。」 「神はなんでもよけれど、守には肉体有之故、其の肉体は政府

と仰せに相成り。(三頁)

明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて 本藤雄師より高橋正雄が聴取 大

三六九 (事五八三 言五〇〇)

おう」と思い、或時、大谷へお暇乞いに行きたるに、金光様、世 ゃ。私は人間じゃ。とても同じ様にはなれぬ。いっそ、止めて了 「なんぼう行をしても、とても大谷には叶わぬ。あちらは神じ

> 間話許りにて、神様の話は少しもなさらず。 つづけられ、終に八つになった。金光様、 日暮れても、

とて、奥へ導かれ、従い行きて見れば、奥様、こたつに倚りて仮 「笠岡の、大分寒くなりました。こたつへあたりましょうや。」

寝なされ居り。とたつには火が消えて居る。 「おい起きい。起きて火をせい。」

両三回促されたるも、起きられず。

い。火がのうてはつまりません。まあまた神様の所へ出ましょ 「あれ見なされ。屋、くたびれて居りますけい、起きませんわ

と言われ、神様より蜜柑二個を下げられ、 「まあ、冷えついでに冷えましょうや。」

まい」と思い返して、其儘帰って来た。 私もあの人の百倍の修行したら、同じ様に神になれぬこともある ら、神にもなられたのじゃ。私で見い。すぐに手が出て居ろうに。 見て、「これは、矢張り金光様も人間じゃが、堪忍が強かったか と言いつつ、共にむぎて、終に朝迄話しつづけられたり。これを

斎藤精一 笠岡教会にて高橋正雄が聴取

三七〇 (事五七四 言九六六)

金光大権現より金光大神に変られたる時に、

も位が下りはせぬから、それでよかろう。」 で楽じゃ。守には肉体がある、政府には勝てぬ。大神となりて 神様は言わる。日乃大神はそれはいけぬと言われる。神はそれ 「人間が神になるから大権現でよいと、それを立てぬくと金乃

とてそうなりたるが、御裁伝にてやかましき事なりき。

三七一 (事五七五 言九九〇)

あるお机の前に、十字を組みたる台に木を立てて、其上にかわら けを載せたるのみなりき。 文久三年五月、仰山の勢にて参拝したるときは、只教祖の前に

(両腕と仰せられたるは五月五日参拝のときなりしか)

三七二 (事五七六 言九九一)

たるも、 坐らせられたり。門まで何時も送り出でられたり。御辞退申上げ 笠岡の為には教祖の御座の前に年中蒲団をしきありて、そこに

「神よりの命じゃ。」

とて聞入れられず。常に御飯も頂き居たるが、他にさ様の事なく、 浅尾の家中など来られても送り出でらるる事はなかりき。

三七三 (事五七七 言九九七)

結も、皆誰にも用いしめず。御自身のみ用いらるるものを、大谷 髪を結ひ居られる時、頭の物をびんつけもかみそりもくしも元

> 床屋貰い帰りてとぎたるも、つかざりきと。 笠岡のは奥様用いられたれば、刃とぼれて如何にするも刃つかず。 て、其物等は誰人にも用いしめず。奥様にも子息にも用いしめず。 人古川夫人、共に知らずと答う)しめられたるが、それが同日に

には玉島へ買いに行かしめられ、笠岡のは同地にて求め(藤井夫

(明治より余程内の事)

三七四 (事五七八 言九九九)

大谷普請は棟梁改まり悪くて止められたるも、笠岡より、 「私方の棟梁をお使い下され。」

と申されたるに、 「それでは相棟梁と言う事にしてくれ。」

とて、その事となり居りしに、また中止せられたり。

斎藤茂一 明治十三年一月二十日生

昭和二十三年四月三日、笠岡教会にて高橋博志が聴取

三七五 (言!三四!一の一)

かる。 盥に二杯も血を吐かれたり。金照明神は御二人の汗をふかして頂 西六の金照明神、教祖と共に御祈念をせらる。教祖、其の時、金 教祖、或る癩病患者の平癒を祈念せられしことあり。斎藤師と (金照明神より承る)

三七六 (言二三四二の二)

馬船乗りをし、金を儲けて宮永氏の借銭を助けんとせらる。が、失敗して借銭となる。浅井明神、播磨に上り、経験のある伝思い、松永の浅井金子明神の神徳を借りて、綿の買入れをなせし尾道の宮永徳蔵氏、一つ金儲けをして神様の御用に立ちたいと

いに寄る。衣笠氏、 其の事を斎藤師には申上げずに上らんとし、鞆の衣笠氏に暇乞馬船乗りをし、金を儲けて宮永氏の借銭を助けんとせらる。

「笠岡へ無断で上ると言うことはない。」

為其処に置かれた瓶を取上げ、教会に寄られしに、斎藤氏玄関に立ち居りて、浅井氏が足を洗うをて、土産に保命酒の一升瓶を調えて呉れたり。其を持ちて笠岡

「御無礼者奴が。」

「笠岡の親様は泣いて居られる。帰ってお断りをせよ、喜んでり、事の由を教祖に申上げんとせしに、教祖より先きに、と大喝、沓脱石に叩き付けられたり。浅井氏、泣く泣く大谷に参

斎藤師、又玄関に立ち居られ、浅井氏の影を見るなり、と仰せらる。浅井氏、教祖の御言葉に従い、詮方なく引返せり。

四頁

下さるであろう。」

「よく帰って来た。」

を返済するととを得たり。

其の時、教祖及斎藤師から金一封宛を下され、其にて丁度借金と駈け寄り、抱きかかえて泣かれたり、と。

坂根利三郎 「信仰の動機及経過」(抜)

明治四十四年五月刊『新光』第六三号

三七七 (事九三八)

の御家を茶屋同様、休憩所の様にして居ったのです。(二三~二の御家を茶屋同様、休憩所の様にして居ったのです。(二三~二折く繁々教祖の御許へ行けども神を拝するの念なく、却って教祖祖の神家を茶屋同様、休憩所の様にして居ったのです。が、更に神信心をさして頂くという観念は起らなかったのです。が、更に神信心をさして頂くという観念は起らなかったのです。が、更に神信心をさして頂くという観念は起らなかったのです。が、更に神信心をさして頂くという観念は起らなかったのです。が、更に神信心をさして頂くという観念は起らなかったのです。の御家を茶屋同様、休憩所の様にして居ったのです。(二三~二年)の御家を茶屋同様、休憩所の様にして居ったのです。(二三~二年)が、東に神信心をされて頂くという観念は起らなかったのです。(二三~二年)が、東に神信心をされて行けども神を拝するの念なく、却って教祖を表示を表示を表示して頂くという観念はですが、教祖というない。

佐藤金造 「金光教沿革略史」(抜)

明治四十年一月刊『新光』第九号

ニモハ (事九三九)

教祖出現時代の我宗教界が迷信の極に達していた事は既に述べれが、此迷信の中に立ちて教祖が先ず疑われたのは謂ゆる金神に対する信仰で、「金神が神である以上は人に祟る訳はない筈である。邪神と人が遠ざけるより斯る祟怒をも蒙るのであろう。我は自ら進みて此金神に親しみてみよう。」との信念を起されて、此自ら進みて此金神に親しみてみよう。」との信念を起されて、此自ら進みて此金神に親しみてみよう。」との信念を起されて、此自ら進みて此金神に親しみてみよう。」との信念を起されて、此自ら進みて此金神に対する心念を放たれなかったとのことである。代三百)

「金光教の成立」(抜)

明治四十二年六月刊

三七九 (事九四〇)

れ遠(に)ぐる金神に親み近かんと努め給い、寛に嘉永五年三十わず、爾来十二年間千難万苦の修行を重ねて、一向に人々の怖給わず、爾来十二年間千難万苦の修行を重ねて、一向に人々の怖い)が動機となりて、金神に対(むか)いて信仰を始められたるかりが動機となりて、金神に対(むか)いて信仰を始められたるかくて天保十二年御年二十八歳の時、うちつづく危災(わざわかくて天保十二年御年二十八歳の時、うちつづく危災(わざわれ

151

伝(おおせ)を承け給えり。神伝に曰く、と教え給いき。後三年、安政二年九月十日、教祖は愈々立教の宣と教え給いき。後三年、安政二年九月十日、教祖は愈々立教の宣真理を体得し、天地の真の神を体認(みひらきま)して、真理を体得し、天地の真の神を体認(みひらきま)して、真理を体得し、天地の真の神を体認(みひらきま)して、

「今日更めて伝うる事あり。今日限り家業を廃めて天が下の氏く大理(みち)を解き示して万民を救うべし。」
く大理(みち)を解き示して万民を救うべし。」
く大理(みち)を解き示して万民を救うべし。」

一は城主蒔田侯に奉り、一は貧民に施し、一は家督に譲られ、此よと応答(とた)え給う。かくて田畠其の他の財産を三つに分けて、いて修行すべければ悉く宥して真の神の道に進ませ給え。」いた修行すべければ悉く宥して真の神の道に進ませ給え。」がたき御恩を知らず、崇障(たたり)の神など御無礼を累(かがたき御恩を知らず、崇障(たたり)の神など御無礼を累(かがたき御恩を知らず、崇障(たたり)の神など御無礼を累(かがたき御恩を知らず、崇障(たたり)の神など御無礼を累(かがた)の神など御無礼を関いた。

ろずのとと)日柄と方位とに縛られたる荒誕(いつわり)の綱をと宣い、金神祟障(たたりさわり)の迷心を破り、一切万事(よえど、此方は神の氏子たる人に神の心を直々に伝うる道を開く。」を説き道を闡(あ)かし、

り以後(のち)木綿崎山の麓六畳の一室に端座(まし)まして神

(4624)

断ちて、

の手続を以て頼むと願え。」「今よりは何事にも方位は忌まず我教の昔に復(かえ)れよ。音請作事縁談縁組其の外何事にも日柄方位は自由勝手なるぞ。普請作事縁談縁組其の外何事にも方位は忌まず我教の昔に復(かえ)れよ。

明(あか)し、(しりぞ)けられ、人生(このよ)一切の苦厄を度(すく)いて神人一致(かみとひととをむすぶ)の道を闡併せ済(すく)いて神人一致(かみとひととをむすぶ)の道を闡とて、明教(みおしえ)を高く掲げて世の迷妄(まどい)を追退とて、明教(みおしえ)を高く掲げて世の迷妄(まどい)を追退

目を覚したり。とれ即て本教成立の基礎というべし。(八~一二)、一朝真神の大声に破られて、ことに大日本は新天地の真理にと絶叫(さけば)せ給う。あわれ二千年来の長夜の迷夢(まよい「今天地の開ける音を聞きて目を覚せ。」

明治四十二年十月刊「直信片岡次郎四郎師」(抜)(第三版より収録)

三八〇 (事九四一)

成るべし、との御教ありたり。かくて十月九日の夜、教祖は家族を呼び集めて、明日愈々神と

「萩雄は後事請けて誠実を尽せ。」

と宣い、又、

「ああ心安し。」「睡眠催したれば寝ん。皆の者も眠れ。三十余年帯解かざりし「睡眠催したれば寝ん。皆の者も眠れ。三十余年帯解かざりしたれば寝ん。皆の者を見れて守さらの違れたり。未だ明けぬと問わせ給えば、今暫しと聞え上に間もあらず。夜や未だ明けぬと問わせ給えば、今暫しと聞え上に間もあらず。夜や未だ明けぬと問わせ給えば、今暫しと聞え上に間もあらず。夜も東げて十日となりぬ。時のでは御かでは、一個のでは、一個のでは、一個のでは、「ああ心安し。」

ぬ。 (五〇~五一頁)と残し給いて、明治十六年十月十日明け行く空、神昇りましまし

三八一(事九四二)

大正六年十月一日刊『金光教徒』第一七一号

「教祖の御事蹟について」(抜)

「絹衣一枚拵えるなら、それで木綿着三枚拵えて、一枚は自分で着、残の二枚は親類の困って居るものにでも分けて遣るがよい。すれば親類のものも喜び、外出着にもなり、祭礼の時に着は貰うたものが着られまい。」

(4625)

「教祖の御風格 (二) 」 (抜

昭和二十五年二月十五日刊『ゆうざき通信』第四二号

- 八二 (事九四三)

の晩年家の者に、
・ 占見村道木の百姓、伊勢金神とよばれた久戸瀬伊勢五郎が、そ

と物語ったということであります。下されていたことはありがたい。」下されていたことはありがたい。」の役をさせてもろうていた。信心のおかげで人様から信用しての役をさせてもろうていた。信心のおかげで人様から信用して

佐藤 照 「佐藤照師聞書」(奉13一抜)

昭和二十二年十月十五日 本部にて聴取 佐藤博敏誌

三八三(事九七)

いまりたいが、恐れ多い気がして、自然につつしまれました。 近よりたいが、恐れ多い気がして、自然につつしまれました。 をしておられ、色は桜色で、ふっくら肥え、自然に神様じゃと、 教祖様は、肩の張ったお方で、正神様の眉毛のような長い眉毛

『佐藤テル師談抄』(奉昭―抜)

昭和二十年二月二十二日 芸備教会にて 高橋一郎筆

録

三八四(言二三四六)

教祖様のお話は短かくてもよく分る。よく得心のゆく有難いお

話でありました。

人の中には身震いをする様に大層恐しがったものもありました。 昔(教祖様の御時代)は、金神様へ参ると言えば、それを聞く三八五 (言二三四七)

昭和二十三年二月二十三日、芸備教会所にて高橋博志

それで、大谷へ参るのでも、かくれて参るような人がありました。

三八六 (言:三五一)

が聴取

恐れながら、教祖の御様子は、御顔色何時も今御湯から上られ を伸びたのがあり、御肩幅広く、堂々として、御声亦澄みて、神 を何処までも充ち満ちて在せり。お被を奏げらるるに神々しき御 で似て居られた。先生(佐藤宿老)が言うて居られたが、或る人 く似て居られた。先生(佐藤宿老)が言うて居られたが、或る人 く似て居られた。先生(佐藤宿老)が言うて居られたが、或る人 と関が教祖を拝して、他に類のない立派な御人相であると言うた と言うことである。

教 団 史 資 料 一大正元年(一九一二)~ 大正十五年(一九二六) (2)

凡例

資料の件名は、原則として原本通りの件名を付し、件名のない資料は、解読のうえ、件名を付した。

「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。 各項目に付した番号は、本所の資料整理の都合上付したもので、〈教団史資料目録 1〉の各項目から順次付した項目

なお本号に掲載の項目名は次のとおりである。

3 2 1

番号を示す。

⑩管長葬儀 ⑪教義講究所 個教師懇話会 個各種講習会 **図教会連合会 ®教会所設置・廃止**

⑩教会所建築・移転・改称 ⑦教会所昇級・証章 ®教会所庶務・教勢調査 ⑩教会長・副教会長就退任

80教師進退手続 ⑧信徒総代・教会所属員 28教徒・信徒

④ 最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

番号	年月日	件	名	発	宛	備考
1	8 12 17	管長帰幽通知		教監 畑徳三郎	各教会長	八監第二二号
2	" "	管長葬儀日時につき各支部へ打	打電方指示	1		
3	" " 18	管長帰幽につき教葬執行通知		副管長 金光攝胤	部下一般	八達第一四号
4	" " "	管長教葬参列教師につき装束着用方指示	用方指示	本部礼典課	各教会長	
5	" " 19	第一世管長帰幽奏上祭祓詞				
6	// · · //	第一世管長帰幽奏上祭詞				
7	" " "	第一世管長遷霊詞				
8	// // //	第一世管長霊神奉安詞				
9	" . "	第一世管長葬儀心得				
10	" " 24	第一世管長告別式祭詞(原稿)				
11	" . "	第一世管長終祭詞				
12	" . "	"				
13	" " "	第一世管長葬場祭詞			,	
14	" " "	第一世管長埋葬詞				
15	// // //	第一世管長葬後霊祭詞	-			

70

管

長

葬

儀

	,							
9	8	7	6	5	4	3	2	1
11 5 4	11 • 4 • 22	8 3 ·	" 9 •	7 3	4 8 ·	3 2 7	2 " 28	1 8 •
修徳殿入殿手続通知	入殿主旨徹底方指示 教会長教師に対する教祖四十年祭奉迎修徳殿	通知	教義講究所入所資格につき伺	修徳殿修養場開場につき通知	達につき指示 中島静雄、金原道文に対する修徳殿入殿方伝	教義講究所入所志願者への支部出頭方通知に	野中伊之吉教義講究所卒業証	樋口チョ教義講究所入所願
"	教監 畑徳三郎	第三教区支部々長 中野辰之助	豊岡教会長井上鍵之助	第三教区支部々長	教監 佐藤範雄	佐世保教会長	教義講究所長	福岡教会長 吉木 茂一
"	各教区支部々長	各教会長	教義講究所長 山本 豊	各教会長及小教会長	第一教区支部々長	第一二教区支部々長		教義講究所長
一一監第六号	一一監第五号	八監第四号		七監号外	四監号外			

①教義講究所

21	20	19	18	17	16
". 12 24	9 1 20	" " -	"·"·	" . "	8 12 • 26
第一世管長教葬費献納金領収書	第一世管長五十日祭執行通知	教葬事務心得	教葬事務職員分担	第一世管長墓前祭詞	第一世管長十日祭詞
第一教区支部	葬儀委員長 畑徳三郎				
洲本教会	各教区支部々長				

			,			,	,		,	,
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
6 15″ ~ •	6 1	" "	". 12	8 "	5 "	5 8	"	" "	"	5 • 7
16	5	29	14	8 " 9	5 " 7	5 8 2 •	30	25	18	11
第二回教師懇話会出席者名簿並びに懇談要点	第二回教師懇話会集合日時通知	移牒・第二回教師懇話会開催通知	達方指示 第二回教師懇話会開催につき支部内教師へ伝	第一回教師懇話会質問要旨	憲法講義受講者資格規定	第一回教師懇話会及び憲法講習会名簿	第一回教師懇話会及び憲法講習会出席届	第一回教師懇話会欠席届並びに議題案提出	一変更通知との表情を表がである。	第一回
	教監 佐藤範雄	第三教区支部々長	教監 佐藤範雄				近衛教会長広瀬市造	長谷川雄次郎	"	第三教区支部々長
		伏見教会長橋本為次郎	各支部々長				"	教監 佐藤範雄	各教会長及び教師	伏見教会長橋本為次郎
		"	五監第一二号						五監第七号	五監第六号

② 教師懇話会

13	12	11	10
15	3	. "	11
9	2 • 25	" 30	5 •
25			4
教義講	野中光	通移 知牒	
究	光国教	婦人	"
所別科	教義講	教師	
拡張	究	修徳	
につ	別 科	殿入	
き支	卒業	殿暫	
部内伝	証	時不許	
達方		町に	
指示		つき	
——教	教	第	-
監重	義講	二教	"
務取	究所	文文中部	
扱	畑 畑 徳	中野辰長	
永治	 三 郎	之助	
	野	l	
各支部	中光国	各教会長	三教
々長	国	長	文文
			中野長長
			成 之 助
五監第			"
四四			
号		l	

			,		,					
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
" 3 · 7	4 2 11	" " 20	3 3	2 7 2 7	" 28	" " 21	6 18	" 2 ·	2 1 12	1 11 30
"	教師講習会開催通知	"	教会長教師講習会開催通知	滋賀県連合会教祖伝講習会出席者名簿	教祖伝講習会出席者名簿	講徹底方指示といる。一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、	を 受講徹底方指示 と 受講徹底方指示 と で 受講徹底方指示 と で 受講徹底方指示	祭典作法講習会開催につき日程変更通知	祭典作法講習会開催につき受講徹底方指示	頼る長教師への祭典作法講習会受講徹底方依
"	"	"	教監 佐藤範雄	滋賀県連合会	近衛教会長 広瀬市造	滋賀県連合会々長	"	"	第三教区支部々長	本部礼典課長
第一二教区支部属員第五教区支部副部長	第一教区支部々長	第二教区支部々長	第一教区支部々長	教監 佐藤範雄	第三教区支部々長	"	"	"	各教会長	
四監第三号	四監第二号	三監第四号	三監第三号							

③ 各種講習会

15	14	13	12
7 1 9	" . "	". 12 22	6 1 8 2 •
第三回教師懇話会欠席届	第三回教師懇話会集合日時通知	第三回教師懇話会開催通知	教師懇話会記録
近衛教会長	"	教監 畑徳	
広瀬市造		郎	
教監 畑徳三郎	"	各支部々長	
		六監号外	

	-		1								,				
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
<i>"</i>	<i>"</i>	"	" 7	<i>"</i> 6	" "	<i>"</i> .	8 . 3	" 8			6 •		"		4
		". 10	2	27	". 20	". "	1	13	 25	17	: 11	9 • 20	8 • 13		7 • 26
	教師講習会講習証雛形	野中伊之吉教師講習会講習証	通知との表別では、一番では、一番である。 一番 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	"	教会長教師並びに信徒総代講習会開催通知	信徒総代出席方指示	移牒・教会長教師講習会開催通知	出版につき購読方指示を開き、というでは、一般につき、というでは、一般につき、は、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に、一般に	夏季講習公出席屆	移牒・夏季講習会開催通知	夏季講習会開催通知	教師講習会講習証	教師講習会開催通知	教師講習会集合時間厳守方指示	教師講習会開催通知
	本部	第一二教区支部	第三教区支部々長	"	"	臨時教監 佐藤範雄	管長 金光大陣		近衛教会長 広瀬市造	第三教区支部々長	教監 畑徳三郎	本部	第三教区支部々長	第一二教区支部	"
	;	八幡町小教会所	各教会長及び教師	第二二 "第三教区支部々長	外各教会長	第一一教区支部々長 第一教区支部々長	各教会長教師一般		教監	各教会長	朝鮮・台湾内各教会所	野中伊之吉	各教会長及び小教会長	各教会所	教区支部々長 第一、二、三、四、五
			"	八監第一二号	八監第六号	八監第二号	八達第四号			"	六監第九号		"	"	四監第八号

2			5 " ". 26	" 2 " 1	" 2 " · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	" 2 " " · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	備連合会及び	滋賀県連合会承認願		滋賀県連合会発会式状況記録	賀県連合会発会式状況記録	賀県連合会発会式状況記録
上 片	一第一教区支部々				長金光大陣	管長 金光大陣
2 孝監 佐廃軍故	女宝 上联	管長 金光大陣	The state of the s		三重県連合会々長松沢四太郎	三重県連合会々長
					元指令四二号	元指第令

④ 教会連合会

36	35	34	33	32	31	30	29	28
	3 8	11 5 ·	" 9 • 29	" " 30	" 8	" " 6	" 3 •	9 2 2 23
講習会資料『信念修養に就て』	実修会概況報告	定につき通知 教祖四十年祭記念布教講師講習会員候補者選	講習会開催認可につき交渉方依頼	作業教導講習会開催通知	講師	物品未到着につき照会方依頼四条教会長池川朋唯方へ作業教導講習会必要	開催	作業教導講習会開催につき講師派遣願
		教監 畑徳三郎	福岡教会長 吉木 茂	福岡県連合会事務所	"	福岡教会長 吉木 茂	福岡県連合会事務所	福岡県連合会々長
		旅順教会長 松原龍太郎 大連教会長 松山成三	第一二教区支部々長		. //	福岡県連合会々長	各会員	管長事務取扱
				,				

	"	播但連合会規約兵庫県庁へ届出につき添申	" " "	23
	"	神戸連合会規約兵庫県庁へ届出につき添申	" . "	22
	管長 金光大陣	神戸連合会規約改正認可通知	" " 29	21
行蔵	神戸連合会々長	神戸連合会役員変更願	" 25	20
	管長 金光大陣	播但連合会規約制定認可通知	" 23	19
太郎	三重県連合会々長	三重県連合会活動報告	7 20	18
	"	伝達方指示 伝達方指示	" 22	17
	教監 佐藤範雄	伝達方指示	" " 19	16
	"	大分県連合会規約制定認可通知	6 · 14	15
)	管長 金光大陣	香川県連合会規約制定認可通知	5 8	14
雄	教監 佐藤範雄	旨伝達方指示 香川県連合会発会式につき山本豊専掌出張の	" " 16	13
	"	愛媛県連合会規約制定認可通知	4 • 14	12
	管長 金光大陣	神戸協和会規約制定認可通知	" 25	11
雄	教監 佐藤範	旨伝達方指示 愛媛県連合会発会式につき山本豊専掌出張の	3 6	10
		滋賀県連合会規約	" " "	9
京都連合会々長	"	京都連合会規約制定認可通知	" " "	8
	管長 金光大陣	滋賀県連合会規約制定認可通知	2 2 " 13	7

		. ,														1
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
".		4	<i>"</i>	".		".	".	"	".	3	"	"	"	"	<i>"</i>	2
27	2 . "	$\begin{array}{ c c }\hline 1 \\ \cdot \\ 14 \end{array}$	9 • 10	8 . 14	" 20	7 • 10	" 24	" 15	" 13	1 9		11 20	10	". 20	9 • 11	8 . 8
三重県連合会大正三年度下半期活動報告	香川県連合会役員変更につき添申	兵庫県東部連合会大正三年度下半期活動報告	愛媛県連合会総会につき山本豊専掌出張申請	事務所移転届 須崎如水香川県連合会々長辞職並びに連合会	三重県連合会大正三年度上半期活動報告	兵庫県東部連合会大正三年度上半期活動報告	三重県連合会大正二年度下半期活動報告	大分県連合会大正二年度下半期活動報告	滋賀県連合会大正二年度下半期活動報告	兵庫県東部連合会大正二年度下半期活動報告	書	- の旨伝達方指示 愛媛県連合会秋季総会につき山本豊専掌出張	京都連合会秋季総会開催通知	兵庫県東部連合会規約制定認可通知	滋賀県連合会議事録	伝達方指示 愛媛県連合会総会につき山本豊専掌出張の旨
三重県連合会々長	第一教区支部々長	告 兵庫県東部連合会々長	謂	会 第一教区支部々長	三重県連合会々長	—— 丘	三重県連合会々長	大分県連合会々長	滋賀県連合会々長	告 兵庫県東部連合会々長	告	教監 佐藤範雄	京都連合会々長	管長 金光大陣		教監 佐藤範雄
教監	管長		— 管 長	本部		 管 長	第三	管長		 管 長		第一	近	—— 兵 庫		第一
佐藤範雄	金光大陣	"	金光大陣		佐藤範雄	金光大陣	二教区支部々長	金光大陣	佐藤範雄	金光大陣		之	衛教会長 広瀬市造			教区支部々長
												二監第一八号		二指令		二監第一七号

									1	r				,		
57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
" " "	" · 6	" · 3 · 5	8 1 17	"	" 9 • 4	" 4 • 19	" . " 9	"	" 3 • 5	7 1 21	" 4 2	6 2 2 20	7 ·	2 . 3	5 1	4 3
依頼ニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	後開催につき事務報告	福岡県連合会春季総会開催期日確定方報告	兵庫県東部連合会大正七年度下半期活動報告	福岡県連合会第一回総会開催通知	福岡県連合会第一回総会講師派遣願	兵庫県東部連合会規約変更認可通知	福岡県連合会発会式につき山本豊専掌出張通	福岡県連合会規約制定認可通知	滋賀県連合会々長辞任届	三重県連合会総会につき山本豊専掌出張通知	神戸連合会役員変更につき添申	兵庫県東部連合会大正五年度下半期活動報告	兵庫県東部連合会大正五年度上半期活動報告	播但連合会解散届	兵庫県東部連合会大正四年度下半期活動報告	神戸連合会役員変更につき添申
"	"	福岡教会長吉木茂	兵庫県東部連合会々長	"	福岡県連合会々長	管長 金光大陣	教監 畑徳三郎	管長 金光大陣	大津教会長	教監 畑徳三郎	第一教区支部々長	<i>"</i>	兵庫県東部連合会々長	連合会々長	兵庫県東部連合会々長	第一教区支部々長
福岡県連合会幹事	"	福岡県連合会々長	管長 金光大陣	各会員	管長 金光大陣	兵庫県東部連合会々長	"	福岡県連合会々長	滋賀県連合会副会長	三重県連合会々長	"	"	"	"	"	管長 金光大陣
						七指令	七監第四号	七指令		七監第二号						

1	(5)	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58
1 8	教会所設置・廃止				7 · 12	" 12 30	13 		" 4 • 18	" "	" . "	" · " · 9	" . "	" " 7	8 . 3 . 6
統営小教会所設置願	廃止	福岡県連合会第三回総会開催通知	事務取扱方依頼福岡県連合会総会につき山本豊専掌出張申請	播但連合会規約並びに会員名簿	京都連合会巡教日割並びに会合開備通知	信生会報	信生会規約並びに会報	淡路連合会設立願	神戸連合会役員変更につき添申	福岡県連合会春季総会開催通知	福岡県連合会春季総会事務依頼	"	福岡県連合会春季総会開催通知	頼 福岡県連合会春季総会参加者宿泊所準備方依	京都連合会規約改正認可通知
統営小教会長		福岡県連合会事務所	福岡教会長 吉木 茂		京都連合会	信生会	金光教徒新聞社	淡路連合会々長	第一教区支部々長	"	"	"	"	福岡教会長吉木茂	管長 金光大陣
管長 金光大陣		教会長・教師	福岡県連合会々長		近衛教会長 広瀬市造	"	高橋正雄	"	管長 金光大陣	各会員	神湊教会長早川三郎	門司東部教会長	各賛助員	福岡県連合会々長	京都連合会々長
										·					

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
" · " · □	# 4 • 9	" 3 · 20	3 . 1 .	". ".	9 . 3	" · " · □	" 5	" 6 3	" 14	# 4 • 5	" 9	" 3 • 5	" "	" 27	" 21	2 2 2 18
八幡町小教会所設置願	南大門小教会所設置認可申請につき進達	福良小教会所布教開始届	木浦小教会所設置願につき添申	甘木教会所々属教師布教許可願	教会所設置につき特別取扱方依頼	元山小教会所設置願	鎮海教会所馬山布教所設置認可届	仁川教会所元山布教所設置認可申請取消願	南大門小教会所設置認可申請	鎮海教会所馬山布教所設置許可通知	大皇太后大葬参列旅費徴収並びに布教所設置	鎮海教会所馬山布教所設置願	仁川教会所元山布教所設置許可通知	鎮海教会所馬山布教所設置認可申請	釜山教会所元山布教所設置不許可通知	仁川教会所元山布教所設置認可申請
教会長 桂 松平小倉教会長兼八幡町小	朝鮮布教管理者	福良小教会長	朝鮮布教管理者	甘木教会長	管長 金光大陣	朝鮮布教管理者	鎮海教会長大石鋭雄	"	"	朝鮮布教管理者	朝鮮布教管理所書記	鎮海教会長大石鋭雄	朝鮮布教管理者	鎮海教会長 大石鋭雄	朝鮮布教管理者	仁川教会長
"	管長 金光大陣		管長 金光大陣	第一二教区支部々長	愛媛県知事	管長 金光大陣	朝鮮布教管理者	咸鏡南道警察部長	朝鮮総督府警察総長	鎮海教会長 大石鋭雄	"	朝鮮布教管理者	仁川教会長	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	釜山教会長 前田五助	朝鮮布教管理者
							長指令第三六〇号慶尚南道警察部			二指令第三号			二指令第二号		二指令第一号	

35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
9 . 10 . 6	8 9 •	" 12	6 . 3 .	" ·	" 10	6	" "	5	5 . 2 .	" 10	" . "	9	4 . 3 .	"· [] · [9 . 10	3 . 5 .
6 城崎小教会所設置申請許可通知	10 元山教会所設置に関する紛議につき異見具申	18 古月小教会所設置願	14 教会所存置嘆願書却下通告	□│ 依頼	1 き取調方依頼 4 布教停止指令に対する津田島太郎の動静につ	21 津田島太郎に対する布教停止指令	"	12 柳井小教会所設置願	2 領収通知 9 柳井小教会所設置願訂正方指示並びに幣帛料	2 二監第二六号取消方指示 2 移牒・教会所設置に関する四〇監第二号、四	2 項付加方通知 三七監二一号通牒教会所設置手続に対し第六	4 今井・十三・西成各小教会所設置認可手続方	6 福良小教会所設置申請許可通知	□ 福良小教会所設置願	12 / 八幡小教会所設置申請許可通知	1 示 1 三日市小教会所設置願書不備につき取調方指
兵庫県知事	一元山教会所	教会長 野中伊之吉	教監 畑徳三郎	"	"	教監 佐藤範雄	"	柳井小教会長	第一○教区支部々長	第三教区支部々長	ĺ 1	教務課長 山本 豊	兵庫県知事	福良小教会長	福岡県知事	教務課長 山本 豊
城崎小教会長	教監 畑徳三郎	福岡県知事	天下茶屋教会長	宿井教会長山田重忠	"	第一一教区支部々長	山口県知事	管長 金光大陣	熊谷喜太郎	各教会長		第二教区支部々長	福良小教会長	管長 金光大陣	桂松平	三日市小教会長
六三〇号の一						五監第四号				四監第一二号	四監第一一号		第二六号		第四八九六号	

1	T	1	-			1				
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
". ". □	8 1	" . "	" . " . 28	" 24	". 12 • 9	6 ·	7 5 8	6 . 2 . "	5 3	2 4 • 5
部返却方指示といるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	照会に対する回答東部小教会所移転問	小教会所移転問題につき照会	会に対する回答	事務取扱方報告督促門司東部小教会所移転届につき所轄官庁への		門司東部小教会所移転問題照会に対する回答	督促 門司東部小教会所移転問題照会につき回答方	(三六監第六号)厳重遵守方指示を牒・教会所新築・改装に関する規定	御野教会所新築許可通知	鎮海小教会所移転・改称願
教務課	管長 金光大陣	門司市長 高岡直吉	第一二教区支部々長	教務課長 山本 豊		第一二教区支部々長	教監 畑徳三郎	第三教区支部々長	管長 金光大陣	朝鮮布教管理所
第一二教区支部々長	門司市長	管長 金光大陣	教務課長 山本 豊	第一二教区支部々長		教監 畑徳三郎	第一二教区支部々長	各教会長	御野教会長	朝鮮布教管理者
	AMAZONI III II	第二七六五号						六監第一号	五指令	

⑩ 教会所建築・移転・改称

		_	
39	38	37	36
15 12 21	14 9 •	12 : :	12 6 ·
石和小教会所設置許可につき取消方通知	出晴小教会所廃止手続方指示	大蔵小教会所設置認可手続に関する諸書類控	尾倉布教所設立申請許可通知
教監	教監		第一
畑徳三郎	中野辰之助		一教区支部々長
第四教区支部々長	第一一教区支部々長		八幡市教会長野中伊之吉
一五監	一四 第一八号		

				1
5	4	3	2	1
// · //	" . " . "	" 20	" . " . "	2 5 14
<i>"</i>	<i>"</i>	20	"	14
. "	飯塚小教会所現状調査報告	吉井小教会所現状調査報告	"	移牒・教会所現状調査報告方指示
·//	小教会長 安武松太郎 甘木教会長兼飯塚	小教会長 安武松太郎 甘木教会長兼吉井	<i>"</i>	第三巻区支部々長
"	"	教務課長 山本 豊	"	各教会長

物 教会所庶務·教勢調查

(1	ı	_	1		1		1	
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
13 • 10	".	".	10	8	7 . 2	6	".	<i>"</i> .	2
10	<i>"</i> .		4 • 28	6 • 5	2	9 4	6 • 23	14	2 4 ·
王司教会所移転改称届	古月小教会所昇級につき改称届	に添書下付願 古月小教会所昇級につき教会所名改称願並び	古月小教会所昇級につき改称届	近衛教会所等級に関する報告	に添書下付願		平壤小教会所昇級願	群山布教所昇級につき改称認可申請	鎮海教会所昇級につき改称認可申請
西城 栄	古月教会長野中伊之吉	会長 野中伊之吉	古月教会長野中伊之吉	広瀬常次郎	八幡市教会長	管長 金光大陣	<i>"</i>	朝鮮布教管理者	
第一〇教区支部々長	福岡県知事	管長 金光大陣	福岡県知事		管長 金光大陣	御野教会長	管長 金光大陣		
						第六 五指 三号			

1																
22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
" "	" . "	" "	" 30	" . "	" . 29	" . "	// · //	" 28	// · //	" . "	" . "	" " " "	" " 27	" 25	" " 24	2 5
二本木教会所現状調査報告	諫早小教会所現状調査報告	肥前島原教会所現状調査報告	国東教会所現状調査報告	柳川教会所現状調査報告	若松教会所現状調査報告	查一括報告 第一二教区管轄台湾事務所管内教会所現状調	津屋崎教会所現状調査報告	城島小教会所現状調査報告	<i>"</i>	姪浜教会所現状調査報告	博多教会所現状調査報告	箱崎小教会所現状調査報告	三井教会所現状調査報告	日田小教会所現状調査報告	福岡教会所現状調査報告	芦屋教会所現状調査報告
二本木教会長	諫早小教会長 中村増市	肥前島原教会長	国東教会長		若松教会長	斎支	津屋崎教会長	教会長 石橋松次郎	"	姪浜教会長 実藤 叶	博多教会長	箱崎教会長	三井教会長	日田小教会長 堀尾保治	福岡教会長 吉木 茂	芦屋教会長 日吉ツル
第一二教区支部々長	"	"	教務課長 山本 豊	第一二教区支部々長		教務課長 山本 豊	本部	教務課長 山本 豊	"	管長 金光大陣			教務課長 山本 豊	第一二教区支部々長	管長 金光大陣	"

20	00	07	0.0	05	0.4	00	00									
39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27		25	24	23
	. "							2 6								2
9	,,,	. "	. "	. "	8	•	7	5	. "	. "	6 . 3	"·	″: 	. "	" 31	5 • 30
大村小教会所現状調査報告	行橋教会所現状調査報告	鹿児島教会所現状調査報告	唐津教会所現状調査報告	東千石教会所現状調査報告	武雄教会所現状調査報告	瀬高教会所現状調査報告	中津教会所現状調査報告	杵築教会所現状調査報告	大分教会所現状調査報告	別府教会所現状調査報告	鶴崎小教会所現状調査報告	熊本教会所現状調査報告	直方教会所現状調査報告	佐賀教会所現状調査報告	佐世保教会所現状調査報告	笹間小教会所現状調査報告
大村小教会長 大村小教会長	行橋教会長	鹿児島教会長	唐津教会長 寺井祥雄	東千石教会長	武雄教会長 原田与作	瀬高教会長藤丸逸二	中津教会長 西村	杵築教会長	大分教会長 八坂雄八	別府教会長	鶴崎小教会長	熊本教会長	直方教会長 松平		佐世保教会長	
管長 金光大陣			第一二教区支部々長	"	"	教務課長 山本 豊	"	一第一二教区支部々長	教務課長 山本 豊	"	管 長	第一二教区支部々長	第一二区支部	"	1 教務課長 山本 豊	

					ı		1		1	1	1		1		1	
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
5 • 5		" 12	9	4 •	<i>"</i> .		<i>"</i>		<i>"</i> :	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>		2 • 6
26	Ċ	6	18	30											" 10	9
洲本教会所所在地訂正届	大阪府令第五八号に基づく届出書式雛形	府よりの回答につき第二教区支部々長へ通知大阪府令第五八号第一二条照会に対する大阪	指示 大阪府令第五八号発布につき事務手続徹底方	近衛教会所現状調査報告	伊万里小教会所現状調査報告	八代小教会所現状調査報告	長崎教会所現状調査報告	多々良小教会所現状調査報告	大牟田教会所現状調査報告	臼杵教会所現状調査報告	長崎東部教会所現状調査報告	大浦小教会所現状調査報告	佐伯教会所現状調査報告	三重教会所現状調査報告	近衛教会所現状調査報告	竹田町教会所現状調査報告
洲本教会長 松井 達		, 11	教監 佐藤範雄		伊万里小教会長	八代小教会長	長崎教会長中西嘉雄	多々良小教会長	大牟田教会長	臼杵教会長	会	大浦小教会長	佐伯教会長工藤喜市	三重教会長藤井恵活	近衛教会長 広瀬市造	竹田町教会長大庭繁造
		"	第二教区支部々長		第一二教区支部々長	第一二教区支部	" ,	"	教務課長 山本 豊						第三教区支部々長	第一二教区支部
		四監第一三号	四監第九号													

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57
″ 11 	" . " . 14	5 4	" 4 •	" 3 · 20	11 2 ·	" 7 · 21	10 1 1 14	"· □ □	" 3 · 22	" . " . 13	" 3 • 9	8 . 1 . 3	" 7 ·	7 5 24	". - -	6 1 31
北野教会所地番変更届	笹間小教会所事務調査報告	務調査回答と対する近衛教会所事	大津教会所事務調査報告	古月教会所事務調査報告	通知 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	止方指示	笹間小教会所現状調査報告	新設教会所々在地及び教会長氏名調査依頼	近衛教会所現状調査報告	中 大江教会所借家訴訟問題につき本部裁定方具	田中六蔵布教所在地照会	大津教会所事務調査報告	教会講義所に関する調査方照会	教会講義所に関する上京区役所よりの照会に	近衛教会所事務調査報告	笹間小教会所現状調査報告
北野教会長 広瀬常次郎	笹間小教会長中谷富隆	近衛教会長		古月教会長	教務部長 山本 豊	臨時教監 高橋茂久平	笹間小教会長 中谷富隆	福岡教会長 吉木 茂	近衛教会長 広瀬市造	住長平	福岡教会長 吉木 茂		大津市長代理助役	近衛教会長 広瀬市蔵		笹間小教会長 中谷富隆
管長 金光大陣	笹間村役場	上京区役所			台湾事務所属員	各支部々長		早川三郎	第三教区支部々長	教務課長 高橋茂久平	大和東蔵		大津教会所	上京区役所		
	:				教第七七号	第一四号							第五四三九号			

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
15 7 · 23	". ".	" 12 1	" 24	" 11 · 13	14 • 4 • 15	"	13 3 • 15	". 	12 12 22	" 11 • 19	9 • 21	" · " · □	" 30	" 8 20	" 7 . 17	12 • 4 • 7
長府小教会所設立者変更願	笹間小教会所事務調査報告	事務調査回答と対する笹間小教会所で間村役場よりの照会に対する笹間小教会所	近衛教会所設立者変更許可通知	近衛教会所設立者変更申請	柳井教会所経歴報告	"	年金免除通知	第五教区内各教会所関東大震災罹災報告	文部省令第三二号に基づく近衛教会所設立届	洲本教会所事務調査報告	洲本教会所事務調査依頼	近衛教会所事務調査報告	古月教会所事務調査報告	出方指示 出方指示	児童日曜学校取調依頼	大津教会所事務調査報告
長府小教会長	"	笹間小教会長 中谷富隆	京都府知事 池田 宏	近衛教会長 中野正寿	柳井教会長	"	教監 畑徳三郎		近衛教会長	洲本教会長 松井 達	洲本町長 山本文雄	近衛教会長 広瀬常次郎		"	教監 畑徳三郎	
山口県知事大森吉五郎	"	静岡県知事伊東喜八郎		京都府知事 池田 宏		第五教区支部々長	第四教区支部々長		京都府知事 池松時和	洲本町長 山本文雄	洲本教会所	教監 畑徳三郎		第五教区支部々長	各支部々長	
			第一六三一号			一三監第八号	一三監第七号							一二監第七号	一二監第四号	

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
" " "	<i>"• "•</i> □	" . "	8 7 30	" 6 · 5	7 3 8	"· □ · □	5 24	6 2 15	2 9 6	1 12 ·
近衛教会長変更届	近衛教会長変更願	近衛教会長変更願添書	近衛教会長辞令	古月小教会長兼務辞令	八幡市教会長辞令	福良小教会長辞職願	大津教会長代理願	八幡町小教会長辞令	牧野小教会長進退伺返戻	岸和田教会長進退伺に対する指令
近衛教会長	河崎為之助他四名連署 近衛教会所信徒総代	"	"	"	管長 金光大陣	福良小教会長	大津教会長	管長 金光大陣	"	教監 佐藤範雄
京都府知事	管長 金光大陣	京都府知事	近衛教会所副教会長	八幡市教会長	八幡町小教会長		第三教区支部	八幡町小教会長	第四教区支部々長	第二教区支部々長

⑦ 教会長・副教会長就退任

94	93	92	91
	5 23	1	15 9 3
笹間小教会所事務調査報告	第一二教区支部よりの照会に対する宮崎教会	教会長会議開催につき九州各教会長招集通知	長府小教会所設立者変更届
	宮崎教会長	桂松平	"
	緒方タヨ		
	第一二教区支部	九州地方各教会長	第一九教区支部々長

1	80	25	24	23	22	21	20	19	18	71	16	15	14	13	12
1 10 ·	教 師 進 退	15 7 · 23	" 11 · 13	" 20	" 7 · 13	14 3 28	12	11 11 	10 5 5	9 12 29	" . 28	" 24	" 18	9 7 7	8 8 20
元教会長安部太派遣願 ・ 杵築教会所常在教師井手親蔵失策帰郷につき	三手続	長府小教会長変更願	近衛教会長変更届	八幡市教会所副教会長辞令	八幡市教会所副教会長推薦状	第二教区教会長会規程	第三教区支部属員辞職願	北野教会長兼務辞令受書	古月教会長辞令	古月小教会所副教会長選定願	大津教会長変更届	大津教会長辞令受書	大津教会長辞令	大津教会長変更願	近衛教会長辞令受書
福岡教会長 吉木 茂		藤原佐吉他四名連署 長府小教会所信徒総代	河崎為之助他四名連署近衛教会所信徒総代	管長 金光大陣	八幡市教会長		"	近衛教会長	管長 金光大陣	小教会長 野中伊之吉	"	大津教会長	管長 金光大陣	藤岡平右衛門他二名連署一大津教会所信徒総代	"
管長			笹	八	管長			管長	古月小	管長	滋賀県	管長	Ι.		管長
金光大陣		"	金光大陣	.幡市教会所副教会長	金光大陣		"	金光大陣	古月小教会長	金光大陣	知事 堀田義次郎	金光大陣	大津教会所副教会長	"	金光大陣

(4649)

·									1				1	ĺ		
18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
3 . 2	5 1 18	" 6	" . 4	4 6 1	". 	3 . 2 . 6	"· 	". 12 21	"·"·	"·"·	" · " · □	" 26	" . "	9 •	7 • 4	2 1
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	除服出仕令	高阪市太郎教師昇級受書	広瀬常次郎教師昇級受書	野中伊之吉教師昇級辞令	野中伊之吉渡航願	中野吉三郎教師辞任辞令	馬場貞教師認定願	中野吉三郎教師辞職願	木下庄右衛門教師昇級受書	高阪由治郎教師昇級受書	北川兵次郎教師昇級受書	野中伊之吉権訓導補任辞令	広瀬常次郎教師昇級受書	広瀬市造教師昇級受書	唐津教会長除服願	級願
"	管長 金光大陣	少講義 高阪市太郎	中講義 広瀬常次郎	管長 金光大陣	第一二教区支部	権訓導 中野吉三郎	仁川教会長 生沼万寿吉	権訓導 中野吉三郎	権少講義	権少教正 高阪由治郎	権中講義 北川兵次郎	管長 金光大陣	権中講義 広瀬常次郎	少教正 広瀬市造	唐津教会長 寺井祥雄	第一二教区支部々長
甘木教会長安武松太郎	佐藤金造、仁科陸一	"	管長 金光大陣	権訓導 野中伊之吉	管長 金光大陣	本部	"		"	"	管長 金光大陣	野中伊之吉	"	"	<i>"</i>	"

,																
35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
11 3 1	". 12 25	10 • 4 • 1	9 9 • 23	8 8 26	" " 11	" " 8	" 9 •	" . "	7 2 1	" 11 6	" · " · □	" 10 • 4	6 21	" "	" " 26	5 5 18
各種補任辞令書に対する受書廃止方指示	中村トモ教師復職願	野中伊之吉教師昇級辞令	石松貞雄布教許可通知	広瀬たけ教師昇級受書	星山徳治郎教師死亡届	広獺常次郎教師昇級受書	高阪市太郎教師昇級受書	熊谷喜太郎教師昇級辞令	野中伊之吉教師昇級辞令	青井増太郎除服出仕令	西本友吉教師履歴書	中村他家次郎教師認定願	津田島太郎布教停止指令	福良小教会所常在教師選定届	洲本教会常在教師に関する照会に対する回答	木村安吉教師辞職願
教監 畑徳三郎	中村トモ	管長 金光家邦	第一二教区支部々長	中講義 広瀬たけ	大津教会長	権大講義 広瀬常次郎	権中講義 高阪市太郎	"	"	管長 金光大陣		大津教会長保証人	教監 佐藤範雄	福良小教会長	洲本教会長 松井 達	大津教会所々属教師
	教監 畑徳三郎	権少講義 野中伊之吉	八幡市教会長	管長 金光大陣	"	"	管長 金光大陣	権訓導 熊谷喜太郎	訓導 野中伊之吉	小豆教会長			第一一教区支部々長	兵庫県知事	洲本町長 山本文雄	管長 金光大陣
一一監第二号													五監第四号			

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
" 7 · 23	15 4 ·	". 12 21	" "	" 11 13	7	14 6 25	" 10 · 15	13 5 20	" 8 27	" 8	" "	% 6	" 26	12 5 21	7 30	11 • 4 • 6
立川正蔵履歴書	児山源治教師資格喪失通知	第一一教区支部々長よりの進退伺返戻	近衛教会所担任教師帰幽届	近衛教会所担任教師変更届	広瀬タケ教師帰幽届	広瀬タケ昇級申請	横山やゑの教師転属願	野中光国権訓導補任辞令	通告 松山東教会長秦与市懲戒処分に関し本部出仕	野中伊之吉教師昇級辞令	近衛教会所物故教師届	宮津教会所物故教師届	熊谷喜太郎履歴書	西城栄履歴書	高阪正太郎教師転属願	中村トモ教師復職につき便宜取計方依頼
宇部教会所副教会長	教監事務取扱	教監 中野辰之助	河崎為之助他四名連署近衛教会所信徒総代	近衛教会長 中野正寿	"	近衛教会長	詫間小教会所々属教師	管長 金光大陣	教監 畑徳三郎	管長 金光家邦	近衛教会長	宮津教会所		西城 栄	高阪正太郎	中村トモ
	第一教区支部々長	第一一教区支部々長	"	京都府知事 池田 宏	"	管長 金光大陣	第一一教区支部々長	野中光国		少講義 野中伊之吉	"	第三教区支部々長			第三教区支部々長	教監 畑徳三郎
	一五監第五号	第三一号							内発第二八号							

8	7	6	5	4	3	2	1
9 • 26	9 6 4	12 22	8 7 	5 5 29	12 •	6 9	1 9 •
桐畑伊三郎大津教会所属員受書	藤岡米子大津教会所属員受書	万木役蔵大津教会所信徒総代受書	近衛教会所信徒総代変更届	洲本教会所信徒総代変更届	近衛教会所信徒総代変更届	竹田町教会所信徒総代変更届	福岡教会所信徒総代変更届
桐畑伊三郎	藤岡米子	万木役蔵	近衛教会長 広瀬常次郎	洲本教会長 松井 達	近衛教会長 広瀬市造	竹田町教会長 大庭繁造	福岡教会長 吉木 茂
"	"	大津教会長	管長 金光大陣	兵庫県知事清野長太郎	京都府知事 大森鍾一	"	管長 金光大陣

(3) 信徒総代・教会所属品

	58	57	56	55	54	53
9						15
		12	12	" 10	9	7
- -		27	21	20	30	23
州长牧会斤勿牧牧币圣歪虽	教師新補詮衡基準內規	部内教師昇級推薦方依頼	登彦太郎訓戒処分通告石和小教会所設置許可取消につき常在教師沢	桧山良治、桧山政枝教師資格喪失通知	古田政平教師資格喪失通知	制度制定方通知教師職級一三級以下の教会長に対し特別昇級
		第一二教区支部々長	教監 畑徳三郎	"	"	教監事務取扱
		部内各教会長	石和小教会所常在教師	第一〇教区支部々長	第一二教区支部々長	各支部々長
			一五 第二一号	一	一五監	一五監一二号

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
12 • 12	" 10	7	11 2	<i>"</i> 8	10 • 7	"		"	"	"	" . "		" . "		" . "	9 . 9
12 	9	21	28	2	20	22	10 21	•	27	. "	"	. "	•	. "	•	26
近衛教会所信徒総代変更願	柳井教会所信徒総代改選届	笹間教会所信徒総代改選届	信徒総代変更手続改正につき通知	洲本教会所布教功労者表彰状	洲本教会所信徒総代変更届	大杉儀三郎大津教会所属員受書	小林きし大津教会所属員受書	広瀬重三大津教会所属員受書	加藤繁太郎大津教会所属員受書	弘田冨造大津教会所属員受書	高橋徳太郎大津教会所属員受書	木原与太郎大津教会所属員受書	万木役造大津教会所属員受書	井上鉄治郎大津教会所属員受書	岸田文造大津教会所属員受書	高橋永三郎大津教会所属員受書
近衛教会長		笹間小教会長	教監 畑徳三郎		洲本教会長	大杉儀三郎	小林きし	広瀬重三	加藤繁太郎	弘田富造	高橋徳太郎	木原与太郎	万木役造	井上鉄治郎	岸田文造	高橋永三郎
広瀬市造		中谷富隆	郎		松井達			,								
管長		管長	各教会長		管長											
金光大陣		金光大陣	石長		金光大陣	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
			1一監第三号													

													102
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	82	26
13 3 26	12 • 9 • 22	10 2	10	6 5 ·	" 27	5 12 23	″. 12	" 4 27	2 1 20	" " 13	1 8 ·	教 徒 信	
岡山信徒会発会式招待状	大津教会所々属教徒井上ツネ帰幽届	依頼	実領	青年会規則案作成につき検討方依頼	岩国教会所々属教徒野村友雄表彰申請添申	操山教会所々属信徒褒賞申請添申	林藤吉、吉岡福太郎身分証明書	下浦教会所々属信徒高原滝造表彰具申に対す	釜山教会所教徒福永みつ表彰推選状	樋口チョ履歴書	樋口チョ身分証明願	徒	洲本教会所信徒総代身分調査報告
岡山信徒会		青年会幹事長	住 長平	佐藤金造	第一〇教区支部々長	第一教区支部々長	近衛教会長 広瀬市造	第一教区支部々長	朝鮮布教管理者	樋口チョ	福岡教会長 吉木 茂		
高橋正雄		洲本教会長 松井 達	第二教区支部々長		"	管長 金光大陣		"	管長 金光大陣		日田郡五和村長		

昭和六十年度研究論文概要

げる。 載したもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をことに掲載したもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をことに掲 大十年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲

天地」の中での死生

金光大神理解研究ノート

福嶋義次所員

の意味解釈と相互の関連性について論及を試みた。抽出し、本教死生観の基本的構図を明らかにするために、諸教説抽出し、本教死生観の基本的構図を明らかにするために、諸教説を残され、伝えられた金光大神理解から、死生に関する諸教説を

ての信仰的確認であった。それは、死穢観念に深く関わる彼岸としめられた「天地」という地平での人間の生命の誕生と死についこ章では、そうした教説の根拠について問うた。根拠として提示上章では、日本の伝統的な死穢観念とそれによって生み出され一章では、日本の伝統的な死穢観念とそれによって生み出され

からの「魂」「霊」についての観念を間に付すこととなる。は、あるいは生との断絶として捉えない諸教説は、さらに、古来を魂が結ばれるか、ほどかれるかの違いであるなど、死を生の終死もおかげの中の出来事、生と死は、天地の神の働きによって肉死についての金光大神の独自な教説の基盤ともなっている。生も此岸という死を機として分けられる二世界観を否定すると共に、此岸という死を機として分けられる二世界観を否定すると共に、

説く。そうした諸教説と、「金光大神祭り」「生神」あるいは「身地金乃神から分与された働きとして、金光大神は「霊」「魂」を習的信仰とたもとを分かって、生と死を貫いて、人とある人に天となり、子孫の供養をうけて「先祖」となっていくなどという慣三章では右の問題を論じた。死によって、はじめて人は「霊」

等を確認した。 三章にわたる考察から、本教死生観の基本的構図を明らかにす

代り」などとの関連を問うた。

川手家の先祖について

田畑移動の側面から――

金光和道解

小野家資料中、土地関係のものを中心として考察した結果、次

(4656)

のととが判明した。

○金光大神の先祖は多郎左衛門と言われているが、文書の上での金光大神の先祖は多郎左衛門と言われているが、文書の上で

十四人中九番目である。
○太郎右衛門家は江戸時代初期から大谷村に住む草分け的な家

○太郎右衛門の養子八兵衛(太郎右衛門と改名したと推定される)三五%は太郎右衛門の養子八兵衛(太郎右衛門と改名したと推定される)尾又右衛門が相続した。その後十一人に分轄されたが、その内約尾又右衛門は延宝九年に没し、そのすべての田畑をその子栗

が、これが今日言う多郎左衛門屋敷である。

(本語のたと推定され、後、田一畝十歩を購入、二倍の広さとしたのが、これが今日言う多郎左衛門屋敷は、最古の検地帳が作成された当時、西平の大郎右衛門の屋敷は、最古の検地帳が作成された当時、西平

晩年には本百姓になっている。 ○文治郎(善兵衛父)の代には大橋家の内別百姓となっているが、

敷地は大橋家から文治郎の代に分轄されたものである。(一畝)と古川五平の屋敷(十歩)に分轄された。又、金光大神の屋がれたが、粂治郎の代(享和三年(一八〇三)以前)に多郎左衛門屋敷がれたが、粂治郎の代(享和三年(一八〇三)以前)に多郎左衛門屋敷は栗尾又右衛門→八兵衛→♀→粂治郎と引継

いるととと敷地の実測図から、そのようには考えにくい。言われているが、同地は安政三年に中畑から中田に格上げされて

○多郎左衛門屋敷と呼ばれている "畑" に門納屋を建築したと

金光大神御覚書」

「お知らせ事覚帳」とレトリック

「覚書」「覚帳」の

テクスト分析ノート3ー

早川公明原

語》的な効力や、その性格・働きについて考察した。 観点に立って、「覚書」「覚帳」に記述されたことばの〝詩的言宗教のことばは本質的に〝レトリカルなことば〟であるという

のだという点を論じた。

「覚書」「覚帳」の中の修辞表現について各修辞法のだという点を論じた。

二章では "広義の隠喩"の働きに注目し、「覚書」「覚帳」中

以上の分析を通して、宗教のことばのもつ戦略的側面としてのよって、テクストに記述された世界の基本図式を探ろうと試みた。三章では、基本的修辞表現の一つである **対比**を取上げ、三章では、基本的修辞表現の一つである **対比**を取上げ、三章では、基本的修辞表現の一つである **対比**を取上げ、三章では、基本的修辞表現の一つである **対比**を取上げ、三章では、基本的修辞表現の一つである **対比**を取上げ、三章では、基本的修辞表現の一つである **対比**を取上が、表示という。

るのかを、究明していく要のあるととを説いた。る装置によってどのような世界を読みとるととを要請してきている装置によってどのような世界を読みとるととを要請してきている装置によいて、陰陽道の記号体系が用意する隠喩装置、近代科学の諸において、陰陽道の記号体系が用意する隠喩装置、近代科学の諸において、陰陽道の記号体系が用意する陽喩装置、近代科学の諸において、当時の民俗文化レベル

高橋教監就任とその前提昭和十年四月における

岡山県知事の調停介入を中心として――-文部省「制度改善案」提示と

藤光俊原員

佐

た高橋正雄の信仰的自覚の教団論への展開が、現実の教政執行にた高橋正雄の信仰的自覚の教団論への展開が、現実の教政執行にといた諸条件の究明を行った。このことは、これまで追求してきと体的交渉過程を焦点として、高橋が教監就任に際して担わされ至る経過の中から、該事件史の収拾段階における国家と本教とのの施政との関わりで明らかにすることを意図し、高橋教監就任に趨向がなお胎動し続けていたことに着目し、その内実を高橋内局趨向がなお胎動し続けていたことに着目し、その内実を高橋内局趣向がなお胎動し続けていた。このことは、これまで追求していた諸条件の究明を行った。このことは、これまでは、所謂「昭和九・十年事件」史以後の、昭和十六年に本稿では、所謂「昭和九・十年事件」史以後の、昭和十六年に本稿では、所謂「昭和九・十年事件」史以後の、昭和十六年に

証するものでもある。 あたってはどのような実践をなさしめたかという現実的側面を検

一章では、昭和十年一月十九日に提示された文部省による制度 一章では、昭和十年四月五日から二十六日にかけての多久知事による調は、昭和十年四月五日から二十六日にかけての多久知事による調は、昭和十年四月五日から二十六日にかけての多久知事による調は、昭和十年四月五日から二十六日にかけての多久知事による調は、昭和十年四月五日から二十六日にかけての多久知事による調は、昭和十年四月五日から二十六日に提示された文部省による制度でかの諸点に検討を加えつつ、今後の研究課題を示した。

教制審議会の教団構想

――教団形成の原理を中心に-

西川

太(所員)

教制審の教団構想は、本部広前における教主の取次を根源形態のかを、以下の論述を通じて明らかにしようとした。のかを、以下の論述を通じて明らかにしようとした。教制審で構想された教団において、何が教団形成の原理とされた教制審では、昭和二十九年教規として結実した教制審議会(以下、本稿では、昭和二十九年教規として結実した教制審議会(以下、

と位置づけて、そとから教団のあり方の一切を構成しようとする 制審の議論の内容を検討してみると、そうした根源形態の内容に 出し、教祖広前を模範・規範として教団を構想していったが、教 ものである。教制審はその根源形態を教祖広前のあり方から導き 戦後の教団状況の反映を窺うことができる。

うな状況を問題とし、その問題を解消するものとして生み出され たものである。 ができがたかったという問題状況である。根源形態とは、そのよ |面や布教の面において、教団の構成員の間で十分な意志の疎通 その状況とは、制度の中心が複数存在し、そのために教政運用

のである。 教団構成員の意志疎通を生み出すものとしての位置を与えられた なされたということに他ならないが、そこにおいて根源形態は、 その問題を解消するとは、教団形成が新たな原理にもとづいて

執筆の内的必然性を問うための前提的把握を心掛けた。

考察ノート

金光大神における「お知らせ 事覚帳」執筆の意味について

潔 (所員)

藤 井

金光大神は何故「覚帳」という記録を書き残すことになったの

おける信仰表出の一つの相として「覚帳」執筆ということが金光 とは質的に異なる、「天地神」として了知される神との関わりに についての推論を試みた。 か。本稿では、この点を明らかにすべく今として構想しうる諸点

ず、 帳」の特殊性を確認することによって、金光大神における「覚帳 の位置付けについておさえ、更に「③『覚帳』という記録の性格 らかの関わりを持つと考えられてきているこの神伝の、研究史上 当時の金光大神広前の状況について概観し、次に「⑵慶応三年十 光大神との関わりの展開、という二つの部分にわけ、一章ではま について」として、「お知らせ」拝受体験の随時記録という「覚 一月二十四日のお知らせについて」として、「覚帳」の執筆と何 全体を、〇一覚帳」執筆の背景、〇一覚帳」執筆に至る神と金 「⑴慶応三年の時代状況について」として「覚帳」執筆開始

神伝の拝受を境として、それまでの金神との関わりにおけるもの という方向で考察を進めた。そして、慶応三年十一月二十四日の び慶応三年十一月二十四日のお知らせについて」との二節にわた 形式として「覚帳」執筆を要請してきたのではないか、との仮説 る金光大神と神との関わりの内実の展開が、新たな信仰表出の一 にたって、「⑴建築をめぐる金光大神と金神について」、「⑵再 わりにおいてはぐくまれた建築という行為に注目し、建築をめぐ 二章では、金光大神の信仰表出の一つの契機として金神との関 宮建築などの建築の営みと「覚帳」執筆との関わりを求める

題達成が第二義的な問題とならざるを得なかったという運動の限

た。 大神に目論まれることとなったのではないか、との推論を展開し

とした。 とした。

信徒層の動向について昭和九・十年事件」における

国家、

並びに、教内各層の

動向を踏まえて――

上坂隆雄原員

問題に執着・固執したが故に、教政機構への参画等信徒独自の課問題に執着・固執したが故に、教政機構への参画等信徒独自の課題、これを考察の基軸に据えつつ、文部省・岡山県当局の意向、存志盟約指導部、各地盟約教師、本部当局(教監)、議会、青年会等教内各層の相互関連、及び、それらの人々の具体的な思念の内等教内各層の相互関連、及び、それらの人々の具体的な思念の内実、主張の性格等の究明を図ることを目指した。実、主張の性格等の究明を図ることを目指した。

不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。 不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。 不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。 不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。 不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。 不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。 不信感を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。

の性格を一層シャープにする必要がある。ける信徒の位置についての問題意識を明確化するとともに、課題ける信徒の位置についての問題意識を明確化するとともに、課題

歴代内局別資料集作成の視点を求めて

岡

千 秋 (所員)

対象とする資料を抽出し、選別して、その内局の制度及び教義の資料作成の方法及び意図は、本所に所蔵されている資料から、浮上した問題点、今後の進め方をとりまとめた。業の経過報告として、資料集作成の方法及び意図、作業を進めて業の経過報告として、資料集作成の視点を求めるべく進めた作業をといる。

(4660)

視点が問題になった。

現点が問題になった。

現点が問題になった。

現点が問題になった。

現点が問題になった。

現点が問題になった。

意表)を作成した。 電表)を作成した。 電表・巡教・講演「電表・教内紙の記事」覧・教監通牒の一として、資料集(年表・巡教・講演「電表・教内紙の記事」覧・教監通牒の一として、資料集(年表・巡教・講演「電表・教内紙の記事」覧・教監通牒の一として、資料集(年表・巡教・講演「電表・教内紙の記事」覧・教監通牒の一として、資料集作成は明年度以降に期することとし、今として、資料集作成は明年度以降に期することとし、今として、資料集作成は明年度以降に期することとし、今として

佐藤範雄と社会主義運動

「大逆事件」連座者達との

交渉を中心に

渡辺順一(點)

らかにすることを意図し、特に佐藤範雄における日露戦争後から本稿では、本教が今日まで果たしてきた社会的活動の一端を明

性は何であったのかを究明していくことが求められる。

教祖直信として信仰をどう実践しようとしたのか、またその限界的・思想的な枠組みを明確にしつつ、その時代状況の中で佐藤が

今後は更に、武田九平との交渉を研究対象の中心として、時代

実践の内容及び性格を、天皇制国家の国内施策との関わりを押さ主義者・労働運動家達との交渉過程を辿りつつ、その社会的信仰昭和初期にかけての社会教化・感化救済活動に照明を当て、社会

えながら考察した。

「大逆事件」連座者達の仮釈放請願運動の性格について考察した。「大逆事件」連座者と直接に交渉を持ったが、森近との交渉は、森近が帰郷する明者と直接に交渉を持ったが、森近との交渉は、森近が帰郷する明治四十二年頃から、「大逆罪」で死刑に処される四十四年一月までの足掛け二年間であり、また終身刑で長崎刑務所に服役するととなった武田とは、武田の出獄請願運動を開始する昭和二年一月まである。第一章では、日露戦争後の国内施策「地方改良運動」間である。第一章では、日露戦争後の国内施策「地方改良運動」間である。第一章では、日露戦争後の国内施策「地方改良運動」は、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めな、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めは、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めは、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めな、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めな、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めな、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動を運動の性格について考察した。「大逆事件」連座を議に、森近運平・武田九平という、二人の「大逆事件」連座といる。

金光大神と日柄方位

――その関わりと展開について―

成敏 正(動手)

いお断り」を申して行なう信仰の営みへ転換していったとする見

方が妥当であろうとの見解を提示した。

岡

位との関わりについて、具体的に究明することを試みた。 大神像を再検討すべく、四十二才に至るまでの金光大神と日柄方 お断り」を教示する内容が散見することから、改めて従来の金光 当時日柄方位を改める際、最も恐れられていた金神への「お願い 当時日柄方位を改める際、最も恐れられていた金神への「お願い 調したとされてきた。これに対して本稿では、金光大神理解に、 調したとされてきた。これに対して本稿では、金光大神理解に、 調したとされてきた。これに対して本稿では、金光大神と日柄方位の「迷 今日まで、金光大神は四十二才の大患において日柄方位の「迷

一、二章では、金光大神がその前半生、建築等の営みにおいて考 を受けた金光大神の「お断り」という姿勢との関わりについて考 を受けた金光大神の「お断り」という姿勢との関わりについて考 を受けた金光大神の「お断り」という姿勢との関わりを検討し、さらに、 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という 手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という を受けた金光大神の「お断り」という姿勢との関わりについて考

それまでの日柄方位説に依拠した生活の営みから、金神へ「お願日柄方位説とその俗信である金神信仰から離脱したとするより、以上の考察を通して、金光大神が、四十二才の大患を契機に、多した

戦後教監邸会議に至る本教教政の課題

その運用の過程から―二十一年教規改正と

橋本美智子(量)

本稿では、終戦直後から昭和二十二年の「教監邸会議」に至る本稿では、終戦直後から昭和二十二年の「教監邸会議」に至る本で、二十一年教規で正とその実施とに当たる中で、どのような課題を担わされたのかを求めようとした。そとで問われた教政の課題は、後の、二十九年教規改正に向けての審議に対して、なんらかの枠組を提供するものとなったのではないかと考えるところからである。

うとした。
うとした。
うとした。
うとした。

た。

が求められる。

なお、今後、二十一年教規の定める「教主」制について、他のなお、今後、二十一年教規の定める「教主」制について、他のはない、今後、二十一年教規の定める「教主」制について、他のが求められる。

下の三点である。

「教祖御祈念帳」(仮称) から

帳面の特徴をうかがうために――

小関照雄(学)

概説した。そうした素材として本稿で取り上げた内容は、概ね以の中から帳面の全体的な把握を狙いとした素材を数点取り上げ、事項の特徴など、そのアウトラインについて述べたあと、それらを試みた。具体的には、まず各年毎の帳面のサイズ、形態、記載を試みた。具体的には、まず各年毎の帳面のサイズ、形態、記載本稿では、明治二年から十三年までの「教祖御祈念帳」(以下「御本稿では、明治二年から十三年までの「教祖御祈念帳」(以下「御本稿では、明治二年から十三年までの「教祖御祈念帳」(以下「御本稿では、明治二年から十三年までの「教祖御祈念帳」(以下「御本稿では、明治二年から十三年までの「教祖御祈念帳」(以下「御本稿で取り上げた内容は、概ね以下、

にみられる「無礼」の解釈試論安政五年十二月二十四日のお知らせ

部 弘(野)

竹

観念、負い目を自覚する「罪過」の観念という三つの層に類型化いて比較考察した。考察に際しては、P・リクールが『悪のシンボリズム』の中で、悪の経験を、外在する何ものかのとの接触と、対ないで比較考察した。考察に際しては、P・リクールが『悪のシーがで比較考察した。考察に際しては、P・リクールが『悪のシーがではがる記述の相違に注目し、そこに伺い得る「無礼」の相に要政五年十二月二十四日のお知らせの、「覚帳」・「覚書」両安政五年十二月二十四日のお知らせの、「覚帳」・「覚書」両

して分析したものを参考にした。

れぞれ捉えられるのではないかと考えた。として、また「覚書」のそれは「罪過」の層の表象として、そに比定することによって、「覚帳」の「無礼」は「罪」の層の表に出か所記されている「無礼」を、リクールが説く悪の三つの層に二か所記されている「無礼」を、リクールが説く悪の三つの層に、二章では両書の記述を比較し、「覚帳」に一か所、「覚書」

また三章では、お知らせ記述全体の志向性を、「無礼」の捉え

とに努めた。 とに努めた。 とに努めた。 とに努めた。 という不幸についての意識の相違という点から比較し、四章ではそうした はについての意識の相違という点から比較し、四章ではそうした との性の相違が、記述中の「この度」における転換の性格に集約 ではないか、との立場から、「覚帳」の「この度、 されているのではないか、との立場から、「覚帳」の「この度、 とのではないか、との立場から、「覚帳」の「この度、 とのではないか、との立場から、「覚帳」の「この度、 という不幸についての捉え方の相違―神の助

のお知らせにおける「無礼」との関連性を模索した。との推論を加え、両記述時期の間に下った明治六年旧八月十九日明治初年と明治七年以降の信仰内容が反映しているのではないか両書の記述の相違には、「覚帳」・「覚書」それぞれが記された以上のような「無礼」に関する比較考察をもとに、五章では、以上のような「無礼」に関する比較考察をもとに、五章では、

---産穢、月事穢を中心として---

佐藤光子(學)

めた。 は、妊娠、出産、月経に関わって語られた理解を中心に考察を進に、妊娠、出産、月経に関わって語られた理解を中心に考察を進た、妊娠、出産、月経に関わって語られた理解の中でも、特

第一章では、諸文献や伝承、民俗資料調査報告、各地の町史や

市史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習につた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時のた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時のた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時のた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時のた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時のた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時のた。第二章では、前者が「神を避ける」消極的、否定的在り方であったのに対し、前者が「神を避ける」消極的、否定的在り方であったのに対し、前者が「神を避ける」消極的、否定的在り方であったのに対し、前者が「神を避ける」消極的、否定的在り方であったのに対し、前者が「神を強力、関係と、出産、月経にまつわる禁忌や因習につず史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習につず史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習につず史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習につず史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習につず史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習につず史などをもという。

き、金光大神の信仰における更なる布教の展開へとつながっていいった「不浄・汚れ」に関する教えは、人々を救い助ける道を開のような体験を通し金光大神の中で独自の教義として確立されて

ったという見解を示した。

「振り売り」について

―その内実と根拠を求めて――

鈴木義雄(聖)

金光大神の道の布教とは何かという問いを持って金光大神理解金光大神の道の布教とは何かという高味にまで広げる必要があるい。そこで、この三節を基に写句の解釈を展開していったというない。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、い。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、い。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、い。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、い。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、い。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、い。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、「時節を持て」という意味にまで広げる必要がある心をせよ」、「時節を待て」という意味にまで広げる必要があるのではないかと考えられた。

そして、この内実を基に金光大神が「振り売りをするな」と語

る」、「形がなくなる」、「差し向け」、「身代わり」等の言葉 をするな」と語らせたのだ、ということが浮かび上がった。さら との関係において、その手がかりを問い求めた。 がかりとして、当時の布教状況の厳しさが金光大神に「振り売り めた。まず外的根拠として、「内信心をせよ」という理解群を手 に、内的根拠としては、金光大神と神との関係に視点を向け、「座 った根拠を、その外的なもの、内的なものという両面から問い求

組織 秩序

戦時時局活動研究への 視角を求めてー

原 田 道 守 (助手)

の模索を試みた。 本稿では、本教における戦時時局活動の営みを問う教学的視座

のような問題性が浮上してくるかに吟味を加えた。三章において ③自主的な意志の保留という典型例について考察することで、ど 者の相互対応に関して、⑴国家との対立抗争、⑵国家への隷従、 方について述べた。二章では、国家秩序と組織秩序及びその帰属 てきたか、また、それに伴って変貌する人間の善悪の判断の在り 一章では、歴史上、組織秩序が一般的にどのように推移変遷し

> 得ない存在としての人間と、そこから自由を希求する姿としての ついての内実把握に努め、常に何らかの制約・規制を受けざるを は 組織・秩序・人間の緊密な関係性を前提に、人間の自由性に

視角を提出した。 に接近する新たな視角が開かれるのではないかという、推定的な う仮説を立てることで、戦時時局下を生きた人々のリアリティー 人間の在り方を確認しようとした。 以上により、人間は、本来自由ではあり得ないものであるとい

資料解読と方法論の吟味を進めていくことの必要性を確認した。 なお、今後、本教戦時時局活動の問題性に具体的に迫るために、

幹夫(助手)

〇真田 昭和六十年十一月以降、左記の業務に従事した。

高橋正雄資料(V)の目録作成

資料の複写(小野家資料、教団史資料

紀要掲載論文検討会記録要旨

会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 会を開催した。 の批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催して、所外

以下に検討の概要を掲げる。

以下に検討の概要を掲げる。

以下に検討の概要を掲げる。

以下に検討の概要を掲げる。

以下に検討の概要を掲げる。

いか。

太(司会)、渡辺順一・牟田光子(記録)であった。一(気多・駒沢大学助教授)の各氏、所内からは各論文執筆者と西川橋信美(京極・金光教学院教授)、坂本忠次(岡東・岡山大学教授)、前田祝橋信美(京極・金光教学院教授)、坂本忠次(岡東・岡山大学教授)、前田祝橋信美(京極・金光寿一(船橋)、棚

福嶋論文

へようとしており、その意味で新たなる本教神観の構築の試みでら、神を「天地」の統一体として実体論的に捉える神観が提起さて捉える従来の神観に対し、金光大神理解の諸相を検討する中かて捉える従来の神観に対し、金光大神理解の諸相を検討する中かる。 『概説 金光教』等に見られるような、神を機能・働きとし

さめ、それらの持つ教義的意味を浮上させることも必要ではな布教者の中に脈々と伝えられてきた「天地」の内容をも視野にお教説が認められる。本教神観を考察しようとする時には、教団的説の中には、大地の恩、水の恩等、教祖の説く「天地」と同様の説の中には、大地の恩、水の恩等、教祖の説く「天地」と同様の説の中には、大地の恩、水の恩等、教祖の説く「天地」と同様の説の中には、大地の恩、水の恩等、教祖の説く「天地」と同様の説の中には、大地の恩、水の恩等、教祖の説く「天地」と同様の教育の中に派されてきた教養があると評価できる。論文では、教団中央で形成されてきた教養があると評価できる。論文では、教団中央で形成されてきた教養があると評価できる。論文では、教団中央で形成されてきた教養があると評価できる。論文では、教団中央で形成されてきた教養があると評価できる。

○ 「天地」という場の空間性及びその時間性については、その容がそれぞれ神の社・神体としての意味で等質であり永遠であった。とされている。しかし、その等質性や永遠性の中身に踏み込んるとされている。しかし、その等質性や永遠性の中身に踏み込んであって、それ以上言及するならば単なる信仰告白に陥ってしまっ、という判断に立って論述をそこまでに止めたということであっ、という判断に立って論述をそこまでに止めたということであっ、という判断に立って論述をそこまでに止めたということであった。から、神・「天地」の内容をさらに深く理解するについては、そのろうが、神・「天地」の内容をさらに深く理解するについては、そのろうが、神・「天地」の内容をさらに深く理解するについては、その方が、神・「天地」という場の空間性及びその時間性については、その方容が表している。

の伝統的な天地・自然観と教祖のそれとの関係からの考察も必要期まで「自然」は「じねん」と呼ばれていたことの意味等、日本然観と対置させる形で、教祖の「天地」観を押えているが、明治の思想背景から人間中心主義的に性格づけられた今日的な天地自の 筆者は、近代科学の成立に至る西欧の精神史を押えつつ、そ

成・展開過程を究明する研究がなされる要があると思える。書」「覚帳」に基づいて、金光大神における「天地」の自覚の生ではないか。また、このような理解研究が出されてみると、「覚

早川論文

○ 筆者は、西欧諸語と相違する日本語の特質に注目し、そこか ○ 筆者は、西欧諸語と相違する日本語の特質に注目し、そこか とする直接話法であるとして解釈することはできない。神のメッとする直接話法であるとして解釈することはできない。神のメットでは分析し難い面がある。例えば、お知らせ文の「此方」が、神が自らを示す代名詞としてその語を使用したかの如く、直が、神が自らを示す代名詞としても、それを直ちに神を発語主体接話法の形で記されていたとしても、それを直ちに神を発音が記ら「此方」にする。

でいくととが必要であろう。 までいくととが必要であろう。 でいくととが必要であろう。

ってほしい。回しをさらに調査するなど、読み方の根拠を一層明らかにしてい回しをさらに調査するなど、読み方の根拠を一層明らかにしていついては、注①にも触れられているが、当時のとの地方での言いつ、「此方」を「このかた」と読んでよいかどうかという問題に

佐藤論文

 ○ 今日の時代では個人の信仰を踏まえた教団論が少なくなって の接点の問題を考慮に入れることも望まれる。
 ○ 今日の時代では個人の信仰を踏まえた教団論が少なくなって られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに られる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするに りなどをして資料的側面からの充実を図るととや、高橋が「食」

高橋等が信心中心主義を掲げ、

「教祖へ帰れ」と主張したと

○ 高橋の立教神伝解釈が教団論へ展開されていくことを結論づいた ・ 第者が提示した資料からだけでは、やはり個人的信仰の確 ・ 大提出した、「答申」の問題に論述を集約させていっているが、 ・ 「答申」という文書の性格は、単に高橋の個人的な信仰的態度を 表明したものと言うよりも、当時の教団状況に規定されつつ書かれた教政レベルでのものであり、かつ、他の様々な人達の教団意 ・ 大き、筆者が提示した資料からだけでは、やはり個人的信仰の確 ・ とき、筆者が提示した資料からだけでは、やはり個人的信仰の確 は、高橋の教監就任以降の教団論的な立教神伝解釈の動きに、も いう印象は拭えない。両者の連続性をより説得的に論証する為に は、高橋の教監就任以降の教団論的な立教神伝解釈の動きに、も いう口象は拭えない。両者の連続性をより説得的に論証する為に は、高橋の教監就任以降の教団論的な立教神伝解釈の動きに、も いう口象は拭えない。両者の連続性をより説得的に論証する為に は、高橋の教監就任以降の教団論的な立教神伝解釈の動きに、も いう口象は対えない。一方では、 では、 ・ は、 ・ は は ない ・ は、 ・ は ない ・ は ない ・ は は ない ・ ない ・ は ない ・ は

全体に関わって

応終息したという今日の段階を顧みるとき、戦後の教団状況を押んできている。教学研究としても、御取次成就信心生活運動が一なりつつあり、事実、歴史学の分野では、戦後史研究が次第に進なりつかり、事実、歴史学の分野では、戦後も歴史研究の対象と

え直すところからの戦後史研究の課題化が願われる。

いった課題への力強い踏み込みを期待したい。 思う。教学というものの性格から規定される面もあろうが、そうり結んでいくような課題が、非常にたくさん隠されているようにを読んでも、追究されている課題の背後に、今日的な、現実と切る 独会で布教の御用にあたっている立場からすれば、どの論文

(4669)

彙

──昭和六○・四・一~昭和六一・三・三一──

昭和六十年度の業務概要一九七頁	
研究題目の認定一九八頁	
研究講座	
研究発表会100頁	
資料の収集・整理	
教典に関する基礎資料の編纂二〇三頁	
教学に関する懇談会	
教団史に関する懇談会・・・・・・・・・・・・・・・・・ ○四頁	
各種会合への出席	
研究生	
評議員10六頁	
嘱託・研究員二〇七頁	
人事異動10七頁	
学院生の研修・その他二〇八頁	

ための基礎的資料の作成を進めてきている。

昭和六十年度の業務概要

研究活動の一層の充実を期すると共に、教典の内容理解に資する活動の拡充を図ってきている。また、昭和五十八年に刊行された貫の研究題目認定を実施し、爾来、共同研究の重要性を確認するところから、そのととを十全になし得るよう、研究講座におけるで、昭和五十七年度から、新たに研究講座体制を敷き、併せて所て、昭和五十七年度から、新たに研究講座体制を敷き、併せて所て、昭和五十七年度から、新たに研究講座体制を敷き、併せて所は、本教研究機関としての諸般の業務の円滑な遂行を願っ

大十年度は、こうした基本方針を踏まえて、基礎的研究に専念 会合についての意見を聴取した。五十九年度は五回にわたっ で会合についての意見を聴取した。五十九年度は五回にわたっ を再編成するなど、一層の充実をはかってきた。さらに、本所資 を再編成するなど、一層の充実をはかってきた。さらに、本所資 を再編成するなど、一層の充実をはかってきた。さらに、本所資 を再編成するなど、一層の充実をはかってきた。さらに、本所資 を内他、本所主催の会合の一つである教学研究会については、 その他、本所主催の会合の一つである教学研究会については、 本ので、資料目録の作成、コンピュータへの入力などを行った。 その他、本所主催の会合の一つである教学研究会については、 本が資 を合についての意見を聴取した。五十九年度は開始した民間陰陽 は開催を見合わせ、教学に関する懇談会において本所主催の諸 で会合についての意見を聴取した。五十九年度は五回にわたっ さい、本所資

研究題目の認定

四月二十二日、十一名の所員による以下の研究題目が認定された。 。金光大神事跡の資料化

小野家資料をもとに---

金光

和道

「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック ――「御覚書」「覚帳」のテクスト分析ノート2――

0

。昭和九・十年事件をめぐる教政動向について

。教典の成立に伴う伝承上の諸問題とその意味 「不浄・汚れ」に関する理解について

「御道案内」「神誠・神訓」を素材にして-

教団統合の原理としての「生神金光大神取次」---

本所所蔵資料についての概論作成口

昭和二十九年教規に見られる教団体制について

太

「昭和九・十年事件」における教内各層の動向について 「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」執筆の動機とその意味 潔

金光教青年会の動向に焦点をあてて―― 隆雄

「先祖の祭り」について

。歴代内局別資料集の作成 -明治二年三月十五日の神伝解釈

講 座

通り実施した。 五月一日、本年度(六十年度)の研究講座を発足せしめ、以下の

一、第I講座

早川

公明

①教学論総論——担当者、所長・部長・幹事・資料室主任・嘱

た嘱託による次の講義を実施した。 教史研究、及び本所資料についての講義を七回実施した。ま 理念・歴史・方法論、金光大神研究、教義研究、 研究生を対象に、本所の活動内容に関する講義、教学の基本

教団史・布

。「布教史研究について」藤尾節昭 。「金光大神研究について」瀬戸美喜雄 (60・7・26) 60 6 25

光昭

(2)教学論各論

(1)原典講読1——担当者、 、竹部

「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読を主と

した講読会を八回実施した。

问原典講読2――担当者、岡成

講読会を八回実施した。 「金光大神御理解集」をテキストとして、通読を主とした

(4671)

八資料解読1——担当者、金光

て金神信仰についての聴取を行った。の解読の実習を七回実施した。うち一回は、所外実習としの解読の実習を七回実施した。うち一回は、所外実習として金神信仰についての聴取を行った。

| 対目重り置い受料になる。| 白資料解読2---担当者、高橋一

祈念帳」(仮称) 明治十年分の解読作業を一一回実施した。教祖直筆の原文資料にふれることを目的として、「教祖御

(3) 文献講読

倉野憲司校注『古事記』をテキストとして、講読会を七回(が哲学文献講読――担当者、橋本

代内局の立場」、福嶋義次「『理解』のことばについて」、研究生を対象に、佐藤光俊「管長罷免要求運動の軌跡と歴何紀要論文講読――担当者、松沢

状等についての、坂本嘱託の講演を一回実施した。託を招いての講読会を一回実施した。また、欧米社会の現エンゲルス著『ドイツ農民戦争』をテキストとし、坂本嘱

二、第Ⅱ講座

『金光大神覚』こ関する従来の1)原典ゼミ1――担当者、金光

・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。 掘究明を行うととを趣旨として八回実施した。その内容を収掘究明を行うととを趣旨として八回実施した。その内容を収掘究明を行うとともに、討議を通して新たな問題点の発

②原典ゼミ2――担当者、早川

めた。なお、嘱託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討は一四回実施し、第一七章一四節から第二一章三七節まで進現代語訳の検討、及び注釈箇所の抽出を行っている。本年度新教典注釈書編纂事業の一環として、「お知らせ事覚帳」の

③教団史資料ゼミ――担当者、佐議に加わった。

の資料講読・討議を中心に、一七回行った。「教団史に関する懇談会」(第六回、第七回)の事前準備のため

二、第Ⅲ講座(釈義部門)

(1)金光講座

助手小関照雄の研究課題の明確化をはかるべく、二回開設し研究題目に基づき、小野家資料の目録作成を進めると共に、

(2)早川講座

研究題目を追究すると共に、助手竹部弘の研究課題の明確化

(3)岩本講座 をはかるべく、計六回開設した。

研究題目を追究すると共に、助手岡成敏正・佐藤光子の研究 課題の明確化をはかるべく、計四回開設した。

4)藤井潔講座

四

第Ⅳ講座

(歴史部門)

(1)佐藤講座

(5)松沢講座 作成のため、計一八回開設した。 研究題目を追究すると共に、 研究題目を追究すべく、四回開設した。 「お知らせ事覚帳」の用語索引

課題の明確化をはかるべく、計三回開設した。 研究題目を追究すると共に、助手渡辺順一・原田道守の研究

2藤井喜講座 研究題目を追究すべく、関係資料の整理・講読を進めた。

(3)西川講座 研究題目を追究すると共に、助手橋本美智子の研究課題の明

確化をはかるべく、計六回開設した。

(4)上坂講座 研究題目を追究すべく、関係資料の整理・講読を進めた。

 第V講座 (資料部門)

(1) 堤講座 研究題目を追究すべく、三回開設した。

(2) 岡講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

研究講座について、各講座ごとに反省会をもった。 なお、六十一年三月中旬から下旬にかけ、本年度に実施された

研 究 発 表 会

の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを 研究活動の過程で、他の立場からの示唆、 批判をうけて、研究

願って、以下の通りに実施した。

。明治二年三月十五日の神伝解釈の試み

松沢 光明

60 7 3

0

「日柄方角」考

戦後の教団における「多元」性の視点について

|教祖前半生における「日柄方角」について――

岡成 敏正 60 9 25

。神道金光教会時代における教会形成・講社結収について

-西阿知周辺地域の事例を中心に――

渡辺

(4673)

資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

、資料調査・収集

①総務部長から「教祖御祈念帳」 (写真版) (明治十年~同十三年)

の

②大橋家、河手家の先祖祭りに関する、大橋真之助、河手唯夫、 提供 (60・4・18、10・14、11・29、12・13)

(3)谷口千代雄氏から「戸たてずの庄屋」に関する資料(三点)の 河手清高氏からの聴取調査 (6・6・3) 三名 金光町

(4) 『秀真』(三1点)の収集(6・6・25) 一名 寄贈 (60・6・15) 金光図書館、 金光学

(5)佐藤博敏氏からの本教戦後史に関する資料(二五点)の寄贈

60 7 8

(7)北米布教に関する資料 (1八点) の収集 (60・7・11、7・18) 二名 ⑥玉城豊氏からの「高橋常造大人御教集」の寄贈(6・7・8)

(8)民間陰陽道・金神信仰に関する、児玉正治、三浦秀宥、橋本 本部教庁

⑪製本機の調査 (9)西阿知周辺の金神講調査(6・8・15)三名 阿知教会 照国氏からの聴取調査 (6・7・14~15) 四名 (60・8・22) 三名 岡山市富士ゼロックス営業 新見市、真庭郡

山民間陰陽道・金神信仰に関する、児玉正治、池上満氏からの

⑿静岡地方初期布教に関する聴取調査(6・10・7)二名

島田

(13)民間陰陽道・金神信仰に関する、鶴藤鹿忠、高本坂二氏から の聴取調査並びに金光町・総社市周辺の史蹟調査(6・10・13

山高橋行地郎氏からの高橋正雄師関係資料(10六点)の寄贈 ~13) 六名 金光町、 総社市

60 10 18

び黒住教天心講資料 (1九点) の寄贈 (6・10・29)

協近畿布教史編集室からの和歌山・山崎・豊中・橋本四教会及

(17)仁科志加に関する人物調査(60・11・25)二名 今立教会 (16)尾道西教会からの同教会資料 (約五〇点) の寄贈 (60・10・31)

個戦後教団史に関する資料 (二一点)の収集 (6・11・27) 二名 岡山県立総合文化センター

即布教部からの「金光教教典索引」 のフロッピィディスク (1

20民間陰陽道・金神信仰に関する、 三枚)の購入(60・12・5)

国司神社祭典の調査(60

二、資料管理 12:26~27) 二名 総社市

付資料の登録

(1)資料の管理・運用

昨年に引続いて、 。教内及び一般学術図書 (八五三三冊) 左記の資料をコンピュータへ入力した。 聴取調査 (60・8・29∼30) 二名 新見市、

(4674)

一の所外への資料 (図書) の貸与 管を可能にする大容量記憶装置(ハードディスク)を導入した。 なお、昭和六十年一月、資料の高速検索並びに大量一括保

付し、左記の資料を貸与した。 資料の貸与(複写・撮影)許可条件(紀要第二四号、P28参照)を

。『本教の教義を求めて』(三冊) 金光教研修生 (60・5・17)

教学論に関する資料(1○点)学院学監 高橋行地郎(60・

○高橋常造師に関する資料 (三点) 60 6 19 「お知らせ事覚帳」用語索引(1点) 多度津教会長 学院長 内田守昌 玉城豊

o 高橋正雄師書簡 (大久保宅次発、S10・5・16) 薬科大学助教授 60 11 19 小沢浩 (60·11·16) の複写 富山

。紀要『金光教学』(第二、三、七~九、一四~一八号、計四三冊)

学院長

内田守昌 (60·11·30)

書館収蔵庫の薫蒸に併せて、同資料の薫蒸を行った。 なお、教団書庫資料のうち、小野家文書及び大阪教会資料 (いずれも原本)について、六十年十月三十、三十一日、金光図

(2)資料の複写

向小野家資料 一三〇点 ()布教史資料(高宮教会) 五一点

(八「教祖御祈念帳」(仮称)(明治十年~同十三年) 四点

> () 教団,史資料 (戦時時局活動、 教団自覚運動) 二教内図書・新聞類(『金光教徒』、『秀真』) 七二点 三七点

い研究発表・報告類 (S32~S37) 公北米布教史関係資料 一八点 四七点

なお、六十年九月から、複写用紙を資料用のみ従来の酸性紙 から中性紙へ切り替えた。

(3)資料の整理

(1)金光大神関係資料

新たに追加された資料一九点をカード化し、撮影した写 真を整理し、資料目録を作成した。

向小野家資料 文書の補修は、治安・土木・金融関係等約四○点を専門

文書の複写本作成は、昨年に引続き、村政・支配関係 (御物成帳、巡検使等)八一点について、各一部ずつ複写・製

家に依頼し、裏打ちを行った。

い教団史関係資料

。大正期資料、昭和期戦前・戦後分資料の整理・分類及び

目録作成を行った。

。布教史資料の項目別分類・整理を行った。 。大阪教会資料、北米布教史資料の整理を行った。 。五十九年度

本年度までに、以下の企画・作業を取り進めた。

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認、補充及び新収④図書の整理・保管

⑤雑誌の整理・保管を行った。

三、資料編集

⑴「<資料>金光大神事蹟集」の発表

(2)「<教団史資料目録>」の発表「<資料>金光大神事蹟集(1)」を紀要第二五号に掲載した。

-(1)」を紀要第二五号に掲載した。 (人教団史資料目録 8)教団史資料六-(大正元年~同十五年)

教典に関する基礎資料の編纂

の事業を具体化せしめていくととなった。 その教義的解明に資するための基礎資料の編纂方途を模索し、そその教義的解明に資するための基礎資料の編纂方途を模索し、それ神御覚書「お知らせ事覚帳」で発力があるとに本教根本典籍(で金光大神御覚書)のもとに本教根本典籍(で金光大神御賞書)のもとに本教根本典籍(で金光大神御覧)のもとに本教根本典籍(で金光大神御覧)の表表に表表している。

び注釈箇所の検討を一七章一三節まで進めた。

載した。

(2)

- を進めた。 (3) 「教典用語解説」に収録すべき用語の検討、及びカード化
- というテーマを設け、所外有識者から意見を聴取した。(紀要懇談会において、「教典コメンタリー編纂のあり方について」組 編纂方針上の諸問題を検討するため、第七回教学に関する

第二五号彙報中「教学に関する懇談会」の項参照)

。六十年度

び注釈箇所の検討を二一章三七節まで進めた。(1)原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」の現代語訳、及

語索引を作成した。 語索引を作成した。 「お知らせ事覚帳」の用

(3) 金光講座において、「金光大神事跡資料集(小野家資料、土地

(4)

「金光大神事跡集臼」の原稿を作成し、紀要第二五号に掲

を進め、「教典便覧」を作成した。
「教典用語解説」に収録すべき用語の検討、及びカード化載した。

教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格をはじめとして、今日の教

本所主催の諸会合のあり方について」というテーマのもとに、設る。第八回教学に関する懇談会は、「教学研究会をはじめとすることを願いとして、教学に関する懇談会を時々に開催してきてい団状況とのかかわりで教学研究が抱え持つ諸問題を検討していく

立以来三十年の歩みの中で本所が主催してきた種々の会合につい

等について、話し合いがなされた。 等について、話し合いがなされた。 等について、話し合いがなされた。 等について、話し合いがなされた。 第二、十三日に開催した。 一日目は、まず渡辺順一助手が「本所主催の諸会合の歩み」と 一日に開催した。

二日目は前日の懇談内容を踏まえて、主として教学研究会の企 二日目は前日の懇談内容を踏まえて、主として教学研究会の企成できるのか、また、教典刊行後の教内における教学的動向に対して本所はどのような関わりを持ちうるのか、等の問題について意見が交された。

あった。

教団史に関する懇談会

心に〕というテーマのもとに、以下のごとく開催した。
「戦後教団の動向について(昭和二十九年から三十八年までを中がら着手してきた本教戦後史の資料収集の一環として、昨年度には、研究領域の拡大を目指すという願いのもとに昭和五十八年度解を聴取し、資料化してきている。第六回教団史に関する懇談会解を聴取し、資料化してきている。第六回教団史に関する懇談会がのいるというテーマのもとに、以下のごとく開催した。

期 日 昭和六十年六月十日~十一日

会 場 本所会議室

(3)

八坂憲三、田淵徳行、本所職員七名出席者 佐藤博敏、谷口金一、岩崎猛、市川彰、杉本光夫

各種会合への出席

(1) 学会

歴史学研究会(6·5·5·2√2) 三名日本記号学会(6·5·5·8~9) 二名

日本宗教学会(60・9・13~15)二名民衆思想研究会(60・7・27~28)二名

荒木美智雄、山田実雄、斎藤東洋男、松田敬一、本所職員九名で

日本民俗学会 (60 10 5 6)

日本社会学会 (60・11・3~4) 二名

日本民具学会 (60・11・24~25) 日本史研究会 (60・11・16~17) 三名

2)教内会合

布教史研究連絡協議会(60・8・23~24)二名

金光教平和祈願広島集会(60・7・28)

(3) その他 岡山民俗学会主催の講演会(60・5・26) 四名

現代における宗教の役割研究会

リコー、リポートフェア(6・7・9) 二名 東芝新製品展示会 (60・7・23) 二名

NCC夏期研修ゼミナール(60・9・2~4) 二名

研 究 生

れ、実習を行った。 本年度は、左記の三名が五月一日から六か月間研究生を委嘱さ

鈴木義雄(熱田教会)、 原田道守(厚南教会)、 真田幹夫(上分教会)

実習の概要

(1)レポート (1)文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポー

トを三回提出した。

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポート

を十月に提出した。

三回の文献解題レポートとその検討内容を踏まえて、六か 月の研究生期間が自分にとって何であったのかを問題関心、 信心、立ちどとろという三つの側面から問い直した。

。原田道守

戦時時局下の本教をどう問うことができるのか、との問題 意識に立って、研究対象に問い入る自己と対象との教学的

関係の在り方を求めつつ、研究視点を模索した。

。真田幹夫

親から受け継いできた信仰等への吟味・検討をもって、今 後の研究の方向性の明確化に努めた。 「信心の継承とは」との問いのもとに、自己がこれまで両

(2)講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座「教学論総論」 「教学論各論」「文献講読」の各講座に参加した。

(3)資料実習

の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実 資料の意味を把握し、本所における資料の収集・整理・保管

(4678)

(4)その他習を行った。

事した。 所内各種会合の傍聴、及び図書整理、儀式事務御用奉仕に従

議員

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

1)第四十回 (6)・9・1)

議題(別昭和六十一年度の方針並びに計画案及び経費予定につ

)たり12(2)第四十一回(61・3・12)

仰その他

仰その他

長の研究面での職責を明らかにし、その位置を確認するという三の利点をも生かした指導関係の充実と研究者の育成を図る(ハ部)の利点をも生かした指導関係の充実と研究者相互の研究的交流を制の有機的関連を求めるについて(ハ研究者相互の研究的交流を講座体制が定着した現状に鑑み、改めてここから講座体制と部体第四十回の審議の主な点は、(1)昭和五十七年度以来進めてきた

点の具体化について

(2)資料の管理、

運用の方向と資料室業務の

せ、経費についても質疑が交され、昭和六十一年度の方針並びにへの具体的関与の方法について、等であった。これらの諸点に併教学研究会等本所主催の諸会合の持ち方について「5研究員の所現状について「3教典コメンタリーの編纂作業状況について「4

(灰席 畑斎 岡開造) の各評議員と、所長以下六名の職員であった。なお、出席者は、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行、内田守昌計画案及び経費予定案について了承を得た。

第四十一回では、昭和六十年度の研究報告並びに業務報告の概第四十一回では、昭和六十年度の研究報告並びに業務報告の概算について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。①本要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。①本要について報告のの方という問題 ②日柄方位及び伝統的な汚穢観念に対する教祖の姿勢がる問題 ③日柄方位及び伝統的な汚穢観念に対する教祖の姿勢がる問題 ③日柄方位及び伝統的な汚穢観念に対する教祖の姿勢がる問題 ③日柄方位及び伝統的な汚穢観念に対する教祖の姿勢がる問題 ○一次である。 ○一次ではなる。 ○一次である。 ○一次である。 ○一次である。 ○一次である。 ○一次である。 ○一次ではなる。 ○一次では

岡開造の全評議員と、所長以下六名の職員であった。 なお、出席者は、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行、内田守昌

嘱 託 研 究 員

本所の業務に参画した。 民間陰陽道・金神信仰に関する調査への出席・参加等を通じて、 嘱託・研究員は、各研究講座及び第八回教学に関する懇談会、

光大神御理解集の英訳に従事した。また、嘱託カルロス・ホベル ト・コドニャットは、 なお、嘱託リチャード・グレンジ及び大矢嘉は、金光教教典金 金光教教典金光大神御覚書のポルトガル語

事 異 動

所 長 60 9 30)—再任—

助 同

研究員

—委嘱期間満了—

1

高阪松太郎 斎 60 12 1 (60・11・30) —任期満了— |再任|

委 原田 道守 義雄 義雄 60 5 1 60 5 1 60 . 5 . 1

特別研究生 真田 幹夫 (60・10・31) —委嘱期間満了— (60・10・31) —委嘱期間満了— (60・10・31) —委嘱期間満了—

委

嘱託

前田 祝一(60:12:1)

大矢 リチャード・A・グレンジ (60·10·31) 60 10 31

事

藤田三和子

高橋美智雄(61・2・1) 佐藤(牟巴)光子(61・3・31)

真希 (61・1・31)

(4680)

本所関係者(61・3・31現在)

嘱託一三名 研究員五名 評議員五名 職員二五名(所長1部長2幹事1所員7助手9事務長1主事3書記1)

学院生の研修・その他

真田幹夫が出席した。
の成敏正・小関照雄・竹部弘・佐藤光子・鈴木義雄・原田道守・について、学院からの要請により、そのレポート検討会へ、助手について、学院からの要請により、そのレポート検討会へ、助手にかいて、学院後期・研修実習課程のうち、布教者研究コース

) は「のように本所職員が講師及び幹事の任にあたった。 度は以下のように本所職員が講師及び幹事の任にあたった。 金光教研修生制度については、本部教庁の要請に応じて、本年

(1) 請前

福嶋義次 総論「教学研究」(60・5・10、9・21、9・27)

岩本徳雄

日から八月二十日まで、本所において研修を行った。海外研修生、岡崎・ゲイ・美恵 (ラレスノ教会在籍教徒) は、六月三

ト教会在籍教徒) は、三月一日から、それぞれ本所において研修を進六十一年一月十六日から、また、吉田・ジェーン・めぐみ(トロンなお、同研修生、岡崎・ヘンリー・敏夫(フレスノ教会在籍教徒) は

めている。

。ジャン・ピェール・ベルトン(日仏会館研究員・パリ大学)の・5・14本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下のとおりである。

。孝本貢(明治大学教授)60・8・2

○小沢浩(富山医科薬科大学助教授)60・11・16○望月幸義(歴沢大学教授)60・8・3

o ブライアン・ボッキング (スターリング大学助教授・スコットランド) 61

金光教学第二十五号正誤表

225	65	34	9	目次	頁
	L.				段
$\frac{\triangle}{4}$	⊥ △ 9	$\stackrel{\triangle}{7}$	2		行
i			在ます	昭 • 昭• 59	誤
(1)°	八一例	教祖自らが	在す	昭 和° 59	E

昭和61年9月20日印刷 昭和61年9月25日発行 金光教学第26号

編集・金光教教学研究所 即刷・凸版印刷株式会社 発行・金光教教学研究所 岡山県浅口部金光町

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所 までお送り下さい。



発刊に当って

このたび、当研究所紀要"金光教学"を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のうごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もととのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりをもち、絶えず当所のうごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的実践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的実践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

数学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に"金光教学"の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 千 仭)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by Konkokyo Research Institute Konko, Okayama, Japan 1986 No. 26

CONTENTS

CHUJI SAKAMOTO
Konkokyo's Reaction to the Movement of Social
Reformations Influenced by the Imperial Rescript
of 1908 ····· 1
TOKUO IWAMOTO
Konko Daijin's Teachings against the Impurity-pol-
lution Theories of Folk Religions——An Approach
to their Theological Meanings 35
MITSUAKI MATSUZAWA
An Analysis of the Divine Call on March 15th,
1867 60
MITSUAKI TSUTSUMI
A Chronologic Manual for the Collected Materials
of this Institute 94
Collected Materials:
Facts of Konko Daijin's Life and Events(3)17
Categorical Subject Listing of the History of
Konkokyo(9) ·····154
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the
Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 1985183
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of Papers Contributed to the Previous Edition194
A List of Activities of Konkokyo Research Institute
in the Year 1985 ······197